大学入試センター年報

1990年度

（平成2年度）

1992年（平成4年）11月

大学入試センター

大学入試センター年報

1990年度

（平成2年度）

目　　次

第１　総　説

1　事業の概要 …… 1

2　定員及び予算 …… 3

3　機構 …… 4

4　規程等 …… 5

5　会議 …… 8

(1)　評議員会 …… 8

(2)　運営委員会 …… 10

(3)　専門委員会等 …… 13

ア　教科専門委員会 …… 13

イ　試験問題特別委員会（運営委員会） …… 13

ウ　試験問題特別専門委員会 …… 13

エ　実施方法専門委員会 …… 13

オ　大学情報専門委員会 …… 13

(4)　大学入試センター試験等連絡協議会 …… 14

ア　総合部会 …… 14

イ　試験問題部会 …… 14

(5)　大学入試センター試験協議会 …… 15

6　広報活動 …… 16

(1)　広報資料の刊行 …… 16

(2)　諸資料の発表等 …… 19

第２　平成３年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要 …… 21

(1)　利用大学 …… 21

(2) 実施日程 …… 22
2 連絡会議の設置及び世話大学の決定 …… 24
3 実施要項及び受験案内の決定・発表等 …… 24
(1) 実施要項及び受験案内の決定・発表 …… 24
(2) 実施提要の決定 …… 26
(3) 説明協議会の開催 …… 26
(4) 入試担当者連絡協議会等 …… 26
(5) 受験案内の配付 …… 27
4 試験場・試験室の設定準備 …… 28
(1) 設定準備日程等 …… 28
(2) 首都圏における試験地区の広域化 …… 29
5 出願受付及び受験票の発行 …… 33
(1) 志願状況 …… 33
(2) 確認はがきの発送及び不備出願書類の修正 …… 34
(3) 試験場の指定 …… 34
(4) 受験票等の発行 …… 35
(5) 検定料の収納 …… 35
6 試験実施 …… 36
(1) 実施体制等 …… 36
(2) 試験時間 …… 36
(3) 受験状況 …… 37
(4) 身体に障害のある志願者に対する措置 …… 39
(5) 追試験の実施 …… 42
(6) 正解の発表 …… 42
7 実施結果 …… 43
(1) 答案の読み取り及び採点 …… 43
(2) 答案のマークもれ等の状況 …… 43
(3) 平均点等 …… 43
(4) 得点調整実施の有無 …… 43

(5) 成績の提供 …… 43
(6) 出願状況資料の提供 …… 44
(7) 合格状況資料の提供 …… 44
8 試験問題 …… 45
(1) 試験問題の作成 …… 45
(2) 科目の平均点等 …… 45
(3) 出題の誤り等について …… 46
(4) 試験問題に対する意見 …… 48

第3 大学情報提供事業
1 「ハートシステム」の運用 …… 49
2 「国公立大学ガイドブック（平成3年度版）」の刊行 …… 51
3 「大学ガイダンスセミナー」の開催 …… 51
4 「大学入学広報セミナー」の開催 …… 53

第4 調査研究
1 調査研究組織 …… 55
2 調査研究状況 …… 56
3 共同研究 …… 59
4 調査研究のための資料の提供 …… 60

第5 資 料
1 業務日誌 …… 61
2 大学入試センター役職員 …… 66
3 規程等 …… 68
(1) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程 …… 69
(2) 大学入試センター名誉教授称号授与規程 …… 70
(3) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程 …… 73
(4) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則 …… 74

(5)　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則 …… 77
(6)　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則 …… 78
(7)　大学入試センター庁舎管理規則の一部を改正する規則 …… 79
(8)　大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則 …… 80
(9)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則 …… 81
(10)　大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会に関する規則 …… 82
(11)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則 …… 85
(12)　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則 …… 88
(13)　大学入試センター専門委員の会議における臨時委員に関する細則の一部を改正する細則 …… 90
(14)　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則 …… 91
(15)　大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会における調査委員及び専門員に関する内規 …… 92
(16)　大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規 …… 93
(17)　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せ …… 94
4　関係法令 …… 95
(1)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令 …… 96
(2)　大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令 …… 97
(3)　人事に関する権限の委任等に関する規程の一部を改正する省令 …… 99
(4)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 …… 102
(5)　教育公務員特例法施行令第3条の2の規定に基づく文部省所轄機関の長の任期及び研究教育職員の停年を定める規程の一部改正について …… 106
5　実施要項等 …… 108
(1)　平成3年度大学入試センター試験実施要項 …… 109
(2)　平成3年度大学入試センター試験受験案内（抄） …… 116
(3)　平成3年度大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄） …… 155
(4)　平成3年度大学入試センター試験志願票 …… 174
(5)　平成3年度大学入試センター試験受験票（3教科以上受験者用） …… 175
(6)　平成3年度大学入試センター試験受験票（2教科以下受験者用） …… 177

(7)　平成3年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用） …… 179
(8)　平成3年度大学入試センター試験受験上の注意（点字問題受験者用） …… 187
(9)　平成3年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍)受験者用） …… 193
(10)　平成3年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用） …… 199
(11)　平成3年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について …… 207
(12)　平成3年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について …… 210
(13)　平成3年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて …… 213
(14)　平成3年度大学入試センター試験試験場一覧 …… 215
(15)　平成3年度大学入学者選抜実施要項について（文部省） …… 233
6　国公立大学入学者選抜関係統計資料 …… 272
(1)　平成3年度国公（私）立大学入学者選抜実施状況 …… 273
(2)　平成3年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数 …… 276
(3)　平成3年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧 …… 277
7　国会における大学入試に関する質疑 …… 289
8　大学入試における新聞論調等一覧 …… 290

第１　総　説

1 事業の概要

大学入試センターは、昭和63年5月の法律改正により、その所掌事務が改められ，① 国公私立大学が共同して実施する「大学入試センター試験」の試験問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務，② 大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究，③ 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供の3つの業務を行う機関となった。

(1) 平成3年度大学入試センター試験（第2回）

新たに公立大学2大学と私立大学5大学（5学部）が参加し、合計155大学（国立95大学、公立39大学、私立21大学(24学部)）がこの試験を利用することとなり、当センターと参加の各国公私立大学との緊密な連携協力のもとに、平成3年1月12日(土)、13日(日）の両日、全国351会場で、455,855人の志願者について一斉に行われた。

新たにセンター試験を利用した大学からは、各国公私立大学が、それぞれ創意工夫をしてこの試験を活用し、その成果については、「オールラウンド型の学生など従来とは異なった層の学生を開拓できた」、「小論文や面接を導入する余裕ができたことにより偏差値・輪切り型からの方向転換が図れた」、「受験者が全国的に広がり、受験者数も増加した」などさまざまな反響が寄せられた。

(2) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究

各大学における入学者選抜方法の研究に資するため、他の大学等との共同研究を行った。

また、大学入試センター試験に係るデータの提供を積極的に推進するとともに、国立大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に、各大学との研究と情報の交換を促進した。

(3) 大学情報提供事業

「ハートシステム」については、平成2年10月から、個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供する「大学案内」の大学情報、学部情報について、私立大学の情報の充実を図り、国公私立を含めた全国すべての4年制大学の情報の提供を開始した。

また、大学進学志望者の志望、適性等に応じた適切な進路指導に資するため、大学の教育研究内容の全国的な現状と展望等について、メディアを仲介せずに講演、シンポジウム等直接的な方

法で紹介し、大学関係者と高校進学指導担当教員等との直接のコミュニケーションを図る意見交換会「大学ガイダンスセミナー」を岡山市及び金沢市で開催した。

さらに、国公私立大学の入学広報担当者を対象とし、大学における情報提供の必要性を周知するとともに、進学志望者や高等学校にとって役立つよう情報提供の質的な向上を図ることを目的とする「大学入学広報セミナー」を東京で開催した。

2 定員及び予算

(1) 定　員

平成2年4月1日

所長	副所長	管理部・事業部	研究開発部				合計
		事務官・技官等	教授	助教授	助手	小計	
1人	2人	79人	6人	6人	6人	18人	100人

管理部に進学情報課（企画調査室の廃止）を新たに設置した。

(2) 予　算

大学入試センター試験の実施、進路指導の改善を図るための情報提供及び大学入学者選抜方法の改善に資するための共同研究に必要な経費等が次のとおり計上された。

ア　大学入試センター試験経費	5,690,884千円
イ　進学情報提供経費	193,104千円
ウ　共同研究経費	22,563千円
合　計	5,906,551千円

(3) 決　算

事　項	金　額	備　考
	千円	
(項) 国立学校	6,177,363	
・人件費	715,264	
・管理運営費	1,492,682	
・大学入試センター試験の実施に必要な経費	3,754,785	
(うち各大学分経費)	(1,647,254)	
・進学情報提供経費	192,069	
・共同研究経費	22,563	
(項) 施設整備費	1,527	
合　計	6,178,890	

3 機　　構

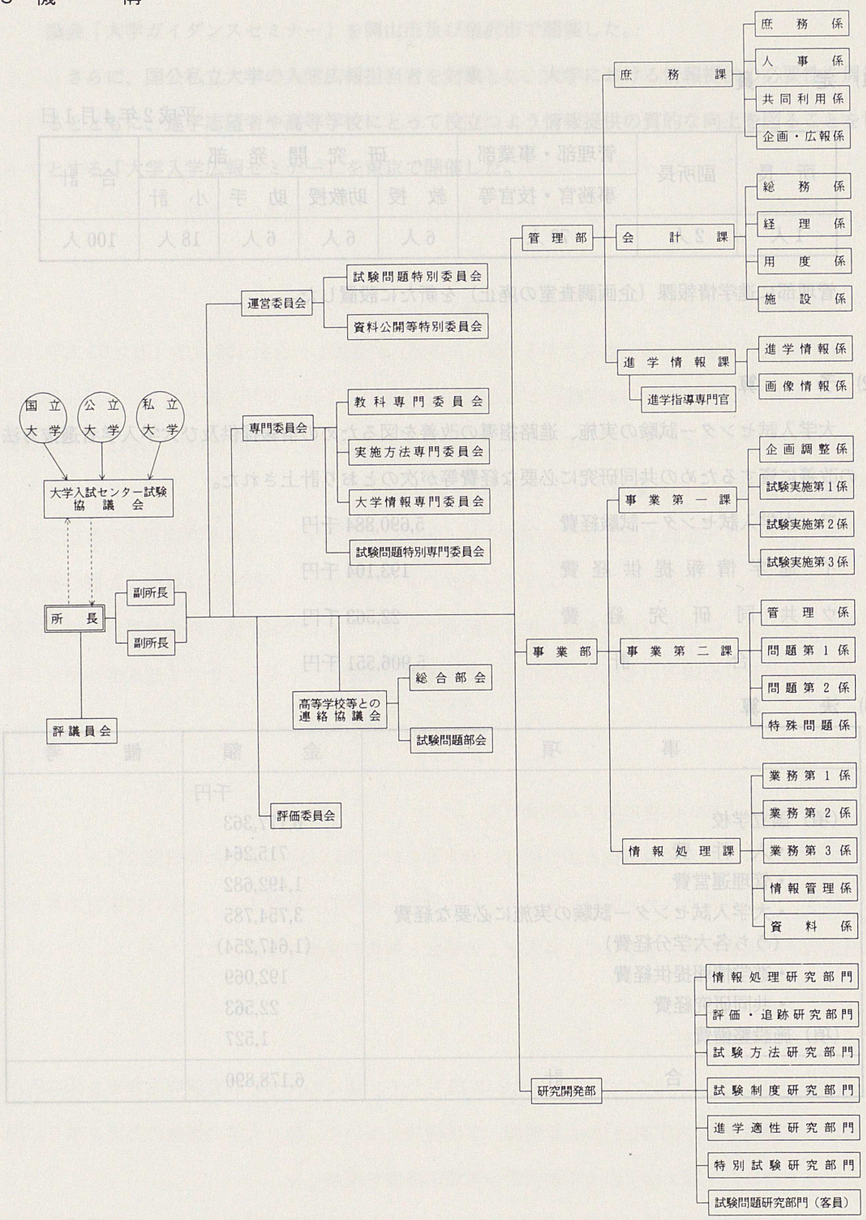

4 規 程 等

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規程の制定（一部改正）を行ったが、その主なものは次のとおりである。

(1) 規　　程

ア　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程（平成２年６月８日規程第１号）

新たに「大学情報専門委員会」を設置したことに伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター名誉教授称号授与規程（平成２年12月17日規程第２号）

大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）に基づき、名誉教授称号授与に関する規程を制定した。

ウ　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程（平成３年２月22日規程第１号）

大学入試センター試験問題特別専門委員会において「用字用語」について検討することに改めたことに伴う条文の整備を行った。

(2) 規　　則

ア　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（平成２年６月８日規則第１号）

進学情報課の設置（企画調査室の廃止）に伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則（平成２年６月８日規則第２号）

進学情報課の設置（企画調査室の廃止）に伴う条文の整備を行った。

ウ　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則（平成２年６月８日規則第３号）

進学情報課の設置（企画調査室の廃止）に伴う条文の整備を行った。

エ　大学入試センター庁舎管理規則の一部を改正する規則（平成２年６月８日規則第４号）

進学情報課の設置（企画調査室の廃止）に伴う条文の整備を行った。

オ　大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則（平成２年６月８日規則第５号）

進学情報課の設置（企画調査室の廃止）に伴う条文の整備を行った。

カ　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（平成３年２月22日規則第１号）

運営委員会試験問題特別委員会に2つの部会を設けたことに伴う条文の整備を行った。

キ　大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会に関する規則(平成3年2月22日規則第2号)

大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会に関する細則(昭和53年細則第2号)を廃止し、大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会に関する規則を制定した。(併せて運営委員会に置く「資料公開等特別委員会」の設置に関する申合せを廃止)

ク　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則(平成3年3月27日規則第3号)

進学情報課情報普及係の設置に伴う条文の整備を行った。

ケ　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則(平成3年3月27日規則第4号)

職員若しくは各種委員会委員等の旅費の取扱いを担当課で行うよう改めたことに伴う条文の整備を行った。

(3)　細　　則

ア　大学入試センター専門委員の会議における臨時委員に関する細則の一部を改正する細則(平成2年6月8日細則第1号)

大学情報専門委員会の設置に伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則(平成3年2月22日細則第1号)

大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せ(昭和53年申合せ第4号)を廃止し、大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会の運営等に関する細則を制定した。

(4)　内　　規

ア　大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会における調査委員及び専門員に関する内規(平成3年2月22日内規第1号)

大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会における調査委員及び専門員の委嘱及び任期等に関する内規を制定した。

イ　大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規(平成3年3月27日内規第2号)

点字に関し学識経験のある者を教科専門委員会委員に選考することができるように改めたことに伴う条文の整備を行った。

(5)　申 合 せ

ア　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部を改正する申合せ(平成3年2月22日申合せ第1号)

大学入試センター試験問題特別専門委員会に用字用語等部会を置くことができるように改めたことに伴う条文の整備を行った。

5 会 議

(1) 評議員会

評議員会は、4回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、大学入試センター試験の実施に関する基本方針、実施結果に基づく諸問題の検討、大学入試に関する情報提供の方向及び内容の検討、概算要求の基本方針等大学入試センターの管理運営に係る重要な事項について審議を行った。

ア 評 議 員

氏 名	現 職	備 考
有馬朗人	東京大学長	
石川忠雄	慶應義塾大学長	
太田時男	横浜国立大学長	
大谷茂盛	東北大学長	平2.10.1まで
岡本道雄	神戸市立中央市民病院長	
奥田眞丈	東京都立教育研究所長	
橘高重義	東京理科大学理事長	
熊谷信昭	大阪大学長	
末松安晴	東京工業大学長	
高井修道	横浜市立大学長	平2.4.30まで
高杉暹	横浜市立大学長	平2.5.10から
髙橋克明	岡山大学長	
髙橋良平	九州大学長	
新野幸次郎	神戸大学長	平3.2.15まで
西澤潤一	東北大学長	平2.12.16から
西島安則	京都大学長	
西原春夫	早稲田大学総長	
早川幸男	名古屋大学長	
伴義雄	北海道大学長	
人見楠郎	昭和女子大学理事長	
前川正	群馬大学長	
行田良雄	神戸市外国語大学長	

イ 会議の概要

回 (開催期日)	議 事
第 39 回 (平成2年5月14日)	報告事項 (1) 顧問について (2) 評価委員会について (3) 教科専門委員会委員について (4) 平成2年度大学入試センター試験実施結果の公表について (5) 平成3年度大学入試センター試験新規利用大学について (6) 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第11回大会について (7) 平成元年度大学入試センター研究開発部研究状況について (8) 平成2年度の共同研究について 審議事項 (1) 大学入試センター諸規程の一部改正について (2) 平成3年度大学入試センター試験の実施について (3) 平成4年度大学入試センター試験の実施期日について
第 40 回 (平成2年12月17日)	報告事項 (1) 大学入試センター組織の一部改組について (2) 教官人事について (3) 大学入試センター顧問について (4) 大学入試センター試験成績委員会委員について (5) 平成3年度大学入試センター試験準備状況について (6) 平成3年度大学入試センター試験出願状況について (7) 平成4年度大学入試センター試験利用大学について (8) 平成2年度大学ガイダンスセミナー及び大学入学広報セミナーの実施結果について (9) ハートシステムの改善充実について (10) 連続方式・分離分割方式の追跡調査研究について 審議事項 (1) 大学入試センター名誉教授称号授与規程について (2) 運営委員会に置く「試験問題特別委員会」の改組について
第 41 回 (平成3年2月14日)	報告事項 (1) 平成3年度大学入試センター試験の実施状況等について (2) 平成3年度大学入試センター予算案の概要について 審議事項 (1) 所長の任期について
第 42 回 (平成3年3月18日)	報告事項 (1) 人事事項について (2) 運営委員会に置く特別委員会に関する規則等の制定等について (3) 平成4年度大学入試センター試験新規利用大学について (4) 大学情報専門委員会について (5) 平成3年度国公立大学2段階選抜実施状況の概要等について 審議事項 (1) 所長人事について (2) 平成4年度大学入試センター試験について

(2) 運営委員会

運営委員会は、7回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、大学入試センター試験の実施に関する基本方針、大学入学者選抜の改善に係わる諸問題、大学入試に関する情報提供、教官人事、概算要求の基本事項等大学入試センターの管理運営に関する具体的な事項について協議を行った。

ア　運営委員

氏　名	現　職	備　考
有江幹男	大学入試センター所長	議長
潮木守一	名古屋大学　教育学部　教授	
江藤　孝	熊本大学　法学部　教授	平3. 3.31まで
緒方直哉	上智大学　理工学部　教授	
小川國治	山口大学　教育学部長	
越田　豊	大阪大学附属図書館長	
後藤　淳	愛知工業大学長	平2.11.16から
坂元　昂	東京工業大学 大学院総合理工学研究科　教授	
佐藤泰正	筑波大学　学校教育部長	
佐野博敏	東京都立大学長	
清水畏三	桜美林学園理事長	平2.11.15まで
清水留三郎	大学入試センター　研究開発部長	
末松安晴	東京工業大学長	
高野文彦	大学入試センター副所長	
田保橋　彬	大学入試センター副所長	平3. 3.31まで
中島直忠	大学入試センター　研究開発部　教授	平3. 3.31まで
中原　爽	日本歯科大学理事長	
奈良　久	東北大学情報処理教育センター長	
松本三郎	慶應義塾　常任理事	
桃井節也	神戸大学　農学部　教授	平2. 4.20から
平田満男	東北大学　教養部　教授	平2. 5.16から
保田淑郎	大阪府立大学　学生部長	
柳井晴夫	大学入試センター　研究開発部　教授	
吉井　溥	横浜市立大学　商学部長	
吉田　治	千葉大学　教養部　教授	平3. 3.31まで

イ　会議の概要

回（開催期日）	議　事
第13回 （平成2年4月27日）	報告事項 (1) 試験問題研究部門への併任教官について (2) 平成元年度大学入試センター研究開発部研究状況について (3) 平成2年度の共同研究について (4) 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第11回大会について 審議事項 (1) 顧問について (2) 大学入試センター諸規程の一部改正等について (3) 平成3年度大学入試センター試験の実施について (4) 平成4年度大学入試センター試験の実施期日について
第14回 （平成2年5月28日）	報告事項 (1) 平成3年度大学入学者選抜実施要項について (2) 平成4年度大学入試センター試験実施大綱、出題教科・科目について 審議事項 (1) 教官人事について (2) 平成3年度大学入試センター試験の実施について
第15回 （平成2年6月25日）	報告事項 (1) 大学入試センター顧問について (2) 大学入試センター組織の一部改正について 審議事項 (1) 平成3年度概算要求について
第16回 （平成2年9月21日）	報告事項 (1) 平成3年度概算要求主要事項について (2) 平成3年度大学入試センター試験大学別利用教科・科目の概要及び国公（私）立大学入学者選抜の概要について (3) 大学ガイダンスセミナーの実施結果報告及び今後の計画について (4) 連続方式・分離分割方式の追跡調査研究について (5) 国立大学協会第2常置委員会等の報告について 審議事項 (1) 大学入試センター名誉教授について (2) 大学入試センター顧問について

第　17　回 （平成 2 年 11 月 19 日）	報告事項 (1)　平成 3 年度大学入試センター試験出願状況について (2)　大学ガイダンスセミナーの実施結果について (3)　大学入学広報セミナーの実施計画について (4)　大学情報専門委員会について 審議事項 (1)　教官人事について (2)　平成 3 年度大学入試センター試験実施本部員について (3)　試験問題特別委員会委員について (4)　大学入試センター名誉教授称号授与規程について (5)　運営委員に置く「試験問題特別委員会」の改組について
第　18　回 （平成 3 年 2 月 22 日）	報告事項 (1)　平成 3 年度大学入試センター試験の実施結果の概要等について (2)　大学情報提供事業の実施状況等について (3)　平成 3 年度大学入試センター予算案の概要について 審議事項 (1)　人事事項について (2)　運営委員会に置く特別委員会に関する規則等の改正について (3)　平成 4 年度大学入試センター試験について (4)　大学入試センター試験の成績に係る研究資料等発表要領の制定について (5)　研究紀要登載論文について
第　19　回 （平成 3 年 3 月 27 日）	報告事項 (1)　所長人事について (2)　教科専門委員会委員について (3)　平成 4 年度大学入試センター試験新規利用大学について 審議事項 (1)　大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部改正について (2)　試験問題研究部門（客員部門）への併任について (3)　教官選考特別委員会委員について (4)　平成 4 年度大学入試センター試験実施要項について (5)　平成 5 年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

(3)　専門委員会等

ア　教科専門委員会

大学入試センター試験の試験問題の作成に関する基本方針の策定及び試験問題の作成等に関する専門的事項を処理することを任務とする。

本年度の教科専門委員会は、18 部会約 270 人（点字試験問題の作成等を任務とする特別問題作成部会（13 人）を含む）の委員が試験問題の作成等に当たった。

これらの委員は、広く全国の国公私立大学教員の中から委嘱し、各部会とも年間平均約 12 回 36 日以上にわたって会議を開催した。

イ　試験問題特別委員会（運営委員会）

大学入試センター試験の試験問題の文章表現、問題構成、出題方法、解答方法等の一般的原則に関し、総合的に点検・照合を行うことを任務とする。大学入試センター運営委員並びに用字・用語の専門家等計 13 人の委員が、年間 2 回会議を開催した。

ウ　試験問題特別専門委員会

大学入試センター試験の試験問題の作成に関し、その構成、内容、解答等について具体的に点検・照合を行い、正確・適正な試験問題の作成を確保することを主たる任務とする。教科専門委員会委員経験者から委嘱した委員 60 人が科目別の部会に分属し、各部会とも年間 3 回会議を開催した。

エ　実施方法専門委員会

大学入試センター試験の実施方法の検討、情報処理システムの策定等を行うことを任務とする。国立大学 10 人、公立大学 2 人、私立大学 3 人及び高等学校関係者 2 人並びに大学入試センター関係者 2 人の計 19 人の委員が年間 5 回にわたって会議を開催した。

オ　大学情報専門委員会

大学入学志望者の進路選択に資するための大学に関する情報に関し、情報提供の基本方針の策定・運用及び大学情報の在り方に関する調査研究を任務とする。国公私立大学及び高等学校関係等 16 人の委員が平成 3 年 2 月に会議を開催した。

(4) 大学入試センター試験等連絡協議会

大学入試センター試験の実施方法、試験問題等について、高等学校、教育委員会側と連絡協議し、その結果を今後の試験に反映させることを目的とする。総合部会と試験問題部会からなる。

ア　総合部会

大学入試センター試験等に関する一般的、包括的な事項について連絡協議を行う。

全国高等学校長協会代表者、都道府県教育長協議会代表者、大学入試センターの代表者計20人が年間2回にわたって会議を開催し、次の事項について協議を行った。

(ア)　平成3年度大学入学者選抜等について

(イ)　平成4年度大学入試センター試験について

イ　試験問題部会

大学入試センター試験に出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について協議検討を行う。各都道府県教育委員会から推薦された48人(1科目につき原則として3人、17科目合計51人以内)の高等学校教員と、大学入試センター内の各試験問題作成責任者17人が、各科目ごとの分科会に分かれて協議を行い、高等学校教員の委員は、試験問題の評価について報告を取りまとめた。

平成3年度大学入試センター試験の試験問題に関して，試験問題部会から報告された意見・評価は，「平成3年度大学入試センター試験問題集」(市販用)及び「平成3年度大学入試センター試験 ― 実施結果と試験問題に関する意見・評価 ―」に掲載した。

(5) 大学入試センター試験協議会

大学入試センター試験協議会は、3回開催し、平成3年度大学入試センター試験の実施期日、高等学校学習指導要領の改定に伴う大学入試センター試験の出題教科・科目等大学入試センター試験の実施に係る重要事項について、協議・決定を行った。

ア　大学入試センター試験協議会構成員

氏　名	現　職	備　考
有馬朗人	東京大学長	
石川忠雄	慶應義塾長	
橘髙重義	東京理科大学理事長	
熊谷信昭	大阪大学長	
末松安晴	東京工業大学長	
高杉　暹	横浜市立大学長	元2. 5.10から
髙橋良平	九州大学長	
西島安則	京都大学長	
人見楠郎	昭和女子大学理事長	
前川　正	群馬大学長	
行田良雄	神戸市外国語大学長	

イ　会議の概要

回　(開催期日)	議　事
第　7　回 (平成2年5月14日)	審議事項 (1)　平成3年度大学入試センター試験の実施について (2)　平成4年度大学入試センター試験の実施期日について (3)　その他
第　8　回 (平成2年12月17日)	審議事項 (1)　高等学校学習指導要領の改定に伴う大学入試センター試験の出題教科・科目等について (2)　その他
第　9　回 (平成3年3月18日)	審議事項 (1)　大学入試センター所長人事について (2)　平成4年度大学入試センター試験について (3)　その他

6 広 報 活 動

本年度においては、大学入試センター試験の円滑な実施並びにその趣旨の広報・普及のため、活発な広報活動を展開した。なお、例年刊行している試験問題に関する意見・評価については、大学入試センター試験の実施結果及び試験問題、正解、配点等と併せて「大学入試センター試験―実施結果と試験問題に関する意見・評価―」として刊行するなど、研究活動の紹介などとともに、広報活動のより一層の充実を図った。

(1) 広報資料の刊行

ア 「これからの大学入試―大学入試センター試験を活用して―」

平成3年度の大学入学者選抜において実施される大学入試センター試験の目的(ねらい)、出願から受験までの流れなどをイラストを中心に、一般向けにわかりやすく解説したパンフレット。

(配付先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

イ 「平成2年度大学入試センター試験―実施結果と試験問題に関する意見・評価」

平成2年度大学入試センター試験の試験問題に関する意見・評価並びに問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめるとともに、実施結果の概要と試験問題及び正解(配点)を掲載したもの。

また、市販用に「平成2年度大学入試センター試験問題集」として平成2年7月に刊行した。

(掲載内容)

(ア) 高等学校教科担当教員の意見・評価
(イ) 教育研究団体の意見・評価
(ウ) 問題作成部会の見解
(エ) 実施結果の概要
(オ) 試験問題・正解(配点)・解答用紙

(配付先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各研究団体など

ウ 「大学入試センター年報(昭和62年度～平成元年度)」

各年度における大学入試センターの事業を総括したもの。

(掲載内容)

○ 昭和62年度
(ア) 事業の概要及び組織・運営
(イ) 昭和63年度共通第1次学力試験の実施状況
(ウ) 大学入試の改革(「新テスト」(仮称)の検討・準備状況)
(エ) 調査研究
(オ) 資料
規程、実施要領、受験案内(抄)、各種統計資料など

○ 昭和63年度
(ア) 事業の概要及び組織・運営
(イ) 平成元年度共通第1次学力試験験の実施状況
(ウ) 新テストへの切り替え(大学入試センター試験の準備状況と試行テストの実施)
(エ) 大学入試センター試験試行テスト実施報告
(オ) 調査研究
(カ) 資料
規程、実施要領、受験案内(抄)、各種統計資料など

○ 平成元年度
(ア) 事業の概要及び組織・運営
(イ) 平成2年度大学入試センター試験の実施状況
(ウ) 大学情報提供事業
(エ) 調査研究
(オ) 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について
(カ) 資料
規程、実施要領、受験案内(抄)、各種統計資料など

(配付先)

各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

エ 「大学入試フォーラム No. 12」

大学入試センター試験の実施状況及び大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究活動を中心に、大学入試に係る事例紹介、研究報告、統計資料等を取りまとめたもの。

(掲載内容)

(ア) 座談会

(イ) 報告

(ウ) 事例紹介

(エ) 研究ノート

(オ) 出題ノート

(カ) 国公立大学入学者選抜関係統計資料

(配付先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各都道府県高等学校長協会、各教育関係団体、各報道機関など

オ 「大学入試センター要覧（平成２年度)」

大学入試センターの概要を取りまとめ紹介したもの。

(掲載内容)

(ア) 沿革

(イ) 組織・運営

(ウ) 大学入試センター試験の概要

(エ) 大学情報提供事業の概要

(オ) 研究開発

(カ) 広報・啓蒙普及

(キ) 大学入試センターと入試改善のあゆみ

(ク) 予算・施設

(配付先)

各国公私立大学、関係機関など

カ 「大学入試センター」(広報用ビデオ)

大学入試センターの来訪者への説明用に大学入試センターの主要業務、センター試験の流れ等を撮影・編集したもの。

(収録内容)

(ア) 合格発表風景

(イ) 文教委員会

(ウ) 評議員会等の会議

(エ) 大学センター内

・願書出願受付風景

・受験票封入封緘、発送等

・臨時ファクス送受信テスト

・ハートシステム操作風景

(オ) 大学入試センター試験試験風景

(カ) 大学入試センター試験当日風景（センター内)

(キ) その他

(2) 諸資料の発表等

大学入試センター試験等に関して、当センターが発表した事項は、次のとおりである。

発表期日	発表事項
平成２年	
4月10日(火)	大学入試センターにおける大学情報提供事業について（報告）
	大学ガイダンスセミナー報告書について
4月26日(木)	平成２年度大学入試センター試験実施結果の概要について
	・受験者数、科目別平均点等資料
5月14日(月)	国立大学入学者選抜研究連絡協議会第11回大会について
5月15日(火)	平成４年度大学入試センター試験の実施期日について
6月　1日(金)	「平成３年度大学入試センター試験実施要項」について
7月11日(水)	「平成３年度大学入試センター試験受験案内」及び「同別冊」について
	（付）受験案内の主な改正点について
7月23日(月)	平成２年度大学ガイダンスセミナーの開催について
10月11日(木)	平成３年度大学入試センター試験の出願受付等について
	平成２年度「大学ガイダンスセミナー」の開催について
	国公立大学ガイドブック（平成２年度）の刊行について

10月15日(月)	平成3年度大学入試センター試験の出願状況、出願受付状況について
10月19日(金)	平成3年度大学入試センター試験の出願状況について（中間発表）
10月26日(金)	平成3年度大学入試センター試験の出願状況について（締切日）
11月 9日(金)	平成3年度大学入試センター試験の志願者数について 東日本地区大学入学広報セミナーの開催について
12月11日(火)	平成3年度大学入試センター試験の志願者数（確定）等について ・志願者数等資料 ・試験場一覧 ・受験上の注意
12月21日(金)	平成3年度大学入試センター試験（本試験）の試験問題ページ数内訳及び発表用正解の大きさについて
平成3年	
1月 7日(月)	平成3年度大学入試センター試験の実施について（概要事前レク）
1月 8日(火)	平成3年度大学入試センター試験志願者の首都圏における他試験地区受験について
1月 9日(水)	平成3年度大学入試センター試験の準備状況について ・電話ファクス及び専用電話の送受信テスト
1月12日(土)	平成3年度大学入試センター試験本試験の実施状況について(第1日目) ・天候状況 ・外国語、数学(A)、数学(B)、理科(A)の試験問題及び正解 ・外国語、数学(A)、数学(B)、理科(A)の受験者数、受験率
1月13日(日)	平成3年度大学入試センター試験本試験の実施状況について(第2日目) ・天候状況 ・理科(B)、国語、社会、理科(C)の試験問題及び正解 ・理科(B)、国語、社会、理科(C)の受験者数、受験率
1月17日(木)	平成3年度大学入試センター試験の追試験受験許可者について 得点調整の有無の通知
1月21日(月)	平成3年度大学入試センター試験の追試験受験状況について ・受験者数等、試験問題、正解
2月 1日(金)	平成3年度大学入試センター試験実施結果の概要について ・受験者数・科目別平均点等資料

第2　平成3年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要

平成３年度大学入学者選抜大学入試センター試験は、この試験を利用する国公私立大学と大学入試センターとが協力し、平成３年１月12日(土)、13日(日)の両日、全国351試験場において、455,855人の志願者について、共同して実施された。追試験は、その１週間後、１月19日(土)、20日(日)の両日、全国２試験場で実施された。

本試験及び追試験とも試験当日は、雪による交通機関への影響もなく、当初の計画のとおり実施された。

平成３年度の大学入試センター試験利用大学及び実施日程は、次のとおりである。

(1)　利用大学

国立大学95大学――全大学

公立大学39大学――全大学

私立大学21大学24学部

〔八戸大学〔商学部〕　東北工業大学〔工学部〕　足利工業大学〔工学部〕
白鷗大学〔経営学部〕　亜細亜大学〔経営学部〕
桜美林大学〔文学部、国際学部〕　慶應義塾大学〔法学部、医学部〕
昭和女子大学〔文学部〕　東京工科大学〔工学部〕
東京理科大学〔基礎工学部〕　東邦大学〔理学部〕
日本歯科大学〔歯学部、新潟歯学部〕　武蔵工業大学〔工学部〕
新潟産業大学〔経済学部〕　福井工業大学〔工学部〕
愛知工業大学〔工学部第１部〕　中京女子大学〔家政学部〕
松阪大学〔政治経済学部〕　松蔭女子学院大学〔文学部〕
流通科学大学〔商学部〕　産業医科大学〔医学部〕〕

⑵　実施日程

実施大綱（文部省通知） 出題教科・科目の出題方法等（所長通知）	平成元年 8月11日（月）
試験場の確保等－志願者推計数－（所長依頼）	平成2年 4月16日（月）
試験場・試験室設定（所長依頼）	6月19日（火）
実施要項（所長通知）	5月28日（月）
説明協議会（高校教員対象）全国7地区	7月12日（木）から 7月19日（木）まで
入試担当者連絡協議会（第1回）全国7地区	8月21日（火）から 8月30日（木）まで
受験案内配付開始	9月1日（土）から
検定料納付	9月3日（月）から 10月26日（金）まで
出願受付	10月15日（月）から 10月26日（金）まで
試験室追加設定（所長依頼）	11月7日（水）
確認はがき送付	10月25日（木）から 11月8日（木）
試験場別志願者割当数（所長通知）	11月21日（水）
試験室別志願者割当状況通知	11月29日（木）
受験票等の送付	12月4日（火）から 12月10日（月）
入試担当者連絡協議会（第2回）	12月13日（木）
臨時ファクス等送受信テスト	平成3年 1月9日（水）
試験実施	1月12日（土）・13日（日）
正解等を発表	1月14日（月）
追試験実施	1月19日（土）・20日（日）
成績請求・提供	1月31日（木）から

（参考）

平成3年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程

⑴　国公立大学

入学者選抜要項発表	平成2年 7月31日（火）まで
募集要項発表	12月15日（土）まで
推薦入学（大学入試センター試験を課さない場合）の結果発表（実施大学のみ）	平成3年 1月21日（月）まで
出願受付	1月22日（火）から 1月31日（木）まで
2段階選抜（A日程，B日程及び前期日程）と推薦入学（大学入試センター試験を課す場合）の結果発表（実施大学のみ）	2月10日（日）まで
A日程・前期日程の国公立大学が試験実施	2月25日（月）から
2段階選抜（後期日程）の結果発表（実施大学のみ）	3月2日（土）まで
B日程の国公立大学が試験実施	3月5日（火）以降
C日程群の公立大学が試験実施	3月8日（金）以降
前期日程の国公立大学が合格発表	3月10日（日）まで
後期日程の国公立大学が試験実施	3月12日（火）以降
A日程の国公立大学が合格発表	3月23日（土）まで
B日程・後期日程の国公立大学及びC日程群の公立大学が合格発表	3月18日（月）から 3月23日（土）まで

（注）　①　国立大学の試験実施期日について，例外の取り扱いも認められた。
②　公立大学の実施日程は，一部の公立大学においては上表と異なる。
③　私立産業医科大学の実施日程は，国立大学とほぼ同じである。
④　2段階選抜（後期日程）の結果発表時期は，大学によっては，上表と異なる。

⑵　私立大学

私立大学は、大学によって出願期日、試験日とも各大学が設定している。

2　連絡会議の設置及び世話大学の決定

同一都道府県内に大学入試センター試験を利用する大学が複数ある39地区においては、この試験の円滑な実施を図るため、当該地区内各大学の入学者選抜の実施責任者等で構成する連絡会議を組織し、世話大学が置かれ、大学間の連絡・調整が図られた。

連絡会議においては、主に大学の志願者分担数、試験場の確保、監督者の人的協力等について協議が行われ、当該地区の各大学の分担業務が円滑に処理された。

なお、志願者の増加が著しい首都圏において、相互協力について協議するため、1都6県の連絡会議の世話大学の入試担当部・課長による会議が設けられ、東京大学を中心に試験地区割の変更について検討が行われ、各大学の合意の下に「平成3年度大学入試センター試験の試験地区割」が取りまとめられた。(詳細は「4　試験場・試験室の設定準備」参照)

3　実施要項及び受験案内の決定・発表等

(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表

平成2年度大学入試センター試験終了後、大学入試センター試験利用大学、高等学校等から寄せられた要望や意見及び前年度までの実績を踏まえ、大学入試センター試験の実施方法等について検討を行い、実施方法専門委員会、運営委員会、評議員会の審議を経て、その実施方針を取りまとめ、大学入試センター試験協議会に諮り、「平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」を決定・発表し、平成2年5月28日に、利用大学、高等学校等へ通知した。

また、この実施要項に基づき、大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続き等を取りまとめた「平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」を作成し、利用大学、高等学校等へ通知した。

実施要項及び受験案内の主な改正点は次のとおりである。

項　　目	要　　旨
1　試験実施日程等	①　出願期間　平成2年10月15日（月）～10月26日（金） ②　本試験　平成3年1月12日（土）、13日（日） 追試験　平成3年1月19日（土）、20日（日）
2　志願票	①　「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を事前申告制にすることに伴い，志願票に「別冊子の試験問題配付希望」欄を新設した。 ②　「別冊子の試験問題配付希望」欄の新設に伴い、「受験予定教科・科目」欄を「受験希望教科・科目」欄に修正し、記入の誤り等を防ぐため、「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の4科目を削除した。
3　試験時間割	①　第1日目の「理科A」を同日の1時限目から4時限目に繰下げた。 ②　昼食時間を20分間延長し、両日とも試験開始を10時から、試験終了を17時30分までとした。
4　出題教科・科目等	①　2教科以下受験者の受験科目の制限、別冊子科目問題冊子の申告等に関する記述を加えた。 ②　「現代社会」「理科Ⅰ」等の特定の科目の受験については、各大学が解答できる者に制限を設けている旨の注記を加えた。 ③　国語の特定分野の配点等を明示した。
5　成績の提供方法	①　国語の分野別成績の提供方法について新たに説明を加えた。 ②　2教科以下受験者の「受験教科申告票」に関する事項を削除し、2教科以下受験者が3教科以上を受験した場合の成績提供の取扱いについて明記した。
6　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置	受験特別措置申請漏れを防止するため，出願締切後に申請した場合は，申請内容によっては受験特別措置が認められない旨を明記した。
7　資料の発表	平均点、最高点、最低点、標準偏差等の統計数値の発表時期を、各大学への成績提供開始直後とした。
8　その他	①　文部省告示による出願資格の整理 ・　文部大臣の指定したものとして、中国引揚者等子女で大学入学のための準備教育を修了したものを追加した。 ・　文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設（3校）を追加した。 ②　受験票等の再発行申請書の様式を例示した。 ③　「利用大学一覧」と「所在地等一覧」を一つにまとめて掲載した。

⑵　実施提要の決定

実施要項に基づき、大学入試センター試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、「実施要領」「輸送要領」「監督要領」「成績提供要領」の4つの要領に取りまとめて「実施提要」として作成し、8月下旬の入試担当者連絡協議会で利用国公私立大学の入試担当者に配付し、その具体的内容について説明を行った。

⑶　説明協議会の開催

大学入試センター試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として、高等学校、教育委員会等の関係者を対象とする説明協議会を7月中旬～下旬に、全国7会場で開催した。

なお、この説明協議会には、文部省からも担当官の出席を求め、「平成3年度大学入学者選抜実施要項」について説明が行われた。

この説明協議会の開催状況は、次のとおりである。

地　区	開催協力大学	開催日	会　場	出席者数(高校数)
北海道	北海道大学	7月16日	北海道大学学術交流会館	204人(　152校)
東北	東北大学	7月13日	勾当台会館	288人(　216校)
関東・甲信越	(入試センター)	7月12日	国立教育会館虎ノ門ホール	1,144人(　869校)
東海・北陸	名古屋大学	7月19日	名古屋市公会堂	517人(　425校)
近畿	神戸大学	7月17日	神戸国際会館	779人(　525校)
中国・四国	岡山大学	7月19日	岡山衛生会館内三木記念ホール	397人(　288校)
九州・沖縄	九州大学	7月18日	九州大学創立50周年記念講堂	470人(　323校)
計				3,799人(2,798校)

⑷　入試担当者連絡協議会等

①　大学入試センター試験の実施に関する打合せ会

平成3年度から大学入試センター試験を利用する大学の入試担当者を対象として、大学入試センター試験の概要等について、説明・協議を目的とする「平成3年度大学入試センター試験の実施に関する打合せ会」を大学入試センターで、5月8日（火）に開催した。

この会議には、7大学25人の関係者が出席した。

②　平成3年度大学入試センター試験国公私立大学新任入試担当課長打合せ会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の新任入試担当課長を対象として、大学入試センター試験の概要説明及び大学入試センター試験の実施方法等について、説明・協議を目的とする「平成3年度大学入試センター試験国公私立大学新任入試担当課長打合せ会」を大学入試センターで、5月17日（木）に開催した。

この会議には、36大学36人の担当課長が出席した。

③　入試担当者連絡協議会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の入試担当者を対象として、試験の実施業務等について、説明・協議を目的とする「入試担当者連絡協議会」を第1回は全国7会場で8月下旬に、第2回は東京において12月中旬にそれぞれ開催した。

この連絡協議会の開催状況は、次のとおりである。

第1回

地　区	開催協力大学	開催日	会　場	出席者数(大学数)
北海道	旭川医科大学	8月30日	旭川ターミナルホテル	34人(　9大学)
東北	秋田大学	8月28日	秋田大学　事務局第一会議室	37人(　10大学)
関東・甲信越	(入試センター)	8月21日	虎ノ門パストラル	174人(　44大学)
東海・北陸	金沢大学	8月23日	金沢郵便貯金会館	93人(　24大学)
近畿	神戸大学	8月24日	神戸大学　教養部大会議室	96人(　29大学)
中国・四国	愛媛大学	8月28日	えひめ共済会館	73人(　17大学)
九州・沖縄	熊本大学	8月30日	熊本大学　文・法学部A2教室	72人(　21大学)
計				579人(154大学)

第2回

地　区	開催日	会　場	出席者数（大学数）
全国	12月13日	イイノホール	397名　(155大学)

⑸　受験案内の配付

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を77万部作成し、9月1日から利用国公私立大学において、入学志願者に配付するとともに、各高等学校、各都道府県教育委員会・同知事部局、その他関係諸機関等にも参考として配付した。

4　試験場・試験室の設定準備

(1)　設定準備日程等

試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区に基づき、各大学が設定したが、試験場・試験室の設定準備は、次の日程で行われた。

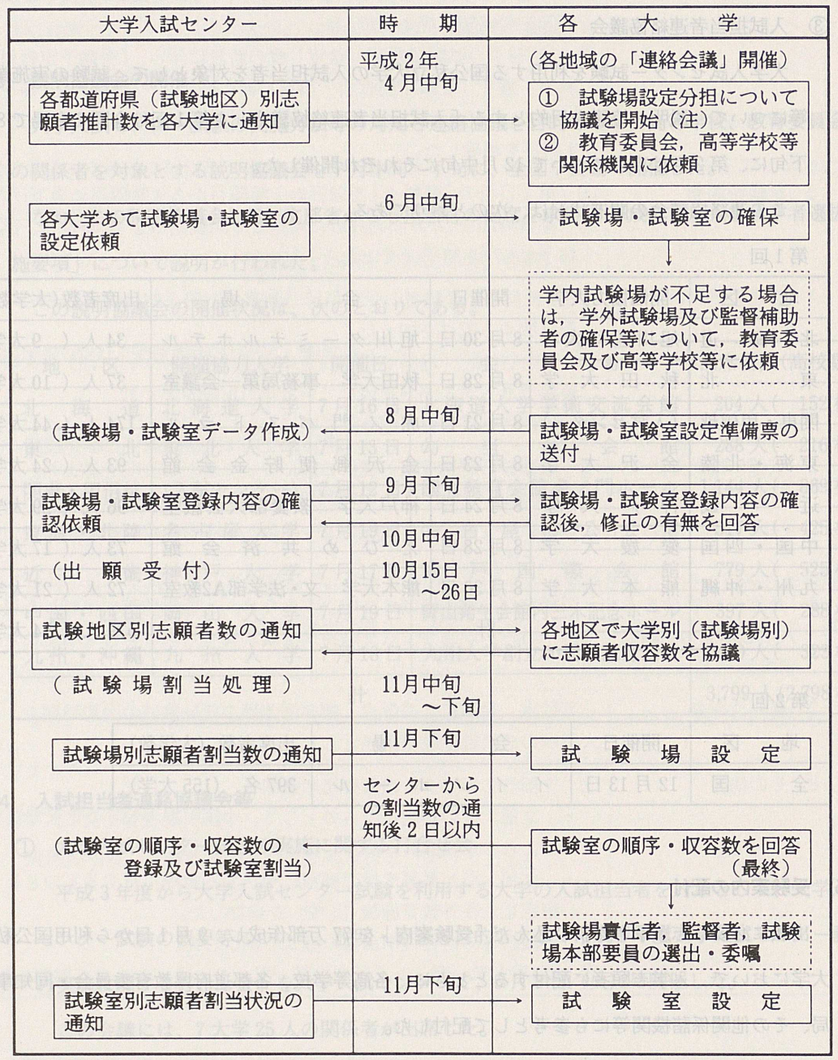

（注）各試験地区の志願者推計数を，各大学が具体的にどのように分担し試験場を設定するかは，基本的には，当該地区に組織される「連絡会議」における協議による。

(2)　首都圏における試験地区の広域化

志願者の増加の著しい首都圏においては、従来から、埼玉地区及び神奈川地区の一部の志願者を東京地区が協力して分担することで処理されてきたが、第１回大学入試センター試験に当たり、志願者が大幅に増加したことから、第２回は、さらに増加することが予想されたため、首都圏(1都６県)での相互協力の広域化が必要となった。このため、東京大学が中心となって、１都６県の連絡会議の世話大学の入試担当部・課長による会議が設けられ、試験地区割の変更について検討が重ねられた。その検討結果を受けて、東京大学長が各世話大学長を通じて、全大学の合意を取りつけられ、「平成３年度大学入試センター試験の試験地区割」が決定した。

これによって、新たに茨城地区が千葉地区の一部を、栃木地区、群馬地区及び千葉地区が埼玉地区の一部を、東京地区が千葉地区及び神奈川地区の一部の志願者を移動させて収容することとし、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京及び神奈川の各地区の大学が相互に協力して分担することとなった。(次ページ参照)

(参　考)

平成３年５月14日

大学入試センター所長　殿

世話大学

東京大学総長

有馬朗人

平成３年度大学入試センター試験の試験地区割について（依頼）

このことについて、１都６県の大学入試センター試験地区別連絡会議の世話大学の入試担当（部）課長による検討結果を受け、別紙のとおり、相互に協力することにしましたので、１都６県の試験地区割の変更についてよろしくお取り計らい願います。

平成３年度大学入試センター試験の首都圏及びその周辺地域における試験地区調整案

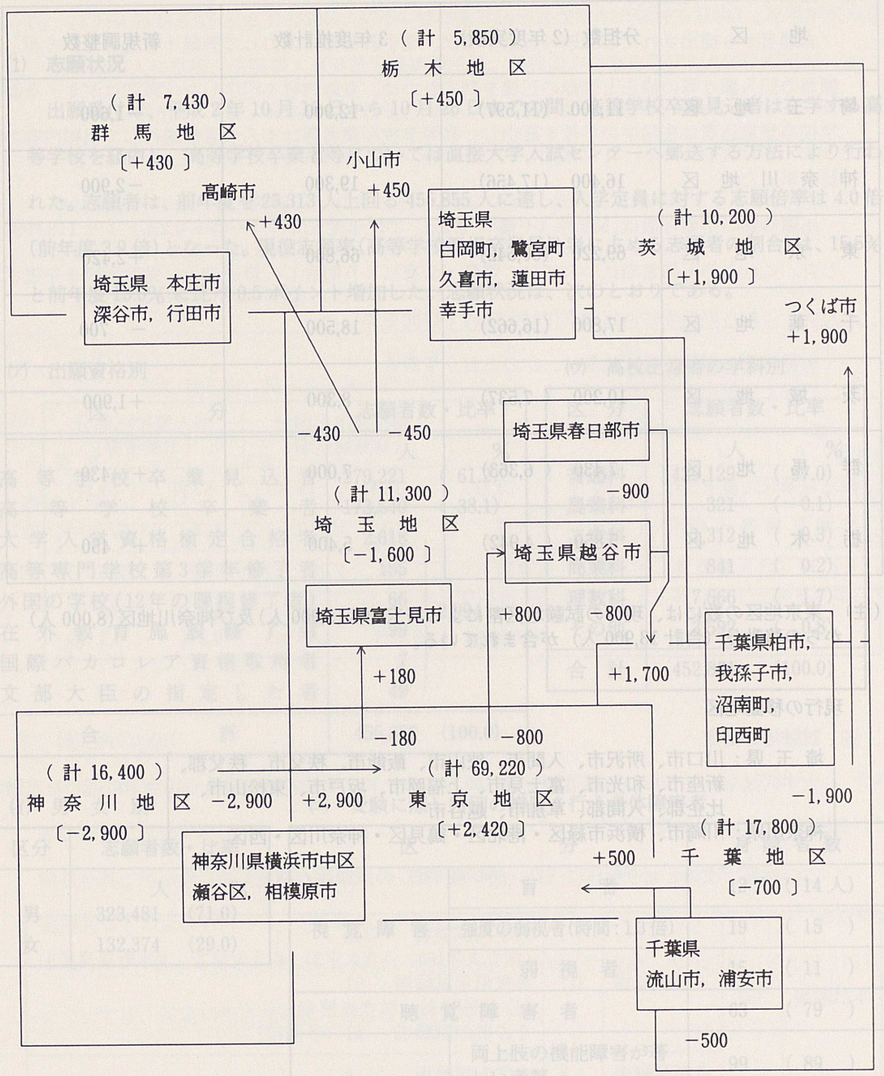

（注）志願者数については，「平成３年度大学入試センター試験志願者推計数（首都圏）（案）」に基づいて算出した。

試験地区調整案に基づく各地区の分担数

地　区	分担数（2年度実績）	3年度推計数	新規調整数
埼玉地区	11,300　(11,597)	12,900	−1,600
神奈川地区	16,400　(17,456)	19,300	−2,900
東京地区	69,220　(60,542)	66,800	+2,420
千葉地区	17,800　(16,662)	18,500	−　700
茨城地区	10,200　(　7,537)	8,300	+1,900
群馬地区	7,430　(　6,363)	7,000	+　430
栃木地区	5,850　(　4,942)	5,400	+　450

（注）　東京地区の数には、現行の試験地区割による埼玉地区(5,900人)及び神奈川地区(8,000人)からの移動分（合計13,900人）が含まれている。

現行の移動地区

埼玉県：川口市、所沢市、入間市、狭山市、飯能市、秩父市、秩父郡、新座市、和光市、富士見市、上福岡市、坂戸市、東松山市、比企郡、入間郡、草加市、越谷市
神奈川県：川崎市、横浜市緑区・港北区・鶴見区・神奈川区・西区

5　出願受付及び受験票の発行

(1)　志願状況

出願受付は、平成2年10月15日から10月26日までの間、高等学校卒業見込者は在学する高等学校を経由し、高等学校卒業者等については直接大学入試センターへ郵送する方法により行われた。志願者は、前年度を25,313人上回る455,855人に達し、入学定員に対する志願倍率は4.0倍（前年度3.9倍）となった。現役志願率（高等学校新規卒業見込者に占める志願者の割合）は、15.5%と前年度15.0%に比べ0.5ポイント増加した。志願状況は、次のとおりである。

(ｱ)　出願資格別

区　分	志願者数・比率		
	人	%	
高等学校卒業見込者	279,221	(61.2)	
高等学校卒業者	173,640	(38.1)	
大学入学資格検定合格者	2,618		
高等専門学校第3学年修了者	155		
外国の学校（12年の課程修了者）	66		2,994
在外教育施設修了者	99		(0.7)
国際バカロレア資格取得者	7		
文部大臣の指定した者	49		
合　計	455,855	(100.0)	

(ｳ)　高校出身者の学科別

区　分	志願者数・比率	
	人	%
普通科	439,129	(97.0)
農業科	321	(0.1)
工業科	1,312	(0.3)
商業科	841	(0.2)
理数科	7,666	(1.7)
その他	3,592	(0.8)
合　計	452,861	(100.0)

(ｲ)　男女別

区分	志願者数・比率	
	人	%
男	323,481	(71.0)
女	132,374	(29.0)

(ｴ)　受験に際し特別の措置を行う身体障害者

区　分		身障者数
視覚障害	盲者	13人（14人）
	強度の弱視者（時間：1.3倍）	19　（15　）
	弱視者	15　（11　）
聴覚障害者		63　（79　）
肢体不自由等	両上肢の機能障害が著しい者等	99　（89　）
	肢体不自由者等（時間：1.3倍）	8　（10　）
合　計		217　(218　)

（注）　（　）内は、前年度志願者数の確定時の人数を示す。

⑵ 確認はがきの発送及び不備出願書類の修正

志願者から提出された志願票の記載事項は、電子計算機に入力して登録・管理しているが、志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために、登録内容を印字した「確認はがき」を高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等は本人に直接送付して出願内容の確認を求めた。

出願書類の不備件数は 562 件（不備率 0.1%）で前年度 678 件（不備率 0.2%）より 116 件減少した。これらの不備書類については、電話・文書により照会し、修正の上、受理手続きを完了したが、これらの処理には出願受付締切後約 7 日間を要した。

出願書類の不備（延）件数は、次のとおりである。

事　　項	合　　計	高校経由出願分（卒業見込者）	個人直接出願分（卒業者等）
検定料領収証書未添付	64 件　（ 73 件）	11 件（ 14 件）	53 件　（ 59 件）
卒業証書等未添付	327　（ 377 ）	0　（ 0 ）	327　（ 377 ）
その他（記入漏れ等）	171　（ 228 ）	73　（ 108 ）	98　（ 120 ）
合　　計	562　（ 678 ） 0.1%　（ 0.2 %）	84　（ 122 ） 0.03%　（0.05 %）	478　（ 556 ） 0.3%　（ 0.3 %）

⑶ 試験場の指定

大学入試センターは、志願者確定後、直ちに各大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者数の割当てを行った。

この結果、次のとおり全国で 351（前年度 336）の試験場が確定した。

本試験場	351	一般試験場	347	大学内試験場　245 （国立大学180、公立大学34、私立大学22、大学附属高校9） 高校借用試験場　91 （公立高校 88、私立高校 3） その他の試験場　11（予備校）
		点字試験場	4	大学内試験場　4
追試験場	2	全国を 2 地区に分け 2 か所の国立大学試験場		

⑷ 受験票等の発行

① 12 月 4 日から 10 日までの間に、高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等は本人に直接、受験票・写真票・成績請求票、受験上の注意を発送した。

なお、その後、不着、氏名変更、紛失、汚損等による再発行申請が、試験日までに 469 件（前年度 320 件）、試験終了後 2,354 件（前年度 1,675 件）計 2,823 件（前年度 1,995 件）提出され、申請事由を審査の上、再発行し本人に送付した。このほか受験票送付時に「あて所不明」として返送され、調査の上、再送したものが 158 件（前年度 114 件）あった。

受験票等の再発行の状況は次のとおりである。

区分＼再発行申請事由	不着	紛失	汚損	記載事項の変更	内訳			仮受験票関係	追加発行	計
					氏名	生年月日	性別			
卒見者	—	1,636	63	25	18	7	0	171	9	1,904
既卒者等	158	796	34	22	20	2	0	102	20	1,132
計	158	2,434	97	47	38	9	0	273	29	3,038

② 2 教科以下受験者への「注意文」は、受験票等の発送の際同封し、2 教科以下受験者全員に発送した。

⑸ 検定料の収納

大学入試センター試験の検定料については、志願者が銀行等又は郵便局の窓口で納入し、その領収証書を志願票にはり付けて提出することとされている。この志願票にはり付けて提出された領収証書と別途銀行等から送付された領収済通知書とを照合し、納入の確認を行うとともに、二重納入などの点検を行った。この結果、本年度の総納付件数は、銀行納入分 114,067 件、郵便局納入分 342,731 件の 456,798 件となったが、出願しなかった者、二重納入等 943 件（前年度 275 件）については、検定料相当額の還付を行う手続きをとった。

6 試 験 実 施

(1) 実施体制等

① 大学入試センター

ア 大学入試センターにおいては、所長を本部長とし、運営委員及び実施方法専門委員会委員等12人で構成する大学入試センター試験実施本部を設置し、臨時電話及び臨時ファクスにより各大学と密接な連携を図るとともに、試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また、実施本部には、教科専門委員会の各部会の部会長を含む委員で構成する試験問題部会を置き、試験問題及びその正解の点検や、試験問題に関する疑義の処理に当たった。

イ 試験の実施に先立ち、試験問題の作成、印刷及び各大学への輸送は、すべて計画どおり実施された。

また、1月9日に大学入試センター（実施本部）と各大学（試験実施本部及び各試験場）との間において、臨時ファクス及び臨時電話の「送受信テスト」を実施した。

② 各大学

各大学では、学長の下に「実施のための委員会」を設置し、当該大学が設置した試験場において、教職員数約18,300人が試験監督者として試験の実施に当たった。

なお、一部の大学では、受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため、公立高等学校、教育委員会の教職員（延621人）に監督補助を依頼する等の措置がとられた。

③ 連絡体制

試験実施当日は、実施本部、各大学及び各試験場の緊密な連携を図るため、435台のファクス及び277台の臨時電話からなる連絡体制を組織した。

④ 再試験対策等

北海道地区については、雪害による再試験実施に備えて、再試験問題を輸送し、関係資料を送付した。

(2) 試験時間

大学入試センター試験の本試験は、平成3年1月12日(土)、13日(日)に全国351試験場で次表の時間割により一斉に行われた。

また、身体に障害のある入学志願者で盲者の入学志願者に対しては、試験時間の延長(1.5倍程度)及び強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、試験時間の延長(1.3倍程度)の措置を講じた。

なお、追試験は、本試験の1週間後に、本試験と同様の時間帯で実施された。

期 日	教 科	一般の試験時間	1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間
平成3年1月12日(土)	外国語	10:00～11:20(80分)	10:00～11:45(105分)	10:00～12:00(120分)
	数学(A)	12:50～13:50(60分)	13:00～14:20(80分)	13:00～14:30(90分)
	数学(B)	14:40～15:40(60分)	15:00～16:20(80分)	15:00～16:30(90分)
	理科(A)	16:30～17:30(60分)	17:00～18:20(80分)	17:00～18:30(90分)
1月13日(日)	理科(B)	10:00～11:00(60分)	10:00～11:20(80分)	10:00～11:30(90分)
	国 語	12:30～13:50(80分)	12:30～14:15(105分)	12:30～14:30(120分)
	社 会	14:40～15:40(60分)	15:00～16:20(80分)	15:00～16:30(90分)
	理科(C)	16:30～17:30(60分)	17:00～18:20(80分)	17:00～18:30(90分)

(3) 受験状況

大学入試センター試験の受験状況の概要は、次のとおりである。

			前 年 度
①	志願者数	455,855人	(430,542人)
②	受験者数	430,341人（全教科、一部教科）	(408,350人)
	本試験	430,138人（点字問題受験者を含む）	(408,062人)
	追試験	129人	(217人)
	本試験＋追試験	74人	(71人)
③	受験率	94.40％	(94.85％)

〔受験者数（全教科、一部教科)/志願者数×100〕

ア 教科別受験者数及び受験率（追試験含む）

	教 科	国 語	社 会	数学(A)	数学(B)
第一日目	受験者数	416,719人	400,737人	356,543人	331,582人
	受 験 率	91.4％	87.9％	78.2％	72.7％
	教 科	理科(A)	理科(B)	理科(C)	外国語
第二日目	受験者数	155,558人	173,242人	121,153人	429,067人
	受 験 率	34.1％	38.0％	26.6％	94.1％

イ　理科 (A), (B), (C) の受験状況

受験科目数＼区分	理科 (A)		理科 (B)		理科 (C)	計	実受験者数
	物理	地学	化学	理科Ⅰ	生物	延受験者数	
1科目	52,810 人	17,027 人	70,269 人	1,107 人	98,570 人	239,783 人	239,783 人 (69.7%)
2科目	81,403 人	2,282 人	98,470 人	1,360 人	20,547 人	204,062 人	102,031 人 (29.7%)
3科目	1,366 人	669 人	1,760 人	275 人	2,035 人	6,105 人	2,035 人 (0.6%)
計	135,579 人 (30.1%)	19,978 人 (4.4%)	170,499 人 (37.9%)	2,742 人 (0.6%)	121,152 人 (26.9%)	449,950 人 (100.0%)	343,849 人 (100.0%)

(注)　理科 (A) で解答科目が特定できなかった1人については、これを除き集計した。

(ア)　2科目受験者 (102,031 人) の内訳

教科・科目		理科 (B)		理科 (C)	計
		化　学	理科Ⅰ	生　物	
理科 (A)	物理	79,591 人 (78.0%)	711 人 (0.7%)	1,101 人 (1.1%)	81,403 人 (79.8%)
	地学	1,000 人 (1.0%)	182 人 (0.2%)	1,100 人 (1.1%)	2,282 人 (2.3%)
理科 (C)	生物	17,879 人 (17.5%)	467 人 (0.5%)	——	18,346 人 (18.0%)
計		98,470 人 (96.5%)	1,360 人 (1.4%)	2,201 人 (2.2%)	102,031 人 (100.0%)

(イ)　3科目受験者 (2,035 人) の内訳

	物・化・生	物・理Ⅰ・生	地・化・生	地・理Ⅰ・生	計
受験者数	1,272 人 (62.5%)	94 人 (4.6%)	488 人 (24.0%)	181 人 (8.9%)	2,035 人 (100.0%)

④　全教科欠席者数　　25,514 人　　(22,192 人)

本試験　　25,490 人　　(22,170 人)

追試験　　23 人　　(21 人)

本試験＋追試験　　1 人　　(1 人)

(参　考)

○　2教科以下受験者の受験状況

(1)　志願者数　　5,191 人

(2)　受験者数　　4,619 人

(3)　欠席者数　　572 人

(4)　身体に障害のある志願者に対する措置

大学入試センター試験においては、身体に障害のある志願者からの申請に基づき、その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行うこととしている。

点字受験者以外の身体に障害のある受験者のうち、強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、審査の上、試験時間の延長を認めることとしている。

また、点字問題の作成に当たっては、通常の試験問題を基本とし、点訳に適さない問題については代替問題を出題するとともに、必要に応じて説明文を補足した。

なお、点字試験の試験時間は、通常の 1.5 倍、点字試験以外の試験時間を延長する試験は、1.3 倍としている。大学入試センター試験の実施に当たって、特別の措置をした人数は、次表のとおりである。

身体に障害のある者に対する受験の際の特別措置

区分＼年度			平成3年度		平成2年度	
			志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
男			160 人	151 人	162 人	149 人
女			57	54	56	53
計			217	205	218	202
内訳1 障害の種類		視覚障害	47	47	40	39
		聴覚障害	63	59	79	71
		肢体不自由等	107	99	99	92
内訳2 受験の際に行った措置（延数）	視覚障害	点字問題を点字で解答	13	13	14	13
		一般問題を文字で解答	27	27	23	23
		試験時間の延長（1.3倍）	19	19	15	15
		拡大文字問題の準備	20	20	15	15
		拡大鏡等の持参使用	26	26	17	17
		窓側の明るい座席を指定	15	15	15	15
		照明器具の準備	7	7	4	4
		点字器等の試験場での保管	9	9	3	3
	聴覚障害	手話通訳者の付与	1	1	—	—
		注意事項等の文書による伝達	47	44	62	56
		座席を前列に指定	43	42	54	48
		補聴器の持参使用	55	51	73	68
	肢体不自由・病弱等	一般問題をチェックで解答	25	23	23	22
		試験時間の延長（1.3倍）	8	7	10	10
		一般問題を文字で解答	1	1	1	1
		別室を設定	16	16	10	9
		洋式トイレに近接する試験室に指定	46	46	47	44
		特製机の持参使用	6	6	7	7
		特製机の試験場側での準備	21	20	18	17
		車椅子の持参使用	41	39	38	35
		杖の持参使用	25	23	34	31
		タイプライターの持参使用	—	—	—	—
		介助者の付与	—	—	—	—
		試験室を一階に設定	69	65	63	59
		試験室入口までの付添者の同伴	44	43	37	34
		試験場への乗用車での入構	61	58	63	59
	その他		50	47	40	38

（注） 内訳2は、重複措置を含む延数である。

前表のほか、出願受付締切後の負傷等により、特別の受験措置を希望した志願者についても審査の上、次表のとおりの措置を講じた。

区分		平成3年度	平成2年度
対象者合計（内女性数）		98 人（36）	71 人（25）
障害の種類	視覚障害	2	0
	聴覚障害	1	1
	肢体不自由等	95④	70④

（内訳）

受験の際に行った措置（延数）				
	視覚障害	点字問題を点字で解答	—	—
		一般問題を文字で解答	—	—
		試験時間の延長（1.3倍）	—	—
		拡大文字問題の準備	—	—
		拡大鏡等の持参使用	1	—
		窓側の明るい座席を指定	—	—
		照明器具の準備	—	—
		点字器等の試験場での保管	—	—
	聴覚障害	手話通訳者の付与	—	—
		注意事項等の文書による伝達	1	—
		座席を前列に指定	—	1
		補聴器の持参使用	—	1
	肢体不自由等	一般問題をチェックで解答	6	4②
		試験時間の延長（1.3倍）	—	—
		一般問題を文字で解答	—	—
		別室を設定	44	30①
		洋式トイレに近接する試験室に指定	5①	4
		特製机の持参使用	—	—
		特製机の試験場側での準備	—	2
		車椅子の持参使用	4①	1
		杖の持参使用	21③	16
		タイプライターの持参使用	—	—
		介助者の付与	—	—
		試験室を一階に設定	6②	11
		試験室入口までの付添者の同伴	11①	9
		試験場への乗用車での入構	21②	19
	その他		35③	31①

（注1） 内訳は、重複措置を含む延数である。
（注2） ○付数字は、内数で追試験受験者を示す。

(5) 追試験の実施

追試験は、本試験の1週間後の1月19日（土）、20日（日）に2試験場で実施された。本年度の追試験対象者数は227人（前年度　310人）で、その内訳は次表のとおりである。

なお、「疾病・負傷等」は、主として感冒と腹痛であった。

（　）内は前年度

地区	追試験場別	追試験受験許可者数	性別		事由		卒業区分				受験許可大学
							卒業見込者		既卒者等		
			男	女	疾病・負傷	事故等	男	女	男	女	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	大学
東日本	東京商船大学	137 (166)	104 (134)	33 (32)	127 (158)	10 (8)	25 (43)	16 (19)	79 (91)	17 (13)	35 (35)
西日本	神戸大学	90 (144)	70 (111)	20 (33)	87 (138)	3 (6)	15 (49)	8 (19)	55 (62)	12 (14)	34 (44)
計		227 (310)	174 (245)	53 (65)	214 (296)	13 (14)	40 (92)	24 (38)	134 (153)	29 (27)	69 (79)

（疾病・負傷の内訳）

区分		東日本	西日本	計
疾病・負傷		127人	87人	214人
内訳	ア　感冒及び類似症	82	54	136
	イ　胃腸炎及び類似症	19	12	31
	ウ　その他の疾病	24	16	40
	エ　負傷	2	5	7
事故等		10	3	13
合計		137	90	227

(6) 正解の発表

本試験の正解は、試験終了後、報道機関を通じて発表した。

また、追試験の正解は、大学入試センター及び追試験を実施した2国立大学において発表するとともに、大学入試センターへ正解表を希望した131人の受験者には直接郵送した。

7 実施結果

(1) 答案の読み取り及び採点

各大学から返送された受験者の答案約238万枚は、大学・試験場別、教科別に枚数等を確認し、平成3年1月14日から1月22日までの間に12台の光学式マーク読取装置（OMR）で読み取りを行った。

読み取られた答案は、大学・試験場及び教科単位に受験番号等に誤りがないことを確認し、平成3年1月14日から1月30日までの間に電子計算機処理により採点及び各種の集計を行った。

(2) 答案のマークもれ等の状況

本試験における受験番号及び解答科目の未記入、重複マーク等によるマーク誤りの発生件数は1件で、前年度（7件）より減少した。

(3) 平均点等

本試験を受験した430,138人についての科目別平均点等の最終結果を、平成3年度の各大学への成績提供開始直後（平成3年2月1日）に発表した。

(4) 得点調整実施の有無

本年度の大学入試センター試験において、理科、社会の各選択科目間に試験問題の難易差による著しい平均点格差が生じなかったため、得点調整は行わないこととした。

(5) 成績の提供

大学入試センター試験の成績提供は、平成3年1月31日から4月5日までの間に各国公私立大学からの成績請求に基づき行った。

各大学への第2次試験及び第2次募集に係る成績提供件数は、次のとおりである。

第2次試験：延約566,000件　（前年度　延約599,000件）
（約317,800人）　（約325,000人）

第2次募集：　約　6,300人　（前年度　約　9,900人）

⑹　出願状況資料の提供

当該大学への大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、他大学の併願状況を記載した出願状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

提 供 期 間：2月23日から3月18日まで

提供大学数：146大学

⑺　合格状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、合格状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

・大学別推薦入学入学手続者等に係る合格状況資料

（提供期間：平成3年2月23日から3月2日まで）…… 125大学

・「前期日程」試験入学手続者に係る合格状況資料

（提供期間：平成3年3月17日から23日まで）…… 106大学

・一般入試合格者等に係る合格状況資料

（提供期間：平成3年3月26日から）…… 134大学

・推薦入学入学手続者に係る合格状況資料

（提供期間：平成3年3月28日から）…… 2大学

8　試　験　問　題

⑴　試験問題の作成

大学入試センター試験は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、試験問題は、国公私立の大学が、それぞれの判断と創意工夫により、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に評価する上での基礎資料として、適切に利用できるよう共通第1次学力試験及び大学入試センター試験の経験や研究の成果を活かしながら作成している。

出題に当たる教科専門委員会の委員は、国公私立の教員約270人に委嘱し、これらの委員は、科目別等の部会に分属し、年間約12回36日以上にわたって会議を開催し、試験問題の作成に当たっている。

試験問題の作成過程においては、各部会で十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか、各教科・科目間の調整会議を開催（年間4回）し、試験問題の内容・量、難易度が均衡のとれるものとなるように、また重複による相互推測がおきないように留意している。

また、教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会において、文章表現、問題の構成、解答方法の妥当性及び出題の内容の適否等について、具体的に点検・照合を行い、より適正な出題に努めている。

⑵　科目の平均点等

大学入試センター試験の試験問題の水準については、臨時教育審議会第1次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため設置された、大学入試改革協議会の最終報告(63.2.15)の提言の趣旨を踏まえ、当面は、共通第1次学力試験と同程度の水準にすることとし、問題の作成に当たったところである。

第2回の大学入試センター試験の各教科・科目の平均点は、概ね、共通第1次学力試験と同程度の水準とすることができた。

試験問題の作成に当たっては、単なる二者択一的なものでなく、基礎学力を全体的に関連づけながら評価できるように、内容、形式及び構成を工夫することによって、的確な読解力、内容に対する理解力、正解を見出すまでの応用力、総合力など、きめ細かく評価できるように一層の配慮をしているところである。

また、社会・理科の選択科目間の平均点差が可能な限り少なくなるよう、一層努力を重ねる必要があると考えている。

なお、各大学に大学入試センター試験の成績を提供する際、各大学の最終判定に当たり、大学入試センター試験の成績をより細かく分析し、利用することが可能となるように、受験者各人の得点のほかに、全受験者の各科目ごとの平均点等についての資料を提供した。

⑶ 出題の誤り等について

① 本年度、試験問題印刷後に行った試験問題の訂正及び問題文の補足説明は、次のとおりである。

(本試験)

ア 理科(A)「地学」(16ページ 第1問)

補足説明

記号∝は、比例関係を示す。

イ 理科(B)「理科Ⅰ」(30ページ 上から4行目)

問題訂正

(誤) ただし、脂胚の…… (正) ただし、胞胚の……

ウ 社 会「倫理、政治・経済」(21ページ 表)

問題訂正

(誤)

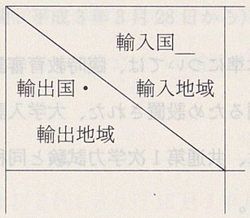

(正)

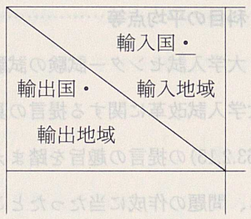

エ 社 会「世界史」(71ページ 問10)

問題訂正

(誤) ① …… を制定して、独裁権を握った。

(正) ② …… によって独裁権を握った。

オ 社 会「地理」

補足説明

西ドイツ及び東ドイツは統一前の、チェコスロバキアは国名変更前の国名(通称)を指す。

(追試験)

ア 外国語 「フランス語」(16ページ 本文1行目)

補足説明(印刷不鮮明)

16ページの本文1行目、後ろから4語目の単語の綴りは、sommeil である。

イ 理科(A) 「地学」(26ページ 上から8行目)

問題訂正

(誤) 1950年代の後半から、[25] の ……

(正) 1950年代の後半から、磁性移動や [25] の ……

ウ 社 会 「日本史」(22ページ 問1の選択肢)

問題訂正

(誤) ⑤ 飛鳥時代には、…… (正) ⑤ 飛鳥文化では、……

エ 社 会 「日本史」(39ページ 第5問Bの4行目及び5行目)

問題訂正

(誤)…… アジアに成立した。…… (正)…… アジアで維持された。……

オ 社 会 「地理・現代社会」

補足説明

文中の西ドイツ及び東ドイツは、統一前の国名(通称)を指す。

地図中のヨーロッパの国境は、ドイツ統一前のものを示す。

以上のとおりであるが、今後とも問題訂正等を皆無とするため、一層の努力が必要があると考えている。

② 大学入試センター試験実施当日に、次のとおり「正解の訂正」が発生した。

(本試験)

○ 社 会 「日本史」第1問B 問3

本問については、解答番号 [3] の発表正解「④」を「①又は④」とした。

今後、このような正解を訂正する等の事態が生じないよう、設問、選択肢の設定及び正解の作成・点検等に当たって一層留意していきたいと考えている。

⑷　試験問題に対する意見

大学入試センター試験の実施後、各方面から寄せられた試験問題についての意見では、全般的には共通第１次学力試験の出題形式を踏襲し、難易についても基本的には、共通第１次学力試験と同程度であり、教科書の内容・範囲に基づいた基本的、基礎的な出題であるという評価が多かった。

その他いくつかの科目の出題内容についての意見、照会が寄せられたが、これらの意見については、大学入試センター試験の試験問題作成に反映させるため、各試験問題作成部会で検討することとした。

また、当センターとしては、共通第１次学力試験と同様、組織的に高等学校側の意見・評価を得るための大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会からの意見・評価の提出をいただき、その結果を取りまとめた。

大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会の意見等については、教科専門委員会試験問題作成部会の見解を付し、「平成３年度大学入試センター試験問題集」（市販用）及び「平成３年度大学入試センター試験―実施結果と試験問題に関する意見・評価―」に“試験問題に関する意見・評価”として掲載した。

第３　大学情報提供事業

大学情報提供事業について

大学入試センターは，昭和63年5月の法律改正により，従来の業務に加えて大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学情報の提供業務を開始した。この事業は，高等学校における進路指導や受験生の進路選択の改善に資するため，高等学校との連携を深め，高等学校や受験生などに各大学の教育研究活動の状況等の適切な情報を提供することを主な目的としている。

これらの事業は，平成2年3月の「大学入試センターにおける大学情報提供について」（報告）に沿って，関係機関等との連携協力を図りつつ，その拡充を図っていくこととしている。

また，昭和63年からその運用を開始している「ハートシステム」は，本年度においては，更に改善，充実するとともに，高等学校進路指導担当教員が，大学の教育研究内容の理解を深め，大学の教員・入学広報担当者等との間で意見交換を行う「大学ガイダンスセミナー」及び，大学の入学広報の質的向上を図ることを目的とした「大学入学広報セミナー」を開催した。

1 「ハートシステム」の運用

昭和63年10月から「ハートシステム」の名称でキャプテン通信網を通して，大学進学案内の情報提供を開始している。受験生や進路指導担当者が，大学の教育・研究内容の情報を的確に知り，これまでの偏差値に偏重しがちな進路選択や進路指導を改善し，進学志望者の個性と志望等に即した大学を選択することや，適切な指導を行うためにこの「ハートシステム」を活用されることを期待しているものである。

平成2年10月から，個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供する「大学案内」について，それまでの一部の私立大学だったものを，すべての私立大学について，大学情報・学部情報の提供を開始した。

また，「ハートシステム」の一層の改善を図るべく，「ハートシステム」を利用している全国の高等学校の中から合計28校（次ページ参照）に対し，調査協力校（モニター校）を委嘱し，利用状況，問題点を調査して運用に反映させるとともに，ハートシステムにより大学進学案内の効果的な利活用及び利用者の拡大を図るために「ハートシステム－利用の手引－」を改訂し，大学・高等学校などに配付した。

平成２年度ハートシステムに関する調査研究協力校

ブロック	県名	高等学校名
北海道	北海道	函館東高等学校（市立）
		札幌南高等学校（道立）
東北	青森	青森南高等学校（県立）
	岩手	盛岡第一高等学校（県立）
	秋田	大館鳳鳴高等学校（県立）
関東	茨城	日立第一高等学校（県立）
	群馬	高崎女子高等学校（県立）
	埼玉	伊奈学園総合高等学校（県立）
	千葉	千葉高等学校（県立）
	山梨	甲府西高等学校（県立）
	東京	錦城高等学校（私立）
		筑波大学附属駒場高等学校（国立）
	神奈川	桜丘高等学校（市立）
		横須賀高等学校（県立）
東海・北信越	富山	高岡南高等学校（県立）
	福井	武生高等学校（県立）
	長野	佐久高等学校（私立）
	愛知	東海高等学校（私立）
近畿	大阪	北野高等学校（府立）
		清風高等学校（私立）
		南高等学校（市立）
	兵庫	琴丘高等学校（市立）
中国・四国	岡山	倉敷天城高等学校（県立）
	山口	岩国高等学校（県立）
	香川	高松高等学校（県立）
九州・沖縄	福岡	三池高等学校（県立）
	鹿児島	ラ・サール高等学校（私立）
	沖縄	那覇高等学校（県立）
合計		28校

2 「国公立大学ガイドブック（平成３年度版）」の刊行

高等学校の進路指導や入学志願者の志望大学・学部の選定に役立てるため，各国公立大学の特色，沿革，概要，個別学力検査等の概要などの情報を取りまとめたもの。国立大学協会，公立大学協会との共同編集により作成した。

（掲載内容）

（ア） 学部・学科等の系統一覧

（イ） 免許・資格を必要とする主な職業

（ウ） 各大学・学部等の紹介

（エ） 平成３年度国公立大学入学者選抜のあらまし

（オ） 平成３年度個別学力検査等各大学の入学者選抜の概要

（カ） 平成２年度各大学・学部別入学志願状況

（キ） 国公立大学入学者選抜実施状況

（配付先）

各高等学校，各国公立大学，各都道府県教育委員会・同知事部局，各教育関係団体など

なお，国公立大学ガイドブックは，平成２年10月17日から全国の書店で一斉に発売された。

3 「大学ガイダンスセミナー」の開催

進学志望者の志望・適性に応じた適切な進学指導に資するため，大学の教員・入学広報担当者等と高等学校進学指導担当教員等との直接のコミュニケーションを図る場として，岡山市及び金沢市で「大学ガイダンスセミナー」を開催した。セミナーでは，現在の大学の学問の動向等に関する講演を行うとともに，大学と高等学校の直接の意見交換が活発に展開された。

なお，このセミナーは，昨年度岡山市で試行的に開催されたものであるが，本年度の金沢市のセミナーは，新しい試みとして，石川・富山・福井の三県を対象としたブロック単位のセミナーとした。

〔大学ガイダンスセミナー（岡山市）〕

・期 日 等　平成２年８月17日（金）　10：00～16：00

会場：岡山ロイヤルホテル　光楽の間

後援：岡山県教育委員会

協力：岡山県高等学校長協会，岡山県下の全大学

・参 加 者　179名（高等学校67校，大学９校など）

・講 演 Ⅰ　「工学の今後の展望」　岡山大学工学部教授　鳥　居　　滋

・講 演 Ⅱ　「人間科学の今後の展望」　大阪大学人間科学部教授　糸魚川　直　祐

・意見交換　「大学の教育の内容について」

社会科学系学部・学科の特色，情報系の学科，不本意入学と適性，理系学部の大学院など。

〔大学ガイダンスセミナー（金沢市）〕

・期 日 等　平成２年10月31日（水）　10：00～16：00

会場：石川県婦人生活会館ホール

後援：石川県・富山県・福井県の各教育委員会

協力：石川県・富山県・福井県の各高等学校長協会，

石川県・富山県・福井県下の全大学

・参 加 者　188名（高等学校84校，大学15校など）

・講 演 Ⅰ　「理学の今後の展望」　金沢大学理学部長　寺　田　喜久雄

・講 演 Ⅱ　「経済学の今後の展望」　慶應義塾大学経済学部長　鳥　居　泰　彦

・意見交換　「大学の教育内容について」

学部の改組と学科(工学部と医学部を中心に)，大学生活への適応，推薦入学による進学者の入学後の状況や指導など。

4 「大学入学広報セミナー」の開催

国公私立大学の入学広報担当者等を対象として，高等学校の進学指導や進学志望者の進路選択に役立つよう情報提供の質的な向上を図ることを目的として，「大学入学広報セミナー」（東日本地区）を文部省との共催で初めて東京で開催した。

本セミナーにおいては，講演，報告のほか，問題提起に対する討論等が活発に行われ，進学志望者や高等学校にとって有用で良質な大学の教育研究内容あるいは入学試験に関する情報を的確かつ適正に提供することの重要性を国公私立大学の入学広報担当者の方々に，一層認識してもらうことができた。

〔入学広報セミナー〕

・期 日 等　平成２年11月27日（火）　10：00～16：00

会場：青山学院大学総合研究所ビルディング11階大会議室

・参 加 者　234名（大学155校）

・講　　演　「企業広報の実際」　松下電器産業㈱　杉　田　芳　夫

・シンポジウム

問題提起　「大学入学広報の実態と今後の課題」

上智大学文学部教授　武　内　　清

討　　論　「これからの入学広報～選抜の時代から選択の時代に生きる～」

パネリスト（大学，高等学校などから７名）

第 4　調査研究

研究開発部においては，その設立の趣旨に沿って，大学入学者選抜方法の改善等に関する調査研究を進めている。本年度の活動状況は，次のとおりである。

1　調査研究組織

研究開発部長（併）		清　水　留三郎
情報処理研究部門	教　授	清　水　留三郎
	助教授	山　田　文　康
評価・追跡研究部門	教　授	赤　木　愛　和
	助教授	鈴　木　規　夫
	助　手	岩　田　弘　三
試験方法研究部門	教　授	岩　坪　秀　一
	助教授	石　塚　智　一
	助　手	平　　直　樹
試験制度研究部門	教　授	中　島　直　忠
	助教授	池　田　輝　政
	助　手	山　村　　滋
進学適性研究部門	教　授	柳　井　晴　夫
	助教授	前　川　眞　一
	助　手	豊　田　秀　樹
特別試験研究部門	教　授	小　野　　博
	助　手	藤　芳　　衛

2　調査研究状況

(1)　調査研究事項

研究開発部の本年度における具体的な調査研究事項は，次のとおりである。

ア　情報処理研究部門

○　受験機会複数化の下での入学志願と合格状況の調査研究
○　大学入試センター試験の社会と理科の選択科目間の差異の分析
○　大学入試問題形式の改善に関する研究
○　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究
○　試験問題の定性的評定に基づく科目難易度の推定
○　大学入試における実技・面接・小論文等の評価に関する研究
○　欧米における大学入試問題等の開発・改善に関する国際比較研究
○　大学入試における質的データの分析に関する研究
○　センター試験５教科の得点形状に基づく学力類型の研究

イ　評価・追跡研究部門

○　大学入試問題の改善に関する研究
○　高等学校の進学指導における個性尊重に関する調査研究
○　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究
○　受験生の大学選択に関する分析
○　アメリカの大学入試に関する歴史的研究

ウ　試験方法研究部門

○　定性的評定の数量化による設問正答率推定の研究
○　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究
○　大学入試問題形式の改善に関する研究
○　大学入試における実技・面接・小論文等の評価に関する研究
○　大学入試における大問形式の出題の解析法
○　共通１次試験問題読み取り速度の分析
○　ベイズ的階層回帰モデルとその入試データへの適用

エ　試験制度研究部門

○　欧米における大学入試問題等の開発・改善に関する国際比較研究
○　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究
○　高校生の学力変化と志望分野の研究
○　イギリス・イタリア・シンガポールの大学入試制度に関する最近の動向の調査研究

オ　進学適性研究部門

○　高等学校における進路指導の個性尊重に関する調査研究
○　適性検査作成のための予備的研究
○　進路指導主事調査の自由記述に関する研究
○　大学入試問題形式の改善に関する研究
○　項目反応理論の理論的研究

カ　特別試験研究部門

○　帰国子女の現地語力の消失と日本語力の再習得の追跡研究
○　在外子女の現地語力の習得と日本語力の保持の追跡研究
○　日本語語彙力の標準化に関する研究
○　解答過程の分析による適切な出題量の推定の研究
○　視覚障害受験者に対する試験時間延長量推定のためのモデル構成
○　点字試験問題作成方法の標準化と点訳作業支援システムの研究開発

キ　共同研究

○　大学入試センター試験問題のモニター調査に基づく分析

(2)　調査研究成果の発表

調査研究事項の成果は，研究紀要の発行，６回にわたる研究セミナーの開催及び国立大学入学者選抜研究連絡協議会第 11 回大会における研究会で発表するとともに，大学入試センター試験の実施に反映させている。

本年度の刊行物は，次のとおりである。

○　研究紀要 No. 20（6 編所載）

①　国語の試験問題の出題形式に関する比較研究

（評価・追跡研究部門助教授　鈴木　規夫，情報処理研究部門助教授　山田　文康，試験

制度研究部門助教授　池田　輝政，評価・追跡研究部門教授　赤木　愛和）

② 英語の試験問題の出題形式に関する比較研究

（試験方法研究部門助教授　石塚　智一，進学適性研究部門助教授　前川　眞一）

③ 数学の試験問題の出題形式と設問過程に関する比較研究

（進学適性研究部門助手　豊田　秀樹，試験制度研究部門助手　山村　滋，特別試験研究部門助手　藤芳　衛）

④ 高等学校の進路指導担当教師を対象とした進学指導の実態に関する調査研究－中学生・高校生調査結果の分析－

（進学適性研究部門教授　柳井　晴夫，進学適性研究部門助教授　前川　眞一，進学適性研究部門助手　豊田　秀樹，評価・追跡研究部門助教授　鈴木　規夫，進学適性研究部門非常勤講師　仙崎　　武，評価・追跡研究部門教授　赤木　愛和，試験制度研究部門教授　中島　直忠）

⑤ 高等学校における進学指導－その実戦活動の分析（第２次報告）－

（進学適性研究部門教授　柳井　晴夫，進学適性研究部門非常勤講師　仙崎　　武）

⑥ 試験問題の定性的評定に基づく科目設定に基づく科目難易度の推定―理科・社会についての第１次報告―

（情報処理研究部門助教授　山田　文康，試験方法研究部門教授　岩坪　秀一）

○ 高等学校の進学指導における個性尊重に関する調査研究報告書－偏差値を主とした進学指導の改善を中心として－，大学入試センター，1991

○ 文部省科学研究費補助金研究成果報告書

大学入試における実技・面接・小論文等の評価に関する研究

（研究代表者：試験方法研究部門教授　岩坪　秀一）

3　共同研究

(1)　国立大学入学者選抜研究連絡協議会

国立大学における入学者選抜に関する研究の交流及び協力を行い，もって入学者選抜方法の改善に寄与することを目的として，各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会と当センター研究開発部で組織する国立大学入学者選抜研究連絡協議会は，5月31日～6月1日に第11回大会を開催するとともに，「大学入試研究ジャーナル」を刊行し，研究の交流を図った。

（国立大学入学者選抜研究連絡協議会，大学入試研究ジャーナル創刊号　参照）

(2)　外部との共同研究

次の研究を行った。

ア　大学入試問題形式の改善に関する研究―多肢選択式テスト（マークシート方式）の評価を含めて―

イ　高等学校の進学指導における個性尊重に関する調査研究―偏差値を主とした進学指導の改善を中心として―

ウ　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究

エ　定性的評定の数量化による設問正答率推定の研究

また，文部省科学研究費補助金の交付を受けて，次の研究を行った。

○ 総合研究Ａ

- 大学入試における学力筆記試験の大学間比較研究

（研究代表者：副所長　高野　文彦　参加者：12人）

- 大学入試における実技・面接・小論文等の評価に関する研究

（研究代表者：岩坪　秀一　参加者：15人）

○ 国際学術研究

- 欧米における大学入試問題等の開発・改善に関する国際比較研究

（研究代表者：中島　直忠　参加者：13人）

4　調査研究のための資料の提供

入学者選抜方法の工夫・改善については，大学入試センター試験の利用方法を含め，各大学において，種々検討されているが，この調査研究には，各大学のデータと併せて，大学入試センター試験の諸データが不可欠である。

このため，当センターでは，大学入試センター試験に係る諸データをできるだけ各大学に提供する方向である。現時点で提供できる資料として，平成２年度大学入試センター試験受験者のうち，数学（A），（B）を含む５教科を受験した者について，大学入試センター試験成績の ① 総得点の分布資料，② 総得点と教科・科目別の平均点・標準偏差等に関する資料，及び ③ 科目得点の分布資料を作成し提供した。

今後も，それぞれの大学の研究課題に沿った資料の提供依頼があった場合には，各大学の希望にできるだけ沿う方向で提供を進めていきたいと考えている。

第５　資　　料

1　業務日誌

平成２年

4月　1日　教科専門委員会新委員を委嘱

4月　4日　教科専門委員会（全体会議、部会長会議、各部会）

～6日　(1)　大学入試センターの機構及び教科専門委員会規程について

(2)　平成３年度大学入試センター試験の実施について

(3)　平成２年度教科専門委員会の年間計画について

(4)　大学入試センター試験試験問題作成要領について

(5)　その他

4月 24日　実施方法専門委員会（第 61 回）

(1)　平成３年度大学入試センター試験の実施について

(2)　平成４年度大学入試センター試験の実施期日について

(3)　その他

4月 26日　評価委員会

4月 27日　運営委員会（第 13 回）

(1)　顧問について

(2)　大学入試センター諸規程の一部改正等について

(3)　平成３年度大学入試センター試験の実施について

(4)　平成４年度大学入試センター試験の実施期日について

(5)　その他

5月　2日　（東京地区大学入試センター試験に関する入試担当課長会議）

5月　8日　平成３年度大学入試センター試験の実施に関する打合せ会（新規利用７大学）

5月 11日　（国立大学協会第２常置委員会）

5月 14日　評議員会（第 39 回）

(1)　大学入試センター諸規程の一部改正等について

(2)　平成３年度大学入試センター試験の実施について

(3)　平成４年度大学入試センター試験の実施期日について

(4)　その他

大学入試センター試験協議会（第７回）

(1)　平成３年度大学入試センター試験の実施について

(2)　平成４年度大学入試センター試験の実施期日について

(3)　その他

5月 15日　（公立大学協会総会）

5月 17日　平成３年度大学入試センター試験担当課長打合せ会

5月18日　（国立大学事務局長会議）
5月25日　実施方法専門委員会（第62回）
(1)　平成3年度大学入試センター試験の実施について
(2)　その他
5月28日　運営委員会（第14回）
(1)　教官人事について
(2)　平成3年度大学入試センター試験の実施について
(3)　その他
5月31日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会第11回大会
～6月1日　（全国高等学校長協会総会・研究協議会）
6月　1日　（国立大学協会理事会）
6月12日　（国立大学協会総会）
・13日
6月14日　（国立大学長会議）
6月15日　（国立大学協会事務連絡会議）
6月25日　運営委員会（第15回）
(1)　平成3年度概算要求について
(2)　その他
7月　3日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1)　平成3年度大学入試センター試験の実施について
(2)　平成4年度大学入試センター試験について
(3)　その他
7月　5日　国公立大学入試問題連絡協議委員会
7月12日　大学入試センター試験説明協議会（全国7地区）
～19日
8月　8日　（国立大学協会第2常置委員会）
8月17日　大学ガイダンスセミナー（岡山県）
8月21日　大学入学者選抜大学入試センター試験入試担当者連絡協議会
～30日
9月　7日　（全国高等学校長協会「大学入試」研究協議会）
9月21日　運営委員会（第16回）
(1)　大学入試センター名誉教授について
(2)　大学入試センター顧問について
(3)　その他
10月18日　教科専門委員会部会長会議
(1)　平成3年度教科専門委員会委員の推薦について

(2)　問題作成部会の今後の日程について
(3)　その他
10月31日　大学ガイダンスセミナー（北陸3県）
11月　2日　（国立大学協会理事会）
11月　5日　受験特別措置に関する審査小委員会
大学入試フォーラム座談会
11月　8日　（全国普通科高等学校長協会総会・研究協議会）
・9日
11月13日　実施方法専門委員会（第63回）
(1)　受験特別措置に関する審査小委員会の審査結果について
(2)　答案の読み取り及び採点に関する取扱要領について
(3)　試験問題「正解」発表様式について
(4)　大学入試センター試験実施本部員について
(5)　実施方法専門委員会臨時委員の委嘱について
(6)　大学入試センターにおける入試関係情報のオンライン化について
国公立大学入試問題連絡協議委員会
11月14日　（国立大学協会総会）
・15日
11月16日　（国立大学協会事務連絡会）
11月19日　運営委員会（第17回）
(1)　教官人事について
(2)　平成3年度大学入試センター試験実施本部員について
(3)　試験問題特別委員会委員について
(4)　大学入試センター名誉教授称号授与規程について
(5)　運営委員会に置く「試験問題特別委員会」の改組について
(6)　その他
11月27日　東日本地区大学入学広報セミナー
（国立大学協会入試改善特別委員会）
（日本私立大学連盟総会）
11月28日　評価委員会
12月　7日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1)　平成3年度大学入学者選抜等について
(2)　その他
12月10日　（国立大学協会第2常置委員会）
12月13日　大学入学者選抜大学入試センター試験入試担当者連絡協議会
12月17日　評議員会（第40回）

(1) 大学入試センター名誉教授称号授与規程について
(2) 運営委員会に置く「試験問題特別委員会」の改組について
(3) その他
大学入試センター試験協議会（第8回）
(1) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う大学入試センター試験の出題教科・科目等について
(2) その他

平成3年

1月12日　大学入試センター試験・本試験
・13日
1月16日　大学入試センター試験成績委員会専門委員会
1月19日　大学入試センター試験・追試験
・20日
1月30日　（国立大学協会入試改善特別委員会）
2月 4日　（国立大学協会第2常置委員会）
2月 8日　ハートシステムに関する調査協力校懇談会
2月14日　評議員会（第41回）
(1) 所長の任期について
(2) その他
2月14日　大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会
・15日
(1) 大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会における「報告書」のとりまとめ等について
(2) 平成3年度大学入試センター試験実施結果の概要について
(3) その他
2月21日　大学情報専門委員会
(1) 大学情報提供事業の進め方について
(2) その他
2月22日　実施方法専門委員会（第64回）
(1) 平成4年度大学入試センター試験の実施について
(2) その他
運営委員会（第18回）
(1) 人事事項について
(2) 運営委員会に置く特別委員会に関する規則等の改正について
(3) 平成4年度大学入試センター試験について
(4) 大学入試センター試験の成績に係る研究資料等発表要領の制定について
(5) 研究紀要登載論文について

(6) その他
3月 5日　試験問題特別委員会
〜7日
3月13日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1) 平成3年度大学入学者選抜等について
(2) その他
3月18日　評議員会（第42回）
(1) 所長人事について
(2) 平成4年度大学入試センター試験について
(3) その他
大学入試センター試験協議会（第9回）
(1) 大学入試センター所長人事について
(2) 平成4年度大学入試センター試験について
(3) その他
3月20日　顧問会議
3月27日　実施方法専門委員会（第65回）
(1) 平成4年度大学入試センター試験の実施について
(2) 平成5年度大学入試センター試験試験問題作成要領について
(3) その他
運営委員会（第19回）
(1) 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部改正について
(2) 試験問題研究部門（客員部門）への併任について
(3) 教官選考特別委員会委員について
(4) 平成4年度大学入試センター試験実施要項について
(5) 平成4年度大学入試センター試験試験問題作成要領について
(6) その他
3月28日　教科専門委員会部会長会議
(1) 平成3年度教科専門委員会試験問題作成年間計画について
(2) 平成5年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

2　大学入試センター役職員

所　　長　　有　江　幹　男
副　所　長　　高　野　文　彦
　　田保橋　　彬　(3.3.31 まで)

管　理　部

部　　長　　諸　橋　輝　雄　(3.3.31 まで)

庶　務　課

課　　長　　宮　村　貞　一
課長補佐　　武　田　一　夫　(2.4.1 から 2.8.31 まで)
　　鈴　木　利　次　(2.9.1 から)
庶務係長　　野　本　晃　良　(2.4.1 から)
人事係長　　根　岸　茂
共同利用係長　　佐々木　義　人　(2.4.1 から)
企画・広報係長　　久保田　達　也　(2.4.1 から 3.3.31 まで)
(2.6.7 まで広報係長)

会　計　課

課　　長　　川　本　幸　彦　(3.3.31 まで)
課長補佐　　鈴　木　宏　治　(3.3.31 まで)
総務係長　　原　　英　毅　(2.4.1 から)
経理係長　　諸　田　　清　(2.4.1 から)
用度係長　　山　下　信　一　(2.4.1 から)
施設係長　　小　松　武　志

企画調査室 (2.6.7 まで)

進学情報課 (2.6.8 から)

課　　長　　藤　原　　誠　(2.4.1 から)
(2.6.7 まで企画調査室長)
進学情報係長　　針　貝　俊　彦
(2.6.7 まで企画係長)
画像情報係長　　小　野　　渉　(2.4.1 から)
(2.6.7 まで調査係長)
進学指導専門官　　池　田　輝　政　(3.3.31 まで)
　　藤　沼　貞　弘　(3.3.31 まで)
　　中　村　宏　治

事　業　部

部　　長　　都　賀　善　信　(3.3.31 まで)

事業第一課

課　　長　　保呂草　　弘　(3.3.31 まで)
課長補佐　　日　野　静　雄　(2.4.1 から 3.3.31 まで)
企画調整係長　　野　田　優　明　(3.3.31 まで)
試験実施第1係長　　髙　木　得　二　(2.4.1 から)
試験実施第2係長　　小　林　和　則　(2.4.1 から 3.3.31 まで)
試験実施第3係長　　山　岸　　正

事業第二課

課　　長　　鈴　木　洪　一　(3.3.31 まで)
課長補佐　　片　山　隆　二
管理係長　　後　野　周　二
問題第1係長　　山　本　茂　行
問題第2係長　　藤　田　廣　司　(2.4.1 から)
特殊問題係長　　佐々木　　充　(2.4.1 から)

情報処理課

課　　長　　服　部　　肇　(2.4.1 から)
課長補佐　　渕　上　光　明　(2.4.1 から)
業務第1係長　　服　部　武　雄　(2.4.1 から 3.3.31 まで)
業務第2係長　　小　松　俊　夫　(3.3.31 まで)
業務第3係長　　吉　見　日出明　(3.3.31 まで)
情報管理係長　　丹　羽　政　義　(3.3.31 まで)
資料係長　　岡　山　　均　(2.4.1 から)

研究開発部

部　　長　　清　水　留三郎

3 規　程　等

(1)　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程
（平成２年　６月　８日　規程第１号）

(2)　大学入試センター名誉教授称号授与規程　（平成２年12月17日　規程第２号）

(3)　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程
（平成３年　２月22日　規程第１号）

(4)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則　（平成２年　６月　８日　規則第１号）

(5)　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則　（平成２年　６月　８日　規則第２号）

(6)　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則　（平成２年　６月　８日　規則第３号）

(7)　大学入試センター庁舎管理規則の一部を改正する規則　（平成２年　６月　８日　規則第４号）

(8)　大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則　（平成２年　６月　８日　規則第５号）

(9)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則　（平成３年　２月22日　規則第１号）

(10)　大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会に関する規則
（平成３年　２月22日　規則第２号）

(11)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則　（平成３年　３月27日　規則第３号）

(12)　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則　（平成３年　３月27日　規則第４号）

(13)　大学入試センター専門委員の会議における臨時委員に関する細則の一部を改正する細則
（平成２年　６月　８日　細則第１号）

(14)　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則
（平成３年　２月22日　細則第１号）

(15)　大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会における調査委員及び専門員に関する内規
（平成３年　２月22日　内規第１号）

(16)　大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規
（平成３年　３月27日　内規第２号）

(17)　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部を改正する申合せ
（平成３年　２月22日　申合せ第１号）

(1)　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程

［平成２年　６月　８日
規　程　第　１　号］

大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年規程第３号）の一部を改正する規程を次のように改正する。

第２条第２項に次の１号を加える。

(3)　大学情報専門委員会　20人以内

第３条中「構成する」を「置く」に改める。

第11条の表分担事項の欄中「「国語Ⅰ」及び「国語Ⅱ」」を「「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」」に、「『「倫理」及び「政治・経済」』」を「『「倫理」・「政治・経済」』」に、「「簿記会計Ⅰ」及び「簿記会計Ⅱ」」を「「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」」に、「「英語Ⅰ」及び「英語Ⅱ」」を「「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」」に改める。

第４章を第５章とし、第３章の次に次の１章を加える。

第４章　大学情報専門委員会

（所掌事項）

第21条　大学情報専門委員会は、センターの所長の委嘱により、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報（以下「大学情報」という。）に関して、次の事項を処理する。

(1)　大学情報の提供の基本方針の策定及びその運用に関すること。

(2)　大学情報の在り方に関する調査研究に関すること。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条中「あっては」を「ついては」に改め、「事業第一課」の下に「、大学情報専門委員会については進学情報課」を加え、同条を第22条とする。

附　則

この規程は、平成２年６月８日から施行する。

(2) 大学入試センター名誉教授称号授与規程

（平成2年12月17日
規　程　第　2　号）

大学入試センター名誉教授称号授与規程

（趣旨）

第1条　大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）第10条の規定に基づく大学入試センター名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与は、この規程の定めるところによる。

（資格）

第2条　名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与する。

(1)　大学入試センター（以下「センター」という。）の教授として15年以上勤務し、センターの目的達成上特に功績のあった者

(2)　前号の年令には達しないが、センターの目的達成上特に顕著な功績があった者

(3)　センターの所長として勤務し、特に功労のあった者

（勤務年数の通算）

第3条　次の各号に掲げる年数は、前条第1号の勤務年数に通算する。ただし、センターの教授として5年以上勤務した場合に限る。

(1)　大学又は研究機関（以下「大学等」という。）において教授（相当するものを含む。）として勤務した年数

(2)　センター又は大学等において助教授（相当するものを含む。）として勤務した年数は、その2分の1の年数

(3)　大学等において専任の講師（相当するものを含む。）として勤務した年数は、その3分の1の年数

（選考）

第4条　名誉教授の選考は、運営委員の会議の意見を聴いた後、評議員の会議の議を経て、所長が行う。

（称号の授与）

第5条　名誉教授の称号の授与は、別記様式の辞令書を交付して行う。

附　則

この規程は、平成2年12月17日から施行し、この規程施行の日前にセンターを退職した者についても適用する。

別記様式

第　　号

氏名
生年月日

大学入試センター名誉教授の称号を授与する。

年　月　日

大学入試センター　　印

（注）紙質は上質のものを用い、B3版とする。

(3)　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程

（平成3年2月22日
規　程　第　1　号）

大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程（昭和55年規程第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「解答」の下に「及び用字用語」を加える。

第3条中「に関連する部会」を「に係る部会及び用字用語等部会」に改める。

附　則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

⑷　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

（平成２年６月８日
規　則　第　１　号）

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び室」を削る。

第２条第１項第４号を次のように改める。

⑷　企画・広報係

第２条第２項を次のように改める。

２　庶務課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　大学入試センター（以下「センター」という。）の事務に関し総括し、及び連絡調整すること。

⑵　機密に関すること。

⑶　諸行事に関すること。

⑷　評議員の会議その他の会議に関すること。

⑸　大学関係団体等との連絡に関すること。

⑹　渉外に関すること。

⑺　公文書の接受、発送及び保存に関すること。

⑻　公印の管守に関すること（会計課の所掌に係るものを除く。）。

⑼　職員及び各種委員の旅行命令に関すること。

⑽　その他他の課及び係の所掌に属しない事務を処理すること。

第２条第４項及び第５項を次のように改める。

４　共同利用係においては、次の事務をつかさどる。

⑴　入学者選抜方法の改善に係る資料の収集、管理及び提供等に関すること。

⑵　センターにおける図書館資料の収集、管理及び利用に関すること。

⑶　研究開発部の教官会議その他の会議に関すること。

⑷　センターと大学等関係機関との研究協力事務に関すること。

⑸　研究紀要の編集事務に関すること。

⑹　科学研究費補助金の申請に関すること。

⑺　国立大学入学者選抜研究連絡協議会の事務局の事務を処理すること。

⑻　試験等に係る受託調査の受入れに関すること。

⑼　その他他の課及び係の所掌に属しない研究開発部に係る事務を処理すること。

５　企画・広報係においては、次の事務をつかさどる。

⑴　センターの制度、組織及び機構に関すること。

⑵　センターの規程、規則等の制定及び改廃に関すること。

⑶　規程集の編集及び追録の発行に関すること。

⑷　大学入試センター試験等に係る係争に関すること。

⑸　広報に関し、総合的に企画・立案し、及び調整すること。

⑹　報道事務に関すること。

⑺　センターの要覧、年報等その他広報資料の編集及び発行に関すること。

⑻　その他広報に関する事務を処理すること。

第３条第４項第７号を次のように改める。

１　自動車の運用及び管理に関すること。

第４条を次のように改める。

（進学情報課）

第４条　進学情報課に、次の２係を置く。

⑴　進学情報係

⑵　画像情報係

２　進学情報係においては、次の事務をつかさどる。

⑴　大学情報の提供に関し、総括し、及び連絡調整すること。

⑵　大学情報の提供に関する企画立案に関すること。

(3) 大学情報専門委員会の会議に関すること。

(4) センターが主催する各種大学情報の提供事業を実施すること。

(5) 大学情報の提供の調査検討に関すること。

(6) 進学情報課の庶務一般に関すること。

(7) その他進学情報課の他の係の所掌に属しない事務を処理すること。

3 画像情報係においては、次の事務をつかさどる。

(1) ハートシステムを利用した進学情報の提供に関すること。

(2) ハートシステムの開発及び普及に関すること。

(3) 大学のガイドブックの編集に関すること。

(4) 大学の入学者選抜・入学広報資料等の収集及び整備に関すること。

(5) 大学情報のレファレンスサービスに関すること。

第6条第2項第1号、第3号及び同条第3項第1号中「試験問題」を「試験の問題」に改める。

第9条第1項中「庶務課」を「進学情報課」に改め、同条第2項中「事務」を「専門的事項」に改める。

附 則

この規則は、平成2年6月8日から施行する。

(5) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則

（平成2年6月8日 規則第2号）

大学入試センター文書管理規則（昭和56年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第6条第1項の表中「

企画調査室	企画係長

」を「

進学情報課	進学情報係長

」に改める。

第7条第1項の表中「

企画調査室所掌の文書	企	入試セ企

」を「

進学情報課所掌の文書	進	入試セ進

」に改める。

附 則

この規則は、平成2年6月8日から施行する。

⑹　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則

（平成２年６月８日
規　則　第　３　号）

大学入試センター公印規則（昭和52年規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表（第２条第１項）種類の欄中「課長の印
室長の印」を「課長の印」に改める。

附　則

この規則は、平成２年６月８日から施行する。

⑺　大学入試センター庁舎管理規則の一部を改正する規則

（平成２年６月８日
規　則　第　４　号）

大学入試センター庁舎管理規則（昭和56年規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「部長、課長及び室長」を「部長及び課長」に改める。

附　則

この規則は、平成２年６月８日から施行する。

⑻　大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則

（平成２年６月８日
規　則　第　５　号）

大学入試センター防火管理規則（昭和 56 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表３（第９条第２項の表）中「企画調査室長」を「進学情報課長」に、「広報係長」を「企画・広報係長」に、「企画係長」を「進学情報係長」に、「調査係長」を「画像情報係長」に、「企画係員」を「進学情報係員」に、「企画調査室」を「進学情報課」改め、「進学指導専門官室」を削る。

別表４（第 11 条第２項の表）中「企画調査室長」を「進学情報課長」に改める。

附　則

この規則は、平成２年６月８日から施行する。

⑼　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

（平成３年２月 22 日
規　則　第　１　号）

大学入試センター事務分掌規則（昭和 57 年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　運営委員会試験問題特別委員会企画部会の会議に関すること。

第６条第３項中「運営委員会試験問題特別委員会」を「運営委員会試験問題特別委員会調整部会」に改める。

附　則

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

⑽　大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会に関する規則

（平成３年２月22日
規　則　第　２　号）

大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、大学入試センター運営委員の会議に関する規程（昭和52年規程第２号）第５条に規定する大学入試センター運営委員の会議（以下「運営委員会」という。）に置く特別委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　運営委員会に、次の特別委員会を置く。

(1)　試験問題特別委員会

(2)　資料公開等特別委員会

２　前項第１号の委員会は、次の二つの部会で構成する。

(1)　企画部会

(2)　調整部会

（任務）

第３条　特別委員会は、運営委員会からの付託に基づき、次の事項を調査審議する。

(1)　試験問題特別委員会

ア　企画部会

（ア）　大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の出題教科・科目、出題範囲等の基本方針の策定

（イ）　各年度のセンター試験の試験問題の文章表現、問題の構成、出題方法、解答方法及び解答記入上の注意事項等についての一般的原則（以下「試験問題作成要領」という。）の策定

（ウ）　その他センター試験の試験問題の作成の方針等に関し、大学入試センター所長（以下「所長」という。）が、特に必要と認める事項

イ　調整部会

試験問題作成要領に基づき、教科専門委員会問題作成部会長から提出された試験問題等についての点検・照合

(2)　資料公開等特別委員会

大学入試センターの研究紀要に登載する論文及び入試関係資料の公開範囲等の審査

（委員）

第４条　特別委員会は、運営委員で構成し、その委員の数は次のとおりとする。

(1)　試験問題特別委員会

ア　企画部会　　10人以内

イ　調整部会　　７人以内

(2)　資料公開等特別委員会　　７人以内

２　委員は、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。

（委員長等）

第５条　特別委員会に委員長を、第２条第２項に掲げる各部会に部会長を置き、その選任については、特別委員会ごとに定める。

（調査委員及び専門員）

第６条　特別委員会に、委員のほか、調査審議等を行おうとする内容に応じ、調査委員及び専門員を置くことができる。

２　調査委員及び専門員に関する事項は、別に定める。

（会議）

第７条　特別委員会は、委員長がこれを招集する。

２　特別委員会は委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　特別委員会の議事は、各特別委員会の定めるところによる。

（報告）

第８条　特別委員会の委員長は、調査審議等の結果又はその経過を運営委員会議長に報告しなければならない。

（雑則）

第９条　特別委員会に関する庶務は、別に定める。

第10条　この規則に定めるもののほか、特別委員会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

第11条　この規則の改廃は、運営委員会の議を経て、所長が行う。

附　則

1　この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2　次に掲げる細則及び申合せは、廃止する。

(1)　大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会に関する細則（昭和53年3月14日細則第2号）

(2)　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せ（昭和53年3月14日申合せ第4号）

(3)　運営委員会「資料公開等特別委員会」の設置に関する申合せ（昭和57年5月27日申合せ第2号第43回運営協議員会）

(11)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

（平成3年3月27日
規　則　第　3　号）

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号中「各種委員」を「各種委員会委員等（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第2条第4項中「第9号」を「第11号」とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9)　研究開発部職員及び共同研究者の旅行命令に関すること。

(10)　国立大学入学者選抜研究連絡協議会に係る旅行命令に関すること。

第3条第2項中「第16号」を「第17号」とし、「第15号」を「第16号」とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15)　会計課職員の旅行命令に関すること。

第4条を次のように改める。

第4条　進学情報課に、次の3係を置く。

(1)　進学情報係

(2)　情報普及係

(3)　画像情報係

2　進学情報係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　大学情報の提供に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2)　大学情報の提供に関する企画立案に関すること。

(3)　大学情報専門委員会の会議に関すること。

(4)　大学の入学者選抜・入学広報資料等の収集及び整備に関すること。

(5)　大学進学情報センターの運営及び大学情報のレファレンスサービスに関すること。

(6)　進学情報課職員の旅行命令に関すること。

(7)　進学情報課が所掌する各種委員会委員等の旅行命令に関すること。

(8)　進学情報課の庶務一般に関すること。

(9)　その他進学情報課の他の係の所掌に属しない事務を処理すること。

3　情報普及係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　大学ガイダンスセミナーの実施に関すること。

(2)　大学入学広報セミナーの実施に関すること。

(3)　大学情報に関する大学と高等学校等との地区別連絡協議会の仲介・支援に関すること。

(4)　大学情報に関する普及啓蒙資料の作成に関すること。

(5)　大学情報の提供に係る調査検討に関すること。

(6)　大学の情報提供事業の支援に関すること。

4　画像情報係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　ハートシステムの改善及び開発に関すること。

(2)　ハートシステムの保守に関すること。

(3)　ハートシステムのデータの収集及び更新に関すること。

(4)　ハートシステムの普及啓蒙に関すること。

(5)　大学のガイドブックの編集に関すること。

第5条第2項中「第7号」を「第9号」とし、「第6号」を「第8号」とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6)　事業部長及び事業第一課職員の旅行命令に関すること。

(7)　事業第一課が所掌する各種委員会委員等の旅行命令に関すること。

第6条第2項中「第6号」を「第8号」とし、「第5号」を「第7号」とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5)　事業第二課職員の旅行命令に関すること。

(6)　事業第二課が所掌する各種委員会委員等（他の係の所掌に属するものを除く。）の旅行命令に関すること。

第6条第3項に次の1号を加える。

(9)　事業第二課が所掌する各種委員会委員等（文科系）の旅行命令に関すること。

第6条第4項に次の1号を加える。

(7)　事業第二課が所掌する各種委員会委員等（理科系）の旅行命令に関すること。

第6条第5項に次の1号を加える。

(5)　事業第二課が所掌する各種委員会委員等（特別問題）の旅行命令に関すること。

第7条第2項中「第4号」を「第6号」とし、「第3号」を「第5号」とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3)　情報処理課職員の旅行命令に関すること。

(4)　情報処理課が所掌する各種委員会委員等の旅行命令に関すること。

附　則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

⑿　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則

（平成３年３月27日
規　則　第　４　号）

大学入試センター文書管理規則の一部を次のように改正する。

別表第２（第24条の表）を次のように改める。

事　　項	発信名義者	専　決　者
（共通事項）		
(1)　法令の規定等に基づき所長名で行う主管官公庁への協議、申請、調査報告等のうち、定型的又は軽易なもの	所　　長	副 所 長
(2)　法令の規定等に基づき所長名で行う主管官公庁への協議、申請、調査報告等のうち、特に軽易なもの	所　　長	主管部長
(3)　所長名でする諸証明のうち、軽易なもの	所　　長	主管課長
(4)　所長名で行うセンター外への通知、照会、回答等のうち、定型的又は軽易なもの	所　　長	副 所 長
(5)　所長名で行うセンター外への通知、照合、回答等のうち、特に軽易なもの	所　　長	主管部長
(6)　各種委員会委員の旅行依頼等	所　　長	主管部長
(7)　事務系職員（副所長、部長及び課長を除く。）の国内旅行命令	所　　長	主管部長
(8)　副所長名で行うセンター外への通知、照会、回答等のうち、定型的又は軽易なもの	副 所 長	主管課長
(9)　所長名又は副所長名で行うセンター内への通知、照会、回答等のうち、定型的又は軽易なもの	所長又は副所長	主管課長
（庶務関係事項）		
(1)　評議員の会議の招集	センター（議　長）	所　　長
(2)　公印の作成及び改刻	所　　長	庶務課長
(3)　規程集及び職員録の編集及び発行	所　　長	庶務課長
(4)　事務系職員の割愛依頼及び回答	所　　長	副 所 長
(5)　任命権を委任されている事務職員の任免、俸給（普通昇給を除く。）の決定、休職及び復職	所　　長	副 所 長
(6)　非常勤職員（非常勤講師を除く。）の任命	所　　長	管理部長

(7)　俸給決定の人事院協議（指定職俸給表の適用に関するものを除く。）	所　　長	管理部長
(8)　事務系職員の特別昇給の決定	所　　長	副 所 長
(9)　職員の普通昇給及び俸給以外の給与の決定	所　　長	庶務課長
(10)　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第19号）の改正に伴う俸給の切換えの決定	所　　長	庶務課長
(11)　勤勉手当成績率の決定	所　　長	副 所 長
(12)　児童手当の認定	所　　長	庶務課長
(13)　職員の健康診断及びレクリエーションの実施に関するもの	所　　長	管理部長
(14)　公務災害の認定及び申請並びに通勤災害の申請	所　　長	副 所 長
(15)　職員（所長を除く。）の退職手当の決定	所　　長	副 所 長
(16)　職員の勤労者財産形成貯蓄に関するもの（協定の締結を除く。）	所　　長	庶務課長
(17)　事務職員の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令	所　　長	主管課長
(18)　事務系職員（課長）の国内旅行命令	所　　長	副 所 長
(19)　教授（副所長、研究開発部長を除く。）、助教授及び助手の国内旅行命令	所　　長	研究開発部長
(20)　事務系職員（部長、課長及び課長補佐を除く。）の有給休暇の承認	所　　長	主管課長
(21)　部長の有給休暇の承認	所　　長	副 所 長
(22)　課長及び課長補佐の有給休暇の承認	所　　長	主管部長
(23)　教授（研究開発部長を除く。）、助教授及び助手の有給休暇及び研修の承認	所　　長	研究開発部長
(24)　職員の勤務を要しない時間の指定	所　　長	管理部長
(25)　任命権を委任されている事務職員の海外渡航に関するもの	所　　長	副 所 長
(26)　共済組合の長期給付に関するもの	支 部 長	管理部長

附　則

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

⑬　大学入試センター専門委員の会議における臨時委員に関する細則の一部を改正する細則

（平成２年６月８日
細　則　第　１　号）

大学入試センター専門委員の会議における臨時委員に関する細則（昭和52年10月13日細則第1号）の一部を次のように改正する。

第２条中「又は実施方法専門委員会」を、「、実施方法専門委員会又は大学情報専門委員会」に改める。

第５条中「規程第21条」を「規程第22条」に改める。

附　則

この規則は、平成２年６月８日から施行する。

⑭　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則

（平成３年２月22日
細　則　第　１　号）

大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則

（趣旨）

第１条　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会の運営等については、この細則の定めるところによる。

（委員長等）

第２条　委員長は、大学入試センター副所長（教授）をもって充て、企画部会及び調整部会の両部会長を兼ねるものとする。

（調査審議）

第３条　企画部会及び調整部会は、それぞれ独立して調査審議を行うものとし、各部会の審議結果は試験問題特別委員会の審議結果とする。

（調査委員及び専門員）

第４条　部会に次のとおり、調査委員及び専門員を置く。

(1)　企画部会　　調査委員及び専門員　　各若干名

(2)　調整部会　　専門員　　若干名

２　調査委員及び専門員は、会議開催に必要な出席者数に含まないものとする。

（定足数）

第５条　部会の定足数は、委員の過半数とする。

（雑則）

第６条　試験問題特別委員会に関する庶務は、企画部会については事業第一課、調整部会については事業第二課において処理する。

附　則

この細則は、平成３年４月１日から施行する。

⑮ 大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会における調査委員及び専門員に関する内規

（平成3年2月22日 内規第1号）

大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会における調査委員及び専門員に関する内規

（趣旨）

第1条　大学入試センター運営委員の会議に置く特別委員会に関する規則（平成3年規則第2号）第6条に定める調査委員及び専門員については、この内規の定めるところによる。

（委嘱）

第2条　調査委員及び専門員は、当分の間、試験問題特別委員会に置くものとし、次の各号の一に該当する者の中から、試験問題特別委員会委員長の推薦に基づき、大学入試センター所長が委嘱する。

(1)　調査委員

ア　大学の教員

イ　学識経験者

ウ　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条に規定する指導主事その他の高等学校教育の関係者

(2)　専門員

ア　大学入試センターの教員

イ　大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年規程第3号）に規定する専門委員（臨時委員を含む。）

（任期）

第3条　調査委員及び専門員の任期は、委嘱した年度の末日までとする。

（雑則）

第4条　調査委員及び専門員に関する庶務は、事業第一課において処理する。

附　則

この内規は、平成3年4月1日から施行する。

⑯ 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規

（平成3年3月27日 内規第2号）

大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規（昭和57年内規第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「助教授」の下に「若しくは点字に関し学識経験のある者」を加える。

附　則

1　この内規は、平成3年4月1日から施行する。

2　教科専門委員会各部会において、第2条第1号に定める者が得られない場合は、当分の間、大学の助教授に相当すると認められる大学の教員を選考の対象に加えることができるものとする。

3　第2条第1号後段に規定する「点字に関し学識経験のある者」については、当分の間、特別問題作成部会についてのみ適用するものとする。

⑰　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部を改正する申合せ

（平成３年２月22日
申合せ第１号）

大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せ（昭和55年申合せ第８号）の一部を次のように改正する。

第４項各号を次のように改める。

(1)　出題教科・科目に係る部会

ア　教科専門委員会の委員経験者

イ　その他所長が教科専門委員会部会長経験者と協議して適当と認めた者

(2)　用字用語等部会

ア　大学入試センターの教授及び助教授

イ　大学の教員

ウ　学識経験者

附　則

この申合せは、平成３年４月１日から施行する。

4　関　係　法　令

(1)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令　（平成２年６月８日　文部省令第19号）

(2)　大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

（平成２年６月８日　文部省訓令第14号）

(3)　人事に関する権限の委任等に関する規程の一部を改正する省令

（平成２年６月７日　文部省訓令第９号）

(4)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

（平成２年11月１日　文部省令第28号）

(5)　教育公務員特例法施行令第３条の２の規定に基づく文部省所轄機関等の長の任期及び研究教育職員の停年を定める規程の一部改正について　（平成３年３月12日　文部大臣裁定）

(1)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第10条及び第13条の規程に基づき、大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成2年6月8日

文部大臣　保利　耕輔

大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令

大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び室」を削り、同条第5項中「及び室」を削り、「、課長及び室長」を「及び課長」に改め、同条第8項中「及び室長」及び「又は室」を削る。

第8条第2項を次のように改める。

2　専門委員は、所長の定めるところにより、次に掲げる事項を処理する。

(1)　国立学校設置法施行規則第50条の試験に関する実施方法の検討、試験問題の作成その他の専門的事項

(2)　大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供に係る専門的事項

第8条第3項中「大学の教員」の下に「その他の学識経験のある者」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

(2)　大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

文高大第168号
平成2年6月8日

大学入試センター所長　　殿

文部省高等教育局長
坂　元　弘　直

大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

このたび、別添のとおり、平成2年6月8日付けで「大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令（平成2年訓令第14号）」が制定され、平成2年6月8日から実施されましたのでお知らせします。

（別添）

大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令案要綱

1　管理部に置かれる企画調査室を廃止し、進学情報課を設置すること。

2　この訓令は、平成２年６月８日から実施すること。

○文部省訓令第 14 号

大学入試センター組織運営規則（昭和 52 年文部省令第 20 号）第３条第３項の規程に基づき、大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２年６月８日

文部大臣　保利　耕輔

大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

大学入試センターの内部組織に関する訓令（昭和 52 年文部省訓令第 16 号）の一部を次のように改正する。

「及び室」を削り、「企画調査室」を「進学情報課」に改める。

附　則

この訓令は、平成２年６月８日から実施する。

⑶　人事に関する権限の委任等に関する規程の一部を改正する訓令

文 人 審 第 47 号
平成２年６月８日

大学入試センター所長　　殿

文部省大臣官房人事課長
岡　村　　豊

人事に関する権限の委任等に関する規程の一部改正について（通知）

このたび、人事に関する権限の委任等に関する規程（昭和 32 年文部省訓令）の一部が別紙のとおり改正されましたので、お知らせします。

（別紙）

○文部省訓令第９号

人事に関する権限の委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２年６月７日

文部大臣　保利　耕輔

人事に関する権限の委任等に関する規程の一部を改正する訓令

人事に関する権限の委任等に関する規程（昭和32年文部省訓令）の一部を次のように改正する。

第２条中「第３条の３ 」を「第３条の４」に改める。

第３条第１項第３号中「次長」の下に、「、企画調整官」を、「入学主幹」の下に「、留学生主幹」を加える。

第３条第１項中第５号の10を第５号の11とし、第５号の５から第５号の９までを１号ずつ繰り下げ、第５号の４の次に次の１号を加える。

⑸の５　東京学芸大学海外子女教育センターの在外教育施設連絡調整主幹

第３条第２項第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　筑波技術短期大学の聴覚障害教育主事及び視覚障害教育主事

第３条第５項第２号中「室長（行政職俸給表（一）適用者に限る。）」の下に「、専門官」を加え、同条第６項第２号中「、室長」を削り、同条同項第３号中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

別表（第６条関係）第１号中「部長」の下に「、企画調整官」を加え、同表第２号中「及び入学主幹」を「、入学主幹及び留学生主幹」に改め、同表第８号中「、課長及び室長」を「及び課長」に改め、第13号を第14号とし、第５号から第12号までを１号ずつ繰り下げ、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　東京学芸大学海外子女教育センターの在外教育施設連絡調整主幹

附　則

この訓令は、平成２年６月８日から実施する。

⑷　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

文高学第232号
平成2年11月1日

各国立学校長
大学入試センター所長　殿

文部事務次官
國分正明

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の
一部を改正する省令の制定等について（通達）

平成2年11月1日文部省令第28号をもって、別紙のとおり、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、即日施行されました。

その内容は下記1から3までのとおりです。

また、国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料に関する国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号。下記4において「令」という。）第12条の規定に基づく文部大臣の承認については、今後下記4により取り扱うこととしますので、事務処理上遺漏のないよう願います。

なお、この通達に規定するもののほかは、従前のとおりですので、念のため申し添えます。

記

1　国立の学校において徴収する授業料の額を改定したこと。（第2条第1項）

2　授業料の額は、平成3年4月1日以後に第1年次に入学する者に係るものから改定することとし、平成2年11月1日以後に転学、編入学又は再入学する者に係るものについては、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額としたこと。（附則第2項及び第3項）

3　授業料の徴収方法について、学生又は生徒（保護者を含む。）の申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も徴収できるものとしたこと。（第3条第3項及び第4項）

4　国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料について、国立の学校の長が、学則その他の規則で次のとおり定めるときは、令第12条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

⑴　国立大学及び国立短期大学の研究生、専攻生、選科生及び聴講生に係る平成3年度以降の授業料の額は、研究生及び専攻生にあっては、それぞれ月額20,900円とし、選科生及び聴講生にあっては、それぞれ1単位に相当する授業について10,500円とする。ただし、平成3年3月31日以後引き続き在学している者については、学則その他の規則に定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成3年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

⑵　臨時教員養成課程に係る平成3年度以降の授業料の額は、年額37,560円とする。

⑶　国立高等専門学校の研究生及び聴講生に係る平成3年度以降の授業料の額は、研究生にあっては、月額9,200円とし、聴講生にあっては、1単位に相当する授業について4,600円とする。ただし、平成3年3月31日以後引き続き在学している者については、学則その他の規則に定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成3年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

別　紙

○文部省令第28号

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第13条の規定に基づき、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成2年11月1日

文部大臣　保利　耕輔

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

区分		授業料	入学料	検定料
		年額　円	円	円
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）		375,600	206,000	13,000
夜間において授業を行う学部		187,800	103,000	7,600
大学院の研究科		375,600	206,000	22,000
大学の専攻科	特殊教育特別専攻科	193,800	43,300	12,500
	その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	375,600	123,600	14,000
大学の別科	音楽別科	375,600	61,800	7,400
	養護教諭特別別科	193,800	43,300	6,300
	その他の別科	274,800	61,800	7,400
筑波大学理療科教員養成施設		36,000	12,000	5,000
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）		274,800	123,600	14,000
短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。）		187,800	103,000	14,000
高等専門学校		165,600	61,800	12,500

高等学校（専攻科を含む。）	88,800	41,200	7,400
盲学校、聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部	4,800	2,000	2,500
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部	3,600	1,200	——
幼稚園	56,400	23,700	1,200

第3条第3項中「前期」の下に「又は前期及び後期」を加え、「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3　前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成2年3月31日に在学する者及び平成2年度入学者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(5) 教育公務員特例法施行令第３条の２の規定に基づく文部省所轄機関等の長の任期及び研究教育職員の停年を定める規程の一部改正について

文 人 審 第 39 号
平成３年３月12日

大学入試センター所長　　殿

文部省大臣官房人事課長
中　林　勝　男

教育公務員特例法施行令第３条の２の規定に基づく
文部省所轄機関等の長の任期及び研究教育職員の
停年を定める規程の一部改正について（通知）

このたび、「教育公務員特例法施行令第３条の２の規定に基づく文部省所轄機関等の長の任期及び研究教育職員の停年を定める規程（昭和59年文部大臣裁定）」の一部が別添のとおり改正されましたので、お知らせします。

（別添）

教育公務員特例法施行令第３条の２の規定に基づく文部省所轄機関等の長の任期及び研究教育職員の停年を定める規程（昭和59年11月15日文部大臣裁定）の一部を次のように改正する。

別表第一大学入試センターの項第二欄中「３年」を「３年（再任の場合は１年）」に改める。

附　則

この改正は、平成３年３月12日から実施する。

5 実 施 要 項 等

(1) 平成３年度大学入試センター試験実施要項

(2) 平成３年度大学入試センター試験受験案内（抄）

(3) 平成３年度大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄）

(4) 平成３年度大学入試センター試験志願票

(5) 平成３年度大学入試センター試験受験票（３教科以上受験者用）

(6) 平成３年度大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用）

(7) 平成３年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

(8) 平成３年度大学入試センター試験受験上の注意（点字問題受験者用）

(9) 平成３年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍)受験者用）

(10) 平成３年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

(11) 平成３年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

(12) 平成３年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について

(13) 平成３年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

(14) 平成３年度大学入試センター試験試験場一覧

(15) 平成３年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

(1) 平成３年度大学入試センター試験実施要項

平成３年度大学入学者選抜 大学入試センター試験実施要項

〔平成２年５月28日入試セ事一第20号 大学入試センター所長通知〕

「平成３年度大学入学者選抜実施要項」（平成２年５月28日付け文高大第157号文部省高等教育局長通知）の第10に基づく、大学入試センター試験の実施については、次に定めるところによるものとする。

1 実施の趣旨等

(1) 大学入試センター試験は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

(2) 大学入試センター試験は、この試験を利用する大学（以下「各大学」という。）が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施する。

2 実施に当たっての業務分担等

(1) 大学入試センター試験の実施に当たっての業務は、大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が次のとおり分担し、それぞれ責任をもって実施するものとする。

ア 大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票等の交付、監督要領等の作成、試験場の指定、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務

イ　各大学

受験案内の配付、試験場の設定、試験監督者等の選出、受領試験問題等の保管・管理、試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求、その他関連する業務

(2)　各大学は、大学入試センターと協力して、原則として各都道府県ごとに、各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し、試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議するものとする。なお、連絡会議を組織するに当たっては、この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡、調整等を行う世話大学を置き、大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

3　出題教科・科目等

(1)　大学入試センター試験の出題は、高等学校学習指導要領に準拠して行う。

(2)　大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

(3)　大学入試センター試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式によるものとする。

4　受験案内の配付

大学入試センターは、出願の具体的手続、大学入試センター試験の実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し、各大学は、これを希望者に平成２年９月１日(土)から配付する。

5　出願資格

大学入試センター試験に出願することができる者は、各大学へ入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び平成３年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成３年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成３年３月31日までにこれに該当する見込みの者

6　出　願

大学入試センター試験の出願は、次によるものとする。

(1)　出願の期間は、平成２年10月15日(月)から26日(金)までとする。

(2)　出願の方法は、次のとおりとする。

ア　高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)を平成３年３月卒業見込みの者は、出願に必要な書類を取りそろえ、検定料（３教科以上受験の場合は12,000円、２教科以下受験の場合は8,000円）を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、在学する高等学校長を経由して、大学入試センターに郵送により提出する。

イ　平成３年３月卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）は、出願に必要な書類（出願資格を証明する書類を含む。)を取りそろえ、検定料（３教科以上受験の場合は12,000円、２教科以下受験の場合は8,000円）を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、直接、大学入試センターに郵送により提出する。

7　受験票等の交付

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、志願票記入事項についての照会確認を求めた後、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入試センター試験成績請求票等を、平成２年12月中旬までに交付する。

8　試験場の指定

(1)　大学入試センター試験の試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区を設け、この試験地区（受験案内で定める地区をいう。以下同じ。)内に所在する各大学が、当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう、設定するものとする。

(2)　大学入試センターは、入学志願者に対し、原則として次により試験場を指定する。

ア　高等学校を平成３年３月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。)については、在学する高等学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場

イ　高等学校を卒業した者、高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者、大学入学資格検定合格者等については、居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

9　試験実施期日等

(1)　大学入試センター試験は、平成３年１月12日(土)、13日(日)の２日間にわたり実施する。

(2)　大学入試センター試験の時間割は、次のとおりとする。

試験日	教科・科目		試験時間
第１日	外国語	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」	10:00～11:20
	数学(A)	「数学Ⅰ」	12:50～13:50
	数学(B)	「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」	14:40～15:40
	理科(A)	「物理」、「地学」	16:30～17:30
第２日	理科(B)	「化学」、「理科Ⅰ」	10:00～11:00
	国語	「国語Ⅰ・国語Ⅱ」	12:30～13:50
	社会	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」	14:40～15:40
	理科(C)	「生物」	16:30～17:30

(3)　疾病、負傷等やむを得ない事情により、大学入試センター試験を受験できない入学志願者を対象として、全国２か所で追試験を実施する。

実施期日は、平成３年１月19日(土)、20日(日)とする。

(4)　追試験の受験者については、所定の基準により、各大学において具体的事由を審査し、許可するものとする。

10　再試験の実施

(1)　雪・地震等による災害その他特別の事情により、大学入試センター試験が９の(1)に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には、実施できなかった試験分について再試験を実施する。

(2)　再試験の実施期日は、平成３年１月19日(土)、20日(日)とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

(3)　再試験を10の(2)に定める期日より後に実施する必要が生じた場合には、追試験も再試験と同一の期日に実施する。

1　成績の取扱い

大学入試センター試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること（以下「得点調整」という。）は、原則として行わない。

ただし、大学入試センター試験の本試験において、「社会」と「理科」の各選択科目間（「現代社会」及び「理科Ⅰ」を除く。）に極端な素点の差（平均点で30点程度の差を目安とする。）が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整の措置を行うことがある。

2　資料の発表等

(1)　大学入試センターは、大学入試センター試験の試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

(2)　大学入試センター試験に係る平均点、最高点、最低点、標準偏差等の統計数値は、各大学への成績提供開始直後に発表する。

3　成績の請求及び提供等

(1)　各大学は、当該大学の入学志願者から提出された大学入試センター試験成績請求票に基づき、入学志願者の大学入試センター試験の成績を、大学入試センターに請求するものとする。

(2)　大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、当該大学が入学者選抜に利用すると指定した教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を、速やかに提供するものとする。

(3)　大学入試センターが、各大学に提供する成績等の内容は、①個人別の科目別得点（国語において特定の分野の利用を指定した大学については、分野別得点を含む。）及びその合計点、②大学入試センター試験の科目別の平均点、標準偏差等とする。

(4) 大学入試センター試験の受験者の個人別成績は、上記(1)、(2)により、各大学に対してのみ提供することとし、その他に対しては提供しないものとする。

(5) 各大学への大学入試センター試験の成績提供は、平成３年１月31日から行うものとする。

(6) 各大学（国立大学を除く。）は、大学入試センターから大学入試センター試験の成績の提供を受けるに当たっては、入学志願者１人１回につき、273円の成績提供手数料を、大学入試センターへ納入するものとする。

(7) 各大学は、提供された大学入試センター試験の個人別成績は、公表されないものであることに留意し、その保管・管理等に十分配慮するものとする。

14 身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

大学入試センター試験の実施に当たっては、身体に障害のある入学志願者に対し、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別の配慮を行う。

この場合、盲者の入学志願者に対しては、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定等の措置をとることとし、その他の身体に障害のある入学志願者に対しては、必要に応じ拡大文字による出題、試験時間の延長、マーク方式によらない文字又はチェックによる解答、手話通訳者、介助者の付与、特定試験場の設定等の措置をとることとする。

15 試験の実施経費

(1) 大学入試センターは、大学入試センター試験の実施に当たっての業務分担に基づき、予算の範囲内において、各大学が担当する業務に係る経費を負担する。

(2) 公立大学及び私立大学に係る試験の実施経費は、大学入試センターとの間で所要の取り決めを行い、支出するものとする。

16 その他

前各項に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、大学入試センターが別に定める。

〔別表〕

平成３年度大学入試センター試験出題教科・科目等

教科	グループ	出題科目	試験時間（配点）	出題方法等	科目選択の方法等
国語		『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』	80分（200点）	「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」の範囲の近代以降の文章、古典（古文、漢文）を出題する。	
社会		『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	60分（100点）		左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し、解答する。
数学	A	「数学Ⅰ」	60分（100点）		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	60分（100点）	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は、出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については、「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は、前半の内容（①特殊な取引の記帳、②帳簿組織、③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、「数学Ⅱ」のほか「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は、大学入試センター試験の出願時に申告する。
理科	A	「物理」 「地学」	60分（100点）	「物理」、「地学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し、解答する。
	B	「化学」 「理科Ⅰ」	60分（100点）	「化学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し、解答する。
	C	「生物」	60分（100点）	「生物」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	
外国語		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	80分（200点）		左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、「英語」のほか「ドイツ語」又は「フランス語」の問題冊子の配付を希望する場合は、大学入試センター試験の出願時に申告する。

備　考　「平成３年度大学入試センター試験実施要項」の13の(3)にいう国語の特定の分野は、出題方法等欄の「近代以降の文章（２問100点）、古典（古文（１問50点）、漢文（１問50点））」とする。

(2)　平成３年度大学入試センター試験受験案内（抄）

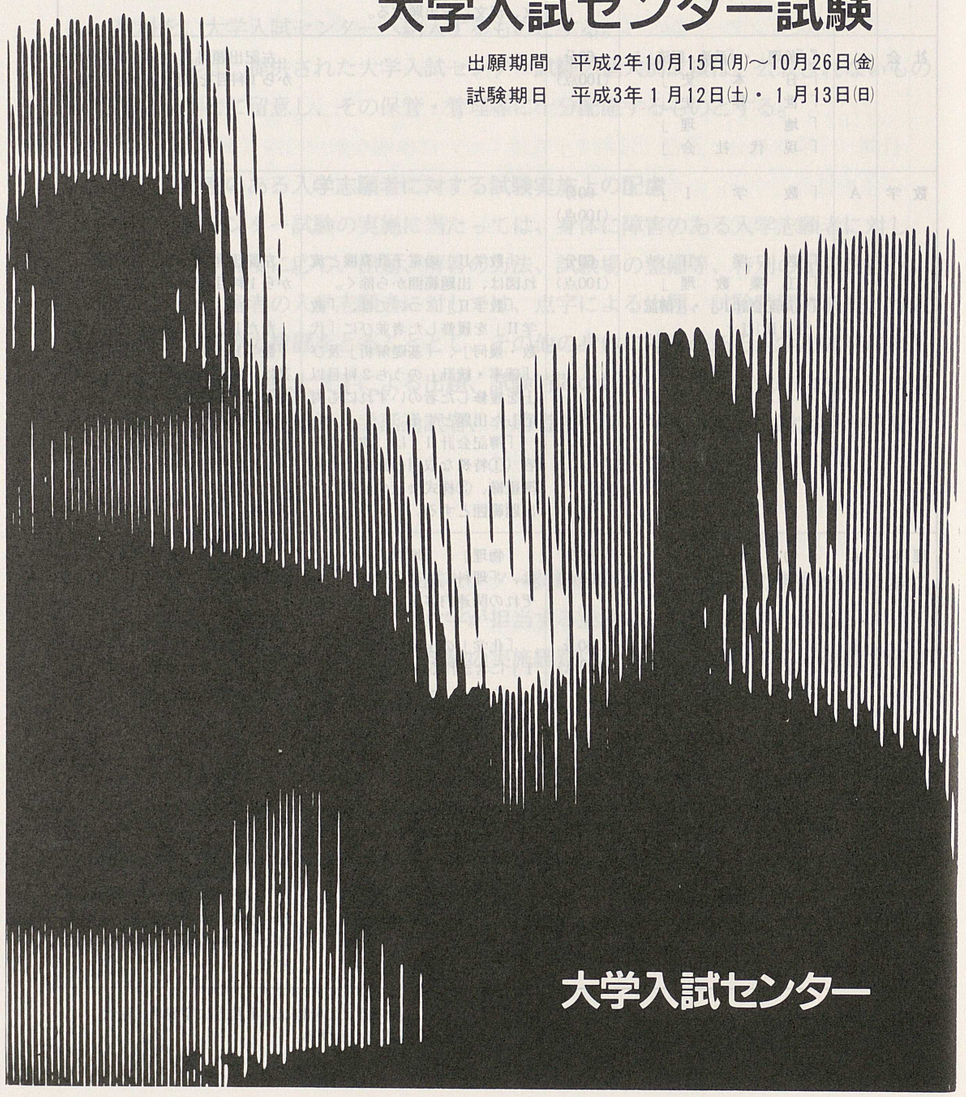

この「受験案内」を手にされた皆さんへ

大学入試センター試験は，この試験を利用する国公私立大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施するものです。

この試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものです。その成績は，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに役立てるために，それぞれの大学がその判断と創意工夫により適正な方法で利用しようとするものです。

入学者の選抜において「大学入試センター試験」を利用することになっている大学（学部）（この冊子の54ページ以下に掲げられている。）に入学を志願する場合は，まず，「大学入試センター試験」を受験することになります。

この「受験案内」は，大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続等を取りまとめたものです。内容をよく読み，誤りのないよう，出願してください。

なお，各大学での，大学入試センター試験の利用方法は様々で，例えば，すべての大学が利用する国公立大学でも同じではありませんし，私立大学においては，志願者に大学入試センター試験を受験するか，しないかの選択を委ねている場合もあります。

志願する各大学の学生募集要項などをよく読んで，どのように利用されるかを確認のうえ，大学入試センター試験を受験してください。

大学入試センター試験を利用する大学が，次の選抜方法を実施する場合には，大学入試センター試験の受験を免除していることがあります。各大学の学生募集要項などでよく確認してください。

① 「推薦入学」の場合

② 帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人又は外国人を対象として，一般の志願者と異なる選抜方法を実施する場合

目　次

I 志願票に記入する前に	1	出願の手順	2ページ
	2	出願資格と出願資格を証明する書類	3ページ
	3	検定料の納付方法	7ページ
	4	志願票の記入方法	10ページ
	5	出願期間と出願方法等	14ページ
II 志願票が受理されたら	1	確認はがき	16ページ
	2	受験票・写真票・成績請求票	17ページ
III あらかじめよく読んでおく	1	平成３年度大学入試センター試験実施日程	22ページ
	2	試験期日・試験時間・追試験	23ページ
	3	出題教科・科目等	24ページ
	4	試験場の指定	26ページ
	5	受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法	28ページ
	6	再試験の実施	29ページ
	7	身体に障害のある入学志願者の受験特別措置	30ページ
	8	出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置	31ページ
	9	大学入試センター試験において，各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の取扱い	32ページ
IV 大学入試センターへの問合せ，届出等			33ページ
V 参考資料	1	高等学校等コード表	34ページ
	2	平成３年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程	53ページ
	3	平成３年度大学入試センター試験利用大学一覧	54ページ

(注)　この受験案内には，**志願票を折り込んであります。**また，**検定料の納付書**（２種類）**と封筒**（個人直接出願者用）**を添付してあります**ので，確認してください。

I　志願票に記入する前に

1　出願の手順

2　出願資格と出願資格を証明する書類

3　検定料の納付方法

4　志願票の記入方法

5　出願期間と出願方法等

1 出願の手順

志願票に記入する前に，まず，**出願の手順について確認し**，必要な手続きを行ってください。

〔掲載ページ〕

出願資格を証明する書類の入手　　3～6ページ

↓

検定料の納付　　7～9ページ

↓

志願票の作成　　10～13ページ

↓

出願書類の提出　　14～15ページ

2 出願資格と出願資格を証明する書類

(1) **平成３年度大学入試センター試験に出願できる者は，大学入試センター試験を利用する大学に入学を志願する者であって，次のいずれかに該当する者です。**

① 高等学校を卒業した者及び平成３年３月卒業見込みの者

② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成３年３月修了見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成３年３月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 出願資格の内訳とその出願資格を証明する書類は，次のとおりです。証明書類は，志願票に添付して提出してください。

① 高等学校を卒業した者及び平成３年３月卒業見込みの者

ア **高等学校等卒業見込者**（通信制の課程を含む。）

（平成３年３月高等学校（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）を卒業見込みの者）

証明書類	学校長から一括して証明されますので，志願者個人ごとには必要ありません。

イ **高等学校卒業者**（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）

証明書類	卒業証明書（出身高等学校長が発行するもの／いつ発行されたものでもよい）

② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成３年３月修了見込みの者

○ 高等専門学校第３学年修了者及び平成３年３月修了見込者

証明書類	高等専門学校第３学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（高等専門学校長が発行するもの）

③　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成３年３月31日までにこれに該当する見込みの者

ア　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び平成３年３月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」合格者，中国引揚者等子女で大学入学のための準備教育を修了したもの等が該当する。）（昭和56年文部省告示第153号）

〔注１〕５ページ参照

証明書類	外国において学校教育の12年の課程を修了したこと(修了見込みであること）を証明する書類（出身学校長が発行するもの。Diplomaを複写（コピー）したものでもよい） 文部大臣の指定した者に該当するものは，当該国の検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと(修了見込みであること）を証明する書類（当該施設又は検定試験実施機関の長が発行するもの）

イ　文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成３年３月31日までに修了見込みの者(立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園，英国暁星国際学園，東海大学附属デンマーク校，ブレーメン国際日本学園，帝京ロンドン学園及び駿台アイルランド国際学校の各高等部がこれに該当する。）

証明書類	在外教育施設の高等学校の課程に相当する課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類(立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園，英国暁星国際学園，東海大学附属デンマーク校，ブレーメン国際日本学園，帝京ロンドン学園及び駿台アイルランド国際学校の学校長が発行するもの）

ウ　文部大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）　〔注２〕６ページ参照

証明書類	出身学校等を卒業又は修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの（出身学校長が発行するもの） 国際バカロレア資格を取得した者は，国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書(International Baccalaureate Diploma）を複写（コピー）したもの

エ　大学入学資格検定に合格した者及び平成３年３月31日までに合格見込みの者で，平成３年３月31日までに18歳に達するもの

証明書類	(ア)　大学入学資格検定合格者 ・大学入学資格検定合格証書を複写（コピー）したもの又は合格証明書 （注）　合格証明書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に請求し入手すること。
	(イ)　平成２年度大学入学資格検定に合格見込みの者 ・平成２年度大学入学資格検定受検票を複写（コピー）したもの
	(ウ)　科目合格者の単位修得による平成２年度大学入学資格検定に合格見込みの者 （大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの受検科目に相当する科目について，在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で，平成３年３月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。） ・大学入学資格検定科目合格通知書を複写(コピー）したもの又は平成２年度大学入学資格検定受検票を複写（コピー）したもの （注）　科目合格通知書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に請求し入手すること。 ・受検科目に相当する科目の単位修得見込み証明書 （注）　単位修得見込み証明書は，在学する高等学校長に請求し入手すること。

オ　その他大学において，相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

証明書類	当該大学の学長が発行した認定書等　〔注３〕６ページ参照

〔注１〕「文部大臣の指定したもの」は，次のとおりです。

○　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，平成３年３月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。）

○　外国において，高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で，表１に掲げる教育施設又は表２に掲げる施設において我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（表２については，同表の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するに必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程）を修了し，かつ，平成３年３月31日までに18歳に達するもの

表１

東京外国語大学外国語学部附属日本語学校
国際学友会日本語学校
関西国際学友会日本語学校
赴日留学生予備学校

表２

上欄	北海道中国帰国孤児定着促進センター，福島中国帰国孤児定着促進センター，中国帰国孤児定着促進センター，愛知中国帰国孤児定着促進センター，大阪中国帰国孤児定着促進センター，福岡中国帰国孤児定着促進センター
中欄	山形県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，長野県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，高知県，福岡県，長崎県，鹿児島県の各中国帰国者自立研修センター
下欄	埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，福岡県の各中国帰国者自立研修センター

〔注２〕「文部大臣の指定した者」の主なものは，次のとおりです。

○　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治23年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第４号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

○　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で平成３年３月31日までに18歳に達するもの

○　専修学校高等課程の修業年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び平成３年３月修了見込みの者

○　運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海員学校の本科を卒業した者及び平成３年３月卒業見込みの者

〔注３〕　この認定による大学入試センター試験受験者は，出願資格を認定された大学以外の大学への出願は認められません。

(注)　出願資格及び出願資格を証明する書類について疑問がある場合は，出願する前になるべく早く大学入試センターに照会してください。（照会先33ページ参照）

３　検定料の納付方法

(1)　大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります**ので，次表により十分確認して，間違いのないよう納付してください。

①　検定料の額	・**３教科以上　12,000円** ・**２教科以下　8,000円** （別記「教科・科目の数え方について」９ページ参照）
②　受験教科数別納付書の使用	・３教科以上を受験する場合は，納付金額12,000円の「納付書・領収証書」（３枚１組）を使用すること。 ・２教科以下を受験する場合は，納付金額8,000円の「納付書・領収証書」（３枚１組）を使用すること。
③　検定料「納付書・領収証書」の記入方法	現住所，**入学志願者の氏名**（漢字，フリガナ），高等学校等コード（34～52ページ参照）を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。
④　納付場所	・銀行等（都市銀行，地方銀行，信託銀行，信用金庫等の日本銀行歳入代理店の窓口） ・郵便局（簡易郵便局を除く。８ページのエ参照）
⑤　納付期間	９月３日(月)から10月26日(金)まで できるだけ早い時期に納付し，出願の準備を整えること。
⑥「納付書・領収証書」の受け取り及び大学入試センターへの提出	・納付場所から「納付書・領収証書」（３枚１組中の１枚目）を受け取り，領収日付印を確認すること。 ・**「納付書・領収証書」を，志願票裏面の所定欄にはり付けて大学入試センターへ提出**すること。

(2)　検定料納付に当たっては，次の点に注意してください。

ア　検定料を父母等が払い込む場合でも，「納付書・領収証書」には，必ず入学志願者本人の氏名を記入すること。

誤って記入した場合（現住所，高等学校等コードを含む。）は，誤記入部分を二重線で消し，訂正すること。

イ　「納付書・領収証書」をはり付けた後に，志願票の記入の誤り等でやむを得ず新しい志願票に書き替えなければならない場合には，「納付書・領収証書」を志願票ごと切り取って，新しい志願票の裏面にはり付けること。**（検定料を二重に納付しないこと。）**

ウ　(ア) 検定料納付後，受け取った「納付書・領収証書」を紛失した場合は，大学入試センターに電話で連絡すること。（連絡先33ページ参照）

(イ) 誤記入，未記入のまま提出してしまった場合は，「はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で届け出ること。（届出先33ページ参照）

① 誤記入，未記入の内容（正・誤がわかるように明記する）
② 氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，高等学校等コード
③ 「納付書・領収証書」が手元にある場合には，その納付書番号

エ　簡易郵便局とは，地方公共団体等が郵便局の窓口業務を代行しているもので，ここでは検定料の払い込み業務は取り扱っていない。

オ　**検定料を納付せずに出願した場合，受理しない。**

カ　**検定料は，出願を受理した後は，いかなる理由があっても返還しない。**

（注）検定料を誤って二重に納付した場合，検定料を納付したが出願しなかった場合等は，検定料の返還請求ができるので，大学入試センターに検定料の「納付書・領収証書」を添付して申し出てください。

別　記

教科・科目の数え方について

(1)　大学入試センター試験の出題教科・科目は，24～25ページのとおりですが，**検定料との関係での教科の数え方**は，次表のとおりです。

出題教科	教科の数え方
国　語	1教科
社　会	1教科
数　学	数学（A），数学（B）を合わせて　1教科
理　科	理科（A），理科（B），理科（C）を合わせて　1教科
外国語	1教科

(2)　3教科以上の受験として出願した場合は，受験教科数の制限はなく，24～25ページの出題教科・科目の中から，志望する大学が指定している教科・科目に合わせて自由な組合わせで受験できます。

(3)　2教科以下の受験として出願した場合は，具体的に受験できる教科・科目を例示すると，次表のとおりです。

教科・科目数	組合わせの例
1教科1科目	「国語」
1教科2科目	数学（A）と数学（B）
1教科3科目	理科（A）と理科（B）と理科（C）
2教科3科目	「国語」及び「理科（A）と理科（B）」
2教科5科目	「数学（A）と数学（B）」及び「理科（A）と理科（B）と理科（C）」

（注）**2教科以下の受験として出願した者（検定料8,000円納付者）は，3教科以上を受験することはできません。**

4　志願票の記入方法

(1)　記入上の注意について

ア　入学志願者は，志願票の記入例を参照し，**まず「志願票控」に記入**してみて，その記入内容に誤りがないことを確認した後に，**「志願票」（提出用）**に記入してください。

「志願票」（提出用）の用紙は，この受験案内に折り込んであるものを，丁寧に取りはずして使用してください。

イ　黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください。

ウ　誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。

エ　「高等学校等コード」欄

(ｱ)　「高等学校等コード」は，34～52ページの「高等学校等コード表」により記入してください。

(ｲ)　高等学校等卒業者は，出身の高等学校等のコードを記入してください。

オ　「受験教科数」欄

2教科以下を受験（検定料8,000円）する場合は，「2教科以下受験」の文字を○で囲んでください。（3教科以上受験する志願者は記入しないでください。）

出願が受理された後は，受験教科数を変更することができないので十分注意してください。　（教科・科目の数え方について9ページ参照）

カ　「学科」欄

高等学校卒業者及び卒業見込者は，必ず該当する文字を○で囲んでください。

キ　「高等学校卒業者以外」欄

該当する出願資格の文字を○で囲んでください。

専修学校の高等課程の修了（見込み）者及び海員学校の本科の卒業（見込み）者は，「文部大臣の指定した者」の文字を○で囲んでください。

ク　「現住所」欄

(ｱ)　高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，**「現住所」の欄は記入しないでください。**

(ｲ)　高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は次の事項に注意し，**志願票に「現住所」を必ず記入してください。**

①　「現住所」は，住民登録の有無は問いませんが，**確認はがき，受験票等の送付先となります**ので，郵便物を確実に受領できるように正しく記入してください。

②　団地・アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで必ず記入してください。下宿等の場合は，「○○○○方」などの肩書きを必ず記入してください。（現住所を大学入試センターの電子計算機に登録する際には「カタカナ・数字等記入」欄により行いますので，記入例に従い最後まで正しく記入してください。）

③　**試験場は，この「現住所」に基づいて指定するので注意し，記入してください。**

(2)　「別冊子の試験問題配付希望」欄の記入について（「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」）

外国語，数学（B）の受験希望者で，「英語」，「数学Ⅱ」の問題冊子のほかに，別冊子となっている「ドイツ語」又は「フランス語」，「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は，必ずこれらの科目の文字を○で囲んでください。　（科目選択について25ページ参照）

記入しなかった場合は，「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子が配付されませんので，十分注意してください。（なお，これらの問題冊子の配付を受けた場合でも，「英語」，「数学Ⅱ」を選択解答することができます。）

(3)　「受験希望教科・科目」欄の記入について

ア　志願票記入時点での受験希望の教科・科目の文字を○で囲んでください。（「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を除く。）　（科目選択について25ページ参照）

イ　この欄は，主として大学入試センターにおける試験場設定等に関する業務上の基礎資料を作成するために記入していただくものです。したがって，**志願者の試験当日における受験教科・科目の選択を拘束するものではありません。**

⑷ 志願票の記入例

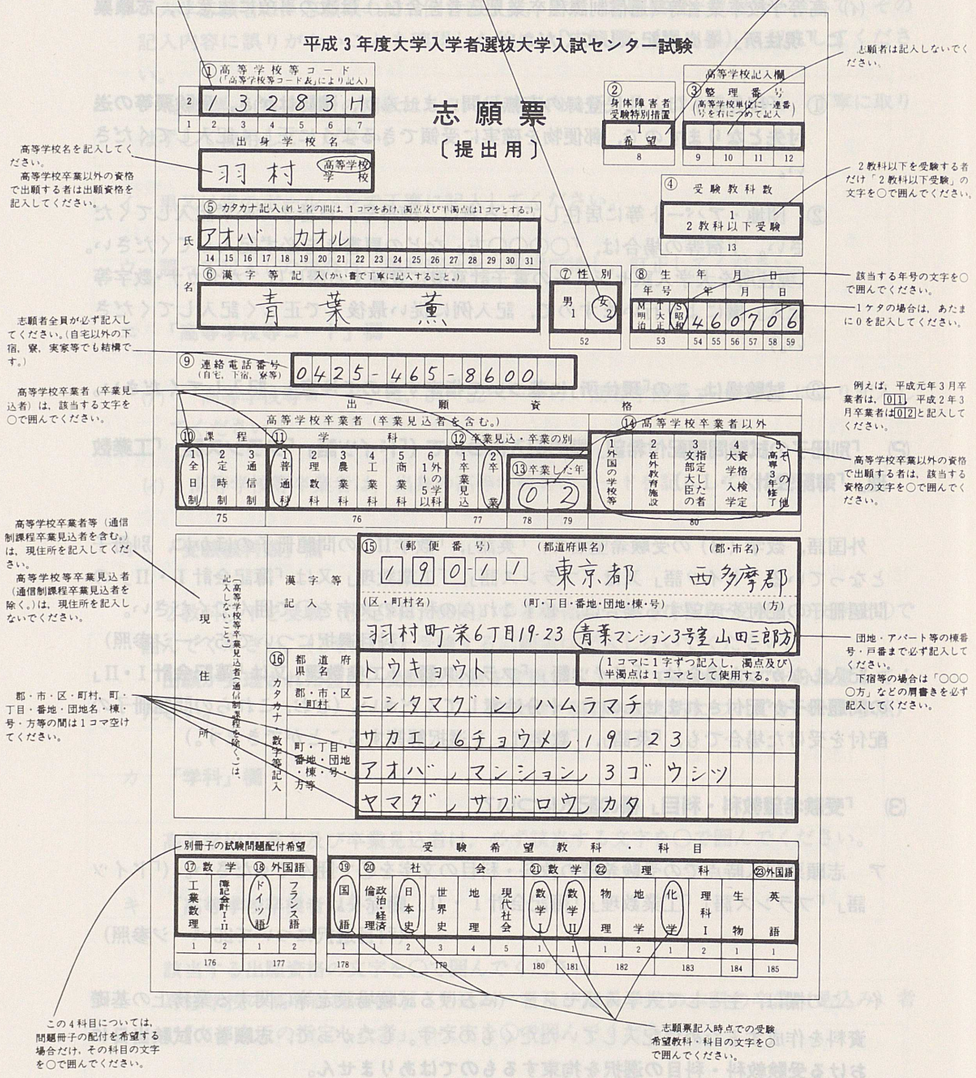

10月27日以降の消印で郵送されたものは受理しないので注意してください。

平成３年度大学入学者選抜大学入試センター試験

志願票控

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）
2 1 2 3 4 5 6 7
出身学校名 高等学校 学校

②身体障害者受験特別措置 1 希望 8

高等学校記入欄 ③整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入） 9 10 11 12

④受験教科数 1 2教科以下受験 13

⑤カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。） 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
氏名
⑥漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑦性別 男1 女2 52

⑧生年月日 年号 年 月 日 M明治 T大正 S昭和 53 54 55 56 57 58 59

⑨連絡電話番号（自宅，下宿，寮等）

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑩課程 1全日制 2定時制 3通信制 75
⑪学科 1普通科 2理数科 3農業科 4工業科 5商業科 6 1～5以外の学科 76
⑫卒業見込・卒業の別 1卒業見込 2卒業 77
⑬卒業した年 78 79

⑭高等学校卒業者以外 1外国の学校等 2在外教育施設 3文部大臣の指定した者 4大資格学検学定 5高専3年修了 その他 80

現住所（高等学校等卒業見込者（通信制課程卒業見込者を除く。）は，記入しないこと。）

⑮（郵便番号） （都道府県名） （都・市名）
（区・町村名） （町・丁目・番地・団地・棟・号） （方）
漢字等記入

⑯カタカナ・数字等記入 都道府県名 / 都・市・区・町村 / 町・丁目・番地・団地・棟・号・方等
（1コマに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

別冊子の試験問題配付希望

⑰数学 工業数理 1 / 簿記会計Ⅰ・Ⅱ 2 — 176
⑱外国語 ドイツ語 1 / フランス語 2 — 177

受験希望教科・科目

⑲国語 1 — 178
⑳社会 倫理，政治・経済 1 / 日本史 2 / 世界史 3 / 地理 4 / 現代社会 5 — 179
㉑数学 数学Ⅰ 1 / 数学Ⅱ 1 — 180 181
㉒理科 物理 1 / 地学 2 / 化学 1 / 理科Ⅰ 2 / 生物 1 — 182 183 184
㉓外国語 英語 1 — 185

（注）記入に当たっては，10，11ページの記入上の注意，12ページの志願票の記入例を参照してください。

5　出願期間と出願方法等

⑴　出願期間

平成２年10月15日(月)～10月26日(金)（10月26日消印有効）

(10月27日以降の消印のものは，いかなる理由があっても受理しません。)

⑵　出願方法

区　　分	出　願　書　類	提　出　方　法
高等学校等卒業見込者（通信制課程を含む。）	**志願票** 検定料「納付書・領収証書」を裏面の所定欄にはり付けること。	入学志願者は，左記の志願票を在学している高等学校等に提出すること。 **（高等学校経由出願）**
高等学校卒業者等	①　**志願票** ・検定料「納付書・領収証書」を裏面の所定欄にはり付けること。 ・現住所は，正確に記入すること。 ②　**出願資格を証明する書類** 卒業証明書が出身高等学校の封筒に入っているものは，封筒から出して(「開封無効」と表示のあるものを除く。)添付すること。	入学志願者は，左記の志願票と証明書類を取りそろえて，この受験案内に添付してある封筒を使用して，必ず書留便で郵送すること。 **（個人直接出願）**

⑶　出願に当たっての留意事項

ア　大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります。**　(検定料の納付方法７ページ参照)

イ　**出願が受理された後は，受験教科数を変更することができないので，十分留意して出願してください。**(３教科以上の受験として出願した者が，試験当日に２教科以下を受験することは差し支えありません。)　(出題教科・科目等24～25ページ参照)

ウ　出願方法について疑問がある場合は，なるべく早く大学入試センターに照会してください。　(照会先33ページ参照)

⑷　出願後の留意事項

ア　志願票を提出した後，氏名，現住所(志願票に現住所を記入した者だけ)，連絡電話番号に変更があった場合は，「はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で平成３年１月11日（金）（大学入試センター試験前日）までに届け出てください。
(届出先33ページ参照)

①　変更したものの新・旧がわかるように明記する。
②　氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外は出願資格）

イ　**志願票が受理された後に現住所を変更した場合は，既に試験場が指定されているため，試験場の変更は，認められません。**

ウ　受験票到着後に氏名を変更した場合は，受験票等の再発行が必要となります。必要な手続を取ってください。　(受験票等の再発行18ページ参照)

II 志願票が受理されたら

1 確認はがき

2 受験票・写真票・成績請求票

1 確認はがき

大学入試センターは，**受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後，その主要事項について，入学志願者に照合確認を求める**ため，次表のとおり確認はがきを送付します。

区　　分	送　付　方　法
高等学校等卒業見込者 （通信制課程を除く。）	在学している**高等学校等を経由**して送付します。
高等学校卒業者等 （通信制課程卒業見込者を含む。）	本人に**直接送付**します。

確認はがきが到着したら，直ちに登録事項に誤りがないかどうかを確認し，次のとおり取り扱ってください。

区　　分	取　　扱　　い
登録内容に誤りがある場合	誤りがあった箇所を「赤」で修正し，「確認はがき」を封筒に入れて，速達郵便で，受領日を含めできる限り２日以内に返送してください。（返送先33ページ参照） なお，修正した箇所について再度確認はがきは送付しません。
登録内容に誤りがない場合	手続きは必要ありません。

(注) 1　この確認はがきは，11月中旬までに送付するので，11月24日（土）までに不着の場合は，大学入試センターに電話で必ず届け出てください。（届出先33ページ参照）

2　氏名が，慣用の字体又はカタカナで表記されている場合は，登録の誤りではありませんので，修正し届け出る必要はありません。

2　受験票・写真票・成績請求票

(1)　受験票等の送付

大学入試センターは，志願票の記入内容を確認した後，受験票・写真票・成績請求票を「受験上の注意」とともに，**12月中旬まで**に，次表のとおり送付します。

区　　分	送　付　方　法
高等学校等卒業見込者 （通信制課程を除く。）	在学している**高等学校等を経由**して送付します。
高等学校卒業者等 （通信制課程卒業見込者を含む。）	本人に**直接送付**します。

（注）　受験票等が12月21日（金）までに不着の場合は，大学入試センターに再発行を申請してください。
（受験票等の再発行は18ページ参照）

(2)　受験票・写真票・成績請求票の受領後の取扱い

ア　受験票と写真票は，大学入試センター試験当日，試験場に必ず持参しなければならないので，**「受験上の注意」により十分確認の上**，写真欄へ写真をはり付けるとともに自署欄へ志願者本人が氏名を記入しておいてください。

イ　成績請求票は，**大学入試センター試験を利用する大学に出願する際に必要**となるので，それまで紛失，汚損等しないよう大切に保管しておいてください。
（成績請求票の種類は20ページ参照）

(3)　受験票・写真票・成績請求票の再発行

ア　次の場合，再発行します。

① 受験票・写真票・成績請求票が，12月21日（金）までに不着の場合
② 氏名に変更があった場合
③ 氏名，性別，生年月日に誤記があった場合
④ 受験票・写真票・成績請求票を紛失，汚損した場合

（注）　1　再発行した受験票等は，当初発行したものと用紙の色が異なるので注意してください。
2　再発行を受けた場合には，当初発行の受験票・写真票・成績請求票は無効となるので使用しないでください。必ず，再発行されたものを使用してください。

イ　再発行申請の方法

(ア)　大学入試センター試験受験前
次の要領で適宜の用紙を使って「再発行申請書」を作成し，速達郵便で申請してください。
（届出方法及び届出先33ページ参照）

（「受験票」と「成績請求票」のA前，B後を紛失した場合の作成例）

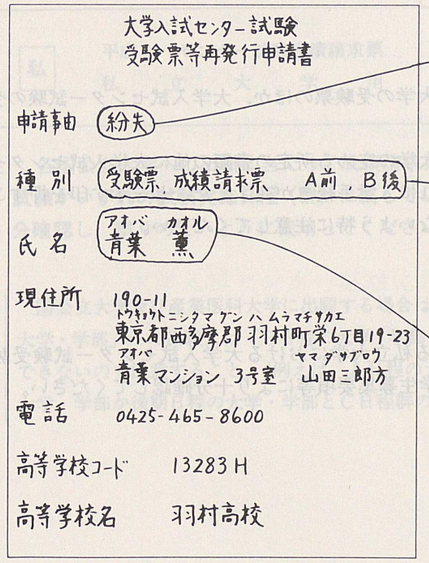

(イ)　大学入試センター試験受験後

(ア)の「再発行申請書」のほか，次のものを同封してください。
成績請求票だけの再発行の場合には，(ア)の「再発行申請書」だけでかまいません。

① **写真**（写真の大きさは，縦４cm，横３cm，申請日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用した者は，眼鏡を着用して撮影したもの。当初の受験票に使用した写真と同一のものが望ましい。）
―――― １枚

② **署名**（縦１cm，横4.5cmの白紙に，氏名を黒又は青のボールペンで自署したもの。）
―――― １枚

(ウ)　大学入試センターは，申請事由を審査の上，再発行し，本人に送付します。

⑷　大学入試センター試験受験票の各大学での取扱い

ア　国公立大学の場合

入学者選抜試験受験の際，当該大学の受験票のほか，大学入試センター試験の受験票を提示しなければなりません。

また，入学手続きの際にも当該大学の定める所定の書類の他に大学入試センター試験受験票を提示し，当該大学はこれに入学手続きが完了したことを示す印を押すこととなりますので，紛失，汚損等のないよう特に注意してください。

イ　私立大学の場合

大学入試センター試験を利用する私立大学における大学入試センター試験受験票の取り扱いについては，各大学の学生募集要項等により十分確認してください。

⑸　成績請求票の大学入試センター試験利用大学への提出について

成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，**当該大学の出願書類にはり付けて提出**するものです。
成績請求票は５種類計８枚あり，それぞれの使用区分は次表のとおりです。

成績請求票の種類	枚数	使用区分(出願する大学)
A 前　平成３　センター試験成績請求票　Ａ日程・前期日程用	１枚	Ａ日程又は前期日程で試験を実施する国公立大学・学部
B 後　平成３　センター試験成績請求票　Ｂ日程・後期日程用	１枚	Ｂ日程又は後期日程で試験を実施する国公立大学・学部及び産業医科大学
C　平成３　センター試験成績請求票　Ｃ日程群用	１枚	Ｃ日程群で試験を実施する公立大学・学部
2 募　平成３　センター試験成績請求票　第２次募集用	１枚	定員一部留保第２次募集又は欠員補充第２次募集を実施する国公立大学・学部
私　平成３　センター試験成績請求票　私立大学用	４枚	大学入試センター試験を利用する私立大学・学部（産業医科大学を除く。）

(注)　各国公立大学への出願に当たって成績請求票を使用する場合，**当該大学・学部の試験がいずれの試験実施日程（群）に属しているかを各大学の募集要項等により十分確認**し，誤りのないように使用してください。

（国公立大学及び産業医科大学に出願する場合は，「Ａ日程の大学・学部と前期日程の大学・学部」への出願又は「Ｂ日程の大学・学部と後期日程の大学・学部」への出願はできないので注意すること。（例えば，Ａ日程の大学・学部に出願する者は，Ｂ日程の大学・学部か後期日程の大学・学部とＣ日程群の大学・学部にしか出願できない。）

⑹ 私立大学用成績請求票の追加発行

大学入試センター試験を利用する私立大学用成績請求票は，当初発行した４枚を超えて必要とする場合，希望枚数を追加発行するので，次の事項を明記し，速達郵便で申請してください。 （届出方法及び届出先33ページ参照）

① 私立大学用成績請求票の希望枚数

② 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）

III あらかじめよく読んでおく

1 平成３年度大学入試センター試験実施日程
2 試験期日・試験時間・追試験
3 出題教科・科目等
4 試験場の指定
5 受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法
6 再試験の実施
7 身体に障害のある入学志願者の受験特別措置
8 出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置
9 大学入試センター試験において，各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の取扱い

1　平成3年度大学入試センター試験実施日程

受験案内発表・配付開始	平成2年 9月1日（土）から
検定料納付	9月3日（月）から 10月26日（金）まで
出願受付	10月15日（月）から 10月26日（金）まで
確認はがき送付 （出願内容確認）	11月中旬まで
受験票等の送付	12月中旬まで
試験実施	平成3年 1月12日（土） 13日（日）
正解等を発表	1月14日（月）
追試験実施	1月19日（土） 20日（日）

2　試験期日・試験時間・追試験

(1)　試験期日・試験時間

期　日	試験教科・科目		試験時間
平成3年 1月12日（土）	外国語	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」， 「ドイツ語」，「フランス語」	10：00～11：20
	数学(A)	「数学Ⅰ」	12：50～13：50
	数学(B)	「数学Ⅱ」， 「工業数理」，「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」	14：40～15：40
	理科(A)	「物理」，「地学」	16：30～17：30
1月13日（日）	理科(B)	「化学」，「理科Ⅰ」	10：00～11：00
	国　語	「国語Ⅰ・国語Ⅱ」	12：30～13：50
	社　会	「倫理，政治・経済」，「日本史」，「世界史」， 「地理」，「現代社会」	14：40～15：40
	理科(C)	「生物」	16：30～17：30

（注）　第1日目と，第2日目の2時限目の試験開始時刻が異なりますので，十分注意してください。

(2)　追試験の実施

追試験の対象者	①　**疾病・負傷**により試験を受験できない者 ②　**試験場に向かう途中の事故**により試験を受験できない者 ③　**その他やむを得ない事由**により試験を受験できない者
追試験実施期日及び試験時間等	・平成3年1月19日（土），20日（日）の2日間 ・試験時間及び試験教科・科目等は，(1)のとおり。 ただし，29ページの再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施する。
追試験の試験場	・全国を2地区に分け，地区ごとに1か所設定 （追試験の試験場及び受験申請の方法については，受験票を送付する際同封する「受験上の注意」に明示する。）

3　出題教科・科目等

(1)　出題教科・科目等は，次表のとおりです。

教　科	グループ	出　題　科　目	試験時間 (配点)	出　題　方　法　等	科目選択の方法等
国　語		『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』	80分 (200点)	「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」の範囲の近代以降の文章，古典(古文，漢文)を出題する。	
社　会		『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	60分 (100点)		左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。
数　学	A	「数学Ⅰ」	60分 (100点)		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	60分 (100点)	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容(①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳)を出題範囲とする。	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「数学Ⅱ」のほか「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申告する。
理　科	A	「物理」 「地学」	60分 (100点)	「物理」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
	B	「化学」 「理科Ⅰ」	60分 (100点)	「化学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
	C	「生物」	60分 (100点)	「生物」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	

外国語		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	80分 (200点)		左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「英語」のほか「ドイツ語」又は「フランス語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申告する。

(注) 1　「国語」の出題分野別の配点は，「近代以降の文章（２問100点），古典（古文（１問50点），漢文（１問50点））」とする。
2　「工業数理」の使用単位系は，国際単位系（SI）に統一する。
3　数学（A）及び数学（B）においても，他の教科・科目と同様に補助具（電卓，そろばん，グラフ用紙，定規等）の使用を認めない。

(2)　大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方法により出題し，解答はマーク方式によります。

(3)　３教科以上の受験として出願した者は，受験教科数の制限はありませんが，２教科以下の受験として出願した者は，２教科を超える科目選択はできませんので注意してください。
（教科・科目の数え方９ページ参照）

(4)　出題科目及び科目選択の方法等は，上記の表のとおりであり，受験者は試験室において解答科目を選択し，解答することになります。

ただし，外国語，数学（B）の受験希望者で，「英語」，「数学Ⅱ」のほかに，別冊子となっている「ドイツ語」又は「フランス語」，「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申告しなければなりません。申告をしなかった場合は，これらの科目を受験することができませんので注意してください。
（申告の方法11ページ参照）

(注)　各大学においては，「現代社会」「理科Ⅰ」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」等の科目について解答できる者に制限を設けている場合もありますので，各大学の募集要項等をよく読んで，教科・科目の選択を行ってください。
例えば，「現代社会」「理科Ⅰ」を選択解答できる者について，高等学校の「普通科」「理数科」の卒業（見込み）者以外の者に限るなどの制限を設けている大学もあります。

4 試験場の指定

(1) 各入学志願者の試験場は，原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区区分表」に基づき，各国公私立大学が設定した試験場の中から，大学入試センターが志願者数の分布等を勘案し，指定します。

(2) 大学入試センターが指定する試験場は，次表のとおり出願資格によって異なります。

出願資格	指定する試験場	備考
① 高等学校等卒業見込者 （通信制課程を除く。）	原則として在学する高等学校等が所在する試験地区内の試験場	「試験地区」は原則として都道府県を単位とする。 ただし， 北海道 埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 島根県 長崎県 鹿児島県 沖縄県 にあっては次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとする。
② 高等学校卒業者等 （通信制課程卒業見込者を含む。）	原則として志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場	

(3) 各入学志願者の試験場は，受験票に記載して通知します。

(4) **指定された試験場以外での受験は認めません。**

(5) **出願後の現住所変更による，試験場の変更は認めません。**

試験地区区分表（試験地区名）

北海道
石狩支庁地区
〃 空知支庁地区
〃 上川・宗谷・留萌支庁地区
〃 後志支庁地区
〃 檜山・渡島支庁地区
〃 胆振・日高支庁地区
〃 十勝支庁地区
〃 根室・釧路支庁地区
〃 網走支庁地区
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
〔千葉県の一部を含む。〕
栃木県
〔埼玉県の一部を含む。〕
群馬県
〔埼玉県の一部を含む。〕
埼玉県
（久喜市，蓮田市，幸手市，南埼玉郡白岡町，北葛飾郡鷲宮町は**栃木県**へ
行田市，本庄市，深谷市は**群馬県**へ
春日部市，越谷市は**千葉県**へ
川口市，秩父市，所沢市，飯能市，東松山市，狭山市，草加市，入間市，和光市，新座市，上福岡市，坂戸市，入間郡，比企郡，秩父郡は**東京都**へ）

千葉県
〔埼玉県の一部を含む。〕
（柏市，我孫子市，東葛飾郡沼南町，印旛郡印西町は**茨城県**へ
流山市，浦安市は**東京都**へ）
東京都
（埼玉県，千葉県及び神奈川県の一部を含む。）
神奈川県
（横浜市鶴見区・神奈川区・西区・中区・港北区・緑区・瀬谷区，川崎市，相模原市は**東京都**へ）
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
〔大阪府の一部を含む。〕
大阪府
（枚方市，寝屋川市，交野市は**京都府**へ）
兵庫県
（城崎郡香住町，美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町は**鳥取県**へ）
奈良県
和歌山県
鳥取県
〔兵庫県の一部を含む。〕

島根県
〔鹿足郡は**山口県**へ〕
岡山県
広島県
山口県
〔島根県の一部を含む。〕
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
〔長崎県の一部を含む。〕
佐賀県
長崎県
（壱岐郡，対馬支庁は**福岡県**へ）
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
（大島郡和泊町・知名町・与論町は**沖縄県**へ）
沖縄県 那覇地区
（那覇市，石川市，具志川市，宜野湾市，浦添市，名護市，糸満市，沖縄市，国頭郡，中頭郡，島尻郡）
〔鹿児島県の一部を含む。〕
〃 宮古地区
〔平良市，宮古郡〕
〃 石垣地区
〔石垣市，八重山郡〕

5　受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法

(1)　大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**各入学志願者は，志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

(2)　大学入試センターは，大学入試センター試験を利用する各大学からの請求に基づき，**請求した大学が入学者選抜に利用すると指定している教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，請求した各大学に対して提供します。**

なお，国語の特定分野を利用する大学へは，国語の分野別（「近代以降の文章」「古典（古文，漢文）」）の成績も提供します。

(3)　大学入試センター試験利用大学の教科・科目の指定と，指定された教科・科目数を超えて受験した場合における成績提供及び各大学における成績の利用方法を例示すると，次のとおりです。

志願者に対する大学の指定	大学入試センターから大学への成績の提供	利　用　方　法
「国語」，「社会」，「外国語」の３教科から１教科選択	当該大学を志願した受験者が「国語」，「社会」，「外国語」を受験していれば，この３教科の全部の成績	いずれの教科・科目が選抜に利用されるかについては，大学の募集要項等で確認してください。
物理，化学，生物の３科目から１科目選択	当該大学を志願した受験者が物理と化学を受験していれば，この２科目の成績	

(4)　２教科以下の受験として出願した者の成績提供について

ア　２教科以下の受験として出願した者の成績提供についても，基本的には上記(1)～(3)のとおりです。

イ　２教科以下の受験として出願した者が，誤って３教科以上を受験していた場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，当該志願者の「受験した教科」として成績を提供します。

6　再試験の実施

(1)　再試験は，雪・地震等による災害その他の事情により，本試験が所定の期日に実施できないか又は完了しなかった場合に実施します。

(2)　再試験の実施期日は，平成３年１月19日（土），20日（日）とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施します。

7　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

(1)　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

ア　大学入試センター試験では，次表に掲げる「身体に障害のある入学志願者」のために，障害の種類・程度に応じ，点字による出題，マーク方式によらない解答の方法，試験時間の延長，特定試験室の設定等の特別措置（詳しくは「受験案内（別冊）」に掲載）を行うこととしています。

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲　者（強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾　者（強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が，体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が，筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が，歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前3号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（注）　学校教育法施行令第22条の2の規定に準拠した。

イ　特別措置を希望する場合は，出願時に「身体障害者受験特別措置申請書」（「受験案内（別冊）」に折り込まれている。）等を提出してください。大学入試センターで審査の上，特別措置を決定します。

ウ　日常生活においては，ごく普通に使用されている補聴器，松葉杖，車椅子等を使用して受験される場合も，試験場設定や他の特別措置との関係から特別措置として申請していただくことになっていますので，ご注意ください。

なお，出願締切後に申請した場合は，申請内容によっては対応が直ちにできないものがあるため，特別措置が認められないことがありますので十分注意してください。

エ　**特別措置を申請するには，「受験案内（別冊）」が必要**となります。この「別冊」は，大学等では配付していませんので，次の要領により，**できるだけ早く大学入試センターに請求**してください。

請求方法	郵便はがき（表面に「受験案内（別冊）請求」と朱書）又は電話
請　求　先	㊒153　東京都目黒区駒場2丁目19-23 大学入試センター事業第一課 問合せ専用電話　(03)465-8600 （平日9時30分～17時，土曜日9時30分～12時） ※平成3年1月1日から，「(03)3465-8600」に番号が変わります。
記載を要する事項	氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，在学（又は出身）学校名等

(2)　志望大学との事前相談

身体の障害の種類・程度によっては，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあります**ので，入学を志望する大学と連絡をとって，その大学へ出願する前に十分相談してください。

なお，**大学入試センター試験の出願の際は必要ありません。**

また，志望大学との相談の時期等については，当該大学の募集要項などで確かめてください。

8　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

(1)　出願受付締切後の不慮の事故等のため特別措置を希望する者にも，大学入試センターで審査の上，身体に障害のある入学志願者に準じた特別措置を行います。

(2)　不慮の事故等のため特別措置を希望する場合は，速やかに本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に行き申請してください。

なお，申請が試験開始の直前であったり，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する特別措置が行えないこともあります。ご了承ください。

9　大学入試センター試験において，各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の取扱い

(1)　試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること（以下「得点調整」という。）は，原則として行いません。

ただし，大学入試センター試験の本試験の実施結果において，万一，「社会」と「理科」の各選択科目間（ただし，「現代社会」と「理科Ⅰ」については，対象としない。）に極端な素点の差（平均点で30点程度の差を目安とする。）が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，大学入試センターにおいて，大学入試センター試験を利用する大学関係者，学識経験者等を構成員とする組織の審議を経て，適切な得点調整を行うことがあります。

(2)　万一得点調整を行うこととなった場合には，平成３年１月20日までに，調整の対象となる選択科目名及びその科目の素点と調整後の得点の換算表等を新聞等を通じて発表します。

(3)　調整方式については，調整後の得点が受験者の学力を良く反映したものとなるよう，回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」という方式を用います。

〔参考〕

回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」について

対象とする教科の各科目について，科目素点の相対累積人数（科目百分位）を算定するとともに，他教科の得点も総合した基準点の相対累積人数（基準百分位）を算定し，科目素点をその（科目）百分位に最も近い（基準）百分位を持つ基準点に変換し，これを調整点とする方法である（右図）。

例えば，素点がa点以下の人数の割合がp%であり，基準点がb点以下の人数の割合も同じくp%である場合，素点a点を調整点b点に変換する。

蓄積された過去のデータとこれまでの研究成果を利用して，対象教科の得点と他教科の得点との間の関係の回帰分析に基づき基準点を算出すれば，受験者の学力を相当程度反映させることができるとともに，等百分位点法によって素点はそれぞれに相応しい基準点にきめ細かく変換できる。

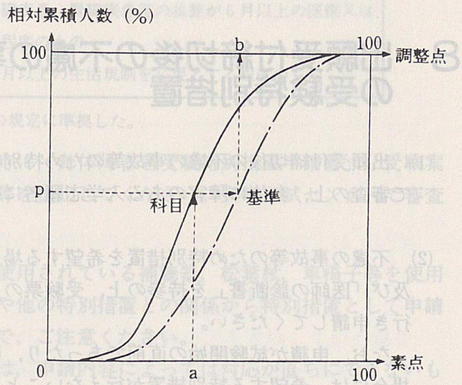

Ⅳ 大学入試センターへの問合せ，届出等

大学入試センターへの問合せ，届出等

次の①～⑥について，問い合わせ又は届出をする場合は，参照ページをよく読んで，間違いのないよう行ってください。

なお，平成３年１月１日から電話番号が変更になりますので，１月１日以降は新しい電話番号で照会してください。

事由		問合せ，届出方法	参照ページ
① 出願資格(証明書類)及び志願票等記入方法の問合せ		**下記問合せ先電話**	
② 検定料「納付書・領収証書」	紛失	**下記問合せ先電話**	8
	誤記入又は未記入	**速達郵便はがき** ・はがきの表面に「納付書誤記入又は未記入届出」と朱書すること。	
③ 出願後の氏名，現住所，連絡電話番号の変更届出		**速達郵便はがき** ・はがきの表面に「・・・変更届出」と朱書すること。	15
④ 確認はがき不着届出		**下記問合せ先電話**	16
⑤ 受験票等再発行申請		**速達郵便（封筒）** ・大学入試センター宛の封筒の表面に「受験票等再発行申請」と朱書すること。 ・返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，632円切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。	18
⑥ 私立大学用成績請求票追加発行申請		**速達郵便（封筒）** ・大学入試センター宛の封筒の表面に「私立大学用成績請求票追加発行申請」と朱書すること。 ・返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，632円切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。	21

届出・申請先 ⇨ **大学入試センター事業第一課**
〒153　東京都目黒区駒場２丁目19-23
問合せ先 ⇨ **電話　(03) 465-8600**
平日９時30分から17時，土曜日９時30分から12時
※平成３年１月１日以降は，電話 (03) 3465-8600

(3) 平成３年度大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄）

平成３年度大学入学者選抜

受験案内

大学入試センター試験

出願期間　平成2年10月15日(月)～10月26日(金)
試験期日　平成3年１月12日(土)・１月13日(日)

別　冊

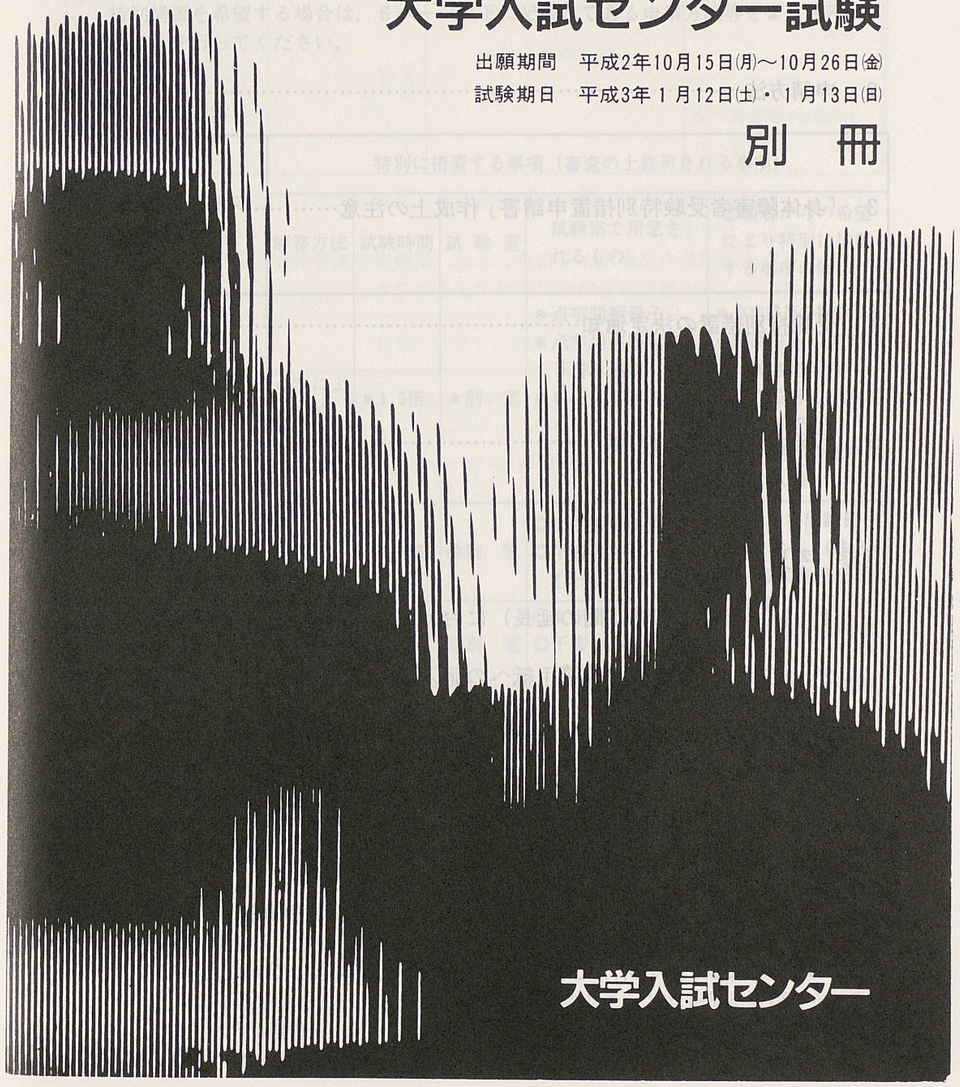

目　次

1　大学入試センター試験における受験特別措置……2

2　申請方法……6

3　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意……7

4　受験特別措置の決定通知……10

5　志望大学との事前相談……11

〔参　考〕

1　特別措置（試験時間の延長）における試験時間割……12

2　文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意……13

3　チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意……15

（注）　この「受験案内（別冊）」には，**「身体障害者受験特別措置申請書」及び「診断・意見書」**が折り込んでありますので，確認してください。

1　大学入試センター試験における受験特別措置

(1)　大学入試センター試験においては，身体に障害のある志願者（11ページ参照）のために，〔表１〕～〔表５〕に掲げる特別の措置を行います。

この特別措置を希望する志願者には，通常の志願票のほかに，必要な書類を提出していただき，大学入試センターでその内容を審査の上，それぞれの障害の種類・程度に応じた特別措置を決定することになっています。

特別措置を希望する場合は，６ページ以下に記載してある申請方法等をよく読んで，諸手続きを行ってください。

〔表１〕　視覚障害

<table>
<tr><th rowspan="2">特別措置の対象となる者</th><th colspan="5">特別に措置する事項（審査の上許可される事項）</th></tr>
<tr><th>解答方法</th><th>試験時間</th><th>試　験　室</th><th>試験室で用意されるもの</th><th>志願者からの希望により特別に措置する事項の例</th></tr>
<tr><td>・点字による教育を受けている者（注１）</td><td>点字による解答</td><td>＊1.5倍</td><td>＊別　室</td><td>＊点字問題冊子
＊点字用解答用紙・下書き用紙
＊レーズライター</td><td>＊点字器等の持参使用
＊試験室入口までの付添者の同伴
・点字器等の試験場での保管
・試験場への乗用車での入構</td></tr>
<tr><td>・強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者</td><td>文字による解答（注２）</td><td>1.3倍</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙
◎下書き用紙（数学，理科のみ）</td><td rowspan="3">・拡大文字問題冊子の配付　（注３）〔一般問題冊子と併用〕
・拡大鏡等の持参使用
・窓側の明るい座席を指定
・照明器具の準備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">・上記以外の視覚障害者</td><td>文字による解答（注２）</td><td>一般志願者と同じ</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙
◎下書き用紙（数学，理科のみ）</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般志願者と同じ</td><td></td></tr>
</table>

(注) 1　出題形式は，点字による出題とします。

点字による解答を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。

なお，受験科目は，身体障害者受験特別措置申請書（この冊子に折り込んであるもの）で申告する必要があります。

2　「文字による解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法です。

(13～14ページ参照)

文字による解答を許可された者には，該当欄の◎を付した特別措置がとられます。

3　「拡大文字問題冊子」とは，文字の拡大率が一般試験問題の 1.4倍（面積倍率２倍）の大きさの冊子です。

〔表２〕 聴覚障害

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	一般志願者と同じ				・手話通訳者の付与（注１） ・注意事項等の文書による伝達(注２) ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用
・上記以外の聴覚障害者					・注意事項等の文書による伝達(注２) ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用

(注) １　「手話通訳者」とは，聾学校の教諭等で，試験室において受験者に手話通訳を行う者のことです。

２　「注意事項等の文書による伝達」とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，その都度各受験者に配付するものです。

〔表３〕 肢体不自由

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者	チェックによる解答(注１)	1.3倍	＊別　室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙 （数学，理科のみ）	・介助者の付与（注２） ・試験室を１階に設定 ・洋式トイレに近接する試験室に指定 ・特製机の持参使用又は試験場側での準備 ・車椅子の持参使用 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構
・上記以外の肢体不自由者	チェックによる解答(注１)	一般志願者と同じ	＊別　室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙 （数学，理科のみ）	
	一般志願者と同じ				

(注) １　「チェックによる解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，チェック解答用紙に正解とする数字等をチェックすることにより解答する方法です。(15～16ページ参照)

チェックによる解答を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。

２　「介助者」とは，養護学校の教諭等で，試験室において受験者の介助を行う者のことです。

〔表４〕 病　弱

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	一般志願者と同じ				・別室の設定 ・試験室を１階に設定 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構

〔表５〕 障害を併せもつ場合

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）
・障害を併せもつ者	・障害の種類・程度に応じ，〔表１〕～〔表４〕のそれぞれの該当の欄に記載の事項

(2)　特別措置を希望する志願者の出願等日程

事　　項	日　　程	手　続　等
受験特別措置について疑問がある場合の問合せ	出願期間前 10月13日(土)まで	問合せ（電話） 志願者⟶大学入試センター 問合せ専用電話 (03)465－8600 平　日　9時30分～17時まで 土曜日　9時30分～12時まで ※　平成３年１月１日以降は， (03)3465－8600
出願書類の提出 （一般志願者と同じ）	10月15日(月)から 10月26日(金)まで	郵送 志願者⟶大学入試センター
受験票の送付 （一般志願者と同じ）	12月中旬まで	郵送 志願者⟵大学入試センター
「身体障害者受験特別措置決定通知書」，「受験上の注意」(身体に障害のある者用）の送付	12月中旬まで	郵送 志願者⟵大学入試センター

(注)　高等学校等卒業見込者は，在学する学校を経由して出願書類を提出してください。

また，大学入試センターから送付する「受験票」，「身体障害者受験特別措置決定通知書」等も，高等学校等卒業見込者については，在学する学校を経由して送付します。

２申請方法

申請に必要な書類は，次のとおりです。

①　受験案内（本冊）にある**志願票等の所定の書類**

②　**「身体障害者受験特別措置申請書」**（この冊子に折り込んであるもの）

③　**医師の診断書等**

点字による解答を希望する者	⇨	「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写」
聴覚障害者で受験特別措置を希望する者	⇨	「医師の診断書」（**オージオグラム等を添付したもの**）
強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で，試験時間の延長(1.3倍)を希望する者	⇨	**「診断・意見書」**（この冊子に折り込んであるもの）
上記以外の身体に障害のある者で受験特別措置を希望する者	⇨	「医師の診断書」

3 「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意

(1) 「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は，この冊子に折り込んであるものを使用してください。

(2) この申請書は，高等学校等卒業見込者については，在学する学校の長が志願者と相談の上，記入してください。

高等学校等卒業見込者以外の者（高等学校等を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）については，父母等が志願者と相談の上，記入してください。

ただし，志願者が成年に達している場合（点字による解答を希望する者は除く。）は，本人が記入してください。

(3) 8～9ページの「(7) 各欄の記入方法」を参照し，**黒又は青のボールペン**で丁寧に記入してください。

(4) **太枠の中のみ記入**してください。

(5) 誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。

(6) 「身体障害の程度」欄の記入例

身体障害の程度	⑥ 視覚障害			⑦ 聴覚障害		⑧ 肢体不自由				⑨ 病弱	10
	点字による教育を受けている者	強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	左記以外の聴覚障害者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外の肢体不自由者	慢性の腎部，心臓，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	その他
	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	16	17

⑪ この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。（身体障害者手帳交付番号：○○○○○○○ ，交付年月日：昭和○年○月○日
障害名：脳性麻痺 ，等級：○級）

脳性麻痺による下肢障害のため、松葉杖を必要とする。洋式トイレを使用しているが、介助の必要はない。

また、学校では体育は見学したが、それ以外の授業、行事等は他の生徒と同様に行った。

(7) 各欄の記入方法

区　分	記　入　方　法　等
①「大学入試センター記入」欄	記入しないこと。
②「高等学校等コード」欄	「高等学校等コード表」（受験案内（本冊）34～52ページ参照）により記入すること。
③「整理番号」欄	高等学校等卒業見込者についてのみ，高等学校等が記入すること。 整理番号は，高等学校等で取りまとめる志願票と同じ整理番号を記入すること。
④「氏名」欄	カタカナ及び漢字等で記入すること。
⑤「性別」欄	該当する文字を○で囲むこと。
⑥～⑪「身体障害の程度」欄	該当する事項の「該当する」の文字を○で囲むとともに，⑪に症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。 身体障害者手帳の交付を受けている者は，手帳交付番号及び交付年月日等についても記入すること。
⑫～⑯「受験に際して希望する措置」欄	該当する事項の「希望する」の文字を○で囲むこと。 ⑫～⑭に該当する希望事項がない場合には，⑮「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み，⑯にどのような措置を希望するか詳しく記入すること。
⑰「点字による解答を希望する者の受験科目」欄	点字による解答を希望する者は，あらかじめ受験しようとする科目の文字を○で囲むこと。(受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）24～25ページ参照) **出願受付締切後は，受験科目の変更はできない**ので十分注意すること。 (注) 点字による解答を希望する者の試験場は，試験地区区分表にある当該試験地区内に1か所設定する。 （受験案内（本冊）26～27ページ参照）

区　分	記　入　方　法　等
⑱「志願者の現住所・連絡電話番号」欄	緊急の連絡の場合必要となるので，高等学校等卒業見込者・卒業者等にかかわらず，必ず記入すること。 団地，アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで記入すること。 (注)　現住所・連絡電話番号に変更があった場合の届出方法 1．はがき（表面に「現住所変更届出」等と朱書）に次の事項を明記し，速達郵便で平成３年１月11日㈮（大学入試センター試験前日）までに届け出ること。 ①　新・旧の現住所，連絡電話番号 ②　氏名(フリガナ)，高等学校等コード，高等学校等名 （高等学校出身者以外の者は出願資格） 2．届出先 〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23 大学入試センター事業第一課
⑲「記入者名」欄	1．学校長が記入した場合は，学校長名を記入し，職印を押印すること。 2．父母等（点字による解答を希望する者以外の者で，成年に達している場合は志願者）が記入した場合は，当該記入者が署名，押印すること。
裏　面	「医師の診断書等」をはり付けること。 ・点字による解答を希望する者 ⇨「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写」 ・聴覚障害者で受験特別措置を希望する者 ⇨「医師の診断書」**（オージオグラム等を添付したもの）** ・強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で，試験時間の延長（1.3倍）を希望する者 ⇨**「診断・意見書」**（この冊子に折り込んであるもの） ・上記以外の身体に障害のある者で受験特別措置を希望する者 ⇨「医師の診断書」

4　受験特別措置の決定通知

決定した特別措置は，**12月中旬までに通知**（高等学校等卒業見込者は在学する学校を経由して）します。

この特別措置の決定通知は，受験票とは別に送付しますが，その際「受験上の注意」（身体に障害のある者用）を同封しますのでよく読んでおいてください。

なお，この「決定通知」は，受験票・写真票と同じく試験当日試験場に持参していただくものですので，大切に保管しておいてください。

(注)　通知する特別措置は，大学入試センター試験について許可されるものです。入学を志望する大学の学力検査等において，受験特別措置を希望する場合は，その大学と相談してください。(次ページ参照)

5　志望大学との事前相談

次表に該当する者等は，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあります**ので，入学を志望する大学と連絡をとって，その大学へ出願する前に十分相談してください。

なお，**大学入試センター試験の出願の際は必要ありません。**

また，志望大学との相談の時期等については，当該大学の募集要項等で確かめてください。

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲　者 （強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾（ろう）者 （強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が，体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が，筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が，歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前3号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者 （身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（注）　学校教育法施行令第22条の2の規定に準拠した。

〔参　考〕

1　特別措置（試験時間の延長）における試験時間割

	教科・科目	1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間	一般の試験時間
第1日目	外　国　語	10:00～11:45(105分)	10:00～12:00(120分)	10:00～11:20（80分）
	数　学（A）	13:00～14:20（80分）	13:00～14:30（90分）	12:50～13:50（60分）
	数　学（B）	15:00～16:20（80分）	15:00～16:30（90分）	14:40～15:40（60分）
	理　科（A）	17:00～18:20（80分）	17:00～18:30（90分）	16:30～17:30（60分）
第2日目	理　科（B）	10:00～11:20（80分）	10:00～11:30（90分）	10:00～11:00（60分）
	国　　語	12:30～14:15(105分)	12:30～14:30(120分)	12:30～13:50（80分）
	社　　会	15:00～16:20（80分）	15:00～16:30（90分）	14:40～15:40（60分）
	理　科（C）	17:00～18:20（80分）	17:00～18:30（90分）	16:30～17:30（60分）

（注）　第1日目と，第2日目の2時限目の試験開始時刻が異なりますので，十分注意してください。

2　文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意

文字解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① 文字解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入すること。

(原寸222㎜×279㎜以下同型)

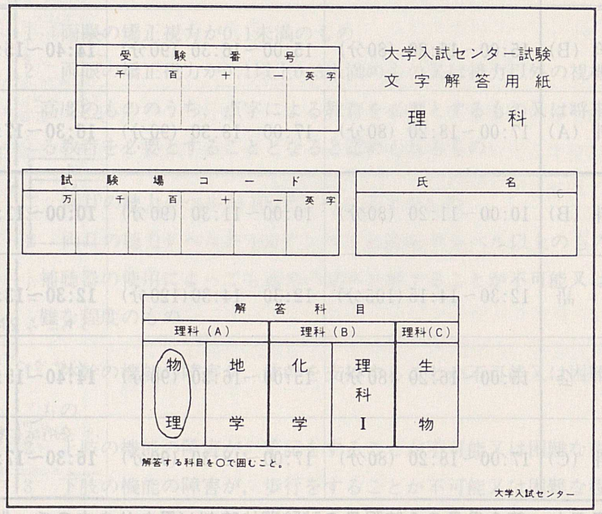

ア　受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のように○で囲むこと。(各教科とも同様に行うこと。ただし，国語及び数学(A)については，科目名を○で囲む必要はない。)

② 文字解答用紙の２枚目以降

解答記入欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のように記入すること。

(国語，社会，理科及び外国語共通の文字解答用紙)

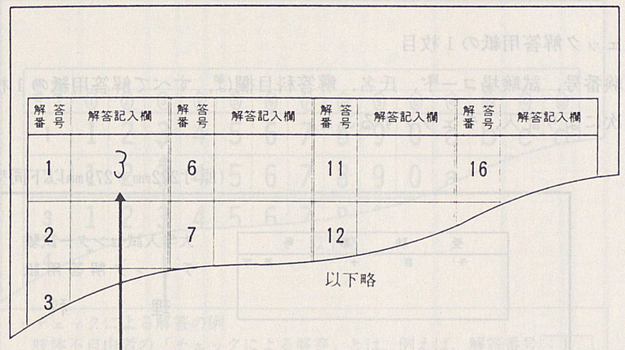

・文字による解答の例
視覚障害者の「文字による解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答記入欄に３と記入する解答方法である。

・数学（B）の「数学II」は，問題番号 1 ，2 ，3 のうちから２問選択し解答することになる。
解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号 1 の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

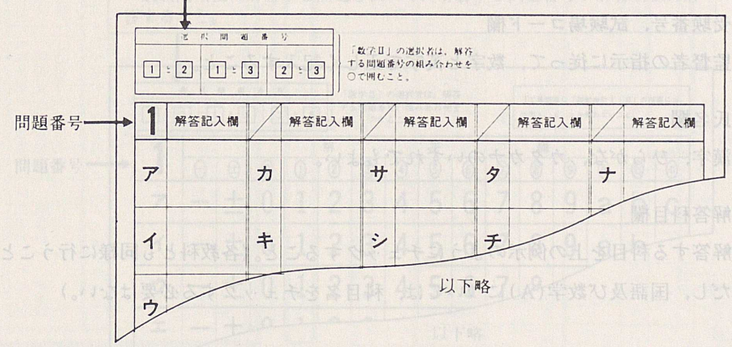

3　チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意

チェック解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法，チェック方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① チェック解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入，チェックすること。

（原寸222㎜×279㎜以下同型）

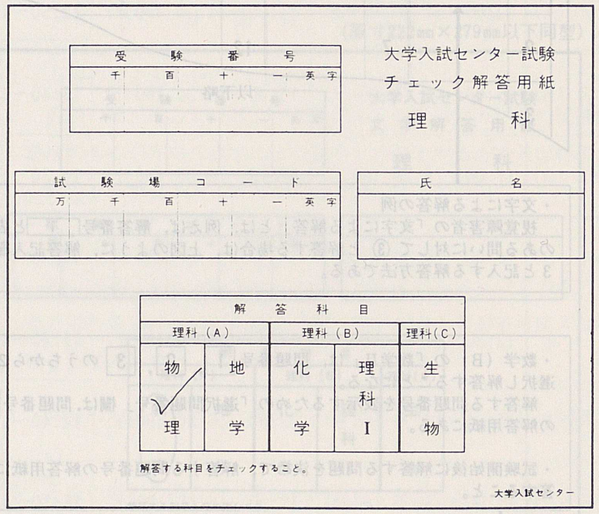

ア　受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のようにチェックすること。(各教科とも同様に行うこと。ただし，国語及び数学(A)については，科目名をチェックする必要はない。)

② チェック解答用紙の２枚目以降

解答欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のようにチェックすること。

(理科(A)，(B)，(C) のチェック解答用紙)

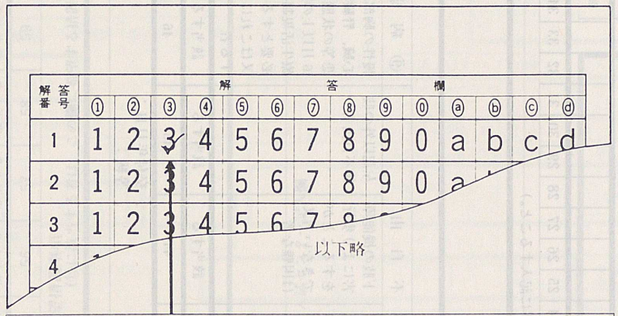

・チェックによる解答の例

肢体不自由者の「チェックによる解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答欄の 3 に ✓ を表示する解答方法である。

(参考)

(1) 解答の表示は，✓ を表示し難い場合には，例えば○(マル)，×(バツ)，／(シャセン) などのように受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもよい。（１枚目の解答科目欄の表示についても同様とする。）

(2) 解答箇所を訂正する場合は，消しゴムで消すこと。消すことが困難な場合は，監督者又は介助者に申し出て消してもらっても差し支えない。

・数学（B）の「数学II」は，問題番号 1，2，3 のうちから２問選択し解答することになる。

解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号 1 の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

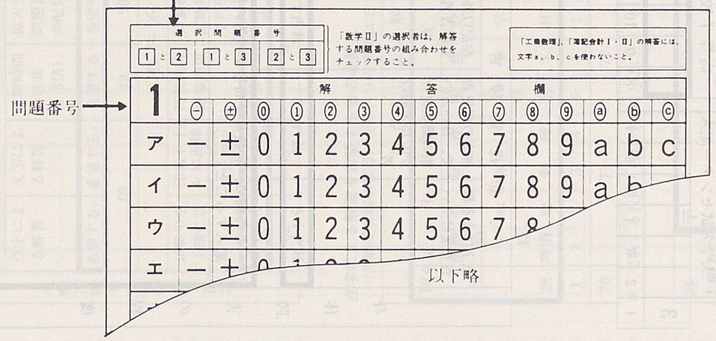

平成３年度大学入試センター試験

身体障害者受験特別措置申請書

	① 大学入試センター記入						
3							
1	2	3	4	5	6	7	

② 高等学校等コード						
8	9	10	11	12	13	

③ 整理番号			
14	15	16	17

④ カタカナ記入（姓と名の間は１コマをあけ，濁点及び半濁点は１コマとする。）

氏名

18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35

漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑤ 性別	
男1	女2
36	

身体障害の程度

⑥ 視覚障害			⑦ 聴覚障害		⑧ 肢体不自由				⑨ 病弱	⑩
点字による教育を受けている者	強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	左記以外の聴覚障害者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外の肢体不自由者	慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	その他
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47

⑪ この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。（身体障害者手帳交付番号：　　，交付年月日：　　，障害名：　　，等級：　　）

試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は，必ず所定の「診断・意見書」を裏面にはりつけること。

受験に際して希望する措置

⑫ 視覚障害							⑬ 聴覚障害				⑭ 肢体不自由・病弱等			
点字による解答	文字による解答	試験時間の延長(1.3倍)	拡大文字問題冊子の配付	拡大鏡等の持参使用	窓側の明るい座席を指定	照明器具の準備	点字器等の試験場での保管	手話通訳者の付与	注意事項等の文書による伝達	座席を前列に指定	補聴器の持参使用	チェックによる解答	試験時間の延長(1.3倍)	試験室における介助者の付与	別室の設定
希望する1	希望する2	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する1	希望する2	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する
48		49	50	51	52	53	54	55		56	57	58	59	60	61

（肢体不自由・病弱等）							⑮ その他	⑯ 希望措置事項（⑮に該当する者は，この欄に希望する措置事項を記入すること。）
試験室を１階に設定	洋式トイレに近接する試験室に指定	特製机の持参使用	特製机の試験場側での準備	車椅子の持参使用	杖の持参使用	試験室入口までの付添者の同伴	試験場への乗用車での入構	
希望する	希望する	希望する1	希望する2	希望する	希望する	希望する	希望する	
62	63	64		65	66	67	68	69
								1 2

点字による解答を希望する者のみ記入

（出願受付締切後は，受験科目の変更はできないので注意すること。）

⑰ 点字による解答を希望する者の受験科目

国語	社会					数学				理科					外国語		
	倫理，政治・経済	日本史	世界史	地理	現代社会	数学Ⅰ	数学Ⅱ	工業数理	簿記会計Ⅰ・Ⅱ	物理	地学	化学	理科Ⅰ	生物	英語	ドイツ語	フランス語
1	1	2	3	4	5	1	1	2	3	1	2	1	2	1	1	2	3
70	71					72	73			74		75		76	77		

※ 受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）24～25ページを参照すること。

※大学入試センター記入欄

⑱ 志願者の現住所・連絡電話番号	〒　－ 連絡電話番号（　　）　－

⑲ 記入者名	㊞

※

(4) 平成３年度大学入試センター試験志願票

平成３年度大学入学者選抜大学入試センター試験

志願票
〔提出用〕

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）

2						
1	2	3	4	5	6	7

出身学校名

高等学校
学校

②身体障害者受験特別措置

1
希望
8

高等学校記入欄

③整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）

9	10	11	12

④受験教科数

1
2教科以下受験
13

⑤カタカナ記入（姓と名の間は，１コマをあけ，濁点及び半濁点は１コマとする。）

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

氏名

⑥漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑦性別

男	女
1	2
52	

⑧生年月日

年号	年		月		日	
M明治 T大正 S昭和						
53	54	55	56	57	58	59

⑨連絡電話番号（自宅，下宿，寮等）

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑩課程			⑪学科						⑫卒業見込・卒業の別		⑬卒業した年		⑭高等学校卒業者以外				
1 全日制	2 定時制	3 通信制	1 普通科	2 理数科	3 農業科	4 工業科	5 商業科	6 外の学科 1～5以外	1 卒業見込	2 卒業			1 外国の学校等	2 在外教育施設	3 文部大臣の指定した者	4 大学入学資格検定	5 高等学校の修了者
75			76						77		78	79	80				

現住所（高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，記入しないこと。）

漢字等記入

⑮（郵便番号）（都道府県名）（郡・市名）

（区・町村名）（町・丁目・番地・団地・棟・号）（方）

⑯カタカナ・数字等記入

都道府県名	（１コマに１字ずつ記入し，濁点及び半濁点は１コマとして使用する。）
郡・市・区・町村	
町・丁目・番地・団地・棟・号・方等	

別冊子の試験問題配付希望

⑰数学		⑱外国語	
工業数理	簿記会計Ⅰ・Ⅱ	ドイツ語	フランス語
1	2	1	2
176		177	

受験希望教科・科目

⑲	⑳社会					㉑数学		㉒理科					㉓外国語
国語	倫理・政治・経済	日本史	世界史	地理	現代社会	数学Ⅰ	数学Ⅱ	物理	地学	化学	理科Ⅰ	生物	英語
1	1	2	3	4	5	1	1	1	2	1	2	1	1
178	179					180	181	182		183		184	185

（注）記入に当たっては，10，11ページの記入上の注意，12ページの志願票の記入例を参照してください。

(5) 平成３年度大学入試センター試験受験票（３教科以上受験者用）

平成3年度 大学入学者選抜大学入試センター試験受験票

受験番号	試験場コード
1001K	20001X

東西大学　第１試験場

所在地	東京都目黒区駒場　２－１９－２３　試験当日の電話　03-3465-8600
道順	京王帝都電鉄　井ノ頭線「駒場東大前」駅西口下車、徒歩５分。

上履き持参　要措置

発行回数　1

羽村高等学校

見本

（コマバ　タロウ）
駒場　太郎　殿

（13283H-010001）

写真（４cm×３cm）
（写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。）

自署欄（氏名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

配付希望試験問題
ドイツ語
フランス語
工業数理
簿記会計Ⅰ・Ⅱ

性別　男

昭和47年10月02日生

裏面の注意事項をよく読んでください。

問い合わせ大学　東西大学　電話　03-3465-8600

大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23　電話（03）465－8600　（※平成３年１月１日以降は，電話（03）3465－8600）

2募	平成３センター試験成績請求票 第２次募集用	1001K － 20001X － 1 （コマバ タロウ） 駒場　太郎
私	平成３センター試験成績請求票 私立大学用	1001K － 20001X － 1 （コマバ タロウ） 駒場　太郎
C	平成３センター試験成績請求票 C日程群用	1001K － 20001X － 1 （コマバ タロウ） 駒場　太郎
私	平成３センター試験成績請求票 私立大学用	1001K － 20001X － 1 （コマバ タロウ） 駒場　太郎
B後	平成３センター試験成績請求票 B日程・後期日程用	1001K － 20001X － 1 （コマバ タロウ） 駒場　太郎
私	平成３センター試験成績請求票 私立大学用	1001K － 20001X － 1 （コマバ タロウ） 駒場　太郎
A前	平成３センター試験成績請求票 A日程・前期日程用	1001K － 20001X － 1 （コマバ タロウ） 駒場　太郎
私	平成３センター試験成績請求票 私立大学用	1001K － 20001X － 1 （コマバ タロウ） 駒場　太郎

平成３　大学入試センター試験写真票（センター整理番号 0001）

1001K － 20001X － 1
（コマバ タロウ）
駒場　太郎

写真（４cm×３cm）
（写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。）

自署欄（氏名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別　男

1　この写真票は，受験票とともに必ず持参してください。
2　この写真票は，試験時間内に回収するので，受験票と切り離して，机の上の受験番号票の上に置いてください。

注　意　事　項　（下記のほかは監督者の指示に従ってください。）

1　**この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。**
2　指定された試験場以外では，受験できません。
3　受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，試験室に入室してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内**の遅刻に限り，受験を認めます。
5　試験室では，机の上の受験番号と受験票の受験番号が同一であることを確認して，着席してください。
6　机の上には，「受験票」「写真票」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の所持品を置いてはいけません。
7　監督者の指示に従い，解答用紙の所定欄に，受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を正しく記入し，マークしてください。
8　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めません。各教科・科目の試験終了後に退室する際には，受験票を携帯してください。
9　**この受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**
10　この受験票に**「受験教科数２」**の表示がある場合は，３教科以上を受験することはできません。
11　この受験票に**「上履き持参」**と表示がある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きを入れる袋等」**も持参してください。

試験日程	試験期日	平成３年１月12日（土）				平成３年１月13日（日）			
	教科・科目	外国語 英語 ドイツ語 フランス語	数学(A) （数学Ⅰ）	数学(B) 数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ	理科(A) 物理 地学	理科(B) 化学 理科Ⅰ	国語 （国語Ⅰ・Ⅱ）	社会 倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会	理科(C) （生物）
	受験者入室	9:45まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで	9:45まで	12:20まで	14:30まで	16:20まで
	試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
	試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

2募
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

C
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

B後
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

A前
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

(6)　平成３年度大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用）

平成3年度 **大学入学者選抜大学入試センター試験受験票**

受験番号	試験場コード
1001K	20001X

東西大学　第１試験場

所在地	東京都目黒区駒場　２－１９－２３ 試験当日の電話　03-3465-8600
道順	京王帝都電鉄　井ノ頭線「駒場東大前」駅西口下車、徒歩５分。

上履き持参　　要措置

受験教科数　2　　発行回数　1

配付希望試験問題
ドイツ語
フランス語
工業数理
簿記会計Ⅰ・Ⅱ

性別　男

昭和47年10月02日生

見本

羽村高等学校

（コマバ　タロウ）
駒場　太郎　殿

（13283H-010001）

写真
（４cm×３cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。

自署欄　（氏名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

裏面の注意事項をよく読んでください。

問い合わせ大学　東西大学　　電話　03-3465-8600

大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23　電話（03）465－8600　（※平成３年１月１日以降は，電話（03）3465－8600）

2募　平成３ センター試験成績請求票　**第２次募集用**
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成３ センター試験成績請求票　**私立大学用**
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

C　平成３ センター試験成績請求票　**C日程群用**
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成３ センター試験成績請求票　**私立大学用**
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

B後　平成３ センター試験成績請求票　**B日程・後期日程用**
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成３ センター試験成績請求票　**私立大学用**
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

A前　平成３ センター試験成績請求票　**A日程・前期日程用**
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成３ センター試験成績請求票　**私立大学用**
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

センター整理番号
平成３　大学入試センター試験写真票（0001）

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

写真
（４cm×３cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。

自署欄　（氏名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別　男

1　**この写真票は，受験票とともに必ず持参してください。**
2　この写真票は，試験時間内に回収するので，受験票と切り離して，机の上の受験番号票の上に置いてください。

注　意　事　項　（下記のほかは監督者の指示に従ってください。）

1　**この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。**
2　指定された試験場以外では，受験できません。
3　受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，試験室に入室してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内**の遅刻に限り，受験を認めます。
5　試験室では，机の上の受験番号と受験票の受験番号が同一であることを確認して，着席してください。
6　机の上には，「受験票」「写真票」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の所持品を置いてはいけません。
7　監督者の指示に従い，解答用紙の所定欄に，受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を正しく記入し，マークしてください。
8　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めません。各教科・科目の試験終了後に退室する際には，受験票を携帯してください。
9　**この受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**
10　この受験票に**「受験教科数２」の表示**がある場合は，３教科以上を受験することはできません。
11　この受験票に**「上履き持参」**と表示がある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きを入れる袋等」**も持参してください。

試験日程	試験期日	平成３年１月12日（土）				平成３年１月13日（日）			
	教科・科目	外国語 英語 ドイツ語 フランス語	数学（A） （数学Ⅰ）	数学（B） 数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ	理科（A） 物理 地学	理科（B） 化学 理科Ⅰ	国語 （国語Ⅰ・Ⅱ）	社会 倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会	理科（C） （生物）
	受験者入室	9:45まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで	9:45まで	12:20まで	14:30まで	16:20まで
	試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
	試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

（注）「試験時間の延長を許された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	2募 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。
私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	C 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。
私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	B後 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。
私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	A前 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

(7)　平成３年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

平成３年度大学入試センター試験

受験上の注意

1　試験日程及び出題教科・科目等

試験期日	平成３年１月12日（土）				平成３年１月13日（日）			
教科・科目	外国語 英語 ドイツ語 フランス語	数学（A） 数学Ⅰ	数学（B） 数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ	理科（A） 物理 地学	理科（B） 化学 理科Ⅰ	国語 国語Ⅰ・Ⅱ	社会 倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会	理科（C） 生物
受験者入室	9:45 まで	12:40 まで	14:30 まで	16:20 まで	9:45 まで	12:20 まで	14:30 まで	16:20 まで
試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

(1)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。
(2)　第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。

2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの）

(2) 受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ受験者本人が氏名を自署しておいてください。
この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) 試験前日までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4 試験当日の注意事項

(1) 受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。

(2) 受験者は，各自が受験する教科・科目の「受験者入室」時刻までに，指定された試験場・試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，早めに試験場に到着し，確認してください。

(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがあります。

(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，早めに試験場本部に行き，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8) 試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(9) 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，「上履き」を持参し，「下履きを入れる袋等」も持参してください。

(10) 昼食は，各自で用意してください。

(11) 自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア 試験時間中，机の上に置けるものは，「受験票」「写真票（最初に受験した時間に回収する

る。）」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」「コンパス」等の補助具は使用できません。

イ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

ウ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。）

(2) 受験番号，解答科目等のマーク，記入

ア 解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマークし，記入してください。

イ 受験番号又は解答科目等を正しくマークしていない場合は，採点できないことがあります。

(3) 解答上の注意

解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。

「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」及び「シャープペンシルなど」を使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

(4) 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(5) 試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号又は解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められません。

この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，大学入試センター試験の受験が無効となります。

6 2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示と，両端にしま模様がある。）は，3教科以上を受験することはできません。誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内28ページ参照）

7　別冊子の試験問題配付希望

「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する者については，出願時の申告により受験票に表示してあります。申告しなかった者は，これらの科目を受験することができません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

9　身体に障害のある志願者の受験特別措置の通知等

受験に際して特別の措置を申請した志願者には，次の書類を後日別途送付します。

①　「身体障害者受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」
（出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置については，受験案内31ページを参照してください。）

②　「受験上の注意（点字問題受験者用，身体に障害のある受験者用及び試験時間延長（1.3倍）受験者用）」

10　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成3年1月19日（土），1月20日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

地　　区	試験場名	所　　在　　地
東　日　本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京商船大学 試　験　場	江東区越中島2－1－6
西　日　本 東海（静岡県を除く。） 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	神　戸　大　学 法学部試験場	神戸市灘区六甲台町2－1

(3)　追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日（1月11日）　午前9時から午後5時まで ・第1日目　（1月12日）　午前8時から午前10時まで（注） ・第2日目　（1月13日）　午前8時から午前10時まで
申　請　方　法	(ア) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (イ) 本人又は代理人が「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡してください。
受験許可の単位	本試験の2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目

（注）　第1日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第1日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第2日目に，第1日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由（注）により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申　請　方　法	(ア) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (イ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡してください。
受験許可の単位	本試験の2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目

（注）「やむを得ない事由」の例

① 親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
② 自宅の火災
③ 交通機関のストライキ
④ 法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

11 試験問題冊子の注意事項（見本）

外国語〔英語〕（200点 80分）

ドイツ語又はフランス語の問題冊子は，大学入試センター試験の出願時に，
ドイツ語又はフランス語の受験を希望した者に配付します。

注 意 事 項

1 試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。
2 この問題冊子は，○○ページあります。
試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせなさい。
3 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。
① 受験番号欄
受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。
② 氏名欄，試験場コード欄
氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。
③ 解答科目マーク欄・解答科目名欄
解答する科目（英語）にマークし，さらにその科目名（英語）を記入しなさい。
4 受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。
5 解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークしなさい。

（例）

解答番号	解答欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけません。
7 試験終了後，問題冊子は持ち帰りなさい。

12 解答用紙の様式（見本）

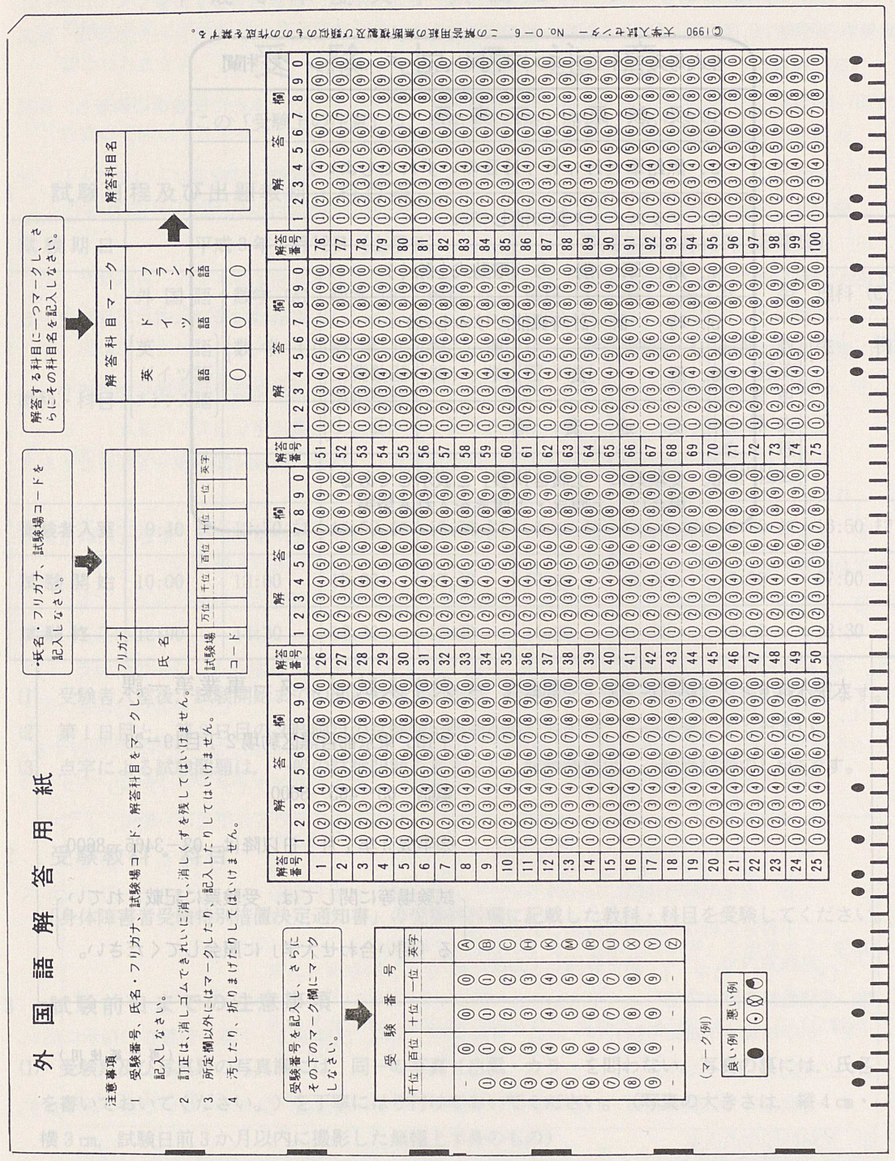

試験当日の所持品チェック欄	
1．受験票・写真票	
2．黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい）	
3．プラスチック製の消しゴム	
4．鉛筆削り（電動式を除く）	
5．時計（計時機能だけのもの）	
6．昼食	
7．交通費等	
8．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先　⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23

電話　03－465－8600

※平成３年１月１日以降は，03－3465－8600

試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。

（再生紙使用）

(8)　平成３年度大学入試センター試験受験上の注意（点字問題受験者用）

平成３年度大学入試センター試験

受験上の注意

（点字問題受験者用）

（この「受験上の注意」は，点字でも作成し同封してあります。）

1　試験日程及び出題教科・科目等

試験期日	平成３年１月12日（土曜日）				平成３年１月13日（日曜日）			
教科・科目	外国語 （英語／ドイツ語／フランス語）	数学（A） （数学Ⅰ）	数学（B） （数学Ⅱ／工業数理／簿記会計Ⅰ・Ⅱ）	理科（A） （物理／地学）	理科（B） （化学／理科Ⅰ）	国語 （国語Ⅰ・Ⅱ）	社会 （倫理，政治・経済／日本史／世界史／地理／現代社会）	理科（C） （生物）
受験者入室	9:40 まで	12:50 まで	14:50 まで	16:50 まで	9:40 まで	12:20 まで	14:50 まで	16:50 まで
試験開始	10:00	13:00	15:00	17:00	10:00	12:30	15:00	17:00
試験終了	12:00	14:30	16:30	18:30	11:30	14:30	16:30	18:30

(1)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(2)　第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。

(3)　点字による試験問題は，一般の試験問題を基本とし，試験時間は，一般受験者の1.5倍です。

2　受験教科・科目

「身体障害者受験特別措置決定通知書」の受験科目欄に記載した教科・科目を受験してください。

3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの）

(2)　試験前日までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1)　受験票，写真票及び身体障害者受験特別措置決定通知書は，**試験当日必ず持参してください。**

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の「**受験者入室**」時刻までに，指定された試験場・試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室及び付添者の控室の位置等は，試験場で指示しますので，**早めに試験場に到着し**，係員の指示を受け，受験者控室（付添者控室）に入室してください。

(4)　受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験中は，控室に待機してください。なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5)　試験室では，係員の指示に従って，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。

(8)　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(9)　受験票に「**上履き持参**」と表示してある場合は，「上履き」を持参し，「**下履きを入れる袋等**」も持参してください。

(10)　昼食は，各自で用意してください。

5　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等所持品の扱い

ア　試験時間中，机の上に置けるものは，「**受験票**」「**写真票**(最初に受験した時間に回収する。)」「**身体障害者受験特別措置決定通知書**」「**点字器**」「**点字タイプライター**」「**定規**」「**コンパス**」「**そろばん**（盲人用又は一般用）」「**時計**（計時機能だけの盲人用又は一般用）」です。
これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，点字用解答用紙，レーズライター，レーズライター用紙，レーズライター用ボールペン，下書き用紙は試験場で用意します。

イ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

(2)　受験番号の書き方等

ア　点字用解答用紙に受験教科・科目，受験番号，氏名，試験場コード等を監督者の指示に従い，必ず記入してください。

イ　受験番号又は受験教科・科目等を正しく書いていない場合は，採点できないことがあります。

(3)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，監督者に申し出てその指示に従ってください。

(4)　試験終了時の注意

「解答やめ。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号又は解答科目の書き忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，書き込み等は認められません。

この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，大学入試センター試験の受験が無効となります。

6　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

7　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成３年１月19日（土曜日），１月20日（日曜日）とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(3)　追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日（１月11日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月12日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月13日）　午前８時から午前10時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡してください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡してください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

8　試験問題冊子の注意事項等

試験問題冊子の注意事項等（見本一点字版）を添付しますので，よく読んでおいてください。

試験当日の所持品チェック欄	
1．受験票・写真票	
2．身体障害者受験特別措置決定通知書	
3．身体障害者受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4．時　計（計時機能だけのもの）	
5．昼　食	
6．交通費等	
7．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先　⇨　大学入試センター事業第一課
〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23
電話　03－465－8600
※平成３年１月１日以降は，03－3465－8600
（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）

（再生紙使用）

(9) 平成３年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長（1.3倍）受験者用）

平成３年度大学入試センター試験

受験上の注意

（試験時間延長（1.３倍）受験者用）

1 試験日程及び出題教科・科目等

試験期日	平成３年１月12日（土）				平成３年１月13日（日）			
教科・科目	外国語	数学（A）	数学（B）	理科（A）	理科（B）	国語	社会	理科（C）
	英語 ドイツ語 フランス語	数学Ⅰ	数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ	物理 地学	化学 理科Ⅰ	国語Ⅰ・Ⅱ	倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会	生物
受験者入室	9:40 まで	12:50 まで	14:50 まで	16:50 まで	9:40 まで	12:20 まで	14:50 まで	16:50 まで
試験開始	10:00	13:00	15:00	17:00	10:00	12:30	15:00	17:00
試験終了	11:45	14:20	16:20	18:20	11:20	14:15	16:20	18:20

(1) 受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(2) 第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。

(3) 試験時間は，一般受験者の1.３倍です。

2 受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

3 試験前日までの注意事項

(1) 受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの）

(2) 受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ受験者本人が氏名を自署しておいてください。氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) 試験前日までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。

ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1)　受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，**試験当日必ず持参してください。**

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の「**受験者入室**」時刻までに，指定された試験場・試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し**，確認してください。

(4)　試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。

受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験中は控室に待機してください。

なお，付添者は，すべて係員の指示にしたがってください。

(5)　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8)　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**

遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。

なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(9)　受験票に「**上履き持参**」と表示してある場合は，「上履き」を持参し，「**下履きを入れる袋等**」も持参してください。

(10)　昼食は，各自で用意してください。

5　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等所持品の扱い

ア　試験時間中，机の上に置けるものは，「**受験票**」「**写真票**（最初に受験した時間に回収する。）」「**黒鉛筆**（鉛筆の硬度は問わない。）」「**プラスチック製の消しゴム**」「**鉛筆削り**」「**時計**（計時機能だけのもの。）」「**受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品**（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

イ　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

ウ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。）

(2)　受験番号，解答科目等の記入，チェック

ア　文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。

イ　受験番号又は解答科目等を正しく記入又はチェックしていない場合は，採点できないことがあります。

(3)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，監督者に申し出てその指示に従ってください。

(4)　試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号又は解答科目の記入又はチェック忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められません。

この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，大学入試センター試験の受験が無効となります。

6　２教科以下の受験として出願した者の受験教科等

２教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数２」の表示と，両端にしま模様がある。）は，３教科以上を受験することはできません。誤って３教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内28ページ参照）

7　別冊子の試験問題配付希望

「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する者については，出願時の申告により受験票に表示してあります。申告しなかった者は，これらの科目を受験することができません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

9　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成３年１月19日（土），１月20日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2) 追試験場

受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(3) 追試験の受験申請

ア 疾病・負傷により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日（１月11日） 午前９時から午後５時まで ・第１日目 （１月12日） 午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目 （１月13日） 午前８時から午前10時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡してください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注） 第１日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ 試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡してください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注） 「やむを得ない事由」の例

① 親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
② 自宅の火災
③ 交通機関のストライキ
④ 法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

10 試験問題冊子の注意事項（見本）

外国語〔英語〕（200点 80分）

ドイツ語又はフランス語の問題冊子は，大学入試センター試験の出願時に，ドイツ語又はフランス語の受験を希望した者に配付します。

注 意 事 項

1 試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。
2 この問題冊子は，○○ページあります。
試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせなさい。
3 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。
① 受験番号欄
受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。
② 氏名欄，試験場コード欄
氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。
③ 解答科目マーク欄・解答科目名欄
解答する科目（英語）にマークし，さらにその科目名（英語）を記入しなさい。
4 受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。
5 解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，[20]と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークしなさい。

（例）

解答番号	解答欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⓪

6 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけません。
7 試験終了後，問題冊子は持ち帰りなさい。

（注）この注意事項はマーク方式によって説明してありますので，文字及びチェック解答受験者は，文字あるいはチェック解答方式に読み替えてください。

11 解答用紙の様式

文字及びチェック解答用紙の様式（見本）については，受験案内（別冊）13〜16ページを参照してください。

試験当日の所持品チェック欄	
1．受験票・写真票	
2．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4．黒鉛筆	
5．プラスチック製の消しゴム	
6．鉛筆削り	
7．時計（計時機能だけのもの）	
8．昼食	
9．交通費等	
10．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場2丁目19－23

電話 03－465－8600

※平成3年1月1日以降は，03－3465－8600

試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。

（再生紙使用）

⑽ 平成3年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

平成3年度大学入試センター試験

受験上の注意

（身体に障害のある受験者用）

1 試験日程及び出題教科・科目等

試験期日	平成3年1月12日（土）				平成3年1月13日（日）			
教科・科目	外国語 〔英語 ドイツ語 フランス語〕	数学（A） 〔数学Ⅰ〕	数学（B） 〔数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ〕	理科（A） 〔物理 地学〕	理科（B） 〔化学 理科Ⅰ〕	国語 〔国語Ⅰ・Ⅱ〕	社会 〔倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会〕	理科（C） 〔生物〕
受験者入室	9:45 まで	12:40 まで	14:30 まで	16:20 まで	9:45 まで	12:20 まで	14:30 まで	16:20 まで
試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

(1) 受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(2) 第1日目と，第2日目の2時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。

2 受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

3 試験前日までの注意事項

(1) 受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦4cm・横3cm，試験日前3か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの）

(2) 受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ受験者本人が氏名を自署しておいてください。

文字及びチェック解答受験者については，氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) 試験前日までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4 試験当日の注意事項

(1) 受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，試験当日必ず持参してください。

(2) 受験者は，各自が受験する教科・科目の「受験者入室」時刻までに，指定された試験場・試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，早めに試験場に到着し，確認してください。

(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。
受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は控室に待機してください。
なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，早めに試験場本部に行き，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8) 試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(9) 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，「上履き」を持参し，「下履きを入れる袋等」も持参してください。

(10) 昼食は，各自で用意してください。

5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア マークシートにより解答する受験者
試験時間中，机の上に置けるものは，「受験票」「写真票（最初に受験した時間に回収する。）」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」

「時計(計時機能だけのもの)」「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

イ 文字又はチェックにより解答する受験者
試験時間中，机の上に置けるものは，「受験票」「写真票（最初に受験した時間に回収する。）」「黒鉛筆(鉛筆の硬度は問わない。)」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

ウ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

エ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。）

(2) 受験番号，解答科目等のマーク等

ア マークシートにより解答する受験者

(ｱ) 解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマークし，記入してください。

(ｲ) 受験番号又は解答科目等を正しくマークしていない場合は，採点できないことがあります。

イ 文字又はチェックにより解答する受験者

(ｱ) 文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。

(ｲ) 受験番号又は解答科目等を正しく記入又はチェックしていない場合は，採点できないことがあります。

(3) 解答上の注意
マークシートにより解答する受験者は，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。
「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」及び「シャープペンシルなど」を使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

(4) 試験時間中の退室
試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，監督者に申し出てその指示に従ってください。

(5) 試験終了時の注意
「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号又は解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められません。
この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，大学入試センター試験の受験が無効となります。

6　2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数２」の表示と，両端にしま模様がある。）は，３教科以上を受験することはできません。誤って３教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内28ページ参照）

7　別冊子の試験問題配付希望

「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する者については，出願時の申告により受験票に表示してあります。申告しなかった者は，これらの科目を受験することができません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

9　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成３年１月19日（土），１月20日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

地　　区	試 験 場 名	所　　在　　地
東　日　本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京商船大学 試　験　場	江東区越中島２－１－６
西　日　本 東海（静岡県を除く。） 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	神　戸　大　学 法学部試験場	神戸市灘区六甲台町２－１

(3)　追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日（１月11日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月12日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月13日）　午前８時から午前10時まで
申　請　方　法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡してください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申　請　方　法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡してください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

10　試験問題冊子の注意事項（見本）

外国語〔英語〕（200点　80分）

ドイツ語又はフランス語の問題冊子は，大学入試センター試験の出願時に，ドイツ語又はフランス語の受験を希望した者に配付します。

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。
2　この問題冊子は，○○ページあります。
　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせなさい。
3　解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。
　①　受験番号欄
　　受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。
　②　氏名欄，試験場コード欄
　　氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。
　③　解答科目マーク欄・解答科目名欄
　　解答する科目（英語）にマークし，さらにその科目名（英語）を記入しなさい。
4　受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。
5　解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークしなさい。

（例）

解答番号	解　答　欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけません。
7　試験終了後，問題冊子は持ち帰りなさい。

（注）この注意事項はマーク方式によって説明してありますので，文字及びチェック解答受験者は，文字あるいはチェック解答方式に読み替えてください。

11　解答用紙の様式（見本）

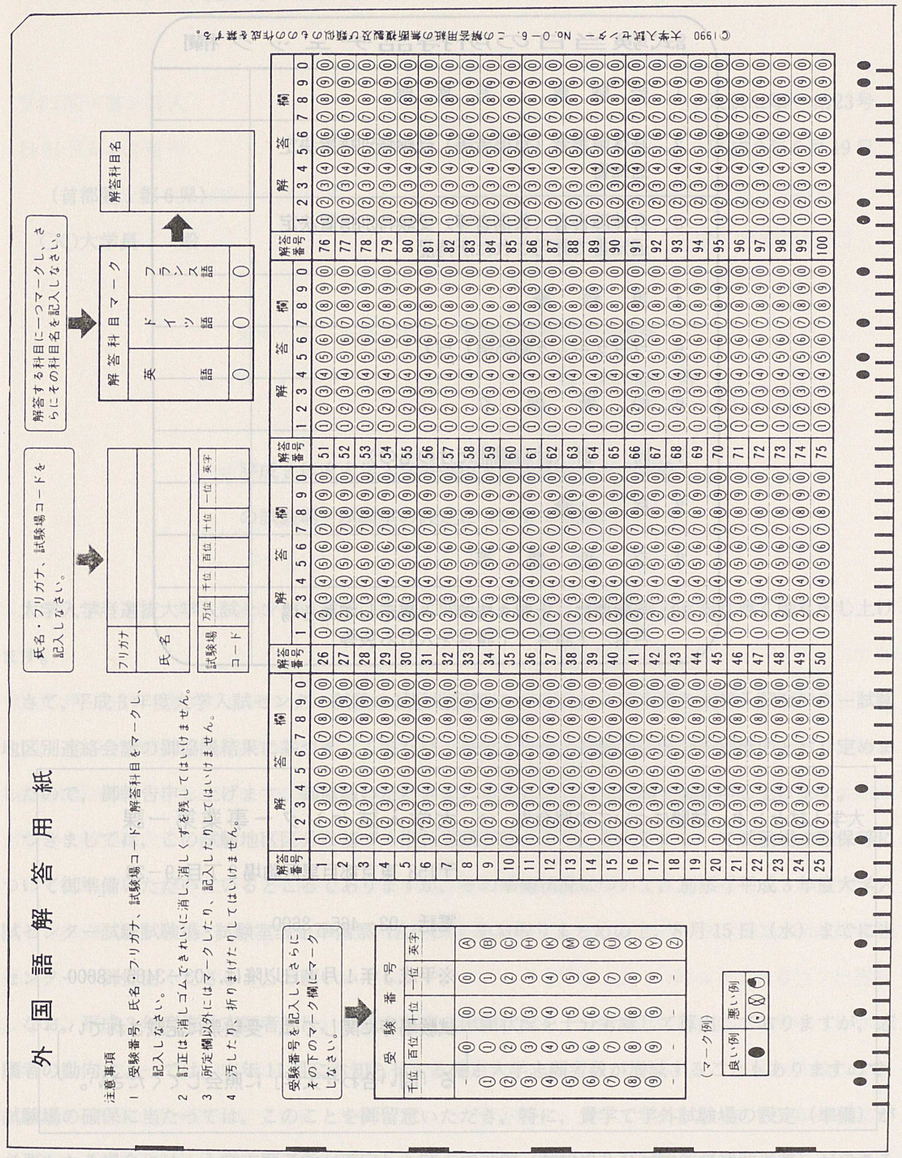

〔備　考〕

文字及びチェック解答用紙の様式（見本）については，受験案内（別冊）13～16ページを参照してください。

試験当日の所持品チェック欄	
1．受　験　票　・　写　真　票	
2．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4．黒　鉛　筆	
5．プラスチック製の消しゴム	
6．鉛　筆　削　り	
7．時　　計（計時機能だけのもの）	
8．昼　　食	
9．交　通　費　等	
10．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先　⇨　大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23

電話　03－465－8600

※平成３年１月１日以降は，03－3465－8600

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）

（再生紙使用）

⑾　平成３年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

入試セ事一第23号

平成２年６月19日

（首都圏１都６県）

○○大学長　　殿

大学入試センター所長

有　江　幹　男

平成３年度大学入学者選抜大学入試センター試験

の試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，平成３年度大学入試センター試験の試験地区割については，１都６県の大学入試センター試験地区別連絡会議の御協議結果に基づき，このたび，平成３年度の試験地区区分を別紙のとおり定めましたので，御報告申し上げます。御協議いただきましたことについて，厚く御礼申し上げます。

つきましては，この試験地区区分に基づく推計志願者数により，各大学において試験場の確保等について御準備いただいているところでありますが，その準備状況について，別添「平成３年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（A～C）」をお取りまとめの上，８月15日（水）までに当センターへ御提出くださるようお願いいたします。

なお，平成３年度推計志願者数は，平成２年度の出願状況を十分考慮して算出しておりますが，志願者の動向によっては，本年11月にお知らせする確定入学志願者数が増減することもありますので，試験場の確保に当たっては，このことを御留意いただき，特に，貴学で学外試験場の設定（準備）が必要となる場合には，入学志願者数が確定した時点で調整（試験場及び試験監督補助者等）ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について，あらかじめ御配慮願います。

入試セ事一第23号
平成2年6月19日

（首都圏以外で1試験地区複数大学）
○○大学長　　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，平成3年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については，さきに「平成3年度大学入試センター試験に係る推計志願者数及び試験場の確保等について(依頼)」（平成2年4月16日付け入試セ事一第4号）により，各試験地区内の平成3年度推計志願者数をお知らせし，各地区の連絡会議で御調整の上，各大学において試験場の確保等について御準備いただいているところであります。

つきましては，貴学における試験場設定の準備状況について，別添「平成3年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（A～C)」をお取りまとめの上，8月15日（水）までに当センターへ御提出くださるようお願いいたします。

なお，平成3年度推計志願者数は，平成2年度の出願状況を十分考慮して算出しておりますが，志願者の動向によっては，本年11月にお知らせする確定入学志願者数が増減することもありますので，試験場の確保に当たっては，このことを御留意いただき，特に，貴学で学外試験場の設定（準備）が必要となる場合には，入学志願者数が確定した時点で調整（試験場及び試験監督補助者等）ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について，あらかじめ御配慮願います。

入試セ事一第23号
平成2年6月19日

（首都圏以外で1試験地区1大学）
○○大学長　　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，平成3年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については，さきに「平成3年度大学入試センター試験に係る推計志願者数及び試験場の確保等について(依頼)」（平成2年4月16日付け入試セ事一第4号）により，各試験地区内の平成3年度推計志願者数をお知らせし，各大学において試験場の確保等について御準備いただいているところであります。

つきましては，貴学における試験場設定の準備状況について，別添「平成3年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（A～C)」をお取りまとめの上，8月15日（水）までに当センターへ御提出くださるようお願いいたします。

なお，平成3年度推計志願者数は，平成2年度の出願状況を十分考慮して算出しておりますが，志願者の動向によっては，本年11月にお知らせする確定入学志願者数が増減することもありますので，試験場の確保に当たっては，このことを御留意いただき，特に，貴学で学外試験場の設定（準備）が必要となる場合には，入学志願者数が確定した時点で調整（試験場及び試験監督補助者等）ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について，あらかじめ御配慮願います。

⑿　平成３年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について

入試セ事一第24号
平成２年７月５日

各国立大学長
各公立大学長　殿
各関係私立大学長

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成３年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
各地区の追試験実施大学について（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，平成３年度大学入試センター試験における追試験は，東日本地区にあっては，東京商船大学，西日本地区にあっては，神戸大学において担当していただけることとなりましたので，お知らせします。

なお，「平成３年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は，別紙のとおりとなりますので，よろしくお取り計らい願います。

入試セ事一第24号
平成２年７月５日

東京商船大学長
神戸大学長　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成３年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
追試験の実施について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，このたび，平成３年度大学入試センター試験における追試験の試験場設定について，国立大学協会会長に御依頼いたしましたところ，東日本地区にあっては，東京商船大学，西日本地区にあっては，神戸大学において担当していただける旨，御通知をいただきました。

つきましては，東（西）日本地区の追試験の実施についてよろしくお願いいたします。これに伴い，追試験場の設定について，別添「平成３年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験場設定準備票」により，８月15日（水）までに当センターへ御回答くださるようお願いします。

なお，「平成３年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は，別紙のとおりとなりますので，お知らせします。

〔別紙〕

平成３年度大学入試センター試験追試験地区別大学表

東日本地区　実施大学―東京商船大学		西日本地区　実施大学―神戸大学	
〔国立大学〕		〔国立大学〕	
北海道大学	東京大学	富山大学	島根医科大学
北海道教育大学	東京医科歯科大学	富山医科薬科大学	岡山大学
室蘭工業大学	東京外国語大学	金沢大学	広島大学
小樽商科大学	東京学芸大学	福井大学	山口大学
帯広畜産大学	東京農工大学	福井医科大学	徳島大学
旭川医科大学	東京芸術大学	岐阜大学	鳴門教育大学
北見工業大学	東京工業大学	名古屋大学	香川大学
弘前大学	東京商船大学	愛知教育大学	香川医科大学
岩手大学	東京水産大学	名古屋工業大学	愛媛大学
東北大学	お茶の水女子大学	豊橋技術科学大学	高知大学
宮城教育大学	電気通信大学	三重大学	高知医科大学
秋田大学	一橋大学	滋賀大学	福岡教育大学
山形大学	横浜国立大学	滋賀医科大学	九州大学
福島大学	新潟大学	京都大学	九州芸術工科大学
茨城大学	長岡技術科学大学	京都教育大学	九州工業大学
図書館情報大学	上越教育大学	京都工芸繊維大学	佐賀大学
筑波大学	山梨大学	大阪大学	佐賀医科大学
宇都宮大学	山梨医科大学	大阪外国語大学	長崎大学
群馬大学	信州大学	大阪教育大学	熊本大学
埼玉大学	静岡大学	兵庫教育大学	大分大学
千葉大学	浜松医科大学	神戸大学	大分医科大学
		神戸商船大学	宮崎大学
		奈良教育大学	宮崎医科大学
		奈良女子大学	鹿児島大学
		和歌山大学	鹿屋体育大学
		鳥取大学	琉球大学
		島根大学	
〔公立大学〕		〔公立大学〕	
札幌医科大学	東京都立大学	富山県立大学	奈良県立医科大学
釧路公立大学	東京都立科学技術大学	金沢美術工芸大学	奈良県立商科大学
福島県立医科大学	横浜市立大学	岐阜薬科大学	和歌山県立医科大学
群馬県立女子大学	都留文科大学	愛知県立大学	広島女子大学
高崎経済大学	静岡県立大学	愛知県立芸術大学	広島県立大学
		名古屋市立大学	下関市立大学
		京都市立芸術大学	山口女子大学
		京都府立大学	高知女子大学
		京都府立医科大学	北九州大学
		大阪女子大学	九州歯科大学
		大阪市立大学	福岡女子大学
		大阪府立大学	長崎県立国際経済大学
		神戸市外国語大学	熊本女子大学
		神戸商科大学	沖縄県立芸術大学
		姫路工業大学	
〔私立大学〕		〔私立大学〕	
八戸大学	昭和女子大学	福井工業大学	松蔭女子学院大学
東北工業大学	東京工科大学	愛知工業大学	流通科学大学
足利工業大学	東京理科大学	中京女子大学	産業医科大学
白鷗大学	東邦大学	松阪大学	
亜細亜大学	日本歯科大学		
桜美林大学	武蔵工業大学		
慶應義塾大学	新潟産業大学		

⑬　平成３年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

入試セ情第15号

平成２年11月19日

北海道大学長　　殿

大学入試センター所長

有江幹男

平成３年度大学入学者選抜大学入試センター試験

の試験場・試験室の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施については，種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことにつきましては，いくつかの試験地区・区域において試験室の追加設定等をお願いするなど，格別の御協力を賜り，誠にありがとうございました。

おかげをもちまして，試験場別に志願者の割当てが終了しましたので，その結果を下記のとおり送付いたします。

ついては，御多用中恐縮ですが試験場別の志願者数に基づき，別添の「試験場別試験室一覧」に試験室ごとの収容数及び試験室番号（割当順序）を御記入の上，本通知到着後３日後の午後５時までに，当センターにファクスで御回答くださるようお願いいたします。

なお，御回答いただいた事項は電算機に登録の上「試験室別入学志願者割当数一覧」を作成し，後日御連絡いたします。

おって，ファクスは，＜03＞5478-1296,-1293,-1294　のいずれかを御利用願います。

記

1. 試験場別入学志願者割当数一覧　　1枚（別添）

2. 試験場別試験室一覧　　11枚（別添）

入試セ情第16号

平成2年11月29日

北海道大学入試担当部長　殿

大学入試センター事業部長

都　賀　善　信

平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験の

試験室別入学志願者の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施については，種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，このたびは試験場別の志願者数に基づき，試験室ごとの収容数及び割当順序を照会しましたところ，早速御回答いただき，ありがとうございました。

ついては，その結果を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

なお，記載内容について御確認いただき，試験室番号（割当順序）及び志願者数等に誤りがある場合には，至急，当センター情報処理課まで御連絡願います。

記

試験室別入学志願者割当数一覧　　11枚（別添）

⒁　平成3年度大学入試センター試験試験場一覧

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道大学	北海道大学農学部試験場	10101Z	830	札幌市北区北9条西9丁目 地下鉄南北線「北12条駅」下車，徒歩12分	011-716-2111	
		北海道大学文・法学部試験場	10102X	1,080	札幌市北区北10条西7丁目 地下鉄南北線「北12条駅」下車，徒歩10分	011-716-2111	
		北海道大学理学部試験場	10103R	695	札幌市北区北10条西8丁目 地下鉄南北線「北12条駅」下車，徒歩10分	011-716-2111	
		北海道大学工学部試験場	10104K	905	札幌市北区北13条西8丁目 地下鉄南北線「北12条駅」下車，徒歩8分	011-716-2111	
		北海道大学教養部S試験場	10105C	700	札幌市北区北17条西8丁目 地下鉄南北線「北18条駅」下車，徒歩8分	011-716-2111	
		北海道大学教養部A試験場	10106A	1,430	札幌市北区北17条西8丁目 地下鉄南北線「北18条駅」下車，徒歩8分	011-716-2111	
		北海道大学教養部B試験場	10107Y	1,060	札幌市北区北17条西8丁目 地下鉄南北線「北18条駅」下車，徒歩8分	011-716-2111	
		代々木ゼミナール札幌校A試験場	10108U	1,000	札幌市北区北7条西2丁目 JR「札幌駅」北口下車，東へ徒歩3分	011-716-2111	
		代々木ゼミナール札幌校B試験場	10109M	1,234	札幌市北区北7条西2丁目 JR「札幌駅」北口下車，東へ徒歩3分	011-716-2111	
		北海道大学水産学部試験場	10110Y	494	函館市港町3丁目1番1号 JR函館駅前から函館バス七重浜行又は上磯方面行「港中学校前」下車，徒歩2分	0138-41-0131	
		計		9,428			
	北海道教育大学	札幌予備学院1号館試験場	10201R	1,000	札幌市中央区北8条西12丁目 JR「札幌駅」南口から西へ，徒歩15分	011-272-3902	
		北海道教育大学函館分校試験場	10202K	705	函館市八幡町1番2号 函館駅前から市営電車（ガス会社経由駒場車庫前行）で15分「宮前町」下車徒歩7分	0138-41-1121	
		北海道教育大学旭川分校試験場	10203C	800	旭川市北門町9丁目 旭川駅前から旭川電気軌道バス（5番）「旭町2条10丁目」下車，徒歩5分	0166-51-6151	
		北海道教育大学釧路分校試験場	10204A	625	釧路市城山1丁目15-55 釧路駅前から，くしろバス3武佐線・16貝塚線・31白衛隊線車「城山十字路」下車，徒歩2分	0154-41-6161	
		北海道教育大学岩見沢分校試験場	10205Y	791	岩見沢市緑が丘2丁目34番地の1 岩見沢駅前から中央バスAコース「教大前」下車	0126-22-1470	
		計		3,921			
	室蘭工業大学	室蘭工業大学試験場	10701X	989	室蘭市水元町27番1号 東室蘭駅東口から徒歩（約5分）「東町バスターミナル」から工大路環線工大方面行（約20分）「工大」下車，徒歩1分	0143-47-3118	
	小樽商科大学	小樽商科大学試験場	10801K	808	小樽市緑3丁目5番21号 小樽駅前からバス7番（最上町行）（約10分）「朝日通り」下車，坂道を徒歩10分程度	0134-23-1101	
	帯広畜産大学	帯広畜産大学試験場	10901A	570	帯広市稲田町西2線11番地 根室本線「帯広駅」下車，JRバス「畜大農場前行」又は十勝バス「川西中学校行」又は「八千代行」乗車，「畜大正門前」下車	0155-48-5111	
	旭川医科大学	旭川医科大学試験場	11001Y	735	旭川市西神楽4線5号3番地の11 JR旭川駅前から旭川電気軌道バス緑が丘線（緑東大橋経由）「医大前（終点）」下車，徒歩10分	0166-65-2111	○
	北見工業大学	北見工業大学試験場	11101M	580	北見市公園町165番地 JR石北本線「北見」駅前から市内バス柏陽高校行「工大入口」下車，徒歩5分	0157-23-6720	
	札幌医科大学	札幌予備学院本館試験場	30101Y	600	札幌市中央区北8条西14丁目 JR「桑園駅」下車，徒歩5分	011-241-7268	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
青森県	弘前大学	弘前大学試験場	11201B	2,729	弘前市文京町1番地 ＪＲ奥羽本線「弘前駅」下車，徒歩２０分　又はバス学園町線・小栗山線「弘前駅前」から「弘前大学前」下車	0172-36-2111	
		八戸工業大学第一高等学校試験場	11202Z	747	八戸市白銀町右岩淵通7の10 ＪＲ八戸線「陸奥湊駅」又は「白銀駅」下車，いずれも徒歩１０分	0178-34-2904	○
		計		3,476			
	八戸大学	八戸大学商学部試験場	51701B	438	八戸市美保野１３・９８ 八戸市営バス美保野線，終点「短大前」下車，徒歩８分	0178-25-2711	○
岩手県	岩手大学	岩手大学（農・工・教育・人文社会科学部）試験場	11301X	3,900	盛岡市上田三丁目１８・８ 盛岡駅前から岩手県交通バス松園営業所（県立博物館又は東松園二丁目経由）行「岩手大学前」下車	0196-23-5171	
宮城県	東北大学	東北大学教養部試験場	11401K	3,667	仙台市青葉区川内 仙台駅前から市営バス青葉台又は宮教大行「扇坂」下車又は交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「川内郵便局前」下車，徒歩２分	022-211-9665	
		県立仙台第二高等学校試験場	11402C	945	仙台市青葉区川内澱橋通1 仙台駅前から市営バス交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「二高・仙商・宮城県美術館前」下車，徒歩1分	022-211-9680	○
		県立第一女子高等学校試験場	11403A	945	仙台市青葉区八幡一丁目６・２ 仙台駅前から交通公園行（大学病院前経由）「一女高前」下車，徒歩1分又は中央循環線交通公園前行「八幡一丁目」下車，徒歩5分	022-211-9671	○
		県立仙台南高等学校試験場	11404Y	945	仙台市太白区根岸１５・１ 仙台駅前から市営地下鉄富沢行「長町一丁目」下車，徒歩１０分	022-246-6001	○
		計		6,502			
	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11501A	1,199	仙台市青葉区荒巻字青葉 市営バス，「仙台駅前」から宮教大行，青葉台行又は成田山行乗車「宮教大前」下車	022-222-1021	
	東北工業大学	東北工業大学二ッ沢校舎試験場	52501K	810	仙台市太白区二ッ沢6 仙台駅前から，野草園線「仙台放送前」下車徒歩５分　又は，八木山南団地線・緑ヶ丘線「八木山神社前」下車，徒歩２０分	022-229-1151	
秋田県	秋田大学	秋田大学試験場	11601U	2,836	秋田市手形学園町1番1号 秋田駅前から秋田市営バス手形山団地線（大学病院行）「秋田大学前」下車，徒歩1分	0188-33-5261	
山形県	山形大学	山形大学小白川地区試験場	11701H	2,151	山形市小白川町1丁目４・１２ 山形駅前からバス，千歳公園（東原経由）行「山大前」下車	0236-31-1421	
		山形大学工学部試験場	11702B	618	米沢市城南４丁目３・１６ 米沢駅前からバス，白布温泉行「山大前」下車，徒歩5分	0238-22-5181	
		県立鶴岡南高等学校試験場	11703Z	679	鶴岡市若葉町２６・３１ 「鶴岡駅」下車，南西へ徒歩２５分，鶴岡公園北側	0235-23-9955	○
		計		3,448			
福島県	福島大学	福島大学試験場	11801Z	1,772	福島市松川町浅川字直道２番地 ＪＲ「金谷川駅」下車，徒歩１０分	0245-48-5151	
		県立福島高等学校試験場	11802X	1,215	福島市森合町５番７２号 ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「福高前」下車，徒歩1分	0245-35-8831	○
		県立福島北高等学校試験場	11803R	814	福島市飯坂町字後畑1番地 ＪＲ福島駅から福島交通飯坂線「医王寺前駅」下車，北東へ徒歩１０分	0245-42-1500	○
		計		3,801			
	福島県立医科大学	福島県立医科大学試験場	30201M	210	福島市光が丘1番地 ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス医大行き「医科大学」バス停下車，北へ徒歩1分	0245-48-2111	
		県立福島女子高等学校試験場	30202H	715	福島市宮下町７・４１ ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「体育館前」下車，南西へ徒歩3分	0245-35-8833	○
		計		925			
茨城県	茨城大学	茨城大学本部試験場	11901R	3,326	水戸市文京２・１・１ 水戸駅前又は赤塚駅前から茨城交通バス茨大行「茨大前」下車	0292-21-8834	
		茨城大学工学部試験場	11902K	1,004	日立市中成沢町４・１２・１ 日立駅前又は常陸多賀駅前から日立電鉄バス中央線「茨大前」下車	0294-35-5042	
		計		4,330			
	図書館情報大学	図書館情報大学試験場	12001K	221	つくば市春日1丁目2番地 常磐線「土浦駅」前から関東鉄道バス（筑波大学中央行）約２５分「図書館情報大学」下車，徒歩2分	0298-52-0511	
	筑波大学	筑波大学第一学群試験場	12101A	1,807	つくば市天王台1丁目1番地の1 ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は筑波北部工業団地行「筑波大学中央」下車，徒歩5分	0298-53-2208	
		筑波大学第二学群試験場	12102Y	1,620	つくば市天王台1丁目1番地の1 ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は筑波北部工業団地行「筑波大学中央」下車，徒歩5分	0298-53-2208	
		筑波大学第三学群試験場	12103U	1,450	つくば市天王台1丁目1番地の1 ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行「筑波大学第三学群棟前」下車，徒歩5分	0298-53-2208	
		筑波大学体育・芸術専門学群試験場	12104M	1,303	つくば市天王台1丁目1番地の1 ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は石下駅行「筑波大学西」下車，徒歩5分	0298-53-2208	
		計		6,180			
栃木県	宇都宮大学	宇都宮大学峰地区試験場	12201U	3,581	宇都宮市峰町３５０番地 「ＪＲ東日本宇都宮駅」からＪＲバス関東又は「東武宇都宮駅」から東野バス「宇大前」下車	0286-36-1515	
		宇都宮大学石井地区試験場	12202M	660	宇都宮市石井町２７５３番地 「ＪＲ東日本宇都宮駅」からＪＲバス関東「工学部前」又は「東武宇都宮駅」から東野バス「シンガー日潤入口」下車	0286-61-3401	○
		計		4,241			
	足利工業大学	足利工業大学試験場	53601R	1,150	足利市大前町２６８・１ ＪＲ両毛線「山前駅」下車，西へ徒歩２０分	0284-62-0605	
	白鴎大学	白鴎大学試験場	83201K	785	小山市大行寺１１１７ ＪＲ東北本線「小山駅」西口下車，徒歩１５分	0285-22-1111	
群馬県	群馬大学	群馬大学教養部試験場	12301H	789	前橋市荒牧町四丁目２番地 前橋駅前から東武バス渋川新町行「前橋自動車教習所前」下車，西へ徒歩１０分，又は荒牧群大経由渋川新町行「群大教養部」下車	0272-32-1611	
		群馬大学教育学部試験場	12302B	1,347	前橋市荒牧町四丁目２番地 前橋駅前から東武バス渋川新町行「前橋自動車教習所前」下車，西へ徒歩１０分，又は荒牧群大経由渋川新町行「群大教養部」下車	0272-32-1611	
		県立前橋女子高等学校試験場	12303Z	1,118	前橋市紅雲町二丁目１９・１ 「前橋駅」下車，西へ徒歩１０分	0272-23-2911	○
		群馬大学工学部試験場	12304X	1,680	桐生市天神町一丁目５・１ 桐生駅前から東武バス天神町行又は梅田行「群大前」下車	0277-22-3181	
		計		4,934			
	群馬県立女子大学	群馬県立女子大学試験場	30301B	830	佐波郡玉村町上之手１３９５番1 ＪＲ前橋駅から東武バス玉村行，ＪＲ高崎駅から群馬中央バスＪＲ伊勢崎駅行・上信バス五料行でいずれも女子大入口下車徒歩１０分	0270-65-8511	
	高崎経済大学	高崎経済大学試験場	30401X	1,426	高崎市上並榎町１３００番地 高崎駅西口より群馬バスにて約２０分（本郷経由室田行，沖経由箕郷行にて経済大学前下車）	0273-43-5417	
埼玉県	埼玉大学	埼玉大学試験場	12401Z	1,419	浦和市下大久保２５５ 埼京線「南与野駅」下車，西へ徒歩２５分又は京浜東北線「北浦和駅」西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車	048-852-2111	
		県立浦和高等学校試験場	12402X	1,395	浦和市領家５・３・３ 京浜東北線「北浦和駅」東口下車，北東へ徒歩１０分	048-852-2111	○
		県立浦和西高等学校試験場	12403R	1,260	浦和市木崎３・１・１ 京浜東北線「与野駅」東口下車，東へ徒歩２０分	043-852-2111	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地	電話（試験当日）	上期使用
		県立浦和第一女子高等学校試験場	12404K	1,440	浦和市南町3－8－45 ＪＲ「浦和駅」西口下車、南へ徒歩10分	048－852－2111	○
		県立大宮高等学校試験場	12405C	1,350	大宮市天神町2－323 「大宮駅」東口下車、南東へ徒歩20分	048－852－2111	○
		浦和市立高等学校試験場	12406A	1,215	浦和市元町1－28－17 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、東へ徒歩15分	048－852－2111	○
		浦和市立南高等学校試験場	12407Y	1,215	浦和市辻6－5－31 埼京線「北戸田駅」下車、北西へ徒歩8分	048－852－2111	○
		県立川口北高等学校試験場	12408U	1,350	川口市大字領家字下1477 武蔵野線「東浦和駅」下車、東南へ徒歩15分	048－852－2111	○
		計		10,644			
千葉県	千葉大学	千葉大学第1（文学部・教育学部）試験場	12501R	850	千葉市弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩9分	0472－51－1111	
		千葉大学第2（工学部）試験場	12502K	1,460	千葉市弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」下車、北口から徒歩8分	0472－51－1111	
		千葉大学第3（教養部）試験場	12503C	2,712	千葉市弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩9分	0472－51－1111	
		千葉大学第4（教育学部）試験場	12504A	820	千葉市弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩9分	0472－51－1111	
		県立千葉高等学校試験場	12505Y	1,215	千葉市亥鼻1－5－2 ＪＲ内房線・外房線「本千葉駅」下車、徒歩13分 京成千葉線「千葉中央駅」下車、徒歩15分	0472－51－1111	○
		県立千葉東高等学校試験場	12506U	1,125	千葉市若葉町1－18－52 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩13分	0472－51－1111	○
		県立千葉女子高等学校試験場	12507M	1,170	千葉市小仲台5－10－1 ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩13分	0472－51－1111	○
		県立千葉西高等学校試験場	12508H	1,215	千葉市稲毛3－30－3 ＪＲ京葉線「検見川駅」から千葉海浜交通バス「海浜病院」行き稲毛8丁目下車徒歩3分又は「千葉西高校」行き終点下車徒歩1分	0472－51－1111	○
		県立幕張東・西・北高等学校試験場	12509B	2,340	千葉市若葉区3－2 ＪＲ京葉線「海浜幕張駅」下車、徒歩15分 又は、ＪＲ総武線「幕張駅」南口下車、徒歩20分	0472－51－1111	○
		県立松戸馬橋高等学校試験場	12510M	1,260	松戸市旭町1－7－1 ＪＲ常磐線・地下鉄千代田線「馬橋駅」西口下車、徒歩20分	0472－51－1111	○
		千葉市立千葉高等学校試験場	12511H	1,125	千葉市小仲台9－46－1 ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩15分西友店前の大通りを右路と反対に進み小中台小学校の手前を左折道なりに行った右側	0472－51－1111	○
		千葉市立稲毛高等学校試験場	12512B	1,260	千葉市高浜3－1－1 ＪＲ「稲毛駅」西口下車、千葉海浜交通バス「高浜車庫行」又は、「高浜公園プール行」10分、「稲毛高校前」下車 徒歩1分	0472－51－1111	○
		計		16,552			
	東京理科大学	東京理科大学基礎工学部試験場	G1801C	491	千葉県野田市山崎2641 東武野田線「運河駅」下車、徒歩5分	0471－24－1501	
	東邦大学	東邦大学理学部試験場	61901Y	492	船橋市三山2－2－1 総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス4番で乗車し「国立病院前」下車徒歩2分 又は京成成田線「京成大久保駅」下車徒歩10分	0474－72－1141	
東京都	東京大学	東京大学本郷試験場	12601C	4,301	文京区本郷7－3－1 地下鉄丸ノ内線「本郷三丁目駅」下車、徒歩10分 又は地下鉄千代田線「根津駅」下車、徒歩10分	03－3812－2111	
		東京大学教養学部試験場	12602A	3,980	目黒区駒場3－8－1 京王帝都電鉄井の頭線「駒場東大前駅」東大口下車	03－3812－2111	
		都立大泉高等学校試験場	12603Y	1,255	練馬区東大泉5－3－1 西武池袋線「大泉学園駅」下車、徒歩10分	03－3812－2111	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地	電話（試験当日）	上期使用
		都立小石川高等学校試験場	12604U	1,035	文京区本駒込2－29－29 ＪＲ山手線「巣鴨駅」下車、徒歩10分 又は都営地下鉄三田線「千石駅」下車、徒歩2分	03－3812－2111	
		都立小松川高等学校試験場	12605M	1,206	江戸川区平井1－27－10 ＪＲ総武線「平井駅」南口下車、徒歩15分	03－3812－2111	○
		都立志村高等学校試験場	12606H	1,255	板橋区西台1－41－10 都営地下鉄三田線「西台駅」下車、徒歩17分	03－3812－2111	○
		都立墨東高等学校試験場	12607B	1,206	江東区大島3－22－1 ＪＲ総武線「亀戸駅」東口下車、徒歩8分 又は都営地下鉄新宿線「西大島駅」下車、徒歩10分	03－3812－2111	○
		都立豊多摩高等学校試験場	12608Z	1,206	杉並区成田西2－6－18 京王帝都電鉄井の頭線「浜田山駅」下車、徒歩10分（入口門は、正門）	03－3812－2111	○
		都立四高等学校試験場	12609X	1,233	杉並区宮前4－21－32 京王帝都電鉄井の頭線「久我山駅」下車、徒歩10分	03－3812－2111	○
		都立日比谷高等学校試験場	12610B	1,194	千代田区永田町2－16－1 地下鉄丸ノ内線・銀座線「赤坂見附駅」下車、徒歩5分 又は地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅」下車、徒歩5分	03－3812－2111	○
		都立富士高等学校試験場	12611Z	1,206	中野区弥生町5－21－1 地下鉄丸ノ内線「中野富士見町駅」下車、徒歩8分	03－3812－2111	○
		都立文京高等学校試験場	12612X	1,125	豊島区西巣鴨1－1－5 ＪＲ山手線「大塚駅」下車、徒歩8分 又は都営地下鉄三田線「西巣鴨駅」下車、徒歩15分	03－3812－2111	○
		都立両国高等学校試験場	12613R	1,206	墨田区江東橋1－7－14 ＪＲ総武線「錦糸町駅」下車、徒歩7分	03－3812－2111	○
		計		21,408			
	東京医科歯科大学	代々木ゼミナール代々木校試験場	12701Y	1,550	渋谷区代々木1－27－16 ＪＲ山手線「代々木駅」西口下車、徒歩5分	03－3379－5221	
	東京外国語大学	東京外国語大学試験場	12801M	2,690	北区西ヶ原4－51－21 ＪＲ山手線大塚駅又は京浜東北線王子駅から都電荒川線に乗りかえ「西ヶ原4丁目」下車、徒歩3分	03－3917－6111	
	東京学芸大学	東京学芸大学試験場	12901B	4,110	小金井市貫井北町4丁目1－1 ＪＲ中央線「武蔵小金井駅」北口から京王帝都バス小平団地行にのり「学芸大正門前」下車、徒歩2分	0423－25－2111	
	東京農工大学	東京農工大学農学部試験場	13001Z	1,840	府中市幸町3－5－8 中央線(部分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車、又は京王線府中駅北口から京王バス(団分寺駅南口行「晴見町」下車	0423－64－3311	
		東京農工大学工学部試験場	13002X	1,510	小金井市中町2－24－16 中央線「東小金井駅」南口下車、徒歩約8分 中央線「武蔵小金井駅」南口下車、徒歩約13分	0423－81－4221	
		都立府中高等学校試験場	13003R	560	府中市栄町3－3 中央線(部分寺駅南口から京王バス府中駅行「明星学苑」下車 又は京王線府中駅北口から京王バス(団分寺駅南口行「明星学苑」下車	0423－64－8411	○
		計		3,910			
	東京芸術大学	東京芸術大学美術学部試験場	13101R	570	台東区上野公園12－8 ＪＲ「上野駅」公園口下車、徒歩約10分	03－3828－6111	
		東京芸術大学音楽学部試験場	13102K	580	台東区上野公園12－8 ＪＲ「上野駅」公園口下車、徒歩約10分	03－3828－6111	
		計		1,150			
	東京工業大学	東京工業大学試験場	13201C	3,384	目黒区大岡山2丁目12－1 東急目蒲線又は大井町線「大岡山」南口下車、徒歩1分	03－3727－1441	
		東京工業大学工学部附属工業高等学校試験場	13202A	788	港区芝浦3丁目3－6 ＪＲ「山町」芝浦口下車、徒歩1分	03－3727－1441	
		都立小山台高等学校試験場	13203Y	1,080	品川区小山3丁目3－32 東急目蒲線「武蔵小山」下車、徒歩1分	03－3727－1441	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		都立蒲田高等学校試験場	13204U	1,080	大田区蒲田本町1丁目1・30 JR「蒲田」東口下車, 徒歩10分	03-3727-1441	○
		計		6,332			
	東京商船大学	東京商船大学試験場	13301Y	1,325	江東区越中島2・1・6 地下鉄東西線「門前仲町駅」下車, 地下鉄有楽町線「月島駅」下車 共に徒歩10分 JR京葉線「越中島駅」下車, 徒歩1分	03-3641-1171	
	東京水産大学	東京水産大学試験場	13401M	1,730	港区港南4・5・7 JR線, 京浜急行線「品川駅」下車, 東口（港南口）から東へ徒歩約10分	03-3471-7344	
	お茶の水女子大学	お茶の水女子大学第1（大学）試験場	13501B	1,952	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車, 徒歩5分 又は地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車, 徒歩5分	03-3943-3151	
		お茶の水女子大学第2（附属高等学校）試験場	13502Z	475	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車, 徒歩5分 又は地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車, 徒歩5分	03-3943-3151	○
		筑波大学附属高等学校試験場	13503X	756	文京区大塚1丁目9番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車, 徒歩5分 又は地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車, 徒歩5分	03-3943-3151	
		計		3,183			
	電気通信大学	電気通信大学試験場	13601X	3,077	調布市調布ヶ丘1・5・1 京王線「調布駅」北口下車, 徒歩7分	0424-83-2161	
		都立調布南高等学校試験場	13602R	828	調布市多摩川6丁目2番地1号 京王相模原線「京王多摩川駅」下車, 徒歩3分	0424-83-0765	○
		計		3,905			
	一橋大学	一橋大学国立キャンパス試験場	13701K	2,197	国立市中2丁目1番地 JR中央線「国立駅」南口下車, 南へ徒歩10分	0425-73-9041	
		一橋大学小平キャンパス試験場	13702C	1,898	小平市学園西町1丁目29番1号 西武多摩湖線「一橋学園駅」南口下車, 西へ徒歩10分	0423-46-6784	
		都立国立高等学校試験場	13703A	957	国立市東4丁目25番1号 JR中央線「国立駅」南口下車, 南へ徒歩17分	0425-73-9286	○
		桐朋高等学校試験場	13704Y	588	国立市中3丁目1番10号 JR中央線「国立駅」南口下車, 南へ徒歩13分	0425-73-9289	
		計		5,640			
	東京都立大学	東京都立大学附属高等学校試験場	30501K	944	目黒区八雲1・1・2 東京急行東横線「都立大学駅」下車, 徒歩7分	03-3717-0125	○
		東京都立大学目黒校舎試験場	30502C	2,226	目黒区八雲1・1・1 東京急行東横線「都立大学駅」下車, 徒歩7分	03-3717-0125	
		計		3,170			
	東京都立科学技術大学	東京都立科学技術大学試験場	30601A	560	日野市旭が丘六丁目6番地 JR中央線「豊田」駅下車, 北口から平山工業団地行き京王バス「旭が丘中央公園」下車, バス進行方向に直進徒歩5分	0425-83-5111	
	亜細亜大学	亜細亜大学試験場	56001K	200	武蔵野市境5・24・10 JR中央線「武蔵境駅」下車, 徒歩12分 バスは武蔵境駅北口より小田急バス桜堤団地行「亜細亜大学（東急ストア）前」下車	0422-36-3273	
	桜美林大学	桜美林大学待望館・以徳館試験場	56301H	1,000	町田市常盤町3758 JR横浜線「淵野辺」駅よりバス「桜美林学園」前下車徒歩3分 小田急線「町田」駅よりバス「矢部」「桜美林学園」下車徒歩3分	0427-97-2661	
	慶應義塾大学	慶應義塾大学三田西校舎試験場	57001Z	2,050	港区三田2・15・45 JR山手線・京浜東北線「田町駅」下車, 徒歩8分	03-3453-4511	
	昭和女子大学	昭和女子大学大学1号館試験場	58101B	1,100	世田谷区太子堂1・7・57 東急新玉川線「三軒茶屋」駅下車, 徒歩7分 又は, 渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車, 正門前	03-3411-5117	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
	日本歯科大学	日本歯科大学歯学部試験場	62501Y	350	千代田区富士見1・9・20 JR「飯田橋駅」下車, 徒歩5分 地下鉄東西線「飯田橋駅」下車, 徒歩6分 地下鉄有楽町線「飯田橋駅」下車, 徒歩6分	03-3261-8311	
	武蔵工業大学	武蔵工業大学試験場	63701U	1,440	世田谷区玉堤1・28・1 東急大井町線「尾山台駅」下車, 南西へ徒歩12分	03-3703-3111	
	東京工科大学	東京工科大学試験場	83301A	200	八王子市片倉町1404・1 横浜線「片倉駅」下車, 橋本方面へ徒歩25分	0426-37-2111	
神奈川県	横浜国立大学	横浜国立大学教育学部試験場	13801A	2,318	横浜市保土ヶ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車, 北へ徒歩20分 又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車, 西へ徒歩15分	045-335-1451	
		横浜国立大学経済学部・経営学部試験場	13802Y	1,697	横浜市保土ヶ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車, 北へ徒歩20分 又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車, 西へ徒歩15分	045-335-1451	
		横浜国立大学工学部試験場	13803U	2,360	横浜市保土ヶ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車, 北へ徒歩20分 又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車, 西へ徒歩15分	045-335-1451	
		県立大清水高等学校試験場	13804M	1,530	藤沢市大鋸1450 小田急江ノ島線「藤沢本町駅」下車, 北東へ徒歩17分	0466-83-2143	○
		県立釜利谷高等学校試験場	13805H	1,485	横浜市金沢区釜利谷町3227・4 京浜急行線「金沢文庫駅」西口下車, バス3番乗り場「市民の森入口」下車徒歩5分 又は（氷取沢高校行）「釜利谷高校」下車2分	045-788-0627	○
		県立大和東高等学校試験場	13806B	1,575	大和市深見1760 相模鉄道線, 小田急江ノ島線「大和駅」下車, 北東へ徒歩20分	0462-62-5974	○
		横浜市立桜丘高等学校試験場	13807Z	1,350	横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘312 横須賀線「保土ヶ谷駅」西口から市バス（25系統）「桜丘高校前」下車	045-331-9111	○
		計		12,315			
	横浜市立大学	横浜市立大学試験場	30701U	2,102	横浜市金沢区瀬戸22・2 京浜急行線「金沢八景駅」下車, 徒歩5分	045-787-2055	
		横浜市立金沢高等学校試験場	30702M	1,260	横浜市金沢区瀬戸22・1 京浜急行線「金沢八景駅」下車, 徒歩7分	045-787-2056	○
		計		3,362			
新潟県	新潟大学	新潟大学教育学部試験場	13901U	1,000	新潟市五十嵐2の町8050番地 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車, 徒歩4分 又はJR越後線「新潟大学前」下車, 徒歩20分	025-262-6247	
		新潟大学教養部試験場	13902M	2,877	新潟市五十嵐2の町8050番地 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車, 徒歩3分 又はJR越後線「新潟大学前」下車, 徒歩20分	025-262-6247	
		新潟大学人文・法・経済学部試験場	13903H	1,000	新潟市五十嵐2の町8050番地 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車, 徒歩6分 又はJR越後線「新潟大学前」下車, 徒歩15分	025-262-6247	
		計		4,877			
	長岡技術科学大学	長岡技術科学大学試験場	14001M	1,086	長岡市上富岡町1603・1 JR長岡駅大手口（西口）からバス（8番線）技大前行乗車, 終点「技大前」下車	0258-46-6000	
	上越教育大学	上越教育大学試験場	14101B	776	上越市山屋敷町1番地 信越本線「高田駅」下車, 「本町6丁目」停留所から教育大学線のバスに乗車（約20分）「教育大学」下車	0255-22-2411	
	日本歯科大学	日本歯科大学新潟歯学部試験場	62502U	140	新潟市浜浦町1丁目8番地 新潟交通バス「浜浦町1丁目」下車, 徒歩1分, 又はJR越後線「関屋駅」下車, 西へ徒歩10分	025-267-1500	
	新潟産業大学	新潟産業大学経済学部試験場	85701U	196	柏崎市軽井川4730番地 JR信越本線「柏崎駅」下車, 柏崎駅前から越後交通バス新潟産業大学行（約20分）「新潟産業大学前」下車, 徒歩1分	0257-24-8436	
富山県	富山大学	富山大学試験場	14201X	5,096	富山市五福3190 JR「富山駅」下車, 駅前からバス高岡行「大学前」下車, 徒歩1分 又は市内電車大学前行「大学前」（終点）下車, 徒歩5分	0764-41-1271	
	富山医科薬科大学	県立富山中部高等学校試験場	14301K	1,080	富山市芝園町3丁目1番26号 「富山駅」前から南西へ徒歩15分 又は市内電車富山大学前行「安野屋」下車, 徒歩5分	0764-42-4213	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地／道順	電話（試験当日）	上履使用
石川県	金沢大学	金沢大学丸の内試験場	14401A	2,106	金沢市丸の内1番1号 金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・横山町経由東部車庫行「兼六園下」下車，徒歩5分	0762-62-4281	
		金沢大学文・法・経済学部試験場	14402Y	700	金沢市角間町 金沢駅前から北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学（角間）・終点」下車	0762-64-5455	
		金沢大学工学部試験場	14403U	1,050	金沢市小立野2丁目40番20号 金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・横山町経由東部車庫行「工学部前」下車	0762-61-2101	
		計		3,856			
	金沢美術工芸大学	金沢美術工芸大学試験場	30801H	300	金沢市小立野5丁目11番1 北陸鉄道バスの錦町行・東部車庫行・湯涌温泉行に乗車し，「小立野」バス停で下車，徒歩8分	0762-62-3531	
福井県	福井大学	福井大学試験場	14501U	2,349	福井市文京3丁目9番1号 福井駅前から市内バス（8番，市内循環線）福井大学行又は経田町行「福井大学前」下車	0776-27-8505	
	福井医科大学	福井医科大学試験場	14601H	436	吉田郡松岡町下合月23-3 京福バス福井医大線「福井駅前（11番乗場）」からバスで約40分「福井医大」下車	0776-61-3111	
	福井工業大学	福井工業大学工学部試験場	67001K	503	福井市学園3-6-1 京福電気鉄道株式会社市内バス4番線，学園町行「金井学園前」下車，徒歩1分	0776-22-8111	
山梨県	山梨大学	山梨大学試験場	14701Z	1,860	甲府市武田4丁目4-37 JR線「甲府駅」下車，北へ徒歩20分 又はバス武田神社行き積翠寺行き「山梨大学前」下車	0552-52-1111	
	山梨医科大学	山梨医科大学試験場	14801R	256	中巨摩郡玉穂町下河東1110番地 JR身延線「常永駅」下車，南東へ徒歩15分	0552-73-6733	
	都留文科大学	都留文科大学試験場	30901Z	465	都留市田原3-8-1 富士急行線「谷村町駅」下車，南西へ徒歩20分	0554-43-4341	
長野県	信州大学	信州大学人文学部試験場	14901C	240	松本市旭3丁目1-1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学経済学部試験場	14902A	240	松本市旭3丁目1-1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学理学部試験場	14903Y	360	松本市旭3丁目1-1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学教養部試験場	14904U	1,337	松本市旭3丁目1-1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学教育学部試験場	14905M	940	長野市西長野6のロ 長野駅中央口前バス停1番ホームから川中島バス宇木行き，若槻団地行き又は若槻営業所行き「信大入口」下車，西へ徒歩5分	0262-32-8106	
		信州大学工学部試験場	14906H	1,156	長野市若里500 「長野駅」東口下車，南へ徒歩20分	0262-26-4101	
		信州大学農学部試験場	14907B	674	上伊那郡南箕輪村8304 JR飯田線「伊那市駅」下車，伊那バスターミナルから西箕輪線「大学前」下車	0265-72-1106	
		信州大学繊維学部試験場	14908Z	1,000	上田市常田3丁目15-1 「上田駅」下車，東へ徒歩20分	0268-22-1215	○
		計		5,947			
岐阜県	岐阜大学	岐阜大学（柳戸地区）試験場	15001A	4,657	岐阜市柳戸1番1 JR岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「岐阜大学」行きで「終点」下車	0582-30-1111	
		県立岐山高等学校試験場	15002Y	1,250	岐阜市長良小山田2587 名鉄新岐阜バスのりば4番から岐阜バス「三田洞」行き又は名鉄バス「高富」行きで約30分「長良高見」下車，徒歩7分	0582-95-1021	○
		県立岐阜北高等学校試験場	15003U	1,250	岐阜市則武字清水1841 名鉄新岐阜バスのりば1番から岐阜バス「市内循環線」又は「長良校前町」行きで25分「北高前」下車	0582-95-1022	○
		計		7,157			
岐阜県	岐阜薬科大学	岐阜薬科大学試験場	31001X	800	岐阜市三田洞東5丁目6-1 岐阜バス：三田洞団地行，県自動車学校行に乗車，「薬大前」下車，徒歩5分 市営バス：三田洞団地行に乗車，「薬大前」下車	0582-37-3931	○
静岡県	静岡大学	静岡大学教養部試験場	15101U	2,960	静岡市大谷836 新静岡センターバスターミナル又はJR東海静岡駅北口（日通前）小鹿大谷線静岡大学行「静大前（終点）」下車，徒歩約5分	054-237-1111	
		静岡大学教育学部試験場	15102M	1,079	静岡市大谷836 新静岡センターバスターミナル又はJR東海静岡駅北口（日通前）小鹿大谷線静岡大学行「静大前（終点）」下車，徒歩約10分	054-237-1111	
		県立静岡高等学校試験場	15103H	1,100	静岡市長谷町66 新静岡センターバスターミナル又はJR東海静岡駅前（北口）大浜麻機線麻機行「長谷通り」下車，徒歩3分	054-247-8998	
		静岡大学工学部試験場	15104B	708	浜松市城北3丁目5-1 JR東海・浜松駅前北口バスターミナル15・16のりば（全路線）で「工学部前」下車	053-473-5647	○
		県立浜松北高等学校試験場	15105Z	880	浜松市広沢1丁目30番1号 JR東海・浜松駅前北口バスターミナル 1・15・16のりば（全路線）で「浜松北高」下車，徒歩2分	053-457-1647	○
		計		6,727			
	浜松医科大学	浜松医科大学試験場	15201H	520	浜松市半田町3600 JR浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大循環いずれも「医科大学」下車	053-435-2200	
		浜松日体高等学校試験場	15202B	831	浜松市半田町3660 JR浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大循環いずれも「日体高前」下車	053-435-2200	○
		計		1,351			
	静岡県立大学	静岡県立大学試験場	31101K	1,600	静岡市谷田395 JR東海草薙駅又は，静岡鉄道草薙駅，もしくは，県立美術館前駅下車，徒歩15分	054-264-5007	
愛知県	名古屋大学	名古屋大学東山地区試験場	15301Z	5,612	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線本山駅から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	052-781-5111	
		名古屋大学教育学部附属高等学校試験場	15302X	636	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線本山駅から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	052-781-5111	○
		名古屋市立菊里高等学校試験場	15303R	1,350	名古屋市千種区星ヶ丘元町13-7 地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車，南へ200m	052-781-0445	○
		愛知県立明和高等学校試験場	15304K	1,350	名古屋市東区白壁2-32-6 地下鉄名城線「市役所駅」下車，東へ200m	052-961-2551	○
		愛知県立名古屋南高等学校試験場	15305C	1,350	名古屋市南区東又兵ヱ町5-1-11 JR東海道本線「笠寺駅」下車，西へ400m 名鉄常滑線「大江駅」下車，東へ700m	052-613-0001	○
		愛知県立昭和高等学校試験場	15306A	1,350	名古屋市瑞穂区玉水町1-18 地下鉄4号線新瑞橋駅から市バス島田住宅・平針住宅行「中根」下車，北へ100m	052-831-6326	○
		愛知県立天白高等学校試験場	15307Y	1,350	名古屋市天白区天白町植田，三七川原8-102 地下鉄鶴舞線「植田駅」下車，北東へ1200m	052-801-1145	○
		名古屋市立名東高等学校試験場	15308U	1,350	名古屋市名東区大針1-351 地下鉄東山線「本郷駅」下車，市バス猪高線地行「極楽」下車，東南へ200m	052-703-3313	○
		計		14,348			
	愛知教育大学	愛知教育大学試験場	15401R	3,441	刈谷市井ヶ谷町広沢1 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅，三好，愛知教育大学行乗車，「愛知教育大学前」下車	0566-36-3111	
		愛知教育大学教育学部附属高等学校試験場	15402K	810	刈谷市井ヶ谷町広沢1 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅，三好，愛知教育大学行乗車，「愛知教育大学前」下車，徒歩5分	0566-36-3111	○
		県立刈谷高等学校試験場	15403C	1,052	刈谷市寿町5の101 JR東海東海道本線「刈谷駅」下車，南へ徒歩15分又は名鉄三河線「刈谷市駅」下車，東へ徒歩5分	0566-36-3111	○
		計		5,303			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
愛知県	名古屋工業大学	名古屋工業大学試験場	15501C	3,900	名古屋市昭和区御器所町 「JR東海道本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車、東へ徒歩10分又は市バス（50番系統）「名大病院」下車、東へ徒歩3分	052－732－2111	
	豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学試験場	15601Y	1,104	豊橋市天伯町字雲雀ヶ丘1－1 「JR豊橋駅前バス停3番乗場から豊鉄バス細谷線「技科大前」下車	0532－47－0111	
		県立時習館高等学校試験場	15602U	1,350	豊橋市宮本町 豊鉄渥美線「新栄駅」下車、北へ徒歩5分	0532－45－3171	○
		計		2,454			
	愛知県立大学	愛知県立大学試験場	31201A	1,600	名古屋市瑞穂区高田町3丁目28番地 市バス「池子」からは南へ、「御剱」からは東へ、「博物館」からは西へ、「大喜」からは北へ、いずれも徒歩10分	052－851－2191	
	愛知県立芸術大学	県立千種高等学校試験場	31301U	1,100	名古屋市名東区社台2丁目206 地下鉄東山線「一社駅」下車、北東へ徒歩約5分	052－773－0098	○
	名古屋市立大学	名古屋市立大学山の畑試験場	31401H	1,430	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 金山から市バス幹線4号山下通又は地下行、85号名古屋大学前行又は博物館行、34号神宮通回行約20分「池子」下車、徒歩5分	052－871－1565	
		名古屋市立向陽高等学校試験場	31402B	830	名古屋市昭和区広地町47 地下鉄鶴舞線「荒畑」下車南へ徒歩10分、金山から市バス幹線4号、85号名古屋大学前行約21分「広見町」下車、北へ徒歩5分	052－841－5476	○
		計		2,260			
	愛知工業大学	愛知工業大学1号館別館試験場	68401M	900	豊田市八草町八千草1247 愛知環状鉄道「八草（愛工大前）駅」下車、徒歩10分	0565－48－0893	
	中京女子大学	中京女子大学試験場	69001M	300	大府市横根町名高山65 東海道本線「大府駅」下車、名鉄バス「有松駅前」行東車、「中京女子大学前」下車、徒歩1分	0562－46－1291	
三重県	三重大学	三重大学試験場	15701M	4,694	津市上浜町1515 近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車、国道23号線を北へ徒歩15分　又は、近鉄・JR津駅東口からバス（4番のりば）「大学前」下車	0592－32－1211	
	松阪大学	松阪大学試験場	70501C	577	松阪市久保町1346 「JRおよび近鉄日本鉄道「松阪駅」から三重交通バス、バーグタウン学園前行15分「松阪大学前」下車、徒歩5分	0598－29－1128	
滋賀県	滋賀大学	滋賀大学経済学部試験場	15801B	1,710	彦根市馬場一丁目1－1 彦根駅前バスターミナル（2番のりば）から南部循駅行（必ず大鉄線に乗車のこと）　又は長浜駅行「宇賀」下車、徒歩約5分	0749－22－5600	
		滋賀大学教育学部試験場	15802Z	1,403	大津市平津二丁目5－1 石山駅前から京阪バス大石行又は外畑行「滋賀大学前」下車、徒歩約10分	0775－37－0081	
		計		3,113			
	滋賀医科大学	滋賀医科大学試験場	15901X	830	大津市瀬田月輪町 「JR東海道本線「瀬田駅」下車、駅前から滋賀医大行バスに乗車し、「滋賀医大四門前」下車	0775－48－2071	
京都府	京都大学	京都大学北部構内試験場	16001R	960	京都市左京区北白川追分町 市バス「百万遍」下車、東へ徒歩5分　又は「農学部前」下車、西へ徒歩2　分、北部構内	075－753－2523	
		京都大学教養部構内試験場	16002K	2,536	京都市左京区吉田二本松町 市バス「東一条」下車、東へ徒歩3分、教養部構内	075－753－2523	
		京都大学本部構内試験場	16003C	3,530	京都市左京区吉田本町 市バス「東一条」下車、東へ徒歩3分	075－753－2523	
		京都大学南部構内（医学部・薬学部構内）試験場	16004A	805	京都市左京区吉田近衛町 市バス「近衛通」下車、西へ徒歩5分、医学部構内・薬学部構内	075－753－2523	
		関西学理学院桃馬口校試験場	16005Y	1,100	京都市北区鞍馬口通烏丸東入ル 地下鉄鞍馬口駅下車、東へ徒歩1分	075－753－2523	
		計		8,931			
	京都教育大学	京都教育大学試験場	16101C	1,535	京都市伏見区深草藤森町1番地 京阪電鉄「墨染駅」下車、徒歩10分　近鉄、地下鉄の場合は「近鉄丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える	075－641－9281	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
	京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学試験場	16201Y	1,944	京都市左京区松ヶ崎橋上町 「JR京都駅前から市バス「松ヶ崎」行「工芸繊維大学前」下車	075－791－3211	
	京都市立芸術大学	京都市立芸術大学試験場	31501Z	425	京都市西京区大枝沓掛町13－6 京都交通バス祇園から関部行（急行）又は京都駅から阪急住駅経由亀岡行又は大原行「芸大前」下車、徒歩1分	075－332－0701	
	京都府立大学	京都府立大学試験場	31601R	671	京都市左京区下鴨半木町1 地下鉄「北山駅」下車、南へ徒歩8分、市バス「府立大学前」下車、徒歩5分、京都バス「北園町」下車、徒歩1分	075－721－4672	
	京都府立医科大学	京都府立医科大学試験場	31701C	397	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地 市バス「府立医大病院前」下車、徒歩1分	075－251－5215	
大阪府	大阪大学	大阪大学文・法・経済学部試験場	16301M	1,000	豊中市待兼山町1－1 阪急宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分	05－844－1151	
		大阪大学理学部試験場	16302H	1,000	豊中市待兼山町1－1 阪急宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分	06－844－1151	
		大阪大学基礎工学部試験場	16303B	1,200	豊中市待兼山町1－1 阪急宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分	06－844－1151	
		大阪大学教養部試験場	16304Z	1,200	豊中市待兼山町1－1 阪急宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分	06－844－1151	
		大阪大学人間科学部試験場	16305X	450	吹田市山田丘1－2 阪急千里線「北千里駅」下車、南東へ徒歩30分	06－877－5111	
		大阪大学薬学部試験場	16306R	350	吹田市山田丘1－6 阪急千里線「北千里駅」下車、南東へ徒歩25分	06－877－5111	
		大阪大学工学部試験場	16307K	2,576	吹田市山田丘2－1 阪急千里線「北千里駅」下車、北東へ徒歩15分	06－877－5111	
		府立千里高等学校試験場	16308C	990	吹田市高野台2－17－1 阪急千里線「山田駅」下車、南へ徒歩10分	06－871－0052	○
		府立豊島高等学校試験場	16309A	990	豊中市北桜丘3－2－1 北大阪急行「千里中央駅」下車、北西へ徒歩10分	06－849－7650	○
		府立刀根山高等学校試験場	16310K	990	豊中市刀根山6－9－1 阪急宝塚線「蛍池駅」下車、北東へ徒歩5分	06－843－3782	○
		大阪市立東高等学校試験場	16311C	990	大阪市都島区東野田町4－15－14 JR東西線・京阪とも「京橋駅」下車、北西へ徒歩10分	06－354－1253	
		府立東淀川高等学校試験場	16312A	990	大阪市淀川区宮原4－4－5 地下鉄御堂筋線・JR東海道線とも「新大阪駅」下車、北西へ徒歩5分	06－391－2428	○
		計		12,726			
	大阪外国語大学	大阪外国語大学試験場	16401B	1,098	箕面市粟生間谷東8丁目1番1号 北大阪急行千里中央駅又は阪急北千里駅から阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」（休日）下車又は間谷住宅行「間谷住宅4」下車	0727－28－3111	
		府立池田高等学校試験場	16402Z	990	池田市建石2丁目2番1号 阪急宝塚線「石橋駅」下車、北へ徒歩15分	0727－28－3111	○
		計		2,088			
	大阪教育大学	大阪教育大学天王寺分校試験場	16501X	1,069	大阪市天王寺区南河堀町4－88 JR・地下鉄「天王寺駅」、近鉄「阿部野橋駅」下車、東へ徒歩約10分又はJR大阪環状線「寺田町駅」下車、西へ徒歩約5分	06－772－0065	
		大阪教育大学池田分校試験場	16502R	1,720	池田市緑丘3－1－1 阪急宝塚線「池田駅」下車、東へ徒歩約10分	06－772－0065	
		大阪教育大学平野分校試験場	16503K	630	大阪市平野区西脇1－6－7 地下鉄谷町線「平野駅」（5番出口）下車、東へ徒歩約5分又はJR大和路線（関西本線）「平野駅」下車、南へ徒歩約18分	06－772－0065	
		大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎試験場	16504C	440	大阪市天王寺区南河堀町4－88 JR大阪環状線「寺田町駅」下車、西へ徒歩約3分又はJR・地下鉄「天王寺駅」、近鉄「阿部野橋駅」下車、東へ徒歩約12分	06－772－0065	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		大阪教育大学附属高等学校池田校舎試験場	16505A	540	池田市緑丘1・5・1 阪急宝塚線「池田駅」下車，東へ徒歩約15分又は阪急バス「池田市民病院前」下車，北東へ徒歩約5分	06−772−0065	○
		計		4,399			
	大阪女子大学	大阪女子大学試験場	31801Y	723	堺市大仙町2・1 JR阪和線「百舌鳥駅」下車，徒歩西へ13分 南海高野線「堺東駅」下車，徒歩南へ18分	0722−22−4811	
	大阪市立大学	大阪市立大学1号館試験場	31901M	1,140	大阪市住吉区杉本3・3・138 JR阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩5分	06−605−2131	
		大阪市立大学2号館試験場	31902H	1,249	大阪市住吉区杉本3・3・138 JR阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩10分	06−605−2131	
		大阪市立大学3号館試験場	31903B	1,140	大阪市住吉区杉本3・3・138 JR阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩10分	06−605−2131	
		府立住吉高等学校試験場	31904Z	1,100	大阪市阿倍野区北畠2・4・1 阪堺上町線「北畠駅」下車，西へ徒歩3分	06−651−0525	○
		府立大和川高等学校試験場	31905X	1,052	大阪市住吉区苅田4・1・72 地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車，北東へ徒歩15分	06−692−0006	○
		府立生野高等学校試験場	31906R	880	松原市新堂1・552 近鉄南大阪線「河内松原駅」下車，南西へ徒歩10分	0723−32−0531	○
		計		6,561			
	大阪府立大学	大阪府立大学試験場	32001H	4,523	堺市百舌鳥梅町4丁804 南海電鉄高野線「白鷺駅」下車，南西へ徒歩10分　又は大阪市営地下鉄御堂筋線「なかもず駅」下車，南へ徒歩15分	0722−52−1161	
兵庫県	兵庫教育大学	兵庫教育大学試験場	16601K	1,061	加東郡社町下久米942・1 社町駅前又は社営業所前から神姫バス生涯教育センター行「兵庫教育大学前」下車	0795−44−1126	
		県立姫路西高等学校試験場	16602C	1,450	姫路市北八代2丁目1・33 JR姫路駅前から神姫バス西高行「北八代」下車，徒歩1分	0792−81−6621	○
		計		2,511			
	神戸大学	神戸大学文学部試験場	16701A	250	神戸市灘区六甲台町1・1 阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大文理農学部前」下車	078−881−1212	
		神戸大学理学部試験場	16702Y	550	神戸市灘区六甲台町1・1 阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大文理農学部前」下車	078−881−1212	
		神戸大学教育学部試験場	16703U	900	神戸市灘区鶴甲3丁目11 阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大教育学部前」下車	078−881−1212	
		神戸大学法学部試験場	16704M	450	神戸市灘区六甲台町2・1 阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大正門前」下車	078−881−1212	
		神戸大学経済学部試験場	16705H	600	神戸市灘区六甲台町2・1 阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大正門前」下車	078−881−1212	
		神戸大学工学部試験場	16706B	1,338	神戸市灘区六甲台町1・1 阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大本部工学部前」下車	078−881−1212	
		神戸大学教養部試験場	16707Z	2,040	神戸市灘区鶴甲1丁目2番1号 阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（16系統）「神大教養部前」下車	078−881−1212	
		県立神戸高等学校試験場	16708X	1,035	神戸市灘区城の下通1丁目5・1 阪急六甲駅前又は三宮駅前から市バス（2系統）「神戸高校前」下車，北200m	078−881−1212	
		神戸市立葺合高等学校試験場	16709R	1,125	神戸市中央区野崎通1丁目1・1 JR「灘駅」又は阪急「王子公園駅」下車，北西へ徒歩約15分，市バス（2系統）青谷バス停下車，南へ徒歩約10分	078−881−1212	
		県立兵庫高等学校試験場	16710Z	1,350	神戸市長田区寺池町1丁目4・1 JR「兵庫駅」から北東へ徒歩25分，神戸高速鉄道「長田駅」から北東へ徒歩15分，市営地下鉄「上沢駅」から北へ徒歩10分	078−881−1212	
		県立御影高等学校試験場	16711X	1,260	神戸市東灘区御影石町4丁目1・1 阪神「石屋川駅」下車，北へ徒歩5分	078−881−1212	
		計		10,898			
	神戸商船大学	神戸商船大学試験場	16801U	1,498	神戸市東灘区深江南町5・1・1 阪神電車「深江駅」下車，南西へ徒歩10分	078−431−3711	
	神戸市外国語大学	神戸市外国語大学試験場	32101Z	2,000	神戸市西区学園東町9丁目1 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車，徒歩3分	078−794−8121	
	神戸商科大学	神戸商科大学試験場	32201R	1,899	神戸市西区学園西町8丁目2番地の1 神戸市営地下鉄「学園都市」駅下車徒歩15分	078−794−6161	
	姫路工業大学	姫路工業大学試験場	32301C	1,700	姫路市書写2167番地 姫路駅前神姫バスターミナル9番のりばより，書写西住宅行その他横関経山各方面行で「工大前」下車，徒歩5分	0792−66−1661	
	松蔭女子学院大学	松蔭女子学院大学試験場	76401Y	300	神戸市灘区篠原伯母野山町1・2・1 「阪急六甲駅」「JR六甲道駅」「阪神御影駅」より36系統鶴甲団地行市バス乗車，六甲台南口下車，北へ徒歩5分	078−882−6122	
	流通科学大学	流通科学大学試験場	85501K	449	神戸市西区学園西町3・1 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車，北へ徒歩5分	078−794−3555	
奈良県	奈良教育大学	奈良教育大学教育学部試験場	16901H	1,700	奈良市高畑町 JR又は近鉄奈良駅から奈良交通市内循環バス乗車「高畑町」下車	0742−27−1266	
	奈良女子大学	奈良女子大学試験場	17001B	2,944	奈良市北魚屋西町 近鉄「奈良駅」下車，北へ徒歩10分	0742−23−1131	
	奈良県立医科大学	奈良県立医科大学試験場	32401Y	720	奈良県橿原市四条町840番地 近鉄橿原線「八木西口駅」下車，南へ徒歩8分又はJR桜井線「畝傍駅」下車南へ徒歩10分	07442−2−1943	
	奈良県立商科大学	奈良県立商科大学試験場	33901R	320	奈良市船橋町10番地 近鉄「奈良駅」下車，徒歩10分　又は，JR「奈良駅」下車，徒歩10分	0742−22−4978	
和歌山県	和歌山大学	和歌山大学試験場	17101X	1,120	和歌山市栄谷930番地 南海和歌山市駅前から和歌山バス和歌山大学行「和歌山大学」下車	0734−54−0361	
		県立向陽高等学校試験場	17102R	1,080	和歌山市太田127番地 JR和歌山駅より南海貴志川線「日前宮」下車，徒歩3分 又は，JR和歌山駅より南東へ徒歩約20分	0734−74−8563	
		計		2,200			
	和歌山県立医科大学	県立桐蔭高等学校試験場	32501M	720	和歌山市吹上5丁目6番18号 和歌山バス「小松原5丁目」下車，東へ徒歩約10分	0734−32−9043	
鳥取県	鳥取大学	鳥取大学教養部試験場	17201K	1,825	鳥取市湖山町南4・101 JR鳥取駅北口バスターミナルからバス鳥大行「鳥大前」下車	0857−28−0321	
		鳥取大学医学部試験場	17202C	594	米子市西町86 JR「米子駅」下車，駅前通りを北西へ徒歩15分	0859−34−8215	
		鳥取大学医療技術短期大学部試験場	17203A	336	米子市西町133・2 JR「米子駅」下車，駅前通りを北西へ徒歩20分	0859−34−8215	
		計		2,755			
島根県	島根大学	島根大学試験場	17301A	2,431	松江市西川津町1060 JR「松江駅」前から市営バス大学・川津行「大学前」下車	0852−21−7106	
	島根医科大学	島根医科大学試験場	17401U	583	出雲市塩冶町89・1 JR出雲市駅前，一畑バスターミナルから島根医大行「医大病院前」下車又は出雲須佐方面行「医大入口」下車	0853−23−2111	
岡山県	岡山大学	岡山大学津島地区試験場	17501H	7,490	岡山市津島中3・1・1 岡山駅前から岡電バス岡山大学・妙善寺行「岡大東門」又は「岡大西門」下車又はJR津山線「法界院駅」下車，北西へ徒歩10分	0862−52−1111	
		県立岡山朝日高等学校試験場	17502B	1,350	岡山市古京町2・2・21 岡山駅前から，岡電バス二本松東行「朝日高前」下車，徒歩5分	0862−71−5977	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		県立岡山大安寺高等学校試験場	17503Z	1,350	岡山市北長瀬本町19-34 岡山駅前から，中国JRバス倉敷駅行「中仙道」下車，北へ徒歩15分	0862-53-4205	○
		計		10,190			
広島県	広島大学	広島大学総合科学部試験場	17601Z	1,610	広島市中区東千田町一丁目1番89号 JR広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行，いずれも「広大前」下車	082-241-1226	
		広島大学文学部試験場	17602X	750	広島市中区東千田町一丁目1番89号 JR広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行，いずれも「広大前」下車	082-241-0467	
		広島大学法学部・経済学部試験場	17603R	800	広島市中区東千田町一丁目1番89号 JR広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行，いずれも「広大前」下車	082-241-1991	
		広島大学理学部試験場	17604K	1,200	広島市中区東千田町一丁目1番89号 JR広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行，いずれも「広大前」下車	082-241-5471	
		広島大学学校教育学部試験場	17605C	865	広島市南区東雲三丁目1番33号 JR広島駅前からバス仁保車庫行又は渕崎行で「東本浦」下車，徒歩5分	082-281-3141	
		広島大学附属中・高等学校試験場	17606A	1,150	広島市南区翠一丁目1番1号 JR広島駅前から電車宇品行で「広大附属前」下車，又はバス広島港行，旭町行で「広大附属高校前」下車（所要時間約30分）	082-251-0191	
		県立広島井口高等学校試験場	17607Y	900	広島市西区井口明神二丁目11番1号 広電宮島線「井口」下車，徒歩5分	082-276-3735	○
		広島大学教育学部試験場	17608U	383	東広島市鏡山一丁目1番2号 JR八本松駅前からバス広島大学行「広大北口」下車，新幹線東広島駅前からバス広島大学行又はJR八本松駅行「広大北口」下車	0824-22-7111	
		広島大学工学部試験場	17609M	1,000	東広島市鏡山一丁目4番1号 JR西条駅前からバス広島大学行「広大東口」下車，新幹線東広島駅前からバス広島大学行又はJR八本松駅行「広大東口」下車	0824-22-7111	
		県立賀茂高等学校試験場	17610Y	540	東広島市西条町西条東770 JR山陽本線「西条駅」で下車，西へ徒歩15分	0824-22-9552	
		広島大学附属福山中・高等学校試験場	17611U	1,109	福山市春日町浦田 JR山陽本線「東福山駅」北口下車，北東へ徒歩15分	0849-41-8350	○
		計		10,307			
	広島女子大学	広島女子大学試験場	32601B	800	広島市南区宇品東一丁目1番71号 広島駅前から，市内電車比治山下経由宇品行「県病院前」下車，東へ徒歩6分	082-251-5178	
	広島県立大学	広島県立大学試験場	33601U	208	庄原市七塚町562 JR芸備線「備後庄原駅」下車，駅前「庄原バスセンター」から，県大スクールバス（約20分）で「県立大学前」下車，徒歩2分	08247-4-1000	
山口県	山口大学	山口大学本部試験場	17701R	3,091	山口市大字吉田1677-1 JR山口線「湯田温泉駅」下車，南へ徒歩20分	0839-22-6139	
		山口大学医学部試験場	17702K	390	宇部市大字小串1144 宇部線「宇部新川駅」下車，徒歩10分	0836-22-2000	
		山口大学工学部試験場	17703C	646	宇部市常盤台2557 宇部線宇部新川駅前から市営バス琴芝経由又は奨宮通り経由の風呂ヶ迫行，ひらき台行及び休暇センター経由黒岩行「工学部前」下車	0836-31-5100	
		計		4,127			
	下関市立大学	下関市立大学試験場	32701X	1,400	下関市大学町二丁目1番1号 JR山陽本線「幡生駅」下車，徒歩15分 民営バス，サンデン交通「山の田停留所」下車3分	0832-52-0288	
	山口女子大学	山口女子大学試験場	32801K	650	山口市桜畠3-2-1 JR山口線「宮野駅」下車，徒歩5分	0839-28-0211	○
徳島県	徳島大学	徳島大学常三島地区試験場	17801C	2,450	徳島市南常三島町1丁目1番地 徳島駅前から市バス吉野川橋行「助任橋」下車，徒歩5分	0886-23-2319	
	鳴門教育大学	鳴門教育大学試験場	17901Y	536	鳴門市鳴門町高島 JR鳴門線「鳴門駅」から市バス高島行き「鳴門教育大学前」下車徒歩1分	0886-87-1311	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
香川県	香川大学	香川大学教育学部試験場	18001U	2,087	高松市幸町1-1 高松駅前のバス乗場（高松築港）1番から，下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約10分，「幸町」下車，徒歩2分	0878-61-4141	
		香川大学法学部・経済学部試験場	18002M	1,200	高松市幸町2-1 高松駅前のバス乗場（高松築港）1番から，下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約10分，「幸町」下車，徒歩3分	0878-61-4141	
		香川大学農学部試験場	18003H	704	木田郡三木町池戸2393 琴電長尾線（瓦町又は長尾行）「農学部前」下車，徒歩2分 又は大川バス引田線（田面又は引田行）「農学部前」下車，徒歩3分	0878-98-1411	
		計		3,991			
	香川医科大学	香川医科大学試験場	18101H	438	木田郡三木町大字池戸1750-1 琴平電鉄長尾線「高田駅」下車，「高田駅」より「医大病院」行きバスで4分	0878-98-5111	
愛媛県	愛媛大学	愛媛大学城北試験場	18201Z	4,872	松山市文京町3番 市内電車環状線「赤十字病院前」下車，北へ徒歩3分	0899-24-7111	
		愛媛大学農学部試験場	18202X	600	松山市樽味3丁目5番7号 市内バス8番線（東野経由）「農学部前」下車	0899-41-4171	
		計		5,472			
高知県	高知大学	高知大学試験場	18301R	1,872	高知市曙町二丁目5番1号 JR土讃本線「朝倉駅」下車，東南へ徒歩5分	0888-44-0118	
	高知医科大学	高知医科大学試験場	18401C	364	南国市岡豊町小蓮 高知駅前から高知県交通バス領石行・奈路行・田井行・医大前原行「医大病院」下車	0888-66-5492	
福岡県	福岡教育大学	福岡教育大学試験場	18501Y	3,355	宗像市大字赤間729番地 JR鹿児島本線「教育大前駅」下車，徒歩約500M 又は，西鉄バス「赤間営業所」下車，徒歩約500M	0940-32-2381	
	九州大学	九州大学文科系学部試験場	18601M	936	福岡市東区箱崎6-19-1 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車，徒歩3分又は西鉄バス「九大北門」下車，徒歩1分	092-641-1101	
		九州大学理学部試験場	18602H	648	福岡市東区箱崎6-10-1 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車，徒歩3分又は西鉄バス「九大北門」下車，徒歩2分	092-641-1101	
		九州大学工学部試験場	18603B	1,983	福岡市東区箱崎6-10-1 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車，徒歩1分又は西鉄バス「九大前」下車，徒歩2分	092-641-1101	
		九州大学農学部試験場	18604Z	535	福岡市東区箱崎6-10-1 地下鉄貝塚行「貝塚」下車，徒歩2分又は西鉄バス「貝塚駅」下車，徒歩2分	092-641-1101	
		九州大学病院地区試験場	18605X	781	福岡市東区馬出3-1-1 地下鉄貝塚行「馬出九大病院前」下車，徒歩3分又は西鉄バス「県庁・九大病院前」・「警察本部前」下車，徒歩3分	092-641-1101	
		九州大学教養部試験場	18606R	1,965	福岡市中央区六本松4-2-1 西鉄バス「六本松」下車，徒歩1分	092-641-1101	
		水城学園試験場	18607K	2,165	福岡市中央区長浜1-3-1 西鉄バス「英数学館前」下車，徒歩1分	092-641-1101	
		代々木ゼミナール福岡校試験場	18608C	1,486	福岡市博多区博多駅前4-2-25 JR九州「博多駅」下車，博多口から博多郵便局前住吉通りを南へ徒歩3分	092-641-1101	
		県立香椎高等学校試験場	18609A	1,190	福岡市東区香椎2-9-1 JR九州「香椎」下車，東へ徒歩5分又は西鉄バス「香椎」下車，東へ徒歩10分	092-641-1101	○
		計		11,689			
	九州芸術工科大学	九州英数学館試験場	18701B	1,025	福岡市中央区舞鶴1丁目5-30 西鉄大牟田線「福岡駅」下車，北西へ徒歩10分	092-741-4166	
	九州工業大学	九州工業大学試験場	18801X	2,484	北九州市戸畑区仙水町1番1号 JR「九州工大前駅」（旧駅名「新中原駅」）下車，南へ徒歩10分	093-871-1931	
		代々木ゼミナール小倉校試験場	18802R	1,340	北九州市小倉北区馬借1-1-2 JR「小倉駅」から徒歩10分 または同駅前よりバス（28・45・90～94番系統）乗車（5分），「旦過橋」下車	093-551-9996	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上諏使用
		計		3,824			
	北九州大学	北九州大学試験場	33001Y	2,500	北九州市小倉南区北方４－２－１ 小倉駅前からモノレール「競馬場前」下車、又は小倉駅前からバス（6・30・31・34～37系統）「北方」下車	093－962－4436	
	九州歯科大学	九州歯科大学試験場	33101M	660	北九州市小倉北区真鶴２丁目６－１ ＪＲ「南小倉駅」下車西へ徒歩１５分又はＪＲ小倉駅より西鉄バス（２２・４３番）「路大前」下車又は西鉄電車「歯科大学前」下車	093－581－6509	○
	福岡女子大学	福岡女子大学試験場	33201B	509	福岡市東区香住ヶ丘１丁目１番１号 ＪＲ九州「香椎」下車、北へ徒歩１５分又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩２分	092－661－2415	
	産業医科大学	産業医科大学試験場	40101H	780	北九州市八幡西区医生ヶ丘１－１ ＪＲ「折尾駅」下車、オリンピアタビル前のバス停から、市営バス「光貞台（循環）」に乗車し、「産業医科大学前」で下車	093－691－7207	
佐賀県	佐賀大学	佐賀大学試験場	18901K	2,738	佐賀市本庄町１番地 佐賀駅バスセンターから市営バス東与賀行・知応行又は佐大前行「佐大前」下車、徒歩５分	0952－24－5191	
	佐賀医科大学	佐賀医科大学試験場	19001C	520	佐賀市鍋島五丁目１番１号 佐賀駅バスセンターから市営バス医大（神野公園・鍋島小学校経由）行「医大」下車	0952－31－6511	
長崎県	長崎大学	長崎大学文教地区試験場	19101Y	4,934	長崎市文教町１－１４ 長崎駅前から市内電車「赤迫」行又は長崎バスの１番系統「滑石」「時津」行等に乗り、いずれも「長崎大学前」で下車	0958－47－1111	
		県立佐世保北高等学校試験場	19102U	848	佐世保市八幡町６－３１ 佐世保駅前から市営バス又は西肥バスの「大野」行、市営バスの「矢岳」行に乗り、「市役所前」で下車、徒歩３分	0956－22－5361	○
		長崎大学片淵地区（経済学部）試験場	19103M	700	長崎市片淵４－２－１ 「長崎駅前東口」から県営バスの「諏訪」行又は「立山」行に乗り、「経済学部前」で下車	0958－26－8231	
		計		6,482			
	長崎県立国際経済大学	長崎県立国際経済大学試験場	33301X	650	佐世保市川下町１２３ ＪＲ佐世保駅前から、市営バス、西肥バスで相浦（白野経由）行「国際経済大学前」下車、徒歩２分	0956－47－2193	
熊本県	熊本大学	熊本大学黒髪地区試験場	19201M	5,967	熊本市黒髪２丁目４０番１号 熊本駅又は交通センターから、市営バス植木行、産交バス大津行いずれも「熊大前」下車	096－344－2111	
	熊本女子大学	熊本女子大学試験場	33401K	600	熊本市健軍町水無２４３２－１ 熊本駅から各種バスで交通センターに行き熊本市営バスの川尻循山・島崎保田窪・子飼長嶺原に乗り換え「日赤前」下車、徒歩１分	096－383－2929	
大分県	大分大学	大分大学試験場	19301B	4,514	大分市大字旦野原７００番地 大分市中央通りトキハデパート前から大分バス旦野原行き「大分大学」下車	0975－69－3311	
	大分医科大学	大分医科大学試験場	19401X	500	大分郡挾間町医大ヶ丘１丁目１番地 トキハデパート前又は大分駅前から、大分医科大学行、医大病院行又は医大経由向の原行で「医大病院」下車、徒歩１分	0975－49－4411	
宮崎県	宮崎大学	宮崎大学教育学部試験場	19501K	2,488	宮崎市学園木花台西１丁目１番地 宮崎交通バス　宮崎大学行（大学病院経由、６５６・６５１）又は大学病院行（宮崎大学経由、６５２）「宮崎大学」下車	0985－58－2811	
		宮崎大学農学部試験場	19502C	985	宮崎市学園木花台西１丁目１番地 宮崎交通バス　宮崎大学行（大学病院経由、６５０・６５１）又は大学病院行（宮崎大学経由、６５２）「宮崎大学」下車	0985－58－2811	
		宮崎大学工学部試験場	19503A	810	宮崎市学園木花台西１丁目１番地 宮崎交通バス　宮崎大学行（大学病院経由、６５０・６５１）又は大学病院行（宮崎大学経由、６５２）「宮崎大学」下車	0985－58－2811	
		計		4,283			
	宮崎医科大学	宮崎医科大学試験場	19601A	750	宮崎郡清武町大字木原５２００ 宮崎駅前宮崎交通宮崎営業所又は南宮崎駅近くの宮交シティからバス大学病院行又は大学病院・宮崎大学行いずれも「大学病院」下車	0985－85－1510	
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学教養部試験場	19701U	1,273	鹿児島市郡元１丁目２１－３０ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（１０番）・三和町行（１１番）「法文学部前」下車、徒歩１分	0992－54－7141	
		鹿児島大学法文学部試験場	19702M	550	鹿児島市郡元１丁目２１－３０ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（１０番）・三和町行（１１番）「法文学部前」下車、徒歩２分	0992－54－7141	
		鹿児島大学教育学部試験場	19703H	760	鹿児島市郡元１丁目２０－６ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（１０番）・三和町行（１１番）「法文学部前」下車、徒歩５分	0992－54－7141	
		鹿児島大学理学部試験場	19704B	600	鹿児島市郡元１丁目２１－３５ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（１０番）・三和町行（１１番）「法文学部前」下車、徒歩３分	0992－54－7141	
		鹿児島大学工学部試験場	19705Z	1,050	鹿児島市郡元１丁目２１－４０ 西鹿児島駅前から市電郡元行「工学部前」下車、徒歩２分	0992－54－7141	
		鹿児島大学農学部試験場	19706X	1,100	鹿児島市郡元１丁目２１－２４ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（１０番）・三和町行（１１番）「農学部前」下車、徒歩１分	0992－54－7141	
		鹿児島大学水産学部試験場	19707R	500	鹿児島市下荒田４丁目５０－２０ 西鹿児島駅前から市営バス三和町行（１１番）・大学病院行（１８番）「体育館前」下車、徒歩５分	0992－54－7141	
		鹿児島大学歯学部試験場	19708K	300	鹿児島市宇宿町１２０８－１ 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（１８番）「歯学部病院前」下車、徒歩３分	0992－64－2211	
		鹿児島大学医学部試験場	19709C	300	鹿児島市宇宿町１２０８－１ 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（１８番）「大学病院前」下車、徒歩１分	0992－64－2211	
		県立大島高等学校試験場	19710R	212	名瀬市安勝町７－１ 名瀬港から民営バス平田町行「大島高校前」下車、徒歩５分	0992－54－7141	
		計		6,645			
	鹿屋体育大学	鹿屋体育大学試験場	19801H	493	鹿屋市白水町１番地 鹿屋バスセンターからバス串水行、又は垂水港からバス鹿屋・志布志・高山行いずれも「白水町体育大学前」下車、徒歩３分	0994－46－4304	
沖縄県	琉球大学	琉球大学教養部試験場	19901Z	895	中頭郡西原町字千原１番地 バス９７・９８・１０２番「琉大東口・北口」下車、徒歩１５分、２６・２７・９０番「中部商業高校前」下車、徒歩３０分	09889－5－2221	
		琉球大学法文学部試験場	19902X	500	中頭郡西原町字千原１番地 バス９７・９８・１０２番「琉大東口・北口」下車、徒歩１５分、２６・２７・９０番「中部商業高校前」下車、徒歩３０分	09889－5－2221	
		県立首里高等学校試験場	19903R	1,250	那覇市首里真和志町２丁目４３番地 バス１２・１３・１４・１７・２５・２６・３３・９７・１０２番「山川」下車、徒歩３分	0988－85－9757	
		県立那覇高等学校試験場	19904K	1,200	那覇市松尾１丁目２１－４４番地 バス１～３・５（以上別南廻り）１２・１７・３１～３５・３８～４１・４５・５０～５５・８９番「那覇高校前」下車、徒歩１分	0988－67－2971	
		県立普天間高等学校試験場	19905C	1,200	宜野湾市普天間１丁目２４－１番地 バス２１～２７・３１・５８・５９・６１・７５・７７・９０・１０２番「普天間」下車、徒歩３分	09889－3－5142	○
		県立宮古高等学校試験場	19906A	84	平良市字西里７１８番地 バス「宮古協栄バスターミナル」下車、徒歩５分、「八千代バス本社」下車、徒歩２０分	09807－3－3061	○
		県立八重山高等学校試験場	19907Y	39	石垣市字登野城２７５番地 バス吉原西「登野城小学校前」下車、徒歩２分	09808－3－6545	
		計		5,168			
	沖縄県立芸術大学	県立首里高等学校試験場	33501A	675	那覇市首里石嶺町３丁目１７８番地 バス９・１１・１４・１７・２５・２６・３３・９７・１０２番「美術学園前」下車、徒歩４分	0988－86－1578	

点字試験場

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上諏使用
宮城県	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11550Y	1	仙台市青葉区荒巻字青葉 市営バス、「仙台駅前」から宮教大行、青葉台行又は成田山行「宮教大前」下車	022－222－1021	
茨城県	筑波大学	筑波大学第二学群試験場	12150Y	1	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は筑波北部工業団地行「筑波大学中央」下車、徒歩５分	0298－53－2208	
東京都	東京学芸大学	東京学芸大学試験場	12950Z	10	小金井市貫井北町４丁目１－１ ＪＲ中央線「武蔵小金井駅」北口から京王電都バス小平団地行にのり「学芸大正門前」下車、徒歩２分	0423－25－2111	
大阪府	大阪教育大学	大阪教育大学天王寺分校試験場	16550R	1	大阪市天王寺区南河堀町４－８８ ＪＲ・地下鉄「天王寺駅」、近鉄「阿倍野橋駅」下車、東へ徒歩約１０分又はＪＲ大阪環状線「寺田町駅」下車、西へ徒歩約５分	06－772－0065	

⑮　平成３年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

文高大第１５７号
平成２年５月28日

各国公私立大学長
大学入試センター所長　殿

文部省高等教育局長
坂　元　弘　直

平成３年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

このたび，標記の要項について，別紙のとおり定めましたので通知します。

大学入学者選抜方法の改善については，かねてから御努力を願ってきたところでありますが，下記の事項に留意の上，なお一層の工夫・改善を進めるよう引き続き格別の御配慮をお願いします。

記

１．各大学・学部は，当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ，入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め，一層の工夫・改善に努めることが望ましいこと。

２．入学者選抜の多様化を推進する観点から，推薦入学や帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人等に対する特別選抜の積極的導入を図るとともに，各大学が行う選抜試験においては面接，小論文，実技検査等を適切に組み合わせて行うことが望ましいこと。

3．身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては，従来から特別の措置をとることについて配慮を求めているところであるが，この特別措置については，以下のことなどが考えられるので，必要に応じ，この例示を参考とするなど更に配慮すること。

(1)　視覚障害者

試験時間の延長，点字・拡大文字による出題，拡大解答用紙，特定試験場の設定など

(2)　聴覚障害者

注意事項の文書による伝達，座席を前列に指定するなど

(3)　肢体不自由者

試験時間の延長，拡大解答用紙，特定試験場の設定，介助者の付与など

4．各大学・学部は，当該大学・学部の教育，研究の内容等入学志願者の進路選択にとって参考となる情報を積極的に提供するよう配慮するとともに，必要に応じて各地区，大学等単位での大学説明会の開催など大学側の情報提供の積極的促進について配慮すること。

5．大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては，本要項の第５の２により慎重な配慮が求められているところであるが，色覚に障害のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられるので，これらの取扱いについては，当該障害を有する者の進学の機会を確保する観点から真に教育上やむを得ない場合のほかは，これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で引き続きその見直しを行うことが適当であること。

6．私費外国人留学生の入学者選抜に当たっては，国際交流等の推進の観点から，当該諸外国における教育の実情等を適切に勘案して，特に当該選抜に係る学力検査等の実施に代えて（財）日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「外国人日本語能力試験（１級）」の積極的活用方についてより一層の配慮をすることが望ましいこと。

7．高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者については，その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる場合には，入学者選抜方法を工夫するなど，その受け入れに配慮することが望ましいこと。

8．推薦入学を実施するに当たっては，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条の２第３項等の規定の趣旨にかんがみ，学年の途中において又は学期の区分に従い高等学校の卒業を認められる者に係る推薦の要件について配慮することが望ましいこと。

9．外国の高等学校に留学し，当該学校における履修を国内の高等学校における履修とみなして単位の修得を認定され，高等学校の卒業を認められる者については，調査書の記入上，留学に係る修得単位について「評定」欄に５段階での表示を記入する必要がないこととしているので，推薦入学等の場合においては，外国の高等学校の発行する証明書等の添付書類を活用することが適当であること。

10．入学に要するすべての経費の納入手続等については，本要項の第９の１の(1)に定めているところであるが，入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等については，受験生への配慮から可能な限りわかりやすく，かつ，十分注意を喚起できるよう募集要項の作成に当たり一層の改善を図ることが望ましいこと。

11．国立大学の入学者選抜においては，特に次の諸点について留意すること。

(1)　２段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしその取り止めを図るため，試験実施から採点，合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し，再検討を図るとともに，全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層の努力を行うこと。

(2)　各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）については，本要項の第10の１の(3)に記載のとおり，出題する教科・科目数の削減に引き続き努力すること。この場合，個別学力検査を行わないか，あるいは行ったとしても当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ必要な最小限度とし，小論文，面接，実技検査，外国語における聞き取り試験等を適切に組み合わせて実施することが望ましいこと。

なお，入学者選抜に当たっては，大学入試センター試験のほか，口頭試問，面接，小論文，実技等の多様な選抜方法や調査書，自己推薦書等の資料を中心として，出題方法の工夫による限定した学力検査などを当該大学・学部の特色，専門分野等の特性に応じて適宜活用し，総合的に合否を判定する方法の導入に努めることが望ましいこと。

(3)　各大学・学部の個別学力検査等の試験期日の決定に当たっては，専門分野別・地域別の均衡に配慮し，受験生の選択の機会の拡大や多様な入学者選抜方法の導入を図るため，分離・分割方式の採用等について積極的な努力を行うこと。

(4)　上記４による情報提供の積極的促進について一層の改善を行うとともに，特に出願期間中においては各地域での志願者数，２段階選抜の状況及び過去の入試データ

等の情報を，入学手続締切り後には追加合格の状況及び第２次募集の状況等の情報を適宜提供するよう配慮すること。

(5)　各大学・学部においては，入学定員の適切な充足を確保することとし，欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておくこと。

(6)　各大学の募集要項の作成に当たっては，個別学力検査等，推薦入学，第２次募集等の出願手続，選抜方法，入学手続等の詳細や入学者選抜上の留意事項等を詳細かつ具体的に明示するよう格別の配慮をするものとすること。

12.　国立大学の選抜日程等に沿って入学者選抜を実施する公立大学及び私立大学についても，上記11の趣旨を踏まえて適切に対処するものとすること。

平成３年度大学入学者選抜実施要項

（平成２年５月28日文高大第157号文部省高等教育局長通知）

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

第１　選　抜　方　法

１　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査・面接・小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、大学が必要に応じて実施する健康診断、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法によるものとする。

この場合、スポーツ・文化等の各種分野における諸活動を適切に評価することが望ましい。

２　上記１の選抜方法によるほか、大学の意向によっては、次の選抜方法によることもできる。

(1)　入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（推薦入学）

ア　大学は、能力・適性等に関する推薦の要件を具体的に定め、これを学校長に提示して推薦を求めるものとする。

イ　大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(2)　入学定員の一部について、帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の志願者と異なる選抜方法により判定する方法（帰国子女特別選抜、社会人特別選抜）

ア　大学は、帰国子女又は社会人の出願要件を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

イ　大学は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の日時の経過などにかんがみ、広く本人の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、面接、小論文、その他大学が適当と認める資料を適

切に組み合わせて課することが望ましい。

(3) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法

大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(4) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法

第2 選 抜 期 日

1 入学者選抜の期日は、次により適宜これを定めるものとする。

(1) 入学者選抜試験期日　　平成3年2月1日から4月15日までの間

(2) 入学願書受付期間　　入学者選抜試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表　　平成3年4月20日まで

2 推薦入学による場合は、判定結果を原則として第1の1による選抜方法の試験期日の10日前までに発表するものとし、この期日に応じて入学願書受付期間を適宜定めるものとする。

3 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法による場合の入学者選抜の期日は、上記1により定めるものとする。

4 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法による場合は、調査書を主な資料として判定した結果を原則として学力検査等の開始日の10日前までに発表するものとする。

第3 調 査 書

1 大学は、入学者選抜の資料として、出身学校長が生徒指導要録等に基づき、かつ調査書作成に関する委員会の審議を経て作成した調査書を提出させるものとする。

調査書の様式、記入上の注意事項等は、別紙様式1による。

2 調査書は、入学志願者の学習成績、健康状況、特別活動の記録等が記載された重要な資料であるので、入学者の選抜に当たっては、調査書を十分活用することが望ましい。

なお、学力検査を実施する場合、入学志願者が受験する教科・科目以外の教科・科目については、特に調査書の学習成績に留意するものとする。

また、専門教育を主とする学科卒業の入学志願者について、その専門教育が当該学部・学科の教育と密接に関連すると認められる場合には、調査書の専門教育に関する科目の学習成績や取得資格などに留意することが望ましい。

3 調査書に記入される学習成績概評は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあっては当該期間）における各教科・科目の評定平均値の平均を表1の区分に従ってA、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を示しているものである。

（表1）学 習 成 績 概 評

各教科・科目の評定平均値の平均	学習成績概評
5.0～4.3	A
4.2～3.5	B
3.4～2.7	C
2.6～1.9	D
1.8以下	E

4 大学は、高等学校長に対し学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示するよう希望することができる。

なお、この場合には「備考」欄にその理由を明示させるものとする。

5 「健康の状況」の欄は、高等学校生徒健康診断票に基づいて記載されるものであり、入学後の保健指導等の参考資料としても併せて活用することが望ましい。

6 大学は、高等学校長に対し当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」欄に記入するよう希望することができる。

7 やむを得ない事由により完全な調査書が得られない場合は、次により措置するとともに、面接によって不足を補う等の配慮が望ましい。

(1) 廃校、被災その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合は、卒業証明書、成績通信簿その他入学志願者が提出できる書類をもってこれに代えてもよい。

(2) 本人が被災等により上記書類をも整えられない場合は、出身学校を所管する教

育委員会、知事又は出身学校長が作成したこれに関する証明書を提出させる。

ただし、このような証明書を受理した大学は、本人について更に調査をすることが必要である。

8　大学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている高等学校（研究開発学校）があるので留意すること。

9　高等専門学校第３学年修了者等の調査書については、次によるものとする。

(1)　高等専門学校第３学年修了者及び文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については、別紙様式１の調査書に準じて作成し提出させるものとする。

(2)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び大学入学資格検定合格者については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第４　学　力　検　査　等

学力検査や小論文、面接、実技検査は、大学が入学志願者の能力、適性等を知る上で重要な選抜資料であるが、その実施に当たっては、次の諸点に留意しつつ、できる限り入学志願者の負担を軽減する観点から瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いることなく、特色ある選抜を実施するようにし併せて入学志願者個々の個性、適性を活かした進学を助長するよう配慮することが望ましい。

１　学　力　検　査

(1)　学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施するものとする。

(2)　大学は、学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施することができる。

(3)　大学は、学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課することができる。

(4)　学力検査は、国語、社会、数学、理科、外国語の５教科について実施することを原則とするが、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、一部の教科を除き、又は他の教科を加えて実施することができる。

(5)　各教科における学力検査実施科目は、高等学校学習指導要領に定められている

科目について、国語、社会、数学、理科、外国語の各教科それぞれ１科目を解答させることを原則として大学が定める。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、社会・理科などの特定教科について３科目以上を出題し２科目を選択解答させ、若しくは特定の２科目を出題し解答させることができる。

(6)　商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部で、その目的、特色、専門分野等からみて適当と認められる場合には、上記(4)に掲げる教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は社会、数学若しくは理科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(7)　学力検査は、次の諸点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り合理的に検査することができるよう出題方針を立てるものとする。

ア　学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方式を適宜組み合わせて実施することが望ましい。

イ　原理的、根本的なものを基礎として、これを運用して解答できるもので、それぞれの科目に関して学理的な適応性を検査できるような問題が望ましく、単なる記憶や知識のみを検査するような問題であってはならない。

ウ　高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のための上記(6)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう、特に考慮するものとする。

２　小論文、面接、実技検査

(1)　小論文及び面接

大学は、入学志願者の能力・適性等をできる限り多角的に検査するため、小論文を課し、また、学部・学科の特性等に応じ面接を活用することについて配慮することが望ましい。

(2)　実技検査

大学・学部の目的・性格等から主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部・学科（教員養成学部にあつては主専攻）においては、上記１の学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。

(3)　上記(1)及び(2)の小論文、面接及び実技検査を課する場合、その内容が、学力検査の教科・科目の内容と重複するものにわたっても差し支えないものとする。

第５　健　康　診　断

１　入学志願者の健康状況の把握は、次により行うものとする。

(1) 平成元年度高等学校卒業者及び平成３年３月卒業見込みの者については、調査書の「健康の状況」欄の記載によるものとし、これ以外の年度の高等学校卒業者及び大学入学資格検定合格者等、調査書を提出することができない者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載事項とされている視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病、異常等について医師の作成した健康診断書（様式は特に定めない。）を提出させ、その記載による。

(2) 特定の学部・学科等が必要とする特別の事項に関する検査、異常所見者に対する精密検査等については、必要に応じて大学が実施するものとする。

2 入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないこと、又は伝染性疾患などにより集団生活に適さないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい。

第６　学力検査実施教科・科目等及び選抜方法等の決定・発表

1 大学は、学力検査の実施教科・科目並びに実技検査の実施科目、面接の実施及び小論文の出題等について決定し、平成２年６月１日から７月31日までの期間内に発表するものとする。

2 大学は、次の事項に該当する場合には、それぞれ具体的な取扱いを決定し、上記１で定める期間内に発表するものとする。

(1) 推薦入学を実施する場合

(2) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合

(3) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法をとる場合

(4) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終的に判定する方法をとる場合

(5) 調査書にⒶ標示を希望する場合

(6) 調査書に能力・適性等についての推薦の記入を希望する場合

(7) 学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する場合

(8) 学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課する方法をとる場合

3 発表は、国立大学（国立短期大学を除く。）及び公立大学（公立短期大学を除く。）にあっては別紙様式２、別紙様式４及び別紙様式６により、大学入試センター試験

を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては別紙様式３、別紙様式４、別紙様式５及び別紙様式６により、大学入試センター試験を利用しない私立大学（私立短期大学を含む。）並びに国立短期大学及び公立短期大学にあっては別紙様式３、別紙様式５及び別紙様式６により、文部省高等教育局大学課大学入試室、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知する方法によるものとする。

なお、大学入試センター試験を利用する大学にあっては、別紙様式４により、大学入試センター事業部事業第一課にも通知するものとする。

第７　募　集　人　員

各大学で募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

第８　出　願　資　格

大学に入学を志願することのできる者は、次のとおりである。

1 高等学校を卒業した者及び平成３年３月卒業見込みの者

2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成３年３月修了見込みの者

3 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成３年３月31日までにこれに該当する見込みの者

第９　募集要項、出願手続等

１　募　集　要　項　等

(1) 大学は、募集人員、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を発表するものとする。

なお、大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するものとし、これに記載されない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにするものとする。

(2) 大学は、当該大学の学部・学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について、募集要項に具体的に記載することが望ましい。

(3) 大学は、平成２年12月15日までに募集要項を発表するものとする。

(4) 大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、求める学生像、学部・学科等の組織、教育研究の内容及び特色、その他学生生活の概要、諸経費、卒業後の進路状況等大学・学部等の選択の参考となる情報を提供することが望ま

しい。

2　出願の手続

(1)　入学志願者は、出願に必要な書類を取りそろえ、志願大学の定める手続により、志願大学へ提出するものとする。

この場合において、出願に必要な書類を出身学校長が取りまとめて志願大学へ提出し、又は、出願に必要な書類のうち出身学校長が作成すべき調査書等のみについて、出身学校長が直接志願大学へ提出することも差し支えない。

(2)　出願に際して提出する写真は、出願以前3か月以内に撮影したものとする。

第10　大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜方法等

大学入試センター試験の利用に伴う大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜（大学の学部等の定員の一部について利用する場合は、その定員に係る入学者の選抜）に関しては、「平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（平成元年8月11日文高大第250号文部省高等教育局長通知）」に定めるもののほか、第1の1に掲げる選抜方法の基本にのっとり、原則としてこの要項の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、学力検査の実施方法、大学入試センター試験の実施期日等については、次に掲げるところによるものとする。

1　学力検査等

(1)　学力検査は、大学入試センター試験及び各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）に分け、大学入試センター試験は、各大学が大学入試センターと協力して共同で実施し、個別学力検査は、各大学が必要に応じて実施するものとする。

(2)　大学入試センター試験は、主として、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とするものとし、各大学は、大学入試センター試験の出題教科について、当該大学・学部に入学を志願する者に対し解答させる教科を決定し、発表するものとする。

(3)　個別学力検査等は、主として、入学志願者が、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等を有するか否かを判定することを目的とするものとし、その実施に当たっては、次の諸点に配慮するものとする。

ア　個別学力検査を行う場合においても、出題する教科・科目数については、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、必要な最小限度とし、第4の2に掲げる小論文、面接及び実技検査を適切に組み合わせて行うことが

望ましい。

なお、この場合、出題教科・科目数は入学志願者の負担を軽減する方向で適切な見直しを不断に行うよう配慮すること。

イ　個別学力検査の実施に当たっては、高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のため、職業に関する基礎的、基本的科目を出題し、選択解答できるよう配慮することが望ましい。

ウ　個別学力検査の出題形式については、利用する大学入試センター試験の教科・科目との関連を配慮し、記述式及び論述式により、入学志願者の記述力、考察力、表現力等が検査できるようにすることが望ましい。

(4)　個別学力検査を実施する大学における学力検査の成績の判定においては、大学入試センター試験の成績が、この試験の目的に即して、適切に評価されるよう配慮するものとする。

(5)　各大学が推薦入学に大学入試センター試験を利用する場合の学力検査の免除については、第1の2の(1)にかかわらず、個別学力検査についてのみ免除することができるものとする。

2　募集、大学入試センター試験の出願受付、実施期日等

(1)　大学入試センター試験に関する要項の発表

大学入試センターは、大学入試センター試験の実施期日、実施方法、出題教科・科目等、試験場、出願手続、検定料、経費等に関する要項を定め、平成2年7月31日までに発表するものとする。

(2)　各大学の募集要項等については、第9の1によるものとするが、第9の1の(1)及び(3)による募集要項の発表については、次によるものとする。

ア　各大学の入学者選抜に関する要項の発表

各大学は、当該大学の学部・学科等の内容、入学定員、大学入試センター試験で受験を要する教科等、個別学力検査その他の能力・適性等に関する検査の実施教科・科目及びその実施期日・選抜方法等の基本的な事項についての入学者選抜に関する要項を決定し、平成2年7月31日までに発表するものとする。

この場合、求める学生像、各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色、大学説明会等の入学志願者の進路選択上の参考資料についても別途発表することが望ましい。

イ　各大学の入学者選抜に関する細目の発表

各大学は、上記アの事項を含め、募集人員、出願手続・期日、個別学力検査等の実施日程の詳細、試験場、検定料その他入学者選抜上の具体的必要事項及び留意点等を記載した細目を平成２年12月15日までに発表するものとする。

(3)　大学入試センター試験の出願受付、実施期日

ア　出願受付は、平成２年10月15日から10月26日までとする。

イ　実施期日は、平成３年１月12日及び13日とする。

3　大学入試センター試験実施上の配慮

(1)　試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内の大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

(2)　身体に障害のある入学志願者については、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする。

(3)　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第11　国立大学の入学者選抜方法等

国立大学（国立短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第10まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、個別学力検査の日程、特別の選抜方法等については、次に掲げるところによるものとする。

1　出願受付、個別学力検査の日程

(1)　出願受付は、平成３年１月22日から１月31日までとする。

(2)　個別学力検査等の日程は、それぞれ各大学・学部が定める分離・分割方式又は連続方式に応じ、次のとおりとする（別表参照）。

ア　分離・分割方式

同一学部を前期日程及び後期日程に分け、前期日程を平成３年２月25日から、後期日程を原則として同年３月12日以降に実施するものとする。

イ　連続方式

大学・学部をＡ日程及びＢ日程の２つのグループに分け、Ａ日程グループは平成３年２月25日から、Ｂ日程グループは原則として同年３月５日以降に実施するものとする。

(3)　合格者の発表は、前期日程は平成３年３月10日まで、Ｂ日程及び後期日程は同年３月18日から３月23日まで、Ａ日程は同年３月23日までとする。

2　各大学に対する出願、入学手続

(1)　入学志願者は、各大学が定める手続き・方法等により、上記１の(1)による出願に当たっては、Ａ日程又は前期日程の大学・学部等から１つ、Ｂ日程又は後期日程の大学・学部等から１つの合計２つの大学・学部等に出願することができるものとする。

(2)　入学手続は、３の(1)に掲げる推薦入学の場合を除き、合格者の発表後各大学の定める日から開始し、前期日程は平成３年３月13日に、前期日程以外の日程は同年３月27日に締め切るものとする。ただし、３の(2)及び(3)に掲げる帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、第２次募集及び追加合格者の入学手続期間は各大学の定めるところによる。

3　特別の選抜方法

(1)　推薦入学

推薦入学を実施する場合の出願の方法、受付期間等は、各大学が適宜定めるものとするが、その判定結果の発表は、個別学力検査及び大学入試センター試験を免除するもの（推薦入学Ⅰ）については平成３年１月21日、個別学力検査についてのみ免除するもの（推薦入学Ⅱ）については同年２月10日までに行うものとし、入学手続の締切期限は、推薦入学Ⅰ、推薦入学Ⅱとも同年２月15日までとする。

(2)　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜

ア　各大学が帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合は、大学入試センター試験を免除することが望ましい。

イ　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合の出願の方法、受付期間、判定結果の発表日等は、各大学が適宜定めることとする。

(3)　第２次募集等

ア　各大学は、入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて大学入試センター試験を受験している者で、かつ、いずれの国立大学にも入学手続を行っていない者を対象として、平成３年３月23日以降において、第２次募集を行うことができるものとする。

イ　各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、平成３年３月28日

以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

この場合において、出願手続、選抜方法、実施期日等については、各大学が適宜定めるものとする。

(4)　２段階選抜

ア　主として調査書の内容及び大学入試センター試験の成績により第１段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方式については、入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、個別学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合以外には行わないものとする。

この方式をやむを得ず採用する場合にあっても、第１段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするようにするものとする。

イ　この方式により選抜を行う大学は、第１段階の選抜の判定結果の発表を、Ａ日程、Ｂ日程及び前期日程については、平成３年２月10日までに、後期日程については、原則として同年３月２日までにそれぞれ行うものとする。

(5)　募集要項の発表

上記(1)から(4)により特別の選抜を行う大学は、あらかじめその実施方法・内容を第10の２の(2)の各大学の募集要項に明示するものとする。

第12　公立大学の入学者選抜方法等

公立大学（公立短期大学を除く。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第11まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとする。

ただし、各大学に対する出願、個別学力検査等の日程及び入学手続等については、各大学の定めるところによる。

第13　注　意　事　項

１　入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者をできる限り多角的に選抜するため、学力検査のみに偏ることなく調査書の内容、学力検査以外のその他の能力・適性等に関する検査の成績、その他学部・学科の特性等に応じ適当と認める資料を活用するよう一層配慮すること。

２　身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

３　大学は、入学者選抜において出題した学力検査問題等について、支障のない限り、標準的な解答例や出題の意図等を適切な方法により明らかにするよう配慮すること。

４　大学は、選抜方法に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、入学者の選抜に当たっては、その成果を十分に反映させることが望ましいこと。

５　大学のうちには、入学定員を著しく超えて入学させている向きもあるが、学生定員は、学科目又は講座の数、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることに十分留意すること。

６　各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色等の情報は積極的に発表するように配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学単位で地元の高校生等を対象に大学説明会を開催するなど大学側の情報の積極的提供に配慮することが望ましいこと。

７　本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に文部省と協議のうえ実施すること。

８　募集要項の発表後に、募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、事前に文部省と協議のうえ実施すること。

なお、緊急事態の生じたことにより、事前に協議できない場合には、その事態及び措置を速やかに文部省に報告すること。

第14　備　　考

この要項は、平成３年度の大学入学者選抜に適用する。

（別　表）

平成３年度国立大学の個別学力検査等の試験期日について

区分		大学名
定員を分割して実施する大学	分離・分割方式で実施する大学 （前期：平成３年２月25日から 後期：同年　３月12日以降）	北海道大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、一橋大学、福井医科大学、浜松医科大学、京都大学、大阪大学、神戸商船大学、奈良女子大学、鳥取大学、島根医科大学、徳島大学、高知大学、九州工業大学、大分医科大学、宮崎医科大学
	分離・分割方式と連続方式のＡ日程又はＢ日程若しくはＡ日程及びＢ日程で実施する大学	室蘭工業大学、弘前大学、岩手大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、電気通信大学、新潟大学、信州大学、金沢大学、福井大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋工業大学、神戸大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、香川大学、九州大学、長崎大学、熊本大学、宮崎大学
	連続方式のＡ日程及びＢ日程で実施する大学	横浜国立大学、滋賀大学
連続方式のＡ日程のみで実施する大学 〔平成３年２月25日から〕		北海道教育大学、宮城教育大学、図書館情報大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京商船大学、東京水産大学、お茶の水女子大学、長岡技術科学大学、富山医科薬科大学、愛知教育大学、豊橋技術科学大学、京都教育大学、大阪外国語大学、奈良教育大学、鳴門教育大学、香川医科大学、福岡教育大学、九州芸術工科大学、鹿屋体育大学、琉球大学
連続方式のＢ日程のみで実施する大学 〔平成３年３月５日以降〕		小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、東京芸術大学、上越教育大学、山梨大学、山梨医科大学、富山大学、静岡大学、三重大学、滋賀医科大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、和歌山大学、愛媛大学、高知医科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、鹿児島大学

別紙様式１

（表）

調　査　書

※	※	※	※

1. ふりがな 氏名	昭和　年　月　日生　男・女	現住所	都道府県　市区　町村　丁目　番　号
学校名 国立 公立 私立	高等学校（分校）	昭和 平成	年　月　入学、編入学、転入学（第　学年）
全・定・通	普通・専門（・）	昭和 平成	年　月　卒業　卒業見込

2. 各教科・科目の学習の記録

教科・科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計	教科・科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計
国語						芸術					
社会						外国語					
数学						家庭					
理科											
保健体育						計					

所見	第１学年	第２学年	第３学年	第４学年

3. 評定平均値

教科	国語	社会	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭			平均
平均値											

4. 学習成績概評

成績段階別人数																
段階	A	人	B	人	C	人	D	人	E	人	合計	（　人）	人			

（裏）

※	※	※	※

5. 出欠の記録

区分＼学年	1	2	3	4
授業日数				
出席停止・忌引き等の日数				
留学中の授業日数				
出席しなければならない日数				
欠席日数				
出席日数				
備考				

6. 健康の状況

視力	右	・（・）	担当学校医所見
	左	・（・）	
色覚			
聴力	右		
	左		担任教員所見
結核			
その他の疾病及び異常			

7. 特別活動の記録

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与

8. 行動及び性格の記録

Ⅰ 所見	
Ⅱ 取得資格等 趣味・特技	

9. 備考

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する

平成　年　月　日

学校名

所在地

校長名　　㊞　　記載責任者　　㊞

調査書記入上の注意事項等について

1　調査書作成の基本方針

(1)　調査書は、高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。

(2)　調査書の作成に当たっては、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないようにするものとする。

(3)　調査書は、ホーム・ルーム担任教員等が記入し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出されるものとする。

2　調査書の様式、規格及び用紙

調査書は、この様式により、日本工業規格Ｂ５判（182×257 mm）上質紙（90 kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、Ｂ４縦型表判（257×364 mm）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。

3　記入上の注意

(1)　上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。

(2)　男女別、全日制・定時制・通信制の課程別、普通科・専門教育を主とする学科の別、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別、卒業・卒業見込みの別及び昭和・平成の別の該当事項を○で囲むこと。

なお、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（　　）内に記入すること。

(3)　「各教科・科目の学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

ア　「教科・科目」欄の履修科目名は、生徒指導要録に基づいて記入すること。

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

イ　「修得単位数の計」欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

ウ　「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で表示すること。

なお、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

エ　旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、次のようにすること。

「評定」は、昭和23年以前の学習成績については、教科ごとに秀、優、良、可、昭和24年度以降の分については、目標別に5、4、3、2、1、昭和31年度以降の分については、科目別に5、4、3、2、1 のそれぞれの評語を用いて記入すること。

オ　卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。

カ　「所見」欄については、生徒個人について認められた各教科・科目の学習における特徴や特記すべき事項について総合的所見として記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。

(4)　「評定平均値」欄については、次のように記入すること。

なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

ア　各教科の評定平均値は、生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

(1)　$\frac{\text{評定の合計数}}{\text{評　定　数}} = \frac{3+3+5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$

(2)　小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3．7」となる。

教科・科目		評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数の計
理科	理科Ⅰ	3				4
	物　理		3			4
	化　学			5		4

イ　評定平均値の平均は、アにより算出した各教科の評定平均値の合計数を履修教科数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

ウ　昭和33年3月以前の卒業者については、評定平均値は記入しないものとする。

(5)　「学習成績概評」及び「成績段階別人数」欄は、次のように記入すること。

ア　「学習成績概評」欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあっては当該期間）における各教科・科目の評定平均値の平均を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

各教科・科目の評定平均値の平均	学習成績概評
5．0～4．3	A
4．2～3．5	B
3．4～2．7	C
2．6～1．9	D
1．8以下	E

イ　大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」欄にその理由を明示しなければならないものとする。

ウ　「成績段階別人数」欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A○○人、B○○人、C○○人、D○○人、E○○人、合計○○人」のように記入すること。

なおアにより、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」欄に同一学年生徒の合計数を（　　）内に記入すること。

エ　昭和33年３月以前の卒業者については、学習成績概評及び成績段階別人数は記入しないものとする。

(6)　「出欠の記録」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。なお、旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、旧生徒指導要録における該当欄のみを記入すること。

(7)　「健康の状況」欄は、次のように記入すること。

ア　「視力」、「色覚」、「聴力」及び「担当学校医所見」の欄には、それぞれについて高等学校生徒健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記すること。

イ　「結核」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項を転記すること。

ウ　「その他の疾病及び異常」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項及び「心臓の疾病及び異常」等該当欄以外の疾病・異常、各種疾患等に関する記載事項で、特に教育上又は保健指導上必要と認められる事項があれば記入すること。

エ　「担任教員所見」欄には、高等学校在学中に教育指導上特に支障のあった疾病又は異常についてホーム・ルーム担任教員の所見を記入すること。

(8)　「特別活動の記録」欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること（例えば、特別活動への参加態度、出席状況、各種の役員としての経験などについて記入すること。）。更に、生徒の活動状況を総合的にみて、次に示す観点の趣旨に該当する場合には、欄内の観点の番号を○印で囲むこと。

1　活動の意欲……意欲をもって集団活動に参加し、熱心に自己の役割を果たした。

2　集団への寄与…所属集団の活動の発展・向上に大いに寄与した。

(9)　「行動及び性格の記録」欄は、次のように記入すること。

ア　「所見」欄には、①全体的にとらえた生徒の特徴②高等学校生徒指導要録の「Ｉ評定」欄において「＋」又は「－」と評定された項目のうち指導上特に重要

と思われるものについての所見や指導方針等について記入すること。

イ　「趣味・特技・取得資格等」欄には、生徒の興味、趣味、特技及び国家試験等を受験することにより取得した資格などについて記入すること。

(10)　「備考」欄には、生徒指導要録の学籍の記録の備考欄、進路に関する記録欄及び特記事項欄の記載事項のうち、特に必要と認められる事項等（例えば、部活動や課題研究など学校生活における生徒の諸活動、奉仕活動など学校生活以外の場における顕著な諸活動）を記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、大学の希望により当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及び同規則第64条の２第１項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。

(11)　記載責任者職氏名は、必ず明記し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正か所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

別紙様式２

平成３年度○○大

学入学者選抜方法等

選抜方法等／学部・学科名	個別学力検査等							推薦入学			
	個別学力検査を課する	実技検査等			2段階選抜			入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する			
		実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する	主として、調査書の内容と大学入試センター試験の成績により第1段階選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う	第1段階の選抜による合格者数		個別学力検査を免除し、大学入試センター試験を課する	個別学力検査及び大学入試センター試験を免除する	実技検査等	
						定員に対する倍率	その他			実技検査を課する	面接を行う

記入上の注意

1. 「学部・学科名」欄には、同一の選抜方法等を実施する学部・学科名を列記すること。
   同一学部・学科であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には、分
2. 各欄は、該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。ただし、募集人員等は具体的
3. 「２段階選抜」欄の「その他」の欄は、２段階選抜を実施する場合の前提となる条件等を具体的に記入す
4. 「個別学力検査等の日程」欄には、試験実施日を具体的に記入すること。試験の日程が同一学部・学科等
5. 大学入試センター試験と個別学力検査との総合評価の方法（両者の配点比率等）を発表する場合は、別紙
6. 「備考」欄には、欠員が生じた場合のその補充の方法について具体的取扱いを定めた場合には、例えば、
7. 本様式に該当する欄がない場合には、本様式に準じて適宜の様式により作成し、添付すること。

学の推薦に基づき、して判定する		推薦入学募集人員（又は比率）	帰国子女、社会人等のための特別選抜			定員一部留保第２次募集				個別学力検査等の日程	備考（欠員補充の方法等）
査等						入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて第２次募集を行う					
小論文を課する	その他		帰国子女	中国引揚者等子女	社会人	個別学力検査を課する	実技検査等		第２次募集人員（又は比率）		
							実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する		

けて記入すること。
に記入すること。
ること。
のうちで異なる場合はその旨を明示すること。
として添付すること。
欠員補充第２次募集、追加合格などと記入すること。

別紙様式３

平成３年度○○大学入学者選抜方法等

選抜方法等 ＼ 学部(学科・専攻・課程)名		○　○　学　部 ○○学部(○○学科)	○　○　学　部 ○　科　系	 ○　科　系	○○学部 ○○学部	備　　考
ア　推　薦　入　学						
イ　帰国子女、社会人のための特別の選抜	帰　国 子　女					
	社　会　人					
ウ　学力検査を課さないで、調査書を主な資料として判定する						
エ　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対して学力検査等を課して最終的に判定する						
オ　調査書にⒶ標示を希望する						
カ　調査書に能力・適性等に関する推薦の記入を希望する						
キ　学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する						
ク　学力検査を第１次と第２次に分け、第１次学力検査の合格者に対して第２次学力検査を課する						
ケ　実技検査を課する						
コ　面接を行う						
サ　小論文を課する						

記入上の注意

1. 大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式４に記入することとし、本様式には、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2. 「学部(学科・専攻・課程)名」欄には、同一の選抜方法等を実施する学部(学科・専攻・課程)名を列記すること。同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には分けて記入すること。
3. 該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。
4. 「備考」欄には、推薦入学募集人員（又は比率）、推薦要件、学力検査等に先立つ調査書による判定の合格予定数（又は比率）、その他受験者の参考となる事項を具体的に記入すること。
   なお、「備考」欄が不足する場合は、適宜紙をはり足すなど工夫すること。
5. ケ、コ及びサの備考欄には、例えば、「推薦入学志望者について面接を実施する。」等の実施対象等について記入すること。
6. 本表に該当する事項が全くない場合は、別紙様式５にその旨注を付すること。
7. なお、本表に記載されない事項で特記事項がある場合には適宜の様式により本様式に添付すること。

平成3年度○○大学入学者選抜の実施教科・科目等について

学部（学科、課程、専攻等）名 ＼ 入学志願者に解答させる教科・科目名等	選抜の対象	大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名	個別学力検査等の教科・科目等	大学入試センター試験の利用方法	その他

記入上の注意

1. この様式には、国公立大学にあっては、いわゆる一般選抜、推薦入学、第2次募集による選抜をすべて記入し、私立大学にあっては、大学入試センター試験を利用する選抜についてのみ記入すること。
2. 「学部（学科、課程、専攻等）名」欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに、又は前期日程及び後期日程で異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。
3. 「選抜の対象」欄には、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部、推薦入学、第2次募集による選抜等、選抜の対象を記入すること。この場合、一般選抜や推薦入学等の定員の一部について大学入試センター試験を利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的にわかるよう、横に「入学定員○○人中○○人」と記入すること。
4. 「大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名」欄には、「選抜の対象」欄に記入した対象ごとに各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、社（倫、日、世、地理、現社）、数（数Ⅰ、数Ⅱ、工、簿）、理（物、化、生、地学、理Ⅰ）、外（英、独、仏）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。また、国語において特定の分野（「近代以降の文章、古典（古文、漢文）」）についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。
5. 「個別学力検査等の教科・科目等」欄には、「選抜の対象」欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、高等学校学習指導要領に準拠して実施する全ての教科・科目名を記入し、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。
6. 「大学入試センター試験の利用方法」欄には、当該選抜における大学入試センター試験の評価方法を具体的に（例えば、大学入試センター試験と個別学力検査等の配点比率の表示等）記入すること。
7. 「その他」欄には、大学入試センター試験の教科・科目を選択受験する場合等の方法及び個別学力検査等の出題範囲、出題方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内に解答させるなど）その他受験者の参考となる事項等を記入すること。

別紙様式5

平成3年度○○大学入学者

学部（学科・専攻・課程）名 ＼ 出題教科・科目名 ／ 科目数等		○ ○ 学 部 ○ ○ 学 部 （○○学科）			○ ○ 科	
		出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数
（教科名）	（科目名）					

別紙様式６（Ｂ５判）

特別選抜方法（○○○○○○）

○　○　大　学

実施学部・学科名	
募　集　人　員	
選　抜　期　日	
選　抜　方　法	
出　願　期　間	
出　願　要　件	
そ　の　他	

記入上の注意

1. 本表は、推薦入学、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜及び社会人特別選抜ごとに別々に作成し、（　）内にそれぞれの特別選抜の区分を記入すること。
　また、それぞれの特別選抜において、例えば、推薦を求める学校を指定する推薦入学や指定しない推薦入学など出願要件が異なる複数の選抜を行っている場合には、それぞれの選抜ごとに別々に作成すること。
2. 「実施学部・学科名」及び「募集人員」の各欄には、選抜方法、出願要件等が同一の場合は、学部・学科名等を列記すること。また、異なる場合には、別々に作成すること。
3. 「その他」欄には、入学者選抜上の具体的必要事項、留意点、その他受験者の参考となる事項を記入すること。

（参考）

平成３年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

（平成元年８月11日文高大第 250号文部省高等教育局長通知）

平成３年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第１　実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の各大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

第２　出題教科・科目等

大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

第３　各大学における利用

１　各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。

２　なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること及び高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の１出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。

第４　利用に係る予告

１　平成３年度大学入学者選抜から大学入試センター試験を新たに利用する大学（大学の一部の学部等について新たに利用する大学を含む。以下同じ。）は、平成元年１０月３１日までに、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を予告するものとする。なお、当該予告がやむを得ない事情により平成元年１１月１日以降となる大学においても、同年度中に予告を行うものとする。

２　上記の入学志願者に解答させる教科・科目及び個別学力検査等の概要に係る予告については、別紙様式により、文部省高等教育局大学課大学入試室、大学入試センター事業部事業第一課、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知することによって行うこととする。

第５　実施期日等

１　平成３年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施期日は、平成３年１月１２日（土）及び１３日（日）とする。

２　各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに当該大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、当該大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、当該大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第６　実施上の配慮事項等

１　大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

２　身体に障害のある入学志願者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等について特別な配慮を行うものとする。

３　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第７　実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する必要な要項を定め、平成２年７月３１日までに発表するものとする。

（別表）

出題教科・科目

1　出題教科・科目

教　科	出　題　科　目
国　語	「国語Ⅰ、国語Ⅱ」
社　会	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」
数　学	「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ、簿記会計Ⅱ」
理　科	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「理科Ⅰ」
外国語	「英語Ⅰ、英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」

（注）「　　」内記載のものを１出題科目とすること。

2　出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教　科	グループ	試験時間	出　題　科　目
国　語		８０分	「国語Ⅰ、国語Ⅱ」
社　会		６０分	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」
数　学	A	６０分	「数学Ⅰ」
	B	６０分	「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ、簿記会計Ⅱ」
理　科	A	６０分	「物理」、「地学」
	B	６０分	「化学」、「理科Ⅰ」
	C	６０分	「生物」
外国語		８０分	「英語Ⅰ、英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」

（注１）国語、社会及び外国語は、１教科について１試験時間とし、数学及び理科は、それぞれA、B及びA、B、Cの出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとすること。

（注２）出題科目が複数用意されている教科（教科内にグループが設定されている場合は、グループ）については、入学志願者は各大学の指定に従い、１出題科目を選択して解答すること。

別　紙　様　式

平成３年度入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について

○　○　大　学

利用する学部（学科、課程、専攻等）名 ＼ 入学志願者に解答させる教科・科目名等	利用する選抜の対象	入学志願者に解答させる教科・科目名	個別学力検査等の概要	備　考
○○学部 ○○学科 ○○課程 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				

（記入上の注意）

１．「利用する学部（学科、課程、専攻等）名」欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。

２．「利用する選抜の対象」欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部について利用、推薦入学について利用、第２次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象を記入すること。

　この場合、一般選抜の一部や推薦入学等定員の一部について利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的にわかるよう、備考欄に、例えば、「入学定員○○人中○○人」、「入学定員○○人中○○人程度（又は○割程度）」と記入すること。

３．「入学志願者に解答させる教科・科目名」欄には、各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、社（倫、日、世、地理、現社）、数（数Ⅰ、数Ⅱ、工、簿）、理（物、化、生、地学、理Ⅰ）、外（英、独、仏）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。また、国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。

（記入例）

［例１］国、社（日、世、地理から１）、数Ⅰ、理（物、化、生から１）、外（英）

［例２］数Ⅰ、数Ⅱ、理（物、化）、外（英、独、仏から１）

４．「個別学力検査等の概要」欄には、「利用する選抜の対象」欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し（上記３の略のあるものは略して記入すること。）、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。

（記入例）

［例１］社（日、世から１）、外（英、独、仏から１）、面接

［例２］理（物、化から１）、外（英）、小論文、実技検査

6　国公立大学入学者選抜関係統計資料

(1)　平成３年度国公(私)立大学入学者選抜実施状況

(2)　平成３年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

(3)　平成３年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

(1)　平成３年度国公(私)立大学入学者選抜実施状況

I.　総括表

区　分	入学定員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C-A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	(97,789)	(502,581)	(5.1)	(425,425)	(126,951)	(100,493)	(2,704)
	100,074	481,663	4.8	401,892	130,270	102,114	2,040
公立大学	(11,974)	(128,215)	(10.7)	(95,127)	(21,924)	(13,562)	(1,588)
	13,611	114,430	8.4	85,468	23,909	14,394	783
私立大学	(100)	(734)	(7.3)	(698)	(105)	(100)	(0)
	100	1,020	10.2	930	109	99	△1
合　計	(109,863)	(631,530)	(5.7)	(521,250)	(148,980)	(114,155)	(4,292)
	113,785	597,113	5.2	488,290	154,288	116,607	2,822

（注）　1.　東京外国語大学外国語学部日本語学科（入学定員45名）のうち外国人留学生を対象とする30名に係るものを除く（以下，各表において同じ）。
2.　私立大学は産業医科大学のみの数である（以下，各表において同じ）。
3.　（　）書きは前年度を示す（以下，各表において同じ）。

（備　考）
1.　入学手続等の状況

区　分	当初合格者				追加合格者		第２次募集			
	入学定員 A	当初合格者数 B	Bのうち手続完了者数 C	当初合格者手続後の過△欠員数 (C-A)	追加合格者数 D	Dのうち手続完了者数 E	入学定員 F	合格者数 G	うち追加合格者	Gのうち手続完了者数 H
	人	人	人	人	人	人	人	人		人
国立大学	(97,072)	(119,377)	(94,126)	(△2,946)	(6,418)	(5,454)	(717)	(1,156)	(58)	(913)
	99,420	122,275	95,548	△3,872	6,760	5,643	654	1,235	121	923
公立大学	(11,914)	(20,949)	(12,734)	(820)	(747)	(662)	(60)	(228)	(0)	(166)
	13,531	22,460	13,172	△359	1,234	1,056	80	215	0	166
私立大学	(100)	(104)	(99)	(△1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
	100	103	93	△7	6	6	0	0	0	0
合　計	(109,086)	(140,430)	(106,959)	(△2,127)	(7,166)	(6,117)	(777)	(1,384)	(58)	(1,079)
	113,051	144,838	108,813	△4,238	8,000	6,705	734	1,450	121	1,089

合　計				
入学定員 (A+F) I	合格者数 (B+D+G) J	うち追加合格者	手続完了者数 (C+E+H) K	入学者の過△欠員数 (K−I)
人	人	人		人
(97,789)	(126,951)	(6,476)	(100,493)	(2,704)
100,074	130,270	6,881	102,114	2,040
(11,974)	(21,924)	(747)	(13,562)	(1,588)
13,611	23,909	1,234	14,394	783
(100)	(105)	(1)	(100)	(0)
100	109	6	99	△1
(109,863)	(148,980)	(7,224)	(114,155)	(4,292)
113,785	154,288	8,121	116,607	2,822

2. 第２次募集実施状況

区分		実施大学・学部数		募集人員	入学志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
		大学	学部	人	人	人	人	人
国立大学	定員留保	(14)	(18)	(717)	(8,014)	(7,693)	(1,112)	(876)
		12	17	654	4,829	4,652	1,145	840
	欠員補充	(2)	(3)	(31)	(439)	(439)	(44)	(37)
		3	5	66	623	623	90	83
	計	(16)	(21)	(748)	(8,453)	(8,132)	(1,156)	(913)
		15	22	720	5,452	5,275	1,235	923
公立大学	定員留保	(1)	(1)	(60)	(1,488)	(1,488)	(228)	(166)
		1	1	80	923	923	215	166
合計	定員留保	(15)	(19)	(777)	(9,502)	(9,181)	(1,340)	(1,042)
		13	18	734	5,752	5,575	1,360	1,006
	欠員補充	(2)	(3)	(31)	(439)	(439)	(44)	(37)
		3	5	66	623	623	90	83
	計	(17)	(22)	(808)	(9,941)	(9,620)	(1,384)	(1,079)
		16	23	800	6,375	6,198	1,450	1,089

3. ２段階選抜実施状況

区分	実施予告大学・学部数		実施大学・学部数		入学定員 A	入学志願者数 B	倍率 B/A	第１段階選抜	
								合格者数	不合格者数
	大学	学部	大学	学部	人	人	倍	人	人
国立大学	(58)	(199)	(31)	(77)	(11,032)	(80,915)	(7.3)	(54,959)	(24,179)
	58	204	28	69	6,915	59,129	8.6	40,620	16,684 ※
公立大学	(19)	(50)	(9)	(19)	(2,233)	(30,642)	(13.7)	(17,861)	(12,781)
	19	50	11	18	2,345	22,878	9.8	17,359	5,519
合計	(77)	(249)	(40)	(96)	(13,265)	(111,557)	(8.4)	(72,820)	(36,960)
	77	254	39	87	9,260	82,007	8.9	57,979	22,203 ※

※東京大学前期合格者１,825 名を含まない。

（参考）出願校の全てが不合格となった者 7,746 人

（内訳）
- １校不合格　6,719 人
- ２校不合格　1,006 人
- ３校不合格　21 人

II. 特色ある多様な入学者選抜の推進状況

(1) 一般選抜における選抜方法の改善状況

区分		平成３年度		平成２年度	
		大学	学部	大学	学部
小論文	国立	76	188	74	178
	公立	20	31	18	26
	私立	1	1	1	1
	計	97	220	93	205
面接	国立	56	97	54	95
	公立	11	13	11	12
	私立	1	1	1	1
	計	68	111	66	108
実技検査	国立	56	62	56	62
	公立	6	9	6	8
	計	62	71	62	70
ヒアリング	国立	33	43	33	43
	公立	6	9	6	9
	私立	-	-	1	1
	計	39	52	40	53
個別学力検査を課さず小論文，面接等のみで選抜	国立	70	196	64	167
	公立	17	24	15	20
	計	87	220	79	187

(2) 特別選抜の実施状況

①推薦入試

区分	大学入試センター試験を課す・免除の別	平成３年度					平成２年度				
		実施大学・学部数（延数）		入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学部数（延数）		入学志願者数	合格者数	入学者数
		大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	課す	49	97	5,770	2,246	2,245	48	97	6,013	2,239	2,236
	免除	57	118	17,925	4,025	4,015	56	109	15,686	3,628	3,616
	計	106	215	23,695	6,271	6,260	104	206	21,699	5,867	5,852
公立大学	課す	7	9	456	159	159	7	10	480	179	179
	免除	22	36	3,985	1,218	1,216	20	30	3,361	986	983
	計	29	45	4,441	1,377	1,375	27	40	3,841	1,165	1,162
私立大学	課す	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免除	1	1	116	29	29	1	1	84	29	29
	計	1	1	116	29	29	1	1	84	29	29
合計	課す	56	106	6,226	2,405	2,404	55	107	6,493	2,418	2,415
	免除	80	155	22,026	5,272	5,260	77	140	19,131	4,643	4,628
	計	136	261	28,252	7,677	7,664	132	247	25,624	7,061	7,043

②帰国子女入試

区分	平成３年度					平成２年度				
	実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	61	139	788	198	148	55	127	708	234	157
公立大学	14	35	122	41	23	14	34	73	29	13
合計	75	174	910	239	171	69	161	781	263	170

③中国引揚者等子女入試

区分	平成３年度					平成２年度				
	実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学部数		入学志願者数	合検者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	13	23	58	18	15	12	21	51	15	12
公立大学	3	10	34	12	10	2	9	28	10	10
合計	16	33	92	30	25	14	30	79	25	22

④社会人入試

区分	平成３年度					平成２年度				
	実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	21	29	697	366	352	19	26	595	313	297
公立大学	10	13	537	203	182	9	11	388	148	126
合計	31	42	1,234	569	534	28	37	983	461	423

(2) 平成３年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

都道府県名	試験場数	志願者 合計	志願者 県内高校出身者 計	志願者 県内高校出身者 卒業見込者	志願者 県内高校出身者 卒業者	志願者 他県高校出身者等	受験者（全教科，一部教科）	受験率
	会場	人	人	人	人	人	人	%
合計	351	455,855	411,978	279,221	132,757	43,877	430,341	94.40
北海道	21	17,631	15,286	10,952	4,334	2,345	16,681	94.61
青森	3	3,914	3,835	3,214	621	79	3,659	93.48
岩手	1	3,900	3,848	3,429	419	52	3,711	95.15
宮城	7	8,512	6,284	3,592	2,692	2,228	8,083	94.96
秋田	1	2,836	2,806	2,307	499	30	2,646	93.30
山形	3	3,448	3,386	2,945	441	62	3,296	95.59
福島	5	4,726	4,654	3,649	1,005	72	4,306	91.11
茨城	8	10,732	9,848	6,762	3,086	884	10,125	94.34
栃木	4	6,176	5,715	4,617	1,098	461	5,775	93.51
群馬	6	7,190	6,794	4,304	2,490	396	6,724	93.52
埼玉	8	10,644	8,573	5,473	3,100	2,071	10,046	94.38
千葉	14	17,535	14,842	8,597	6,245	2,693	16,569	94.49
東京	47	67,013	53,215	27,342	25,873	13,798	62,637	93.47
神奈川	9	15,677	13,811	6,748	7,063	1,866	14,789	94.34
新潟	7	7,075	6,956	4,662	2,294	119	6,571	92.88
富山	2	6,176	6,103	5,087	1,016	73	5,888	95.34
石川	4	4,156	4,067	3,461	606	89	3,988	95.96
福井	3	3,288	3,246	2,912	334	42	3,105	94.43
山梨	3	2,581	2,520	2,022	498	61	2,398	92.91
長野	8	5,947	5,843	3,956	1,887	104	5,393	90.68
岐阜	4	7,957	7,801	6,476	1,325	156	7,580	95.26
静岡	8	9,678	9,528	7,647	1,881	150	8,944	92.42
愛知	20	32,165	30,116	21,665	8,451	2,049	30,964	96.27
三重	2	5,271	5,137	3,920	1,217	134	4,796	90.99
滋賀	3	3,943	3,688	2,425	1,263	255	3,735	94.72
京都	10	13,903	11,175	6,315	4,860	2,728	13,186	94.84
大阪	28	31,021	28,218	15,853	12,365	2,803	29,602	95.43
兵庫	19	21,255	20,174	13,639	6,535	1,081	19,987	94.03
奈良	4	5,684	4,909	3,315	1,594	775	5,412	95.21
和歌山	3	2,920	2,814	1,987	827	106	2,686	91.99
鳥取	3	2,755	2,720	1,917	803	35	2,651	96.23
島根	2	3,014	2,966	2,475	491	48	2,905	96.38
岡山	3	10,190	9,893	8,017	1,876	297	9,601	94.22
広島	13	11,315	10,300	7,213	3,087	1,015	10,503	92.82
山口	5	6,177	6,039	4,512	1,527	138	5,787	93.69
徳島	2	2,986	2,930	2,500	430	56	2,748	92.03
香川	4	4,429	4,091	3,098	993	338	4,185	94.49
愛媛	2	5,472	5,402	5,056	346	70	5,258	96.09
高知	2	2,236	2,141	1,526	615	95	2,081	93.07
福岡	17	24,342	21,127	13,193	7,934	3,215	23,120	94.98
佐賀	2	3,258	3,177	2,627	550	81	3,111	95.49
長崎	4	7,132	7,057	5,934	1,123	75	6,938	97.28
熊本	2	6,567	6,410	4,455	1,955	157	6,238	94.99
大分	2	5,014	4,960	4,413	547	54	4,717	94.08
宮崎	4	5,033	4,977	4,394	583	56	4,883	97.02
鹿児島	11	7,138	6,978	5,584	1,394	160	6,770	94.84
沖縄	8	5,843	5,618	3,034	2,584	225	5,563	95.21

（注）志願者は，試験地区別（受験地別）のものである。

(3) 平成３年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

教科名		科目名	受験者数	平均点	最高点	最低点	標準偏差
国語（200点）		国語	416,568	127.84(63.92)	200(100)	0(0)	29.12(14.56)
社会（100点）		倫理，政治・経済	31,108	63.31	100	0	15.71
		日本史	136,690	66.22	100	0	18.11
		世界史	117,159	72.45	100	0	18.63
		地理	110,876	60.50	100	0	14.46
		現代社会	4,759	63.62	98	0	12.37
数学	(A)（100点）	数学Ⅰ	356,407	50.72	100	0	21.13
	(B)（100点）	数学Ⅱ	330,924	67.81	100	0	23.80
		工業数理	44	51.11	89	22	17.39
		簿記会計Ⅰ・Ⅱ	501	56.52	100	8	18.11
理科	(A)（100点）	物理	135,536	73.17	100	0	20.34
		地学	19,961	69.31	100	10	17.81
		＊不明	1	0	0	0	0
	(B)（100点）	化学	170,445	64.25	100	0	16.03
		理科Ⅰ	2,739	42.74	96	4	14.11
	(C)（100点）	生物	121,109	58.83	100	0	15.60
外国語（200点）		英語	428,564	130.97(65.48)	200(100)	0(0)	36.61(18.30)
		ドイツ語	159	133.89(66.94)	200(100)	31(15)	47.86(23.93)
		フランス語	180	144.52(72.26)	200(100)	32(16)	47.20(23.60)

（注）1 平均点，最高点，最低点，標準偏差欄の（ ）内は，100点満点に換算した点数。
2 「不明」とは，解答科目を特定できないもので，0点とした。

カ　第120回国会　衆議院文教委員会議録（抄）　3．2.22　柳田　稔（民）

○柳田委員　昨年末発表されました中教審の学校制度小委員会の報告に関連して、幾つか質問したいと思います。

第十四期中教審の諮問事項は、後期中等教育及びその高等教育との接続のあり方でございます。つまりは、日本の高校教育の改革が主な事項でありましたけれども、この報告書では、現在の高校教育を取り巻く諸問題の背景としての根本原因を考えるに当たり、大学受験の問題を考えざるを得ず、大学受験問題に相当のページ数を充て、そのよって来る歴史的要因から現在の問題を分析し、その改善の方向を示唆しているものと私は受けとめております。もとよりこれは中間報告であり、ことしの四月に本答申がなされるものと聞いておりますけれども、この報告書に関連して、受験生及び父兄にとって最も関心があるであろう大学受験について幾つか御質問をしたいと思います。

現在共通一次試験が終わり、私立大学の試験の真っ最中でありますし、また三月には国公立の第二次試験が始まるわけで、子供を持つ親、子供もそうでありますけれども、いやが上にも関心が高まっている時期ではないかな、こういう時期に大学受験に対する文部省の考え方をお聞きするというのは、それなりの意義があると思いますので、御答弁のほどよろしくお願いしたいと思います。

まずは、推薦入学についてでございますが、大学進学の制度を考える場合、二つの視点が重要かと思われるわけであります。よくお聞きになっているかというふうに思うのですが、一つは、大学の対応であるかもわかりませんけれども、入るのは難しいけれども出る、卒業するのは易しいタイプ、またもう一つは、入るのは易しいけれども卒業するのは難しいタイプというのが考えられるのではないかというふうに思います。一般にアメリカの大学の場合は、卒業するのは難しいと言われております。それに反して日本の大学は、入るのは難しいけれども出るのは楽だというふうによく聞くわけであります。私も学生生活を通してそういうふうに感じることも多々ございました。大学の授業のやり方にも問題があるかもしれませんけれども、大学に入ったら勉強しなくなったという話もまた聞くというふうに思っております。私は、高校など中等教育の問題を考えるときには、まずこの大学のあり方がはっきりしないとなかなか高校のあり方を論議するのは難しいと思います。

そこで、まず大きく分けて、この二つの分類、入る、出るのことでありますけれども、今後どちらの方向をとるべきか、文部省のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○前畑政府委員　今御指摘のようなことで、入るのは易しくして卒業を難しくするという方法をとるべきではないかということがかねてからいろいろの方面から御提言なり御注意をいただいているところでありますが、臨時教育審議会以来、この議論につきましては、我が国の風土ということを考えた場合に、大学をいわば自分の意思ではなく大学の成績判定の結果中途退学をせざるを得なくなった人に対する社会の受けとめ方ということに大変難しい問題があるということで、我が国では直ちにそういう制度はとりにくいのではなかろうかということが言われております。また、学校制度として考えました場合にも、当然に入学者よりも卒業者を少なく予定して、教員の配置をやったりあるいは施設設備の配置を行うということも大変難しい問題がございます。そこで基本的に、そういった入るところを易しくし出るところを難しくするというような考え方をとるということは、今私どもが大学審議会に御審議をお願いいたしております今後の大学の改善充実方策の中でも、具体にはあらわれておりません。ただ、私どもが今お願いいたしております大学審議会の審議で一つの大きな視点と言いますか方向としては、大学における教育機能の充実ということが非常に大きく言われております。これも先生既に御案内かと思いますが、我が国の大学では学生の教育指導について余り熱心でないのではないかという批判が前からございました。また、留学生などが我が国の大学に学んだ場合にも、そのような批判を留学生からも聞かされるというようなことがございました。先般ちょうだいいたしました大学審議会の答申の中でも、大学の自己点検、自己評価ということを御提言いただいておりますが、その中で例示として掲げられた点検項目、評価項目にも、「教育指導の在り方」あるいは「教授方法の工夫・研究」あるいは「成績評価、単位認定」といったような点について十分に自己点検をし、評価をすべきではないかという提言もちょうだいいたしているところでございます。入りやすく出にくい、そういった理念ではなくて、大学における教育というものを十分重視し、教育機能の充実に努めるように今後とも配慮していきたい、このように考えております。

○柳田委員　おっしゃることもよくわかります。今の大学というのは、大学卒というレッテルをもらうために存在するような気がしてなりません。入るのは易しく出るのが難しいという意味は、学校においてそれなりの勉強をしてほしい、そういう大学であってほしいという意味でありまして、私も学生のころを思い浮かべますと、入るときまでは必死になって勉強しましたけれども、入ってしまうと、遊びと学問を両立しよう、先輩にも遊びも大事だというふうに言われて卒業した記憶がございます。

（中　略）

いろいろと御答弁いただいたわけですけれども、今の話の前提として、現在の大学受験について二つの問題があるのではないかなと思うのです。まずその一つは、受験の機会が均等に与えられて公平で公正になっているのかな。もう一つは、公平で公正であると言われても、受験競争が余りにも過熱し、報告書で指摘しているように、子供や親の心理的負担が余りにも大きく、青少年の心身の健全な発達を阻害しているのではないか。また親の経済的負担が余りにも大きくなっていないか。その結果として、一部の経済的に恵まれた親の子供だけがチャンスにめぐり会い、機会の均等を損ねているのではないかなという問題もあるのではないかと私は思うのです。

その問題を考えるといろいろなことがあるわけですけれども、その中でも特に推薦入学について御質問したいと思うのです。

この推薦入学制度については、受験競争の緩和の一手段として私も歓迎をしている一人ではありますけれども、この報告書が指摘しているような事態が事実であればゆゆしき問題もふくまれているのではないかなというふうに思うわけであります。つまり、大分これから人口も減るわけでありますけれども、大学の定員の確保のために、全合格者に対する推薦入学者の比率を次第に高めていって、しかも、そのことを公表せずに、推薦入学者が五〇％を超える私立大学、短期大学が数多く出現してきたということであります。その具体的例として四つの大学を挙げているわけでありますけれども、あらかじめ明示した推薦入学定員の人数を相当程度オーバーし、結果として、枠が少なくなるわけでありますから、一般受験生を不利にし、しかも受験生の門戸を狭くするということによって自分の学校の難易度を上げるというふうな利点を享受するというふうな指摘があります。いろいろな学校を見ておりますと、私立大学も含めてですけれども、大分偏差値が上がったというふうな気がしていたのですが、一方では、こういうふうに推薦入学者をふやして一般の入試の方の門戸を減らす、そういうことで偏差値を上げて、難易度を上げていったというからくりもあるのかなというふうに、私はこれを読んで、今の偏差値上昇がこういうこともあるんだなと思った次第でもあります。まずは、このようなここで指摘されていることが事実であるのか、確認をしたいと思います。

その次に、この傾向は近年の傾向というふうに思われるわけですけれども、こういう問題に対して現段階で文部省としてはどのように考えている

オ　第120回国会　衆議院文教委員会議録（抄）　3．2.20　村田　吉隆氏（自）

○村田（吉）委員

それから次に、大学審の答申でも、それから中教審のレポートでも、中教審では高校レベルについて述べておられますが、編入試験の問題についてちょっと述べてみたいというふうに考えております。

できたらこの資料をお配りいただきたいと思うわけでありますけれども、よろしゅうございますか。

○臼井委員長　どうぞ。

○村田（吉）委員　私は資料をもらいまして、ここに大学の編入試験についてのいろいろな状況が書いてございます。私自身、編入試験を経て大学を卒業した経験がございまして、一期校に失敗いたしまして二期校に入りまして、入った途端に私は情報を集めて、編入試験制度というものがあるんだということを発見いたしまして、これなら浪人することはないなということで、私はそのときに、こういうチャンスがあるということについて大変福音と感じたものであります。

ここをよくごらんになっていただくと、私が出たのは京都大学の法学部でございますけれども、こういう入試情報というか多様なバイパスというか再チャレンジの可能性、そういう問題についてのアクセスをみんなに平等に提供してやる、私はこれが大変必要なことではないかというふうに考えているわけでありまして、ざっと見ると、有名校というか東大の工学部でもやっておるし、京大の法学部でもやっておるし、私のときには京大の医学部でも編入試験をやっておりました。現在でも阪大の法学部とか医学部とか歯学部とかがやっておるようでございますけれども、私は、文部省がいいのか入試センターがいいのかどうかわかりませんけれども、受験生の皆さん方に多様な道があるんだぞということを提供してやる義務があるのではないかというふうに考えております。大臣からその点についてお答えをいただきます。とにかく入試の情報あるいは多様なアクセスに関する情報をひとしく学生あるいは受験者に提供して差し上げるということについてどう考えるかということです。

○前畑政府委員　今先生御指摘のことはまことにごもっともなことであると思います。編入学について申し上げますと、これは、現在編入学のための特別の定員を設定するということが制度上きちっときめられておりませんがために、ただいまお配りをいただきました資料は国立大学だけが書いてあるかと思います。国立大学については、いわば試行的に編入学の定員を設定するということが行われておるわけでありますが、私立学校については、そのときどきの欠員の状況を見ながら編入学を実施しておるという状況でございます。したがって、今後、大学審議会の答申を踏まえて設置基準等の整備を行い、私立大学についても一般的に編入学の定員が設定できるようになりました場合には、現在、国立大学については「大学一覧」という私どもで監修して市販している資料集にきちっと編入学の定員が幾らあるということを書いておりますが、私立大学も含めて、編入学に対するいわば情報の公開といいますか、アクセスをもっとできやすくするという方向で検討させていただきたい、このように思っております。

た人をさらに進学意欲のある人を三年次に編入させる、あるいは他の大学の一年、二年を終わった方が別の大学に行きたいというときに、その三年次編入学に挑戦をして、学生の大学間の流動化も促進したいというようなことで検討しております、先生も今御指摘ございましたパートタイムスチューデント、コース登録制あるいは科目登録制のパートタイムスチューデントにつきましても、正規のいわゆる学士の資格を取るということを、四年間ぐらいを目途に正規の学生として入る学生のほかに、何年かかってもいいからコース登録制なり科目登録制でいろいろなことを勉強したいという人についても学生の身分を与えるということを検討いたしております。

さらに、大学以外の教育機関で履修した成果を大学の単位として認定するというようなことも認めようということで検討をいたしておりますし、また、学位授与機構というものを置きまして、例えば大学あるいは高専を出た後、社会に出て勤務していながら、大学で改めて、先ほど申し上げましたパートタイムスチューデント制度の中である一定の単位を累積してとった生徒に対して学位を授与する道を開くことも検討すべきではないかということで検討をしているところでございます。

○奥石委員

次に、先ほどリカレント教育のことについて触れさせていただいたわけですけれども、人生の早い時期に教育を集中させるという今までの日本の教育体系ではなくて、やはり労働、教育、また労働、職場へ戻れる、そういう繰り返しの教育の体系をつくり出していこうというのもこの生涯学習の本旨であろうというふうに思いますが、その点、文部大臣、いかがでしょう。

○保利国務大臣　まことにそのとおりだと思います。

私自身も昭和三十三年に企業に就職をいたしまして、その後、現場で大変忙しい思いをしながら働きましたが、考えてみれば少し勉強が足りなかったかな、三、四年たってから、もう少し経理の方の勉強をしておくべきだったとか、あるいは技術者のところで門前の小僧的にいろいろ勉強しておりますが、ああ、やはり技術の勉強も少ししたいなというような気持ちを持ったことは正直言ってございます。

ただ、余りに仕事が忙しかったために、その当時それを実現することはできませんでしたけれども、社会情勢の変化とともにそういった希望を持つ人たちが、きちんとリカレント教育と申しますかそういう形での再教育を受け、そしてさらに能力と人格を高めて社会のために貢献をしていくということはまことに望ましい姿だと思います。そのとおりでございます。

○奥石委員　ただいま文部大臣がみずからの経験を含めてその必要性を語られたわけですけれども、入社試験にかかわってもやはりペーパーテストで人間をはかるという偏差値がひとり歩きをしているこの世の中を何とか解消していく、その手だてとしてやはり考えられていかなければならない。そして前回の文教委員会での文部大臣の言葉をかりれば、大変謙虚に、私は成績はよくはなかったけれどもスポーツマンという点で採用をされたという側面がある、だから、人間はどれだけの知識を持っているかではなくて、これからどれだけのことができるかという、そういうものへ目を向けた選抜方法、それが入社試験の本筋、そういう方向へ行くべきであろうし、また学校教育においても入学試験制度がそういう姿になってこそこの学歴社会の是正も一つの解消できる糸口になろうというふうに思うわけであります。

そこで、お尋ねをしたいと思います。

このリカレント教育と言われる方法を踏まえて、これからの高等教育とどのようにかかわらせていくのか、その辺についてお伺いをいたします。

○坂元政府委員　この前も本委員会でお答えいたしましたが、現在大学審議会でいろいろなことを議論しているわけでございますが、その中で、例えば大学以外の教育施設等における学習成果、例えば専門学校における外国語や情報処理技術を習得した場合、大学教育に相当する一定水準以上のものを大学の責任において評価して、一定の範囲内でこれを大学の単位として認定するというような仕組み、あるいは社会人が全授業を、フルタイムで授業をなかなか受けにくいというような場合もあろうかと思いますが、そういう場合にいわゆるパートタイムスチューデントというものでございますが、特定の授業科目の単位の修得のみを目的とする学生を受け入れる制度、科目登録制というふうに私ども略称しております。

それから、コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度などについてもこれらを導入することを検討いたしております、さらに短期大学あるいは高等専門学校を卒業して社会人になった後に、今御説明申し上げました科目登録制あるいはコース登録制で随時必要な単位を何年間にわたって修得して、その修得した場合にその単位を累積加算いたしまして、一定の要件を満たした場合には大学卒業の認定を行う制度などについて検討しているところでございます。

これらの検討結果につきましては、来春ぐらいに最終的な御答申を大学審議会から私どもいただけるものと思っておりますので、その答申を受けて適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

さらに、生涯学習への対応という観点から、従来から大学に御承知のとおりに夜間学部とか通信教育を行う学部などがございますが、最近は夜間のみの大学院を開設する制度も新しく設けまして、現在、私立が二校、国立が一校、三大学で夜間のみの大学院を開設して全部社会人を受け入れている状況でございます。

それから、先般国立学校設置法で御審議いただきましたが、いわゆる国立大学における昼夜開講制のそういう学部も創設いたしまして、社会人等を含めた勤労者の勉学の便宜を図ってきているところでございます。

これらの制度的な仕組みとは別に、大学入試におきましても、私ども、社会人を一定の別枠を設けて、例えば国立大学でありますと大学入試センター試験などは免除して論文のみ、あるいは論文と面接程度で社会人を受け入れるように指導しているところでございまして、これも逐年ふえてきております。この傾向は、恐らく平成五年度以降十八歳人口が急減期に入りましたときにはさらに社会人の受け入れがふえていくのではないかというふうに考えているところでございます。

イ　第118回国会　参議院予算委員会議録（抄）　2．6．6　亀山　篤氏（社）

○亀山篤君　次に、国の行政機関の移転あるいは首都機能の移転問題について伺います。

最初に国土庁と文部大臣に伺いますが、現在行われております行政機関の移転の問題についてどの程度進捗をしているのか、概況で結構でありますので、まとめてお願いをしたいと思います。

○政府委員（三木克彦君）　国の行政機関等の移転につきましては、昨年八月に移転対象機関七十九機関十一部隊等につきまして移転先等が取りまとめられたところでございます。本年三月二十三日に開催されました土地対策関係閣僚会議におきまして、国土庁長官が土地対策担当大臣といたしまして各大臣に、おおむね五年以内に目標である移転が具体化するようにということをお願いしたところでございます。

具体的な状況でございますが、税関研修所及び宇宙科学研究所の二機関については既に移転を行っております。また、東京外国語大学など十三機関十一部隊等につきましては、移転のための具体的な予算措置が講ぜられており、着実に推進されているところでございます。

国土庁といたしましては、国の機関等移転推進連絡会議という会議がございますが、ここで各省庁とも共同でいろいろと確認を行い、移転の円滑な実施に努めてまいる所存でございます。

○国務大臣（保利耕輔君）　ただいま概況につきましては国土庁から御答弁申し上げたとおりでございますが、東京外国語大学及び附置研究所につきましては、移転に伴う諸条件が整い次第速やかに移転を推進してまいります所存でございます。また、大学入試センターにつきましては、今後の大学入試センター試験の定着状態などを見極めながら対処いたしたいと存じますが、これは昭和五十八年に竣工いたしまして間もないことも勘案して、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては、政府委員から御説明を申し上げさせます。

○亀山篤君　文部省の方は後ほどにしますけれども、国の行政機関の移転の問題について平成七年度までに完了するというふうに理解をしております。

さてそこで、ビルの二階、三階のフロアを借りていたものが移転をするというものもあるでしょうし、それから行政機関、研究所がそっくり土地持ちであったのが移転をしたというものも多いと思うんですが、土地を残して移転をした後の跡地の利用については国土庁、いかがですか。

○政府委員（三木克彦君）　先ほどご報告申し上げました七十九機関十一部隊の跡地は約三十六ヘクタールというふうに推定をしておるわけでございますが、これにつきましては移転推進会議でも公共公益の用に供するということを基本とするというふうに決定をしていただいております。そのように措置がされるものと考えております。

○亀山篤君　文部省、その点いかがですか。

○政府委員（國分正明君）　国の行政機関移転等についての基本方針が閣議決定でなされているわけでございます。

東京都区部の過密解消、あるいは首都機能の分散等というような方針、あるいはまた極力公共公益的利用を図る等適切な利用、処分を行うという方針がございますので、この方針にのっとって対処してまいりたい、かように考えております。

○亀山篤君　国土庁、これによって平成七年度までどれほどの公務員が移転をすることになるんでしょうか。

○政府委員（三木克彦君）　七十九機関十一部隊で移転対象になりました職員の方は一万九千人でございますが、ただこの方々がどのような形で移転するか、全員移転するかどうかについては今後検討すべき課題でございます。

○亀山篤君　跡地利用の問題に関連をするわけですが、行政官庁の移動というのはもう昭和五十二年ごろから問題が発生をしているわけです。年次を追って経過も承知をしておりますけれども、最終的に終わりますのはほぼ十七、八年から二十年かかる。跡地の利用についてもまだ定まっていないというような話は、とてもこれでは本当の意味の行政官庁の移転という話にはならないと思うんです。その点はどういうふうに責任を感じられていますか。

○政府委員（三木克彦君）　行政機関の移転につきましては、昨年の八月に移転先地を取りまとめたところでございます。その後、先ほど御報告申し上げましたように、総意移転の具体化に努めるべくもろもろの調整を行っているところでございます。

しかし、筑波の研究学園都市への移転を考えましても約二十年近い年月を要したわけでございまして、これを先ほど御報告申し上げましたように五年以内にできるだけ具体化しようということで取り組んでいるところでございます。

○亀山篤君　文部省はその点地利用はどうなっていますか。

○政府委員（國分正明君）　文部省関係の場合に、過去とこまでさかのぼるかでございますが、大型の大学移転ということが過去随分行われてまいりました。その財源につきましては、跡地の処分をもって基本的には充当するというような考え方で対処をしてきておりまして、例えば最近の例で申しますと、広島大学でございますとか、あるいは大阪外国語大学でございますとかというようなことにつきましても、基本的には跡地処分収入をもってその移転経費を充当するという考え方で対処してきているわけでございます。

先ほどお尋ねの筑波関係につきましても、東京教育大学が筑波に移転したわけでございますが、その整備につきましてもその処分収入というようなことを念頭に置いて対処する、こういうことで対応してきているところでございます。

ウ　第118回国会　衆議院文教委員会議録（抄）　2．6．8　萩仲　義彦氏（公）

○萩仲委員　ここに、もっと大事なことがあるのです。「人生の初期に希望する学歴や職業的地位を得ることが出来なかった人々に対し、その後の人生のなかで、希望する職業的地位などを獲得できるチャンスが、学校や社会の様々な分野に組み込まれ」なければいかぬ、これがいわゆるリカレントエデュケーションですよ。途中でドロップアウトしたって、いつでもやり直しがきくんだ、立ち上がってこい、人生たくましく挑戦してこい、こういう基盤を日本はつくるべきですよ。そんなもやしみたいな脆弱な基盤じゃなくて、人間形成というのはもっとある意味ではしたたかといいますか、どんなに踏まれても立ち上がってくる勇気を、立ち向かう勇気を、チャンスを与えるのが私は教育だと思うのですよ。

脆弱な学校教育だけじゃない、君の好きな人生、君を待っている社会、将来はあるよ、出てこいというぐらいの勇気のある生涯学習の基盤をつくらなかったら、大学を出られなかったらそれで人生終わりか、そんなことはないよ、頑張れよ、板前やっていたっていいじゃないか、フランス語勉強しろ、フランスへ行ってあのフランス料理勉強してこい、君の視野が開けるぞ、人生も広がるぞ、これが若者の望んでいる生涯学習の基盤なんです。だれもが素朴に願っている、人生何回もやり直しがきく。我が党の言うどこからでもなんですよ。いつでもどこでもじゃないのです。どこからでもスタートさせてやるのがこの生涯学習だと私は思うのです。

もう少し具体的に、自信の持てるような話をしてくれませんか。

○保利国務大臣　ただいま委員から御指摘をいただいたことは大変大事なことでございますし、私の経験に照らして考えてみてもまさにそういうことは言えるのじゃないかと思います。

私が大学を出まして会社に試験を受けましたときに、僕はこの会社に受かるだろうかと大変心配をいたしました。ところが採ってくださった。数年たちまして、当時の人事部長に私をなぜ採ったんですかということを聞いてみましたら、お前は学校での成績は余りよくないけれども、しかしスポーツを一生懸命やってよくない。萩仲先生は陸上競技の選手をおやりになっていたと伺っておりますが、私自身もそうでありました。スポーツマンだからお前を採ったんだ、こう言われまして大変うれしかったわけでございます。そのかわり会社に入りましてからは物すごく鍛えられた思い出がございます。しかし、スポーツをやっておりましたおかげで、どんなに苦しくても我慢をするということを覚えておった。これは人生の中でよかったことだなと思っておるわけでございます。

そういうような意味で、そういう能力を発見をし、そしてそれを育てていくという社会をやはりつくり上げていかなければならない。それから、今御提案をしております生涯学習に関するこの法案の意図するところは先ほど申し上げたとおりでありますが、いろいろな知識、能力を身につけた者をきちんと評価をする、そういう体制をつくっていかなければならぬというようなことを私も感じておるわけでございます。

同時にまた、今官房長から御説明を申し上げたところでございますけれども、平成元年度あるいは二年度の採用のありさまについて話を申し上げましたが、私の正直な感想で申し上げますと、二十人の採用を十一大学からやっておるということは、随分考え直してやっているなという感想は正直に持っております。しかし、さらに先生御指摘のように、あらゆる人格あらゆる能力というのを見出す努力というのはやはり今後も続けていかなければならないというのは御指摘のとおりだと思っております。

○萩仲委員　この文部省からずこいたくましい、上級職のすばらしい人材が育つことを私は期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思うのです。

さらにまた質問を続けますけれども、これはやはり今申し上げたことに関連するのですが、今度のこの法案を読んでみて、ちょっと懸念することがあるので、確認の意味でお伺いしたい。

今も申し上げたのですけれども、学校教育について人生の若年時に集中している。そうですね、これは。大学までだったら二十二歳です。かつ、その役割が家庭や社会の教育に比べて過大なウエートを占めていたことで、もう教育というと若者だけに集中していたのですね。しかし、臨教審が提言しているのは、八十年のスパンがあります。二十代というのは四分の一ですよ。ほかに六十年間という人生があるのです。しかも時々刻々変化しているのです。

我々が吹っ飛ぶんだ。米ソの間だって随分変わったな。ソ連と韓国も変わったな。もう攻めるという時代から里に守ろうというようにあおい大国も変わってきて、我々が昔学校の教科書で習ったような東西冷戦とか南北問題とか、これからボーダーレスの時代になってきてどんどん変わっていく。しかも情報化社会あるいは高度なオフィスオートメーション、物すごい進捗です。

そうしますと、昔習った資格や勉強だけで現代社会の有能な企業人として、サラリーマンとしてたえるかどうか。そうなってくると、やはり先ほどから言っているリカレントエデュケーションというのは非常に大事なのです。もっとリフレッシュして、現代の社会に挑戦できるような時代をつくっていかなければならない。ところが、これ、私の読み方が悪いのかどうかしりませんけれども、何となく短大ぐらいまでしか出てこない。

しかし、短大だけの問題ではなくて、学校というものを、大学もあるいはここの中では大学院まで、大学院についてはパートタイムスチューデント、こう言っているのですよ。大学院までもっと開放しましょう、そういうふうに提言しているのです。門戸をもっと開放して、特に平成五年からだんだん大学受験生徒が少なくなるのです。ならばもっと、今こそチャンスだ、リカレントエデュケーションの基盤として大学を初め高校も中学もいろいろな施設というものが国民にもっと開放されていかなければならない、こう思うのですけれども、本当の意味でのいわゆるリカレントエデュケーションの基盤を柔軟に弾力性を持ってやるべきだと私は思うのですが、いかがでございますか。

○坂元政府委員　先生御指摘のとおりに、生涯にわたる学習機会を確保するという観点から、大学の持つ教育研究機能を社会へ開放していくことが必要であろうというふうに私どもも十分認識しているつもりでございます。

社会人の大学への受け入れのための仕組みというのは、いわゆる夜間学部や通信教育を行う学部のほかに、社会人の高等教育を受ける機会の拡充のために、国立大学におきましては、先般の本委員会でも御審議をいただきました昼夜開講制の実施や、それから放送大学の設置等の施策を推進しているところでございます。特に夜間学部や通信教育を行う学部につきましては、私学がそういう学部党を持っている場合には、私どもも私学助成の面でも傾斜配分を行うなど配慮しているところでございます。

それから、先生今御指摘の大学院レベルにおいて夜間その他の時間等に授業または研究指導を行うということも必要ではないかという御指摘でございますが、そういう意味で、夜間の大学院の修士課程でございますが、昼夜開講制を実施する修士課程や専ら夜間において教育を行う夜間大学院の設置も促進しているところでございます。

それから、先般御審議いただきました北陸先端科学技術大学院大学におきましても、社会人の受け入れを少なくとも三分の一は行おうということで取り組むことといたしております。

それからなお、大学審議会におきまして、現在、生涯学習の観点から大幅な編入学定員の設定が可能となるような大学設置基準、これは三年次の編入学枠をふやすということでございますが、そのことによって一たん社会に出て学士入学をしてくる人を引き受ける、あるいは短大、高専を出

に私が受験生であれば、そういう選抜方法が変わるということになれば、私自身も文句を言うだろうと思います。しかし、事情がございまして、共通一次からいわゆる大学入試センター試験というものに切りかえさせていただいたわけでございますが、その切りかえ時点でそういう問題は避け得ないわけでございまして、ここのところは混乱があれば本当に申しわけなかったことだと思っておりますが、これから先、大学入試センター試験の基本をすぐにまた変えるというような、いわゆる猫の目と言われておるようなことは私もこれは避けなければならないことだ、こういうふうに思っているわけでございます。細かい点でいろいろと改良を加えることは随時やっていかなければなりませんが、基本線を変えてしまうということについては、私はいかがなものかなと思っております。

同時にまた、大学の入学試験というのは、大学がどういう生徒を欲するかということでその選抜をするための試験でもあるわけでございますから、一つはやはり大学の中の問題でもあろうかと思います。そういう意味で、長期的には大学審議会の中でどうするかということについて御審議をいただくべきことかと思っておりますけれども、当分の間、これは大学入試センター試験の骨子を変えないで、そして受験生の皆様方に御不安をお与えしないように努力をしていかなければならない、こういうふうに考えております。

○馬場委員　共通一次と今度の新テスト、基本的には変わらないという答弁をさっきからなさっているわけですけれども、高校二年生が来年受けるときに変わったわけですから、少なくとも私が言ったように一年に入ったときに三年のときはこうだ、このぐらいはこれをちゃんと三年間ぐらいの余裕を置いてやってもいいわけですからね。中曽根さんが共通一次試験を嫌ってやめたとか、臨教審が答申をしたから慌ててやらなければいかぬとか、生徒の側とかそういうことを全然考えなくて、政治的な立場でやったんだ、だから猫の目でこういうぐあいにして受験生を苦しめたのだ、こういわれても、本質的に変わらなかったなら、何でいじめることだけするのか。

実際、複数受験といっても、もう機会が結果としては少なくなっているのですから、その本質は十二分に発揮されていないわけですから、そういう点については、ぜひ大臣、少なくとも生徒側に立って言えば、一年生のときには三年のときの試験はこうだとはっきりわかっておるような、途中で変えるようなことはやはりやらないという原則は確立していかなければいかぬと私は思うのですけれども、その部分に限ってはどうですか。

○保利国務大臣　細かい点は別といたしまして、基本的には現在の大学入試センター試験が定着していくように私たちも努力をいたしますので、現在の高校在学中の皆さん方がまた今度変わった試験を受けなければならぬというようなことにはならないように私どもも努力をいたします。

○馬場委員　次に、もうこれは文部省も新聞に出たから御承知と思いますけれども、大学入試センター試験のデータが、これは一月十三、十四日に入試センター試験が行われて、五月二日にその試験のデータを公表したわけですよね。これは共通一次のときから絶対に公表するまでは漏らしてはならない、いまだかって一回も外に漏れたことはないので、公表するまで。ところが、今度二月ごろ、五月二日に公表したのですけれども、二月ごろ河合塾が「九〇年度入試センター試験教科・科目別平均点」という資料を傍流していますよね。こういうことは今まで私は聞いたことがないわけでございます。

そういう点は本当に大学入試センターの試験というのか、リクルート問題でいろいろなことが受験産業と文部省あるいは大学との関係で問題になりましたが、そういうのを思い出すような出来事でございます。だから、このようにどうして漏れたのかということを、これは調査なさったわけですか。これは、河合塾の人はどうやって資料を入手したということは、営業の人が手に入れたんだから調べてみればすぐわかる、こういうことを新聞紙上で発表しておるわけでございますが、いずれにしてもこの事件というのは入試センター試験に対する信用を失墜しておるわけでございます。そういう関係で、事実関係を調べて、文部省は信用を回復するためにどうけじめをつけようとしているのか、お聞かせください。

○坂元政府委員　入試センター試験に係る全体の平均点、最高点、最低点、標準偏差等の統計数値につきましては、本年一月三十一日以降それぞれの受験生の出願大学、国公立大学、私立も含めまして百四十八の大学に個人別成績と一緒に提供されてきております。

その際、これらの全体の平均点等の統計数値の一般への公表は、これが直ちにいわゆる輪切りや大学の序列化等に予備校に利用されないよう平成二年度の入学者選抜が終了するのを待って行うことにしておりますので、その点は十分御留意くださいということで、かなり早い時期にこの大学入試センター試験に参加した国公私立大学に平均点、最高点、最低点、標準偏差等を送っているわけでございます。

これは、実は共通一次試験までの段階では、試験を終わってからしばらく、要するに大学に発送するのと同時くらいに入試センターは一般に新聞紙上等に公表いたしておりました。発表の時期が非常に早かったわけでございます。その期間が長くなかったものですから漏れるとかが、この入試センター試験に切りかえるときを機会に、あらかじめ偏差値等を発表いたしますと、それで予備校が統計を大量処理いたしますと、君の点数なら大体この辺に行けるというような序列化に基づいた進路指導をされるということもあって、むしろ遅い方がいいのではないかということで平成二年度の大学入試センター試験からは遅く発表しようということにしたわけでございます。

ところが、先生御指摘の新聞報道によりますと、二月下旬の時点で既にある予備校が一部の数値を入手していた模様であります。これは全部の数値ではなくて、何カ所か抜けているところもございました。これらの統計数値については、今御説明しましたとおりに非常に多くの関係者が知り得る立場にあったわけでありますので、その流出経路等について確認することができなかった、大学入試センターで努力しましたけれども確認することができなかったわけでございます。このようなことは、今先生が御指摘のとおり、大学入試センター試験そのものに対する信頼性を損なうということにもなりかねず、私どもも大変遺憾であるというふうに考えております。

今回の事態を踏まえまして、大学入試センターにおきましては、これら全体の平均点等の統計数値の公表時期につきましては国公私立大学の関係者、それから高等学校の関係者からも意見を聴取いたしまして、その結果、各利用大学において相当の期間にわたり未発表資料として取り扱うことは精神的にもかなり負担であるということ、それから大学入試センター試験の利用方法、利用科目や教科なども、各大学が実施する個別学力試験の内容・方法等についてもかなりいろいろな組み合わせがございますので、仮に従来と同じような形で早く発表してもそう単純に偏差値による輪切り、進路指導がしにくいだろうというようなことを考慮いたしまして、公表時期を見直す、もうちょっと早めるということ大学入試センター内部で決定をしたところでございます。

いずれにいたしましても、こういうような事態を生じたことは信頼性を損なうということで私どもも大変遺憾なことであると思っております。

○馬場委員　これを厳密にやってもらわないと、本当に入試センターの試験の信用を失墜しております。これはもう志望大学に生徒が志願票を出した後だったから問題ないのだと言う人もありますけれども、こういうことを考えてみますと、志望大学に出す前にデータが漏れたのじゃないかという疑いさえ持っている人も多いわけですから、今後絶対こういうことが起こらぬようにひとつ指導していただきたいと思います。

7　国会における大学入試に関する質疑

ア　第118回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　2. 5.30　馬場　昇氏（社）

イ　第118回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　2. 6. 6　穐山　篤氏（社）

ウ　第118回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　2. 6. 8　藪仲義彦氏（公）

エ　第118回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　2. 6.13　興石　東氏（社）

オ　第120回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　3. 2.20　村田吉隆氏（自）

カ　第120回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　3. 2.22　柳田　稔氏（民）

ア　第118回国会　衆議院文教委員会議録（抄）　2. 5.30　馬場　昇氏（社）

○馬場委員　今大臣のお話を聞いていますと、やはりこの入試地獄、受験戦争というものが何も教育界だけじゃないわけですよね、社会全般に対して物すごい悪影響を与えておるわけでございます。それに対して何とかしてこれをなくそうという――やろうと思えばできないことはないと私は思うのですよ。しかし、受験する数がふえればあるいは大学の定員が少なけりゃ、それは仕方がないのじゃないかというぐあいに今聞こえて、これをなくそうという意欲がどうもはっきり聞こえなかったわけでございます。そういう点で甚だ遺憾に思うのですけれども。

私は高校受験もやはり受験戦争とか入試地獄はありますけれども、やはりその根源は大学入試にあると思うのですよね。ここはやはり徹底的にメスを本気になって入れなければならぬ、そういう状況に来ておると私は思うので、今から大学入試の問題について具体的に質問しておきたいと思うのです。

ことしから入試センター試験、いわゆる新テストというのが実施されたわけでございますが、先ほどもちょっと出たようですけれども、猫の目入試改革と言う言葉がありますね。このことは、この入試でも受験生に大きな混乱を与えておるのは事実でございます。私どもは、このときにここでも議論いたしましたが、臨教審のときの経理大臣の中曽根さんは、物すごい調子で、国会内外でも共通一次を激しく非難されました。そういう中で、何かその辺からこの新テストというのが出たような感じがしてならない。だからそこから猫の目改革と言われるゆえんのものがそこにあるのじゃないか、こういうぐあいに私は思います。

そこで、本年度の入試センター試験、新テストは文部省としてはどう評価をしておるのか、簡単に説明してください。

○坂元政府委員　本年度初めて導入されました入試センター試験につきましては、従来の共通一次と違いまして、国公私立大学各大学の判断と創意工夫で利用教科・科目数などについて自由に利用できるという形で行われたわけでございます。

本年度は、すべての国公立大学のほか、私立大学にあっては十六大学十九学部がこの試験を利用いたしまして、四十三万人が受験し、四十万八千人が志願いたしました。各大学においては、この試験と調査書、学力検査、面接、小論文等を適切に組み合わせて入学志願者の能力、適性を多面的に判定するよう努めたところでございます。

本年度初めて本試験を利用した私立大学からは、これは私立大学の関係者の評価でございますが、従来と比べてオールラウンド型の生徒が少しでも入ってきた、あるいは従来より学力水準の高い生徒が受験してくれた等の意見が寄せられております。

二回目の平成三年度入学者選抜におきましては、今の段階でさらに五大学五学部が新たに利用することになっております。今後できるだけ多くの私立大学がこの試験を自由に利用して、大学の本試験と一緒にうまく組み合わせて入学者選抜を行っていっていただければ私ども大変ありがたいというふうに考えているところでございます。

○馬場委員　ことし行われました新テスト、分離分割・連続方式と言われておるわけでございますが、これは受験機会の複数化を図るんだという目的もあったわけでございます。しかし実際は、入試センター試験による門前払いが昨年の三倍ぐらいの四万人ぐらい出たのではないかと言われておるわけでございます。

そして、大体傾向として有名校がそろって前期に偏重の分離分割方式に移行する傾向にありました。そういたしますと、結果としてA日程の前期に定員が偏重して、それが第一次志望だ、後期とB日程は滑りどめだ、こういうような風潮が出たように私は思えてならないわけでございます。分離分割・連続方式は複数の受験の機会を与えると言ったけれども、事実上一校の受験化という傾向が起こっておるのじゃないか、こういう問題点を私はことしの試験に感ずるわけでございます。

こういう点について、そういう点はなかったか、簡単に答えてください。

○坂元政府委員　確かに御指摘のとおり、前期、後期の分離分割をとる大学、それからA日程、B日程という連続方式をとる大学・学部等の数等はほぼ同じような数でございます。それを、前期とA日程をトータルいたしますと、言いかえれば前半に試験をやる学部、あるいは入学定員の割合というのは五一・五%。それから、後期あるいはB日程でやる、後半に試験をやる学部等の学生は四八・五%でございます。

そういう意味では、数の上からいえば大体同じような数字に分かれておるわけでありますが、ただ先生も御指摘の有力校がみんなかなりのウエートで前半に入ってきて、後半は一割程度、分離分割でも九割は前期、後期が一割などという大学が多いわけでありますが、そういう意味では確かに地域別、専攻別に見ると、必ずしも五対五に分かれておるからいいじゃないかということにはならないのじゃないかという感じを私どもも持っております。

そういう意味で、これからは地域別、専攻別にも逐年均衡のとれたものになるよう、言いかえれば文字どおりの受験機会の複数化の趣旨がより生かされて実現されていくよう各大学に要請してまいりたいというふうに考えております。

○馬場委員　ちょうど平成元年度から分離分割というものが入ったものですから、まことに恐縮ですが、今はちょうどそれぞれの大学が試行錯誤といいますか、産みの苦しみというふうに言ってもいいかもしれませんが、これから文字どおり複数化したということが、地域別に見ても専門別に見ても言えるような形に改革していくよう各国立大学、公立大学にいろいろと御相談し、努力を促してまいりたいというふうに考えております。

○馬場委員　今ちょっと答弁でもあったわけでございますけれども、やはり複数受験というような意図で始めたものが、事実上一校受験、有名校偏重というふうな方向に行ってしまう、こういう結果が、芽が出ているわけですから、こういうことのないようにやっていただきたいと思うのです。

入学試験の問題について大臣にお聞きしたいのですけれども、今の大学入学試験というのはやはり入れる方が、大学側が、受験生がたくさんおるわけだから、どうやってこれを切り捨てるか、定員外は切り捨てるかという、切り捨てるための入学試験というぐあいになっているような気がいたします。

例えば、試験を受ける高校生とか、あるいは高校側とか、そういう側の立場というのは余り尊重されていない。試験を施す大学側の切り捨てになっている、こういう点はやはりきちんと検討を加えて改めなければいけないのじゃないか。実際にことしの試験を、猫の目受験とかかわってきて高校生が言っているのです。高校二年のときに三年で受けるときの大学入試のやり方が変わったわけですから、二年のときに変わったから非常に不安だった、こう言うことを受験生はみな言っているわけです。

例えば、高校の生徒で言うならば、少なくとも自分が高校に入ったとき、三年後の大学の受験というのはこういう試験の方法であるんだということが決まっておらなければ、それは生徒は不安ですよ。高校の三年のうちの二年生ぐらいで大学入試のやり方が変わった、これはもう生徒側にとったら本当に不安でたまらない、こういう感じがあったわけでございますから、少なくとも採る側の切り捨て論理じゃなしに、受ける側の、受験生、高校側の意向というものを尊重して、やはり入試というのは考えなければいけないんじゃないか、こういうふうに思うのですけれども、大臣、どうですか。

○保利国務大臣　御答弁の前に、先ほど御質問をいただきました点でございますが、大学入試の問題で大変地獄があるというお話でございました。私どもといたしましては、定員増には一生懸命努めておりますことをひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、ただいまの点でございますが、確か

8　大学入試に関する新聞論調等一覧

2. 7.31	毎　日	（社説）	替え玉受験防止に万全期せ
8.16	産　経	（主張）	大学入試の多様化とその後
	毎　日	（社説）	受験生に配慮した入試を
8.17	日　経	（社説）	慎重さ要する入試の変更
8.18	読　売	（社説）	多様化する大学入試に望む
8.27	朝　日	（社説）	受験生が納得する大学入試を
9. 9	毎　日	（社説）	入試は「頼まず・頼まれず」
9.22	日　経	（教育）	大学入試「小論文」が改善の契機
12. 7	産　経	（正論）	学生を「顧客」とみなす時
12.19	毎　日	（社説）	息苦しい教育の改革へ一石
	東　京	（社説）	のびのび教育への大胆な提言
12.20	朝　日	（社説）	中教審に手紙を書こう
	読　売	（社説）	受験過熱をやわらげるには
	産　経	（社説）	中教審提言で国民的論議を
12.22	日　経	（教育）	大学評価　難しい基準づくり
12.23	読　売	（教育）	点数至上は古い公平観念
12.24	東　京	（視点）	中教審報告に物申す
12.25	読　売	（論点）	現実と見解に隔たり正当な私学評価望む
12.26	読　売	（論点）	受験戦争解消に国家統制は禁物
	産　経	（正論）	公共投資で高等教育充実を
12.27	読　売	（論点）	進学受験の強制やめ生徒の自由尊重せよ
12.28	産　経	（正論）	大学の整備拡充こそが基本
3. 1. 6	読　売	（社説）	高校改革を実現させよう
1.12	日　経	（教育）	教育改革　中身が問われる年に
1.13	産　経	（主張）	入試で大騒ぎしない世の中に
1.14	日　経	（社説）	大学入試を健全なものに
1.19	日本教育	（社説）	大学入試多様化の問題点

2. 9	産　経	（主張）	大学の自由化と残された問題
2.10	読　売	（社説）	自己革新を迫られる大学
	毎　日	（社説）	自己革新を求められる大学
	日　経	（社説）	大学改革は官学民の力で
2.14	産　経	（正論）	高校で近現代史を教える道
2.15	東　京	（社説）	大学の自由化に欠かせぬ責任
3.16	産　経	（正論）	大学入試戦線に変化の兆し
3.25	読　売	（社説）	入試の尺度をもっと多様に
3.29	朝　日	（社説）	大学が大学らしく振る舞うと
3.30	産　経	（正論）	自治ではできない教育改善

大学入試センター年報（1990 年度）

発 行 日	1992 年（平成 4 年）11 月
発　　行	大学入試センター管理部庶務課
〒 153	東京都目黒区駒場 2 丁目 19 番 23 号
	☎　（０３）３４６８－３３１１（代）